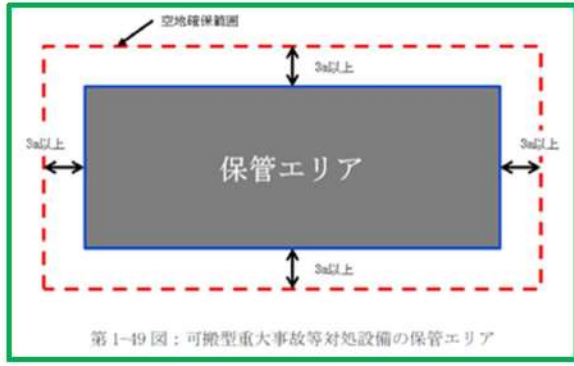
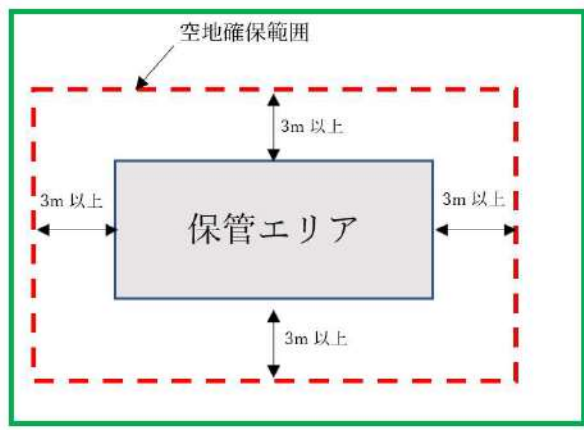


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1-49図：可搬型重大事故等対処設備の保管エリア</p> <p>(11) 消防法に基づく危険物施設予防管理・活動業務</p> <p>発電所長は、消防法に基づき危険物予防規程を作成し、市町村長の認可を受ける。危険物保安監督者は、危険物予防規程に基づき危険物施設の保安に関して必要な監督業務を実施する。火災防護計画には、危険物施設の保安業務を以下の通り定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の保安関係者に対する教育 ・危険物施設における訓練 ・巡視・点検 ・運転・操作 ・危険物の取扱い作業・貯蔵 ・危険物施設の補修 ・非常時の措置 ・油漏えい時の対処方法 ・消防機関との連絡 ・検査 <p>危険物施設の適用範囲については、「危険物製造所等許可施設一覧表」(第1-17表)に示す。</p>	 <p>第1-36図：可搬型重大事故等対処設備の保管エリア</p> <p>(11) 消防法に基づく危険物施設予防管理・活動業務</p> <p>発電所長は、消防法に基づき危険物予防規程を作成し、市町村長の認可を受ける。危険物保安監督者は、危険物予防規程に基づき危険物施設の保安に関して必要な監督業務を実施する。火災防護計画には、危険物施設の保安業務を以下の通り定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の保安関係者に対する教育 ・危険物施設における訓練 ・巡視・点検 ・運転・操作 ・危険物の取扱い作業・貯蔵 ・危険物施設の補修 ・非常時の措置 ・油漏えい時の対処方法 ・消防機関との連絡 ・検査 <p>危険物施設の適用範囲については、「危険物製造所等許可施設一覧表」(第1-15表)に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
	<p>第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警備 %</th> <th rowspan="2">製造所等の別</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">取引量 の概数</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>1号機 補助ボイラー設備</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>47,000kg</td> <td>23.6号 設 計 昭和37年7月1日 第162号 完成 昭和37年8月21日 第164号</td> <td>発電管理 区 タービン室</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>屋内 タンク 貯蔵所</td> <td>1号機 6.2tの1 軽油貯蔵タンク</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>620kg</td> <td>設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年2月19日 第146号</td> <td>発電管理 区 機室4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>1号機 非常用ディーゼル発電機 室</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>30,200kg 9kg</td> <td>設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年11月19日 第1467号</td> <td>発電管理 区 機室4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>1号機 主油タンク 給油系統 給油系統タンク</td> <td>4</td> <td>第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>30,100kg</td> <td>設 計 昭和37年8月23日 第170号 完成 昭和38年2月25日 第170号</td> <td>発電管理 区 タービン室</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警備 %</th> <th rowspan="2">製造所等の別</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">取引量 の概数</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>2号機 非常用ディーゼル発電機 室(1)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>41,000kg 8,10kg</td> <td>設 計 平成4年12月18日 第211号 完成 平成4年2月23日 第204号</td> <td>発電管理 区 機室4</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>2号機 非常用ディーゼル発電機 室(2)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>41,000kg 8,10kg</td> <td>設 計 平成4年12月18日 第212号 完成 平成4年2月23日 第207号</td> <td>発電管理 区 機室4</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>2号機 高圧心スプレッド油 ディーゼル発電機設備</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>21,000kg 1,10kg</td> <td>設 計 平成4年12月18日 第210号 完成 平成4年2月23日 第206号</td> <td>発電管理 区 機室4</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一般 貯蔵所</td> <td>2号機 タービン潤滑設備</td> <td>4</td> <td>第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>177,300kg</td> <td>設 計 平成4年11月20日 第207号 完成 平成4年4月20日 第207号</td> <td>発電管理 区 タービン室</td> </tr> </tbody> </table>	警備 %	製造所等の別	施設名称	危険物		取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名	種	名称	1	一般 貯蔵所	1号機 補助ボイラー設備	4	第四類 第二石油 類 軽油	47,000kg	23.6号 設 計 昭和37年7月1日 第162号 完成 昭和37年8月21日 第164号	発電管理 区 タービン室	2	屋内 タンク 貯蔵所	1号機 6.2tの1 軽油貯蔵タンク	4	第四類 第二石油 類 軽油	620kg	設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年2月19日 第146号	発電管理 区 機室4	3	一般 貯蔵所	1号機 非常用ディーゼル発電機 室	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	30,200kg 9kg	設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年11月19日 第1467号	発電管理 区 機室4	4	一般 貯蔵所	1号機 主油タンク 給油系統 給油系統タンク	4	第四類 第一石油 類 軽油	30,100kg	設 計 昭和37年8月23日 第170号 完成 昭和38年2月25日 第170号	発電管理 区 タービン室	警備 %	製造所等の別	施設名称	危険物		取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名	種	名称	3	一般 貯蔵所	2号機 非常用ディーゼル発電機 室(1)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	41,000kg 8,10kg	設 計 平成4年12月18日 第211号 完成 平成4年2月23日 第204号	発電管理 区 機室4	6	一般 貯蔵所	2号機 非常用ディーゼル発電機 室(2)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	41,000kg 8,10kg	設 計 平成4年12月18日 第212号 完成 平成4年2月23日 第207号	発電管理 区 機室4	2	一般 貯蔵所	2号機 高圧心スプレッド油 ディーゼル発電機設備	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	21,000kg 1,10kg	設 計 平成4年12月18日 第210号 完成 平成4年2月23日 第206号	発電管理 区 機室4	6	一般 貯蔵所	2号機 タービン潤滑設備	4	第四類 第一石油 類 軽油	177,300kg	設 計 平成4年11月20日 第207号 完成 平成4年4月20日 第207号	発電管理 区 タービン室	<p>第1-15表：危険物製造所等許可施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警備 %</th> <th rowspan="2">製造所等の 別</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">取引量 の概数</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>301,000kg</td> <td>設 計 昭和61年7月23日 第17号 完成 昭和61年7月23日 第17号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(2号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>301,000kg</td> <td>設 計 昭和61年7月23日 第18号 完成 昭和61年7月23日 第18号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) A油</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>291,000kg</td> <td>設 計 平成10年3月2日 第10号 完成 平成10年3月2日 第10号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) B油</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油</td> <td>285,000kg</td> <td>設 計 平成10年3月2日 第11号 完成 平成10年3月2日 第11号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>補助ボイラー燃料タンク (1.1,2号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第三石油 類 A重油</td> <td>600kg</td> <td>設 計 昭和62年9月16日 第14号 完成 昭和62年9月16日 第14号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>補助ボイラー燃料タンク (1.3号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第三石油 類 A重油</td> <td>700kg</td> <td>設 計 平成10年2月1日 第15号 完成 平成10年2月1日 第15号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>補助ボイラー燃料タンク (1.4号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第三石油 類 A重油</td> <td>700kg</td> <td>設 計 昭和62年9月16日 第15号 完成 昭和62年9月16日 第15号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地下タンク 貯蔵所</td> <td>補助ボイラー燃料タンク (1.5号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第三石油 類 A重油</td> <td>110kg</td> <td>設 計 平成10年2月1日 第16号 完成 平成10年2月1日 第16号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(1 号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>38,000kg 14,60kg</td> <td>設 計 昭和61年1月23日 第17号 完成 昭和61年12月20日 第17号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(2 号)</td> <td>4</td> <td>第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油</td> <td>38,000kg 14,60kg</td> <td>設 計 昭和61年1月23日 第18号 完成 昭和61年12月20日 第18号</td> <td>発電 タービン室</td> </tr> </tbody> </table>	警備 %	製造所等の 別	施設名称	危険物		取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名	種	名称	1	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号)	4	第四類 第二石油 類 軽油	301,000kg	設 計 昭和61年7月23日 第17号 完成 昭和61年7月23日 第17号	発電 タービン室	2	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(2号)	4	第四類 第二石油 類 軽油	301,000kg	設 計 昭和61年7月23日 第18号 完成 昭和61年7月23日 第18号	発電 タービン室	3	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) A油	4	第四類 第二石油 類 軽油	291,000kg	設 計 平成10年3月2日 第10号 完成 平成10年3月2日 第10号	発電 タービン室	4	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) B油	4	第四類 第二石油 類 軽油	285,000kg	設 計 平成10年3月2日 第11号 完成 平成10年3月2日 第11号	発電 タービン室	3	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.1,2号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	600kg	設 計 昭和62年9月16日 第14号 完成 昭和62年9月16日 第14号	発電 タービン室	4	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.3号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	700kg	設 計 平成10年2月1日 第15号 完成 平成10年2月1日 第15号	発電 タービン室	7	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.4号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	700kg	設 計 昭和62年9月16日 第15号 完成 昭和62年9月16日 第15号	発電 タービン室	8	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.5号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	110kg	設 計 平成10年2月1日 第16号 完成 平成10年2月1日 第16号	発電 タービン室	0	一般貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(1 号)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	38,000kg 14,60kg	設 計 昭和61年1月23日 第17号 完成 昭和61年12月20日 第17号	発電 タービン室	10	一般貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(2 号)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	38,000kg 14,60kg	設 計 昭和61年1月23日 第18号 完成 昭和61年12月20日 第18号	発電 タービン室	<p>【女川】 ■設計方針の相違 危険物貯蔵設備の相違 【大阪】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>
警備 %	製造所等の別				施設名称	危険物				取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名																																																																																																																																																																					
		種	名称																																																																																																																																																																														
1	一般 貯蔵所	1号機 補助ボイラー設備	4	第四類 第二石油 類 軽油	47,000kg	23.6号 設 計 昭和37年7月1日 第162号 完成 昭和37年8月21日 第164号	発電管理 区 タービン室																																																																																																																																																																										
2	屋内 タンク 貯蔵所	1号機 6.2tの1 軽油貯蔵タンク	4	第四類 第二石油 類 軽油	620kg	設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年2月19日 第146号	発電管理 区 機室4																																																																																																																																																																										
3	一般 貯蔵所	1号機 非常用ディーゼル発電機 室	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	30,200kg 9kg	設 計 昭和37年2月19日 第146号 完成 昭和37年11月19日 第1467号	発電管理 区 機室4																																																																																																																																																																										
4	一般 貯蔵所	1号機 主油タンク 給油系統 給油系統タンク	4	第四類 第一石油 類 軽油	30,100kg	設 計 昭和37年8月23日 第170号 完成 昭和38年2月25日 第170号	発電管理 区 タービン室																																																																																																																																																																										
警備 %	製造所等の別	施設名称	危険物		取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名																																																																																																																																																																										
			種	名称																																																																																																																																																																													
3	一般 貯蔵所	2号機 非常用ディーゼル発電機 室(1)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	41,000kg 8,10kg	設 計 平成4年12月18日 第211号 完成 平成4年2月23日 第204号	発電管理 区 機室4																																																																																																																																																																										
6	一般 貯蔵所	2号機 非常用ディーゼル発電機 室(2)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	41,000kg 8,10kg	設 計 平成4年12月18日 第212号 完成 平成4年2月23日 第207号	発電管理 区 機室4																																																																																																																																																																										
2	一般 貯蔵所	2号機 高圧心スプレッド油 ディーゼル発電機設備	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	21,000kg 1,10kg	設 計 平成4年12月18日 第210号 完成 平成4年2月23日 第206号	発電管理 区 機室4																																																																																																																																																																										
6	一般 貯蔵所	2号機 タービン潤滑設備	4	第四類 第一石油 類 軽油	177,300kg	設 計 平成4年11月20日 第207号 完成 平成4年4月20日 第207号	発電管理 区 タービン室																																																																																																																																																																										
警備 %	製造所等の 別	施設名称	危険物		取引量 の概数	設置許可 年月日・番号	設備管理 上の 設備区分 と 設備区分 名																																																																																																																																																																										
			種	名称																																																																																																																																																																													
1	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号)	4	第四類 第二石油 類 軽油	301,000kg	設 計 昭和61年7月23日 第17号 完成 昭和61年7月23日 第17号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
2	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(2号)	4	第四類 第二石油 類 軽油	301,000kg	設 計 昭和61年7月23日 第18号 完成 昭和61年7月23日 第18号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
3	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) A油	4	第四類 第二石油 類 軽油	291,000kg	設 計 平成10年3月2日 第10号 完成 平成10年3月2日 第10号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
4	地下タンク 貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油貯蔵(1.5号) B油	4	第四類 第二石油 類 軽油	285,000kg	設 計 平成10年3月2日 第11号 完成 平成10年3月2日 第11号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
3	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.1,2号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	600kg	設 計 昭和62年9月16日 第14号 完成 昭和62年9月16日 第14号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
4	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.3号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	700kg	設 計 平成10年2月1日 第15号 完成 平成10年2月1日 第15号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
7	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.4号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	700kg	設 計 昭和62年9月16日 第15号 完成 昭和62年9月16日 第15号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
8	地下タンク 貯蔵所	補助ボイラー燃料タンク (1.5号)	4	第四類 第三石油 類 A重油	110kg	設 計 平成10年2月1日 第16号 完成 平成10年2月1日 第16号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
0	一般貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(1 号)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	38,000kg 14,60kg	設 計 昭和61年1月23日 第17号 完成 昭和61年12月20日 第17号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										
10	一般貯蔵所	ディーゼル発電機設備 燃料油・潤滑油貯蔵(2 号)	4	第四類 第二石油 類 軽油 第四類 第一石油 類 軽油	38,000kg 14,60kg	設 計 昭和61年1月23日 第18号 完成 昭和61年12月20日 第18号	発電 タービン室																																																																																																																																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																								
		<p>第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所 No.</th> <th rowspan="2">製造所等の名称</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">指定数量の倍率</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 208kV 電流計室タンク(1)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>208kV</td> <td>平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第181号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 208kV 電流計室タンク(2)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>208kV</td> <td>平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第182号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(1))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>43.112kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第183号</td> <td>原子炉 G</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(2))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>43.112kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第184号</td> <td>原子炉 G</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(3))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>43.112kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第185号</td> <td>原子炉 G</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(4))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>21.498kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第186号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(5))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>21.498kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第187号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>3号機 制御室(ディーゼル発電設備(6))</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>21.498kV</td> <td>平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第188号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> </tbody> </table>		製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名	種	名称	9	一般貯蔵所	3号機 208kV 電流計室タンク(1)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	208kV	平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第181号	発電管理 G	10	一般貯蔵所	3号機 208kV 電流計室タンク(2)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	208kV	平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第182号	発電管理 G	11	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(1))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第183号	原子炉 G	12	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(2))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第184号	原子炉 G	13	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(3))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第185号	原子炉 G	14	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(4))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第186号	発電管理 G	15	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(5))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第187号	発電管理 G	16	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(6))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第188号	発電管理 G	<p>第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所 No.</th> <th rowspan="2">製造所等の名称</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">指定数量の倍率</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>大谷新電機装置</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>74.025kV</td> <td>平成23年11月2日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第149号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>大谷新電機装置</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>106kV</td> <td>平成23年10月25日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第151号</td> <td>発電管理 G</td> </tr> </tbody> </table>		製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名	種	名称	17	一般貯蔵所	大谷新電機装置	4	第2石油類 第二石油類 軽油	74.025kV	平成23年11月2日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第149号	発電管理 G	18	地下タンク貯蔵所	大谷新電機装置	4	第2石油類 第二石油類 軽油	106kV	平成23年10月25日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第151号	発電管理 G	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所 No.</th> <th rowspan="2">製造所等の名称</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">指定数量の倍率</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>汽機貯蔵用油庫(1A)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>7.392kV</td> <td>7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月9号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>汽機貯蔵用油庫(2A)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>7.392kV</td> <td>7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月11号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>汽機貯蔵用油庫(2B)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>7.392kV</td> <td>7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月15号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>汽機貯蔵用油庫(2C)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>7.392kV</td> <td>7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月18号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>汽機貯蔵用油庫(3)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>7.392kV</td> <td>7.418号 平成27年9月19日 設 第27号 設計 27年9月8号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(1号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月2号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(2号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月4号</td> <td>発電 G</td> </tr> </tbody> </table>		製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名	種	名称	29	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(1A)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月9号	発電 G	31	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2A)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月11号	発電 G	32	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2B)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月15号	発電 G	33	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2C)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月18号	発電 G	21	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(3)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年9月19日 設 第27号 設計 27年9月8号	発電 G	25	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(1号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月2号	発電 G	26	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(2号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月4号	発電 G	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計方針の相違 危険物貯蔵設備の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)
製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物				指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号				設備管理名																																																																																																																																																																		
			種	名称																																																																																																																																																																										
9	一般貯蔵所	3号機 208kV 電流計室タンク(1)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	208kV	平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第181号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
10	一般貯蔵所	3号機 208kV 電流計室タンク(2)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	208kV	平成19年10月18日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第182号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
11	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(1))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第183号	原子炉 G																																																																																																																																																																							
12	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(2))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第184号	原子炉 G																																																																																																																																																																							
13	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(3))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	43.112kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第185号	原子炉 G																																																																																																																																																																							
14	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(4))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第186号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
15	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(5))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第187号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
16	一般貯蔵所	3号機 制御室(ディーゼル発電設備(6))	4	第2石油類 第二石油類 軽油	21.498kV	平成19年10月25日 設 第100号 完成済 年月日・番号 北沢指令第188号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名																																																																																																																																																																							
			種	名称																																																																																																																																																																										
17	一般貯蔵所	大谷新電機装置	4	第2石油類 第二石油類 軽油	74.025kV	平成23年11月2日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第149号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
18	地下タンク貯蔵所	大谷新電機装置	4	第2石油類 第二石油類 軽油	106kV	平成23年10月25日 設 第425号 完成済 年月日・番号 若広指令第151号	発電管理 G																																																																																																																																																																							
製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名																																																																																																																																																																							
			種	名称																																																																																																																																																																										
29	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(1A)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月9号	発電 G																																																																																																																																																																							
31	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2A)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月11号	発電 G																																																																																																																																																																							
32	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2B)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月15号	発電 G																																																																																																																																																																							
33	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(2C)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年10月21日 設 第27号 設計 27年9月18号	発電 G																																																																																																																																																																							
21	一般貯蔵所	汽機貯蔵用油庫(3)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	7.392kV	7.418号 平成27年9月19日 設 第27号 設計 27年9月8号	発電 G																																																																																																																																																																							
25	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(1号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月2号	発電 G																																																																																																																																																																							
26	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(2号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年6月22日 設 第25号 設計 25年5月4号	発電 G																																																																																																																																																																							
		<p>第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所 No.</th> <th rowspan="2">製造所等の名称</th> <th rowspan="2">施設名称</th> <th colspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">指定数量の倍率</th> <th rowspan="2">設置許可 年月日・番号</th> <th rowspan="2">設備管理名</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(3号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月30号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(4号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月6号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(5号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(6号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(7号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月9号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>一般貯蔵所</td> <td>可搬型汽機油庫(8号)</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>8.891kV</td> <td>8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月19号</td> <td>発電 G</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>燃料タンク(D4)【計量用】</td> <td>4</td> <td>第2石油類 第二石油類 軽油</td> <td>60kV*</td> <td>60kV* 設 第25号 設計 25年6月23号</td> <td>発電 G</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 燃料タンク(SA)については、今後の設計により変更となる可能性がある。</p>		製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物		指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号	設備管理名	種	名称	27	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(3号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月30号	発電 G	28	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(4号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月6号	発電 G	29	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(5号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号	発電 G	30	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(6号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号	発電 G	31	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(7号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月9号	発電 G	32	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(8号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月19号	発電 G	33	地下タンク貯蔵所	燃料タンク(D4)【計量用】	4	第2石油類 第二石油類 軽油	60kV*	60kV* 設 第25号 設計 25年6月23号	発電 G																																																																																																									
製造所 No.	製造所等の名称	施設名称	危険物				指定数量の倍率	設置許可 年月日・番号				設備管理名																																																																																																																																																																		
			種	名称																																																																																																																																																																										
27	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(3号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月30号	発電 G																																																																																																																																																																							
28	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(4号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月6号	発電 G																																																																																																																																																																							
29	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(5号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号	発電 G																																																																																																																																																																							
30	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(6号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月29号	発電 G																																																																																																																																																																							
31	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(7号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年8月27日 設 第25号 設計 25年6月9号	発電 G																																																																																																																																																																							
32	一般貯蔵所	可搬型汽機油庫(8号)	4	第2石油類 第二石油類 軽油	8.891kV	8.897号 平成25年10月30日 設 第25号 設計 25年6月19号	発電 G																																																																																																																																																																							
33	地下タンク貯蔵所	燃料タンク(D4)【計量用】	4	第2石油類 第二石油類 軽油	60kV*	60kV* 設 第25号 設計 25年6月23号	発電 G																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
	<p>(12) 消防法に基づく届出対象施設でない危険物貯蔵設備の管理 防火管理者は、消防法に基づく市町村長への届出対象施設でない危険物貯蔵設備について、貯蔵する危険物の種類、数量を管理する。 消防法に基づく市町村長への届出対象施設ではない危険物貯蔵設備の範囲については、第1-18表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="734 319 1317 821"> <caption>第1-18表：屋外の危険物貯蔵設備</caption> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>設備名</th> <th>危険物の種類</th> <th>最大数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号炉</td><td>主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>109kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>138kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>138kL</td></tr> <tr><td>1号炉</td><td>所内変圧器 1A, 1B</td><td>絶縁油</td><td>14kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>所内変圧器 2A, 2B</td><td>絶縁油</td><td>15kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>所内変圧器 3A, 3B</td><td>絶縁油</td><td>13kL</td></tr> <tr><td>1号炉</td><td>起動変圧器</td><td>絶縁油</td><td>48kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>起動変圧器</td><td>絶縁油</td><td>66kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>起動変圧器 3A, 3B</td><td>絶縁油</td><td>40kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>励磁変圧器</td><td>絶縁油</td><td>7.8kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>励磁変圧器</td><td>絶縁油</td><td>7.4kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>補助ボイラー変圧器 2A, 2B</td><td>絶縁油</td><td>24.4kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>補助ボイラー変圧器 3A, 3B</td><td>絶縁油</td><td>18kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>PLR-YYVF 入力変圧器 2A, 2B</td><td>絶縁油</td><td>6.25kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>PLR-YYVF 入力変圧器 3A, 3B</td><td>絶縁油</td><td>6.25kL</td></tr> <tr><td>共用</td><td>予備変圧器</td><td>絶縁油</td><td>10kL</td></tr> <tr><td>1号炉</td><td>ガスボンベ庫</td><td>水素</td><td>52.16kg</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>ガスボンベ庫</td><td>水素</td><td>37.28kg</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>ガスボンベ庫</td><td>水素</td><td>28.08kg</td></tr> </tbody> </table> <p>(13) 内部火災影響評価 防災課長は、内部火災影響評価の手順及び実施頻度を定め、内部火災影響評価を定期的の実施し原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを確認する。</p> <p>(14) 外部火災影響評価 防災課長は、外部火災影響評価条件を定期的を確認する。評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないこと、及び火災の二次的影響に対する適切な護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(15) 防火管理 ①防火監視 防災課長は、可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災の原因となり得る、過熱や引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。防火監視の結果、過熱や引火性液体の漏えい等が確認された場合には、改善を指示する。</p>	号炉	設備名	危険物の種類	最大数量	1号炉	主変圧器	絶縁油	109kL	2号炉	主変圧器	絶縁油	138kL	3号炉	主変圧器	絶縁油	138kL	1号炉	所内変圧器 1A, 1B	絶縁油	14kL	2号炉	所内変圧器 2A, 2B	絶縁油	15kL	3号炉	所内変圧器 3A, 3B	絶縁油	13kL	1号炉	起動変圧器	絶縁油	48kL	2号炉	起動変圧器	絶縁油	66kL	3号炉	起動変圧器 3A, 3B	絶縁油	40kL	2号炉	励磁変圧器	絶縁油	7.8kL	3号炉	励磁変圧器	絶縁油	7.4kL	2号炉	補助ボイラー変圧器 2A, 2B	絶縁油	24.4kL	3号炉	補助ボイラー変圧器 3A, 3B	絶縁油	18kL	2号炉	PLR-YYVF 入力変圧器 2A, 2B	絶縁油	6.25kL	3号炉	PLR-YYVF 入力変圧器 3A, 3B	絶縁油	6.25kL	共用	予備変圧器	絶縁油	10kL	1号炉	ガスボンベ庫	水素	52.16kg	2号炉	ガスボンベ庫	水素	37.28kg	3号炉	ガスボンベ庫	水素	28.08kg	<p>(12) 消防法に基づく届出対象施設でない危険物貯蔵設備の管理 防火管理者は、消防法に基づく市町村長への届出対象施設でない危険物貯蔵設備について、貯蔵する危険物の種類、数量を管理する。 消防法に基づく市町村長への届出対象施設ではない危険物貯蔵設備の範囲については、第1-16表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1355 319 1964 726"> <caption>第1-16表：屋外の危険物貯蔵設備</caption> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>設備名</th> <th>危険物の種類</th> <th>最大数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号炉</td><td>1号主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>86.0kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2号主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>77.0kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3号主変圧器</td><td>絶縁油</td><td>81.0kL</td></tr> <tr><td>1号炉</td><td>1号起動変圧器</td><td>絶縁油</td><td>41.0kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2号起動変圧器</td><td>絶縁油</td><td>41.0kL</td></tr> <tr><td>1号炉</td><td>1号所内変圧器</td><td>絶縁油</td><td>22.0kL</td></tr> <tr><td>2号炉</td><td>2号所内変圧器</td><td>絶縁油</td><td>22.0kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3号所内変圧器</td><td>絶縁油</td><td>26.8kL</td></tr> <tr><td>1,2号炉共用</td><td>1・2号予備変圧器</td><td>絶縁油</td><td>15.9kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3号予備変圧器</td><td>絶縁油</td><td>31.8kL</td></tr> <tr><td>3号炉</td><td>3号後備変圧器【設置予定】</td><td>絶縁油</td><td>15.9kL</td></tr> </tbody> </table> <p>(13) 内部火災影響評価 保全計画課長は、内部火災影響評価の手順及び実施頻度を定め、内部火災影響評価を定期的の実施し原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを確認する。</p> <p>(14) 外部火災影響評価 運営課長は、外部火災影響評価条件を定期的を確認する。評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないこと、及び火災の二次的影響に対する適切な護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(15) 防火管理 ①防火監視 運営課長は、可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災の原因となり得る、過熱や引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。防火監視の結果、過熱や引火性液体の漏えい等が確認された場合には、改善を指示する。</p>	号炉	設備名	危険物の種類	最大数量	1号炉	1号主変圧器	絶縁油	86.0kL	2号炉	2号主変圧器	絶縁油	77.0kL	3号炉	3号主変圧器	絶縁油	81.0kL	1号炉	1号起動変圧器	絶縁油	41.0kL	2号炉	2号起動変圧器	絶縁油	41.0kL	1号炉	1号所内変圧器	絶縁油	22.0kL	2号炉	2号所内変圧器	絶縁油	22.0kL	3号炉	3号所内変圧器	絶縁油	26.8kL	1,2号炉共用	1・2号予備変圧器	絶縁油	15.9kL	3号炉	3号予備変圧器	絶縁油	31.8kL	3号炉	3号後備変圧器【設置予定】	絶縁油	15.9kL	<p>【女川】</p> <p>■設計方針の相違 市町村長への届出対象施設でない危険物貯蔵設備の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■呼称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■呼称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■呼称の相違</p>
号炉	設備名	危険物の種類	最大数量																																																																																																																																
1号炉	主変圧器	絶縁油	109kL																																																																																																																																
2号炉	主変圧器	絶縁油	138kL																																																																																																																																
3号炉	主変圧器	絶縁油	138kL																																																																																																																																
1号炉	所内変圧器 1A, 1B	絶縁油	14kL																																																																																																																																
2号炉	所内変圧器 2A, 2B	絶縁油	15kL																																																																																																																																
3号炉	所内変圧器 3A, 3B	絶縁油	13kL																																																																																																																																
1号炉	起動変圧器	絶縁油	48kL																																																																																																																																
2号炉	起動変圧器	絶縁油	66kL																																																																																																																																
3号炉	起動変圧器 3A, 3B	絶縁油	40kL																																																																																																																																
2号炉	励磁変圧器	絶縁油	7.8kL																																																																																																																																
3号炉	励磁変圧器	絶縁油	7.4kL																																																																																																																																
2号炉	補助ボイラー変圧器 2A, 2B	絶縁油	24.4kL																																																																																																																																
3号炉	補助ボイラー変圧器 3A, 3B	絶縁油	18kL																																																																																																																																
2号炉	PLR-YYVF 入力変圧器 2A, 2B	絶縁油	6.25kL																																																																																																																																
3号炉	PLR-YYVF 入力変圧器 3A, 3B	絶縁油	6.25kL																																																																																																																																
共用	予備変圧器	絶縁油	10kL																																																																																																																																
1号炉	ガスボンベ庫	水素	52.16kg																																																																																																																																
2号炉	ガスボンベ庫	水素	37.28kg																																																																																																																																
3号炉	ガスボンベ庫	水素	28.08kg																																																																																																																																
号炉	設備名	危険物の種類	最大数量																																																																																																																																
1号炉	1号主変圧器	絶縁油	86.0kL																																																																																																																																
2号炉	2号主変圧器	絶縁油	77.0kL																																																																																																																																
3号炉	3号主変圧器	絶縁油	81.0kL																																																																																																																																
1号炉	1号起動変圧器	絶縁油	41.0kL																																																																																																																																
2号炉	2号起動変圧器	絶縁油	41.0kL																																																																																																																																
1号炉	1号所内変圧器	絶縁油	22.0kL																																																																																																																																
2号炉	2号所内変圧器	絶縁油	22.0kL																																																																																																																																
3号炉	3号所内変圧器	絶縁油	26.8kL																																																																																																																																
1,2号炉共用	1・2号予備変圧器	絶縁油	15.9kL																																																																																																																																
3号炉	3号予備変圧器	絶縁油	31.8kL																																																																																																																																
3号炉	3号後備変圧器【設置予定】	絶縁油	15.9kL																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>②持込み可燃物の管理</p> <p>防災課長は、火災発生防止及び火災発生時の影響軽減を目的とした、持込み可燃物の運用管理手順を定め、その管理状況を定期的に確認する。持込み可燃物の運用管理手順には、発電所の通常運転に関する可燃物、保守や改造に使用するために持ち込まれる可燃物（一時的に持ち込まれる可燃物を含む）の管理を含む。</p> <p>持込み可燃物管理における、火災の発生防止・延焼防止に関する遵守事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルトレイ直下への可燃物の仮置きを禁止する。 ・火災区域又は火災区画で周囲に火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルがない場所に可燃物を仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を準備する。 ・火災区域又は火災区画での作業に伴い、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル近傍に作業上必要な可燃物を持ち込む際には作業員の近くに置くとともに、休憩時や作業終了時には火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル近傍から移動する。 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区画内の部屋は、可燃物の仮置きを禁止する。 <p>なお、定期検査中の放射線管理資機材等の設置、工事中仮設分電盤設置、工事中ケーブル・ホース類架設等の可燃性の資機材を設置する場合には、防火監視の強化、可燃性の資機材から6m（火災防護審査基準 2.3.1 項(2)b で示される水平距離を参考に設定）以内での火気作業禁止といった措置を行い、火災の発生防止・延焼防止に努めることを持込み可燃物の運用管理手順に定める。</p> <p>③火気作業管理</p> <p>工程管理課長は、火気作業における火災発生防止及び火災発生時の影響軽減を目的とした火気作業管理手順について定め、発電所構内における火気作業管理状況を定期的に確認する。火気作業管理手順には、以下を含める。</p>	<p>②持込み可燃物の管理</p> <p>保全計画課長は、火災発生防止及び火災発生時の影響軽減を目的とした、持込み可燃物の運用管理手順を定め、その管理状況を定期的に確認する。持込み可燃物の運用管理手順には、発電所の通常運転に関する可燃物、保守や改造に使用するために持ち込まれる可燃物（一時的に持ち込まれる可燃物を含む）の管理を含む。</p> <p>持込み可燃物管理における、火災の発生防止・延焼防止に関する遵守事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルトレイ直下への可燃物の仮置きを禁止する。 ・火災区域又は火災区画で周囲に火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルがない場所に可燃物を仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を準備する。 ・火災区域又は火災区画での作業に伴い、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル近傍に作業上必要な可燃物を持ち込む際には作業員の近くに置くとともに、休憩時や作業終了時には火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル近傍から移動する。 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区画内の部屋は、可燃物の仮置きを禁止する。 <p>なお、定期検査中の放射線管理資機材等の設置、工事中仮設分電盤設置、工事中ケーブル・ホース類架設等の可燃性の資機材を設置する場合には、防火監視の強化、可燃性の資機材から6m（火災防護審査基準 2.3.1 項(2)b で示される水平距離を参考に設定）以内での火気作業禁止といった措置を行い、火災の発生防止・延焼防止に努めることを持込み可燃物の運用管理手順に定める。</p> <p>③火気作業管理</p> <p>保修課長は、火気作業における火災発生防止及び火災発生時の影響軽減を目的とした火気作業管理手順について定め、発電所構内における火気作業管理状況を定期的に確認する。火気作業管理手順には、以下を含める。</p>	<p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・火気作業における作業体制 ・火気作業前の確認事項（火気養生、消火器の配備、監視員の配置等） ・火気作業中の留意事項（火気養生の維持確認、消火器の配備確認、監視員の配置確認等） ・火気作業後の確認事項（火気作業終了後30分経過した時点における残火の安全確認等） ・火気作業養生に関する事項（火気養生材、火気養生方法、火気養生範囲） ・作業用資機材等（付属品、ケーブル含む）の管理、点検 ・火気使用作業に関する教育 ・喫煙、暖房等の火気取扱について ・火気使用作業安全パトロール <p>火気使用時の養生については、不燃シート・不燃テープを用い、確実に隙間ない養生を行うことを定める。なお、建屋内の火気作業を除く全ての作業で使用する養生シート及び汚染防止用のシートには、難燃シート（防災シート）及び難燃テープを使用することを定める。</p> <p>④危険物の保管及び危険物取扱作業の管理</p> <p style="padding-left: 20px;">防災課長は、危険物に起因する火災発生の防止を目的とし、発電所の通常運転に関する危険物の保管や取扱、保守や改造における危険物の保管及び取扱作業の管理について手順を定めるとともに、発電所構内における危険物の管理状況を定期的に確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;">危険物管理手順には、以下を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の保管及び取扱に関する運用管理 ・危険物取扱作業における作業体制 ・危険物取扱作業前の確認事項 ・危険物取扱作業中の留意事項 ・危険物取扱作業後の確認事項 ・危険物取扱に関する教育 <p>⑤有機溶剤の取扱い</p> <p>火災区域において有機溶剤を使用する場合は、火災発生防止の観点から滞留を防止するため、建屋の機械換気又は作業場所の局所排気を行うことを定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火気作業における作業体制 ・火気作業前の確認事項（火気養生、消火器の配備、監視員の配置等） ・火気作業中の留意事項（火気養生の維持確認、消火器の配備確認、監視員の配置確認等） ・火気作業後の確認事項（火気作業終了後30分経過した時点における残火の安全確認等） ・火気作業養生に関する事項（火気養生材、火気養生方法、火気養生範囲） ・作業用資機材等（付属品、ケーブル含む）の管理、点検 ・火気使用作業に関する教育 ・喫煙、暖房等の火気取扱について ・火気使用作業安全パトロール <p>火気使用時の養生については、不燃シート・不燃テープを用い、確実に隙間ない養生を行うことを定める。なお、建屋内の火気作業を除くすべての作業で使用する養生シート及び汚染防止用のシートには、難燃シート（防災シート）及び難燃テープを使用することを定める。</p> <p>④危険物の保管及び危険物取扱作業の管理</p> <p style="padding-left: 20px;">運営課長は、危険物に起因する火災発生の防止を目的とし、発電所の通常運転に関する危険物の保管や取扱、保守や改造における危険物の保管及び取扱作業の管理について手順を定めるとともに、発電所構内における危険物の管理状況を定期的に確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;">危険物管理手順には、以下を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の保管及び取扱に関する運用管理 ・危険物取扱作業における作業体制 ・危険物取扱作業前の確認事項 ・危険物取扱作業中の留意事項 ・危険物取扱作業後の確認事項 ・危険物取扱に関する教育 <p>⑤有機溶剤の取扱い</p> <p>火災区域において有機溶剤を使用する場合は、火災発生防止の観点から滞留を防止するため、建屋の機械換気又は作業場所の局所排気を行うことを定める。</p>	<p>【女川】 ■呼称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑥防火管理の適用除外項目</p> <p>防火管理で要求される事項を作業環境・物理的条件から満足できない場合、火災防護設備が作業により機能低下又は喪失する場合には、作業者及び当社はその作業内容及び防火措置の必要性について検討・確認し、予め防火措置を定め必要な申請書を作成し、防火管理者及び各課長の承認を得た後、工事を実施できるものとする。</p> <p>⑦火災防護設備に関する要求の適用除外</p> <p>火災防護計画には、火災防護設備に関する要求の適用除外に関する事項を定める。</p> <p>⑧火災防護設備の損傷に対する代替措置基準</p> <p>火災防護計画には、火災防護設備が損傷した場合の代替措置に関する事項を定める。</p> <p>(16) 火災防護設備の維持管理</p> <p>①火災区域及び火災区画の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の火災区域及び火災区画を構成する耐火壁、防火戸、貫通部等の火災防護設備の管理は社内文書に則り管理を行う。 ・屋外の火災区域及び火災区画（常設代替交流電源設備、可搬型重大事故等対処設備保管場所等）は資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理、巡視を行うとともに、火災区域周辺の除草を行う。 ・火災区域又は火災区画の変更や火災区域又は火災区画設定に影響を与える可能性がある工事を実施する場合には、火災影響評価を行い、火災による影響を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを確認するとともに、変更管理を行う。 ・可燃物が少ない火災区域又は火災区画について、設備を追加設置（常設）する場合は、可燃物の仮置き禁止を前提に管理対象としている可燃物と合算して可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないように管理する。 	<p>⑥防火管理の適用除外項目</p> <p>防火管理で要求される事項を作業環境・物理的条件から満足できない場合、火災防護設備が作業により機能低下又は喪失する場合には、作業者及び当社はその作業内容及び防火措置の必要性について検討・確認し、あらかじめ防火措置を定め必要な申請書を作成し、防火管理者及び各課長の承認を得た後、工事を実施できるものとする。</p> <p>⑦火災防護設備に関する要求の適用除外</p> <p>火災防護計画には、火災防護設備に関する要求の適用除外に関する事項を定める。</p> <p>⑧火災防護設備の損傷に対する代替措置基準</p> <p>火災防護計画には、火災防護設備が損傷した場合の代替措置に関する事項を定める。</p> <p>(16) 火災防護設備の維持管理</p> <p>①火災区域及び火災区画の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の火災区域及び火災区画を構成する耐火壁、防火戸、貫通部等の火災防護設備の管理は社内文書に則り管理を行う。 ・屋外の火災区域（常設代替交流電源設備）は資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理、巡視を行うとともに、火災区域周辺の除草を行う。 ・火災区域又は火災区画の変更や火災区域又は火災区画設定に影響を与える可能性がある工事を実施する場合には、火災影響評価を行い、火災による影響を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを確認するとともに、変更管理を行う。 ・可燃物が少ない火災区域又は火災区画について、設備を追加設置（常設）する場合は、可燃物の仮置き禁止を前提に管理対象としている可燃物と合算して可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないように管理する。 	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は可搬型重大事故等対処設備保管場所を火災区画と設定していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>②火災防護設備の維持管理 火災防護設備の維持管理は「2.3（21）火災防護設備の保守管理」に示すとおり社内文書に則り維持管理を行う。</p> <p>③防火帯の維持管理 防災課長は、森林火災が発生した場合の延焼を防止する防火帯の管理については、以下のとおり実施する。</p> <p>a. 防火帯上の駐車禁止等の措置 防火帯上に駐車場を設定しない。また、可燃物を有する設備を設置しない。</p> <p>b. 防火帯の巡視点検 防火帯上に可燃物等が無いこと及び異常等が無いことの確認について、予め作成したチェックシートを用いて、月1回実施する。防火帯の損傷等の異常を確認した場合、土木課長に補修作業を依頼する。</p> <p>（17）森林火災等の敷地外火災発生時の延焼防止対策 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設置する。防火帯は、火災防護対象機器を原則防護するように設定する（防火帯の外側となる設備は、送電線、通信連絡設備、放射線監視設備（モニタリングポスト））。防火帯は、発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。防火帯の設定にあたっては、モルタル吹付け等を行い、可燃性物質が無い状態を維持管理する。万一、敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊長の指示により自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。敷地内の植生に延焼した場合は、消火活動を行う。予防散水を含む森林火災の対応の手順を定める。なお、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、適切な防火帯幅を確保しており、原子炉建屋などの重要施設へ延焼せず、安全機能が損なわれることはないことを、外部火災影響評価にて確認している。</p> <p>（18）発電所施設の大規模損壊に伴う火災対策 発電所施設の大規模損壊に伴う火災対策については別途定める社内文書に基づいて対応する。</p>	<p>②火災防護設備の維持管理 火災防護設備の維持管理は「2.3（21）火災防護設備の保守管理」に示すとおり社内文書に則り維持管理を行う。</p> <p>③防火帯の維持管理 運営課長は、森林火災が発生した場合の延焼を防止する防火帯の管理については、以下のとおり実施する。</p> <p>a. 防火帯上の駐車禁止等の措置 防火帯上に駐車場を設定しない。また、可燃物を有する設備を設置しない。</p> <p>b. 防火帯の巡視点検 防火帯上に可燃物等が無いこと及び異常等が無いことの確認について、あらかじめ作成したチェックシートを用いて、月1回実施する。防火帯の損傷等の異常を確認した場合、土木建築課長に補修作業を依頼する。</p> <p>（17）森林火災等の敷地外火災発生時の延焼防止対策 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設置する。防火帯は、火災防護対象機器を原則防護するように設定する（防火帯の外側となる設備は、送電線、通信連絡設備、放射線監視設備（モニタリングポスト））。防火帯は、発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。防火帯の設定にあたっては、モルタル吹付け等を行い、可燃性物質が無い状態を維持管理する。万一、敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊長の指示により初期消火要員が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。敷地内の植生に延焼した場合は、消火活動を行う。予防散水を含む森林火災の対応の手順を定める。なお、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、適切な防火帯幅を確保しており、原子炉建屋等の重要施設へ延焼せず、安全機能が損なわれることはないことを、外部火災影響評価にて確認している。</p> <p>（18）発電所施設の大規模損壊に伴う火災対策 発電所施設の大規模損壊に伴う火災対策については別途定める社内文書に基づいて対応する。</p>	<p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>(19) 教育・訓練</p> <p>①防火・防災教育の実施</p> <p>防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会又は研修会等に参加するとともに、自衛消防組織に配備される要員をはじめとする職員等に対し防火・防災に関する教育を計画的に実施し、記録及び報告書を保管する。</p> <p>②消防訓練の実施</p> <p>防火管理者は、第1-19表に示す訓練を計画的に実施する。 防火管理者は、火災防護活動に係わる訓練の年間計画を作成する。</p> <div data-bbox="728 534 1332 1093" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1-19表：自衛消防隊に係る訓練一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>訓練内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車放水訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>委託員による化学消防自動車放水訓練</td> <td>2回/月実施</td> </tr> <tr> <td>海上災害防止センター消防訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>委託員による「実火」消防訓練</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理区域内消防訓練</td> <td>自衛消防隊</td> <td>管理区域内における火災を想定した各種訓練(通報連絡、消火活動、消防機関消防車誘導、除染、見学者避難誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)</td> <td>1回/年実施</td> </tr> <tr> <td>火災対応訓練 (運転員)</td> <td>初期消火要員 (運転員)</td> <td>消防用設備取扱訓練(固定式消火設備取扱訓練含む) ・建屋内外火災(中央制御室内火災、原子炉格納容器内火災含む)の教育・演習</td> <td>当直全席必須項目</td> </tr> <tr> <td>油火災消防訓練</td> <td>初期消火要員 (運転員、委託員)</td> <td>変圧器などの油火災を想定した各種訓練(化学消防自動車出動、初期消火、消防機関消防車誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関の指導による化学消防自動車消火訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>委託員による化学消防自動車消火実技訓練</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	対象者	訓練内容	備考	化学消防自動車放水訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による化学消防自動車放水訓練	2回/月実施	海上災害防止センター消防訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による「実火」消防訓練		放射線管理区域内消防訓練	自衛消防隊	管理区域内における火災を想定した各種訓練(通報連絡、消火活動、消防機関消防車誘導、除染、見学者避難誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)	1回/年実施	火災対応訓練 (運転員)	初期消火要員 (運転員)	消防用設備取扱訓練(固定式消火設備取扱訓練含む) ・建屋内外火災(中央制御室内火災、原子炉格納容器内火災含む)の教育・演習	当直全席必須項目	油火災消防訓練	初期消火要員 (運転員、委託員)	変圧器などの油火災を想定した各種訓練(化学消防自動車出動、初期消火、消防機関消防車誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)		消防機関の指導による化学消防自動車消火訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による化学消防自動車消火実技訓練		<p>(19) 教育・訓練</p> <p>①防火・防災教育の実施</p> <p>防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会又は研修会等に参加するとともに、自衛消防組織に配備される要員をはじめとする職員等に対し防火・防災に関する教育を計画的に実施し、記録及び報告書を保管する。</p> <p>②消防訓練の実施</p> <p>防火管理者は、第1-17表に示す訓練を計画的に実施する。 防火管理者は、火災防護活動に係わる訓練の年間計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第1-17表：自衛消防隊に係る訓練一覧</p> <div data-bbox="1366 566 1960 1093" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>訓練内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外火災における消火訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>屋外で油火災が発生したとの想定で、消防自動車2台の出動、屋外消火栓または防火水槽から火災発生場所までのホース展張、放水までの教育・訓練</td> <td>2回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>建屋内火災における消火訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>建屋内火災(管理区域含む)が発生したとの想定で、消火器(大型消火器含む)による模擬消火および屋内消火栓から火災発生場所までのホース展張、模擬放水までの教育・訓練</td> <td>2回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>中央制御室における火災訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>中央制御室で火災が発生し、室内が煙で充満するおそれがあるとの想定で、排煙設備の設置から起動前までの教育・訓練</td> <td>2回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>森林火災における消火訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>森林火災が発生したとの想定で、消防自動車等の出動、防火水槽等からのホース展張、放水までの教育・訓練</td> <td>2回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>消防用資機材取扱訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>防火服着用、空気呼吸器装着、消防自動車操作補助、消火活動訓練</td> <td>1回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>消防設備取扱訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>消火栓、消火器等の取扱訓練</td> <td>1回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>消防自動車操作訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員)</td> <td>消防自動車運転、泡消火操作訓練</td> <td>1回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>通報連絡訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員、案内誘導員)</td> <td>通報受信～車庫出動～現場指揮者合流～現着放水までの一連の通報連絡訓練</td> <td>1回/年以上実施</td> </tr> <tr> <td>実火訓練</td> <td>初期消火要員 (委託員、現場指揮者)</td> <td>発電所敷地内で粉末消火器を使用した実火教育・訓練</td> <td>1回/年以上実施</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	対象者	訓練内容	備考	屋外火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	屋外で油火災が発生したとの想定で、消防自動車2台の出動、屋外消火栓または防火水槽から火災発生場所までのホース展張、放水までの教育・訓練	2回/年以上実施	建屋内火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	建屋内火災(管理区域含む)が発生したとの想定で、消火器(大型消火器含む)による模擬消火および屋内消火栓から火災発生場所までのホース展張、模擬放水までの教育・訓練	2回/年以上実施	中央制御室における火災訓練	初期消火要員 (委託員)	中央制御室で火災が発生し、室内が煙で充満するおそれがあるとの想定で、排煙設備の設置から起動前までの教育・訓練	2回/年以上実施	森林火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	森林火災が発生したとの想定で、消防自動車等の出動、防火水槽等からのホース展張、放水までの教育・訓練	2回/年以上実施	消防用資機材取扱訓練	初期消火要員 (委託員)	防火服着用、空気呼吸器装着、消防自動車操作補助、消火活動訓練	1回/年以上実施	消防設備取扱訓練	初期消火要員 (委託員)	消火栓、消火器等の取扱訓練	1回/年以上実施	消防自動車操作訓練	初期消火要員 (委託員)	消防自動車運転、泡消火操作訓練	1回/年以上実施	通報連絡訓練	初期消火要員 (委託員、案内誘導員)	通報受信～車庫出動～現場指揮者合流～現着放水までの一連の通報連絡訓練	1回/年以上実施	実火訓練	初期消火要員 (委託員、現場指揮者)	発電所敷地内で粉末消火器を使用した実火教育・訓練	1回/年以上実施	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■体制の相違 訓練項目、内容の相違</p>
項目	対象者	訓練内容	備考																																																																				
化学消防自動車放水訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による化学消防自動車放水訓練	2回/月実施																																																																				
海上災害防止センター消防訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による「実火」消防訓練																																																																					
放射線管理区域内消防訓練	自衛消防隊	管理区域内における火災を想定した各種訓練(通報連絡、消火活動、消防機関消防車誘導、除染、見学者避難誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)	1回/年実施																																																																				
火災対応訓練 (運転員)	初期消火要員 (運転員)	消防用設備取扱訓練(固定式消火設備取扱訓練含む) ・建屋内外火災(中央制御室内火災、原子炉格納容器内火災含む)の教育・演習	当直全席必須項目																																																																				
油火災消防訓練	初期消火要員 (運転員、委託員)	変圧器などの油火災を想定した各種訓練(化学消防自動車出動、初期消火、消防機関消防車誘導などその他各種訓練を適宜組合せ実施)																																																																					
消防機関の指導による化学消防自動車消火訓練	初期消火要員 (委託員)	委託員による化学消防自動車消火実技訓練																																																																					
項目	対象者	訓練内容	備考																																																																				
屋外火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	屋外で油火災が発生したとの想定で、消防自動車2台の出動、屋外消火栓または防火水槽から火災発生場所までのホース展張、放水までの教育・訓練	2回/年以上実施																																																																				
建屋内火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	建屋内火災(管理区域含む)が発生したとの想定で、消火器(大型消火器含む)による模擬消火および屋内消火栓から火災発生場所までのホース展張、模擬放水までの教育・訓練	2回/年以上実施																																																																				
中央制御室における火災訓練	初期消火要員 (委託員)	中央制御室で火災が発生し、室内が煙で充満するおそれがあるとの想定で、排煙設備の設置から起動前までの教育・訓練	2回/年以上実施																																																																				
森林火災における消火訓練	初期消火要員 (委託員)	森林火災が発生したとの想定で、消防自動車等の出動、防火水槽等からのホース展張、放水までの教育・訓練	2回/年以上実施																																																																				
消防用資機材取扱訓練	初期消火要員 (委託員)	防火服着用、空気呼吸器装着、消防自動車操作補助、消火活動訓練	1回/年以上実施																																																																				
消防設備取扱訓練	初期消火要員 (委託員)	消火栓、消火器等の取扱訓練	1回/年以上実施																																																																				
消防自動車操作訓練	初期消火要員 (委託員)	消防自動車運転、泡消火操作訓練	1回/年以上実施																																																																				
通報連絡訓練	初期消火要員 (委託員、案内誘導員)	通報受信～車庫出動～現場指揮者合流～現着放水までの一連の通報連絡訓練	1回/年以上実施																																																																				
実火訓練	初期消火要員 (委託員、現場指揮者)	発電所敷地内で粉末消火器を使用した実火教育・訓練	1回/年以上実施																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③初期消火要員に対する訓練（運転員）</p> <p>a. 防災課長は、「初期消火要員の役割及び力量」（第1-14表）に基づく初期消火要員として運転員の力量が確保されていることを確認するために、社内文書に基づき作成する当該年度の運転員の教育・訓練の実施結果を年1回確認する。</p> <p>b. 中央制御室の制御盤内での火災を想定し、二酸化炭素消火器の取扱いに関する教育並びに訓練を行うとともに、制御盤内で消火活動を行う場合は、空気呼吸器を装着することから、空気呼吸器の取扱いに関する訓練を行う。</p> <p>c. 原子炉格納容器内での消火活動を迅速に行うため、原子炉格納容器内火災に対する消火手順を予め作成し、迅速に消火活動ができるよう定期的に訓練を行う。</p> <p>④初期消火要員に対する訓練（委託員）</p> <p>a. 防災課長は、委託消防員の業務に係る仕様書について、「初期消火要員の役割及び力量表」（第1-14表）に基づく調達要求事項が社内文書に従って明確に記載されていることを確認する。</p> <p>b. 防災課長は、初期消火要員として委託員の力量が確保されていることを確認するために、委託先の教育・訓練の実施報告書を半期毎に確認する。</p> <p>⑤一般職員に対する教育</p> <p>防火管理者は、原子力発電所の当社一般職員に対して、以下に関する教育を必要に応じ計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護関係法令，規定類等 ・火災発生時における対応手順 ・可燃物及び火気作業に関する運営管理 ・危険物（液体，気体）の漏えい，流出時の措置 <p>⑥協力企業職員に対する教育</p> <p>防火管理者は、原子力発電所に従事する元請企業に対して、作業員に以下に関する教育を実施するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時における対応手順 ・可燃物及び火気作業に関する運営管理 ・危険物（液体，気体）の漏えい，流出時の措置 	<p>③初期消火要員に対する訓練（運転員）</p> <p>a. 運営課長は、「初期消火要員の役割及び力量」（第1-12表）に基づく初期消火要員として運転員の力量が確保されていることを確認するために、社内文書に基づき作成する当該年度の運転員の教育・訓練の実施結果を年1回確認する。</p> <p>b. 中央制御室の制御盤内での火災を想定し、二酸化炭素消火器の取扱いに関する教育及び訓練を行う。</p> <p>c. 原子炉格納容器内での消火活動を迅速に行うため、原子炉格納容器内火災に対する消火手順をあらかじめ作成し、迅速に消火活動ができるよう定期的に訓練を行う。</p> <p>④初期消火要員に対する訓練（委託員）</p> <p>a. 運営課長は、委託消防員の業務に係る仕様書について、「初期消火要員の役割及び力量表」（第1-12表）に基づく調達要求事項が社内文書に従って明確に記載されていることを確認する。</p> <p>b. 運営課長は、初期消火要員として委託員の力量が確保されていることを確認するために、委託先の教育・訓練の実施報告書を半期ごとに確認する。</p> <p>⑤一般職員に対する教育</p> <p>防火管理者は、泊発電所の当社一般職員に対して、以下に関する教育を必要に応じ計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護関係法令，規定類等 ・火災発生時における対応手順 ・可燃物及び火気作業に関する運営管理 ・危険物（液体，気体）の漏えい，流出時の措置 <p>⑥協力企業職員に対する教育</p> <p>防火管理者は、原子力発電所に従事する元請企業に対して、作業員に以下に関する教育を実施するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時における対応手順 ・可燃物及び火気作業に関する運営管理 ・危険物（液体，気体）の漏えい，流出時の措置 	<p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊の中央制御室は小型のコンソール盤であり、人が中に入って消火活動を行うものでないので当該記載はない。</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑦定期的な評価</p> <p>a. 防災課長は、消火活動に必要な体制について、総合的な訓練と実際の消火活動の結果を年1回以上評価して、より適切な体制となるように見直しを行う。</p> <p>b. 前項の評価の際には、社内の講評、消防機関等の外部機関からの指導事項などを踏まえて行う。</p> <p>(20) 火災防護システムとその特徴</p> <p>①原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的とした火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災による影響の軽減の各対策について、「火災防護システムとその特徴」として、火災防護計画の関連図書に定める。</p> <p>②重大事故等対処施設並びにこれらが設置される火災区域、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の発生防止、火災の感知及び消火の各対策について、「火災防護システムとその特徴」として、火災防護計画の関連図書に定める。</p> <p>(21) 火災防護設備の保守管理</p> <p>火災防護設備の性能及び信頼性は、当該設備に施す検査、試験及び保守に依存することを認識したうえで、すべての火災防護設備が確実に機能するように維持する必要がある。</p> <p>そのため、防災課長は、設備を適切に維持管理するために設備保守箇所の課長に対し、指導・監督する。</p> <p>設備保守箇所の課長は、火災防護設備の検査や試験及び保守について、社内文書に従い、適切に保守管理を行う。保守管理に当たっては、社内文書に基づき適切に保全重要度を設定する。</p> <p>設備保守箇所の課長は、社内文書に基づき保全の重要度に応じた保全計画の策定を行う。なお、火災防護設備の修繕及び改良工事の実施に当たっては、社内文書に基づき、火災防護システムとその特徴を踏まえ必要に応じて計画を作成し、権限者の承認を得る。</p> <p>火災防護設備の保全工事等の計画及び実施に当たっては、社内文書に基づき、発注先に対しての要求事項の明確化等、工事等の計画について具体化し、計画に従い、実施する。</p> <p>火災防護設備は、社内文書に基づき点検・補修を行い、あわせて点検の妥当性、保全計画の妥当性等を確認する。また、評価の結果、改善が必要なものが確認された場合は、これを改善する。</p>	<p>⑦定期的な評価</p> <p>a. 運営課長は、消火活動に必要な体制について、総合的な訓練と実際の消火活動の結果を年1回以上評価して、より適切な体制となるように見直しを行う。</p> <p>b. 前項の評価の際には、社内の講評、消防機関等の外部機関からの指導事項等を踏まえて行う。</p> <p>(20) 火災防護システムとその特徴</p> <p>①原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的とした火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災による影響の軽減の各対策について、「火災防護システムとその特徴」として、火災防護計画の関連図書に定める。</p> <p>②重大事故等対処施設並びにこれらが設置される火災区域、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の発生防止、火災の感知及び消火の各対策について、「火災防護システムとその特徴」として、火災防護計画の関連図書に定める。</p> <p>(21) 火災防護設備の保守管理</p> <p>火災防護設備の性能及び信頼性は、当該設備に施す検査、試験及び保守に依存することを認識したうえで、すべての火災防護設備が確実に機能するように維持する必要がある。</p> <p>そのため、運営課長は、設備を適切に維持管理するために設備保守箇所の課長に対し、指導・監督する。</p> <p>設備保守箇所の課長は、火災防護設備の検査や試験及び保守について、社内文書に従い、適切に保守管理を行う。保守管理に当たっては、社内文書に基づき適切に保全重要度を設定する。</p> <p>設備保守箇所の課長は、社内文書に基づき保全の重要度に応じた保全計画の策定を行う。なお、火災防護設備の修繕及び改良工事の実施に当たっては、社内文書に基づき、火災防護システムとその特徴を踏まえ必要に応じて計画を作成し、権限者の承認を得る。</p> <p>火災防護設備の保全工事等の計画及び実施に当たっては、社内文書に基づき、発注先に対しての要求事項の明確化等、工事等の計画について具体化し、計画に従い、実施する。</p> <p>火災防護設備は、社内文書に基づき点検・補修を行い、あわせて点検の妥当性、保全計画の妥当性等を確認する。また、評価の結果、改善が必要なものが確認された場合は、これを改善する。</p>	<p>【女川】 ■呼称の相違</p> <p>【女川】 ■呼称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(22) 固定式消火設備に係わる運用</p> <p>固定式消火設備に係わる運用について、以下のとおり定める。 防火・防災管理者は、この運用を作業員に周知するとともに、現場に掲示する。固定式消火設備の操作は、基本的に初期消火要員（運転員）が行う。</p> <p>①全域及び局所ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備で使用するガスはハロン1301であり、設備作動に伴う人体への影響はないが、全域ガス消火設備の作動時には、発電課長は区画内の作業員等を退避させる。</p> <p>全域ガス消火設備の設置区域区画については、起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、全域ガス消火設備が設置されていること、及び設置区域区画に設置された扉を「閉」運用とすることを現場に明記する。</p> <p>局所ガス消火設備は、原子炉建屋通路部に設置されているほう酸水注入系ポンプといった油内包機器、モータコントロールセンタ、ケーブルトレイを対象に設置することから、消火対象の設備との識別や、設置場所の明示を行う。</p> <p>局所ガス消火設備で使用するガスは、ハロン1301又はFK-5-1-12であり、設備作動に伴う人体への影響はないが、局所ガス消火設備の作動時には、発電課長は作動エリアの作業員等を退避させる。</p>	<p>(22) 固定式消火設備に係わる運用</p> <p>固定式消火設備に係わる運用について、以下のとおり定める。 防火・防災管理者は、この運用を作業員に周知するとともに、現場に掲示する。</p> <p>①全域ガス消火設備</p> <p>ハロゲン化物消火設備で使用するガスはハロン1301であり、設備作動に伴う人体への影響はないが、ハロゲン化物消火設備の作動時には、発電課長（当直）は区画内の作業員等を退避させる。</p> <p>ハロゲン化物消火設備の設置区域区画については、起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、ハロゲン化物消火設備が設置されていること、及び設置区域区画に設置された扉を「閉」運用とすることを現場に明記する。</p> <p>二酸化炭素消火設備で使用する二酸化炭素は設備動作に伴う人体への影響があるため、二酸化炭素消火設備の作動時には、退避放送及び充満表示灯により周辺の作業員等に避難を促すとともに、発電課長（当直）は区画内の作業員等を退避させる。</p> <p>二酸化炭素消火設備の設置区域区画については、起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、二酸化炭素消火設備が設置されていること、及び設置区域区画に設置された扉を「閉」運用とすることを現場に明記する。</p> <p>イナートガス消火設備で使用するイナートガスは、設備作動に伴う人体への影響はなく、所員等が滞在する場所にはガスを放出しないことから、消火設備の作動時に作業員を退避させることはしない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の固定式消火設備は自動消火設備であり、基本的に手動操作を行わない</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の全域ガス消火設備は二酸化炭素消火設備及びイナートガス消火設備も該当する。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は局所ガス設備を設置していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■呼称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は局所ガス設備を設置していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 本文 泊発電所3号炉の設計基準対象施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(23) 火災防護計画の継続的改善 防災課長は、火災防護計画の継続的改善を図るため、火災防護活動を定期的に評価し、火災防護計画が有効に機能していることを確認するとともに、結果に応じて必要な措置を講じる。	(23) 火災防護計画の継続的改善 運営課長は、火災防護計画の継続的改善を図るため、火災防護活動を定期的に評価し、火災防護計画が有効に機能していることを確認するとともに、結果に応じて必要な措置を講じる。	【女川】 ■呼称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料1 女川原子力発電所 2号炉における 漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について	泊発電所3号炉 添付資料1 泊発電所 3号炉における 漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について	相違理由
	<p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉において、ポンプ等の油内包機器から漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について示す。</p> <p>2. 要求事項 漏えいの拡大防止措置は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1火災発生防止」の2.1.1に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. 1 火災発生防止</p> <p>2. 1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は、以下の事項を考慮した、火災発生防止対策を講じること。</p> <p>① 漏えいの防止、拡大防止 発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大防止対策を講じること。ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生するおそれがない場合は、この限りではない。</p> </div>	<p>1. はじめに 泊発電所3号炉において、ポンプ等の油内包機器から漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について示す。</p> <p>2. 要求事項 漏えいの拡大防止措置は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1火災発生防止」の2.1.1に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. 1 火災発生防止</p> <p>2. 1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は、以下の事項を考慮した、火災発生防止対策を講じること。</p> <p>① 漏えいの防止、拡大防止 発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大防止対策を講じること。ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生するおそれがない場合は、この限りではない。</p> </div>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 漏えい拡大防止対策について</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器の設置場所にあるポンプ等の油内包機器のうち、耐震Sクラスの機器は、基準地震動により損壊しないよう耐震性を確保できており、また、耐震B、Cクラスの機器については、基準地震動により損壊しないよう耐震性を確保する設計とする。</p> <p>さらに、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画にあるポンプ等の油内包機器から機器の故障等により油が漏えいした場合については、機器の周囲に設置した堰、又は機器周辺のドレンラインを通して床ドレンサンプへ回収し、漏えい油の拡大を防止する対策を講じる。火災区域又は火災区画にあるポンプ等の油内包機器の油保有量と堰の容量を第1表に示す。また、堰の設置状況を第1図に示す。</p> <p>4. 油内包機器を設置する区画の換気空調設備の耐震クラスについて</p> <p>各油内包機器に対する換気空調設備の耐震クラスの考え方は以下のとおりである。</p>	<p>3. 漏えい拡大防止対策について</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画にあるポンプ等の油内包機器から機器の故障等により油が漏えいした場合については、機器の周囲に設置したドレンパン、ドレンポット、堰又は機器周辺のドレンラインを通して床ドレンサンプへ回収し、漏えい油の拡大を防止する対策を講じる。火災区域又は火災区画にあるポンプ等の油内包機器の油保有量と堰等の容量を第1表に示す。また、堰等の設置状況を第1図に示す。</p> <p>4. 油内包機器を設置する区画の換気空調設備の耐震クラスについて</p> <p>各油内包機器に対する換気空調設備の耐震クラスの考え方は以下のとおりである。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>泊は安全機能を有する機器の設置場所に油内包機器も設置されている場合は、消火活動が困難とし、自動消火設備による早期消火を行う設計としている。このため、地震によって耐震B、Cクラス機器の火災が発生した場合についても、耐震Sクラス機器の機能に影響を与えない。なお、油内包機器に対して堰等の設置により、漏えいの拡大防止対策を行っていることについては、女川も泊も同様である。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 漏えい防止、拡大防止の設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器・放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器・重大事故等対処設備のうち、火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策が必要な機器であり、耐震Sクラス又はSs機能維持設計の機器(以下「火災防護対策が必要な機器」という)は耐震Sクラスで設計することから、基準地震動によっても油が漏えいするおそれはないこと、万一、機器故障によって油が漏えいしても引火点が十分高く火災が発生するおそれは小さいことから、これらの機器を設置する場所の換気設備の耐震性は、基準地震動に対して機能を維持(以下、Ss機能維持)という。)する設計とはしない。</p> <p>(2) 火災防護対策が必要な機器の設置場所にある耐震B、Cクラスの油内包機器はSs機能維持とすることから、(1)と同様に換気設備の耐震性はSs機能維持設計とはしない。</p>	<p>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器・放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器・重大事故等対処設備のうち、火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策が必要な機器であり、耐震Sクラス又はSs機能維持設計の機器(以下「火災防護対策が必要な機器」という)は、基準地震動によっても油が漏えいするおそれはないこと、万一、機器故障によって油が漏えいしても引火点が十分高く火災が発生するおそれは小さいことから、これらの機器を設置する場所の換気設備の耐震性は、基準地震動に対して機能を維持(以下、Ss機能維持)という。)する設計とはしない。</p> <p>(2) 火災防護対策が必要な機器の設置場所にある耐震B、Cクラスの油内包機器は、基準地震動Ssによって火災が発生しても、安全機能を有する構築物、系統及び機器に影響を及ぼすことがないよう、基準地震動Ssによっても機能を維持する全域ガス消火設備によって速やかに消火することから、(1)と同様に換気空調設備の耐震性はSs機能維持設計とはしない。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 泊は耐震Sクラス又はSs機能維持設計の機器については、基準地震動によっても油が漏えいしない設計としている。</p> <p>【女川】 泊は安全機能を有する機器の設置場所に油内包機器も設置されている場合は、消火活動が困難とし、自動消火設備による早期消火を行う設計としている。このため、地震によって耐震B、Cクラス機器の火災が発生した場合についても、耐震Sクラス機器の機能に影響を与えない。なお、油内包機器に対して堰等の設置により、漏えいの拡大防止対策を行っていることについては、女川も泊も同様である。</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 安全機能を有し、軽油を内包する非常用ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク、安全機能を有する原子炉補機冷却水系ポンプについては、これらを設置する場所の環境温度を維持するため、換気空調設備については非常用電源より給電する設計とするとともに、火災防護対象機器として耐震Sクラスの設計とする。</p> <p>(4) 火災防護対策が必要な機器を設置していない場所の換気設備の耐震性は、耐震Cクラス設計とする。</p>	<p>(3) 火災防護対策が必要な機器を設置していない場所の換気設備の耐震性は、耐震Cクラス以上の設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊のディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、原子炉補機冷却水ポンプは耐震Sクラスの設計であり、基準地震動によっても油が漏えいするおそれはないため、これらの機器を設置する場所の換気設備の耐震性は、耐震Sクラスの設計とはしていない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊の当該場所における換気空調設備には、耐震Bクラスの設備も含まれている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由													
		第1表 火災区域内の油内包機器と罐の容量、換気設備		第1表 火災区域内の油内包機器と罐等の容量、換気設備		【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、 機器の相違													
機器 番号	機器名称	火災影響対策 が必要な機器 の名称等	油内包機器 名称	油の 形式 (JIS種別)	油の 形式 (JIS種別)	容量 (L)	換気 設備 名称	容量 (L)	機器 番号	機器名称	火災影響 対策が必要な 機器の名称等	油内包機器 名称	油の 形式 (JIS種別)	油の 形式 (JIS種別)	容量 (L)	換気 設備 名称	容量 (L)	機器 番号	
R-1-2	FRWポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	178	5,824	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	178	5,824	C			
R-1-3	FRWポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	178	5,824	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	178	5,824	C			
R-1-4	LPCSポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	178	5,824	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	178	5,824	C			
R-1-5	SPCSポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	200	5,006	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	200	5,006	C			
R-1-6	SPCR 潤滑油 ポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	148	13,923	S	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	148	13,923	S			
R-1-7	SPCR 潤滑油 ポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	2	13,923	S	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	2	13,923	S			
R-1-8	FRWポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	2	34,853	S	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	2	34,853	S			
R-1-9	FRWポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	2	34,853	S	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	2	34,853	S			
R-1-10	FRWポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	178	4,198	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	178	4,198	C			
R-1-11	FPMAINポンプ室	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	1.8	1,738	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	240	1.8	1,738	C			
R-1-14	FOGトレンチポンプ 室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	2.7	9,484	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	2.7	9,484	C			
R-1-14	FOGトレンチポンプ 室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	200	9,484	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	200	9,484	C			
R-1-14	FOGトレンチポンプ 室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	240	200	9,484	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	240	200	9,484	C			
R-1-15	ISF 西側通廊	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.62	21,341	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.62	21,341	C			
R-1-15	ISF 西側通廊	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.45	21,341	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.45	21,341	C			
R-1-15	ISF 西側通廊	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.75	21,341	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.75	21,341	C			
R-1-15	ISF 西側通廊	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.75	21,341	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.75	21,341	C			
R-1-19	LDF 収蔵ポンプ 室	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.75	2,061	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.75	2,061	C			
R-1-20	LDF 収蔵ポンプ 室	無	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	250	1.75	2,061	C	潤滑油貯留槽 (270L)	無	タービン油	250	1.75	2,061	C			
R-1-21	潤滑油貯留槽 ポンプ室	有	潤滑油貯留槽 (270L)	S	タービン油	100	1.8	1,162	C	潤滑油貯留槽 (270L)	有	タービン油	100	1.8	1,162	C			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表
 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備番号</th> <th>設備名称</th> <th>火災防護対策 が必要と判断 の有無(注1)</th> <th>火災防護対策 の名称</th> <th>設置 Y3L</th> <th>油の種類 等2</th> <th>油の 引込高 [L]等3</th> <th>内圧値 [L]</th> <th>積貯量 [L]</th> <th>燃焼温度 [L]</th> <th>燃焼時間 [L]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-9-22</td> <td>線巻機室</td> <td>有</td> <td>ナベン線巻機室 機油</td> <td>C34</td> <td>タービン油</td> <td>270</td> <td>8</td> <td>52,000</td> <td>燃焼物貯留区域熱 気空調系</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>R-9-23</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(A)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>270</td> <td>80</td> <td>12,481</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-24</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(B)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>270</td> <td>80</td> <td>12,481</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-25</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(B)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>1.5</td> <td>12,481</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-26</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(B)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>1.5</td> <td>12,481</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-27</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(A)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>270</td> <td>80</td> <td>11,104</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-28</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(A)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>270</td> <td>80</td> <td>11,104</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-29</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(A)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>1.5</td> <td>11,104</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-29</td> <td>HEOW 冷凍機 # 27(G)G室</td> <td>有</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油</td> <td>S</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>1.5</td> <td>11,104</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-30</td> <td>燃料T20(A)室</td> <td>有</td> <td>燃料T20(A)</td> <td>S</td> <td>軽油</td> <td>43</td> <td>20,000</td> <td>25,380</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>R-9-33</td> <td>燃料T10(A) 20(B)室</td> <td>有</td> <td>燃料T10(A) 20(B)</td> <td>S</td> <td>軽油</td> <td>43</td> <td>14,000</td> <td>21,816</td> <td>原子炉建屋H室熱 気空調系</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>T-1-1</td> <td>駆動機室ポンプ 室</td> <td>無</td> <td>駆動機室ポンプ 潤滑油</td> <td>B</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>0.38</td> <td>8,132</td> <td>タービン建屋熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-4</td> <td>凝圧機室ポンプ 室</td> <td>無</td> <td>凝圧機室ポンプ (A)</td> <td>B</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>140</td> <td>854,483</td> <td>タービン建屋熱 気空調系</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>T-1-4</td> <td>凝圧機室ポンプ 室</td> <td>無</td> <td>凝圧機室ポンプ (B)</td> <td>B</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>140</td> <td>854,483</td> <td>タービン建屋熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-4</td> <td>凝圧機室ポンプ 室</td> <td>無</td> <td>凝圧機室ポンプ (C)</td> <td>B</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>140</td> <td>854,483</td> <td>タービン建屋熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TDR 熱交換機</td> <td>無</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(A)</td> <td>G</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>2.5</td> <td>55,497</td> <td>燃料電気品室熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TDR 熱交換機</td> <td>無</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(B)</td> <td>C</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>2.5</td> <td>55,497</td> <td>燃料電気品室熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TDR 熱交換機</td> <td>無</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(C)</td> <td>C</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>2.5</td> <td>55,497</td> <td>燃料電気品室熱 気空調系</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TDR 熱交換機</td> <td>無</td> <td>熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(D)</td> <td>C</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>2.5</td> <td>55,497</td> <td>燃料電気品室熱 気空調系</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	設備番号	設備名称	火災防護対策 が必要と判断 の有無(注1)	火災防護対策 の名称	設置 Y3L	油の種類 等2	油の 引込高 [L]等3	内圧値 [L]	積貯量 [L]	燃焼温度 [L]	燃焼時間 [L]	R-9-22	線巻機室	有	ナベン線巻機室 機油	C34	タービン油	270	8	52,000	燃焼物貯留区域熱 気空調系	C	R-9-23	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-24	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-25	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-26	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-27	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-28	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-29	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-29	HEOW 冷凍機 # 27(G)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-30	燃料T20(A)室	有	燃料T20(A)	S	軽油	43	20,000	25,380	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	R-9-33	燃料T10(A) 20(B)室	有	燃料T10(A) 20(B)	S	軽油	43	14,000	21,816	原子炉建屋H室熱 気空調系	S	T-1-1	駆動機室ポンプ 室	無	駆動機室ポンプ 潤滑油	B	タービン油	230	0.38	8,132	タービン建屋熱 気空調系	G	T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (A)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	C	T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (B)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	G	T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (C)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	G	T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(A)	G	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G	T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(B)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G	T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(C)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G	T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(D)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	C		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 炉型の違いによる系統、 機器の相違
設備番号	設備名称	火災防護対策 が必要と判断 の有無(注1)	火災防護対策 の名称	設置 Y3L	油の種類 等2	油の 引込高 [L]等3	内圧値 [L]	積貯量 [L]	燃焼温度 [L]	燃焼時間 [L]																																																																																																																																																																																																																					
R-9-22	線巻機室	有	ナベン線巻機室 機油	C34	タービン油	270	8	52,000	燃焼物貯留区域熱 気空調系	C																																																																																																																																																																																																																					
R-9-23	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-24	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-25	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-26	HEOW 冷凍機 # 27(B)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	12,481	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-27	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-28	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	270	80	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-29	HEOW 冷凍機 # 27(A)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-29	HEOW 冷凍機 # 27(G)G室	有	熱気空調機室 常用冷却水系統 凍機油	S	タービン油	240	1.5	11,104	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-30	燃料T20(A)室	有	燃料T20(A)	S	軽油	43	20,000	25,380	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
R-9-33	燃料T10(A) 20(B)室	有	燃料T10(A) 20(B)	S	軽油	43	14,000	21,816	原子炉建屋H室熱 気空調系	S																																																																																																																																																																																																																					
T-1-1	駆動機室ポンプ 室	無	駆動機室ポンプ 潤滑油	B	タービン油	230	0.38	8,132	タービン建屋熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (A)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	C																																																																																																																																																																																																																					
T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (B)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-4	凝圧機室ポンプ 室	無	凝圧機室ポンプ (C)	B	タービン油	230	140	854,483	タービン建屋熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(A)	G	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(B)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(C)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	G																																																																																																																																																																																																																					
T-1-12	TDR 熱交換機	無	熱気空調機室 常用冷却水系統 ポンプ(D)	C	タービン油	240	2.5	55,497	燃料電気品室熱 気空調系	C																																																																																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備 番号</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">互換性 評価 結果</th> <th colspan="4">適用設備</th> <th colspan="3">機器区分</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>容量 [kVA]</th> <th>油の種類 [油]</th> <th>油の 引込量 [L/油2]</th> <th>内包量 [L]</th> <th>重量 [kg]</th> <th>設置 場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TOW 換気機</td> <td>■</td> <td>タービン油冷機 換気機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>1</td> <td>55,487</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TOW 換気機</td> <td>■</td> <td>タービン油冷機 換気機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>8</td> <td>55,487</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TOW 換気機</td> <td>■</td> <td>タービン油冷機 換気機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>9</td> <td>55,487</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-12</td> <td>TOW 換気機</td> <td>■</td> <td>タービン油冷機 換気機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>9</td> <td>55,487</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-13</td> <td>SP-LSHV-10 機油冷機</td> <td>■</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>3</td> <td>5,815</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-13</td> <td>SP-LSHV-10 機油冷機</td> <td>■</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>5</td> <td>5,815</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-14</td> <td>SPF-T 油冷機</td> <td>■</td> <td>SPF-T油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>6,790</td> <td>1,946</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-16</td> <td>SPF-T 油冷機</td> <td>■</td> <td>SPF-T油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>6,790</td> <td>1,715</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-16</td> <td>SPF-T 油冷機</td> <td>■</td> <td>高容量機</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>14,000</td> <td>1,715</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-17</td> <td>EHG 潤滑油圧 機</td> <td>■</td> <td>EHG 潤滑油圧 機</td> <td>0</td> <td>リン酸エステル 油</td> <td>254</td> <td>1,000</td> <td>5,614</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-21</td> <td>緑字1異音ポンプ 装置</td> <td>■</td> <td>緑字1異音ポンプ 装置</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>0.5</td> <td>2,420</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-25</td> <td>緑字4異音ポンプ 装置</td> <td>■</td> <td>緑字4異音ポンプ 装置</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>0.5</td> <td>2,420</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-41</td> <td>SP 潤滑油圧ポン プ装置</td> <td>■</td> <td>潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>1.45</td> <td>3,200</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-41</td> <td>SP 潤滑油圧ポン プ装置</td> <td>■</td> <td>潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>230</td> <td>1.45</td> <td>3,200</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-5</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>■</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>0.8</td> <td>4,400</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-5</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>■</td> <td>SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>0.8</td> <td>4,400</td> <td>タービン油冷機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>4</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>4</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>4.5</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>2.5</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>30.3</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-1-7</td> <td>HRCW 潤滑機</td> <td>■</td> <td>換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)</td> <td>0</td> <td>タービン油</td> <td>240</td> <td>30.3</td> <td>38,029</td> <td>実用電気品交換機 装置系</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備 番号	設備名称	互換性 評価 結果	適用設備				機器区分			品名	容量 [kVA]	油の種類 [油]	油の 引込量 [L/油2]	内包量 [L]	重量 [kg]	設置 場所	T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	1	55,487	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	8	55,487	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	9	55,487	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	9	55,487	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-13	SP-LSHV-10 機油冷機	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	3	5,815	タービン油冷機 装置系	○	T-1-13	SP-LSHV-10 機油冷機	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	5	5,815	タービン油冷機 装置系	○	T-1-14	SPF-T 油冷機	■	SPF-T油冷機(油冷)	0	タービン油	240	6,790	1,946	タービン油冷機 装置系	○	T-1-16	SPF-T 油冷機	■	SPF-T油冷機(油冷)	0	タービン油	240	6,790	1,715	タービン油冷機 装置系	○	T-1-16	SPF-T 油冷機	■	高容量機	0	タービン油	240	14,000	1,715	タービン油冷機 装置系	○	T-1-17	EHG 潤滑油圧 機	■	EHG 潤滑油圧 機	0	リン酸エステル 油	254	1,000	5,614	タービン油冷機 装置系	○	T-1-21	緑字1異音ポンプ 装置	■	緑字1異音ポンプ 装置	0	タービン油	230	0.5	2,420	タービン油冷機 装置系	○	T-1-25	緑字4異音ポンプ 装置	■	緑字4異音ポンプ 装置	0	タービン油	230	0.5	2,420	タービン油冷機 装置系	○	T-1-41	SP 潤滑油圧ポン プ装置	■	潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	230	1.45	3,200	タービン油冷機 装置系	○	T-1-41	SP 潤滑油圧ポン プ装置	■	潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	230	1.45	3,200	タービン油冷機 装置系	○	T-1-5	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	0.8	4,400	タービン油冷機 装置系	○	T-1-5	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	0.8	4,400	タービン油冷機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4	38,029	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4	38,029	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4.5	38,029	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	2.5	38,029	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	30.3	38,029	実用電気品交換機 装置系	○	T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	30.3	38,029	実用電気品交換機 装置系	○		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) ■設備の相違 (炉型の違いによる系統、機器の相違)
設備 番号	設備名称				互換性 評価 結果	適用設備				機器区分																																																																																																																																																																																																																																																												
		品名	容量 [kVA]	油の種類 [油]		油の 引込量 [L/油2]	内包量 [L]	重量 [kg]	設置 場所																																																																																																																																																																																																																																																													
T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	1	55,487	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	8	55,487	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	9	55,487	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-12	TOW 換気機	■	タービン油冷機 換気機(油冷)	0	タービン油	240	9	55,487	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-13	SP-LSHV-10 機油冷機	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	3	5,815	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-13	SP-LSHV-10 機油冷機	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	5	5,815	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-14	SPF-T 油冷機	■	SPF-T油冷機(油冷)	0	タービン油	240	6,790	1,946	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-16	SPF-T 油冷機	■	SPF-T油冷機(油冷)	0	タービン油	240	6,790	1,715	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-16	SPF-T 油冷機	■	高容量機	0	タービン油	240	14,000	1,715	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-17	EHG 潤滑油圧 機	■	EHG 潤滑油圧 機	0	リン酸エステル 油	254	1,000	5,614	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-21	緑字1異音ポンプ 装置	■	緑字1異音ポンプ 装置	0	タービン油	230	0.5	2,420	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-25	緑字4異音ポンプ 装置	■	緑字4異音ポンプ 装置	0	タービン油	230	0.5	2,420	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-41	SP 潤滑油圧ポン プ装置	■	潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	230	1.45	3,200	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-41	SP 潤滑油圧ポン プ装置	■	潤滑油圧ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	230	1.45	3,200	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-5	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	0.8	4,400	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-5	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	■	SP-LSHV-10機 油冷機(油冷)	0	タービン油	240	0.8	4,400	タービン油冷機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	4.5	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	2.5	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	30.3	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												
T-1-7	HRCW 潤滑機	■	換気空調設備 用冷却水ポンプ 装置(油冷)	0	タービン油	240	30.3	38,029	実用電気品交換機 装置系	○																																																																																																																																																																																																																																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表
 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料1 泊発電所3号炉における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉		相違理由
装置番号	設備名称	火災防護対策が必須な機器の名称(注1)	遮断設備の種類	装置の名称	装置の形式	遮断の種別(注2)	遮断の引込点(注3)	内包量(L)	容量(L)	遮断位置の種類	装置の形式	装置の形式	相違理由	
T-3-7	HACM 冷凍機室	無	無	換気空調機用遮断機用冷却水ポンプ用電源盤(A)	C	タービン盤	270	90	30,029	換気機用電源盤	C	【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)		
T-3-8	HACM 冷凍機室	無	無	換気空調機用遮断機用冷却水ポンプ用電源盤(B)	C	タービン盤	270	90	30,029	換気機用電源盤	C	【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違		
T-3-11	主給水ポンプ給水ポンプ室	無	無	主給水ポンプ	C	タービン盤	240	49,000	84,441	タービン盤用遮断機	C			
T-3-11	主給水ポンプ給水ポンプ室	無	無	主給水ポンプ(A)	C	タービン盤	240	49,000	84,441	タービン盤用遮断機	C			
T-3-11	主給水ポンプ給水ポンプ室	無	無	主給水ポンプ(B)	C	タービン盤	240	49,000	84,441	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	高圧減圧ポンプ(A)	B	タービン盤	240	432	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	高圧減圧ポンプ(B)	B	タービン盤	240	432	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	高圧減圧ポンプ(C)	B	タービン盤	240	432	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	電動機駆動ポンプ給水ポンプ(A)	B	タービン盤	240	320	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	電動機駆動ポンプ給水ポンプ(B)	B	タービン盤	240	320	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-14	高圧減圧ポンプ室	無	無	電動機駆動ポンプ給水ポンプ(C)	B	タービン盤	240	320	118,798	タービン盤用遮断機	C			
T-3-2	復水貯留槽・CD再循環ポンプ室	無	無	復水貯留槽再循環ポンプ	B	タービン盤	250	29	19,242	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置	C	タービン盤	240	242	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(A)	C	タービン盤	240	242	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(B)	C	タービン盤	240	242	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(C)	C	タービン盤	240	242	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(D)	C	タービン盤	244	1.8	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(E)	C	タービン盤	244	1.8	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(F)	C	タービン盤	250	1.85	48,577	タービン盤用遮断機	C			
T-3-12	炉内冷却装置・炉内冷却ポンプ室	無	無	炉内冷却装置(G)	C	タービン盤	250	1.85	48,577	タービン盤用遮断機	C			
Y-1-1	RHWポンプ(A)室	有	有	炉内冷却装置用ポンプ	S	タービン盤	250	28	2,281	自然燃焼(屋外)	-			
Y-1-1	RHWポンプ(B)室	有	有	炉内冷却装置用ポンプ	S	タービン盤	250	28	2,281	自然燃焼(屋外)	-			
Y-1-4	RHWポンプ(C)室	有	有	炉内冷却装置用ポンプ	S	タービン盤	250	28	2,281	自然燃焼(屋外)	-			
Y-1-4	RHWポンプ(D)室	有	有	炉内冷却装置用ポンプ	S	タービン盤	250	28	2,281	自然燃焼(屋外)	-			

装置番号	設備名称	火災防護対策が必須な機器の名称(注1)	遮断設備の種類	装置の名称	装置の形式	遮断の種別(注2)	遮断の引込点(注3)	内包量(L)	容量(L)	遮断位置の種類	装置の形式	装置の形式	相違理由
Y-3-2	軽油貯留槽(A)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(A)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-	【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違	
Y-3-2	軽油貯留槽(A)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(B)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-		
Y-3-2	軽油貯留槽(A)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(C)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-		
Y-3-4	軽油貯留槽(B)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(A)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-		
Y-3-4	軽油貯留槽(B)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(B)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-		
Y-3-4	軽油貯留槽(B)	有	有	非常用ディーゼル発電機用軽油ポンプ(C)	S	軽油	45	110,000	812,000	自然燃焼(屋外)	-		
Y-3-6	軽油貯留槽(C)	有	有	高圧炉心スプレッドポンプ用ディーゼル発電機用軽油ポンプ	S	軽油	45	170,000	482,125	自然燃焼(屋外)	-		

注1 原子炉の減速停止及び炉内冷却停止を遂行し、維持するために必要な機器・装置の名称の記載又は貯蔵量が60kg以上を有する機器・装置の名称の記載のうち、火災防護に係る機器に該当する火災防護対策の必須な機器であり、装置名称が火災又は火災機器の名称である機器

注2 タービン盤の遮断機は、タービン盤の遮断機を指す

注3 一般名称を示す機器については、装置している機器の名称が記載されている

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="898 624 1142 651">第1図 堰の設置状況</p>	 <p data-bbox="1563 619 1749 639">第1図 堰等の設置状況</p>	<p data-bbox="1980 156 2040 177">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1980 188 2119 244">■記載内容の相違 (女川実績の反映) <li data-bbox="1980 255 2040 276">【女川】 <li data-bbox="1980 287 2159 379">■設計の相違 漏えい防止、拡大防止の 設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料2 泊発電所3号炉における難燃ケーブルの使用について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 難燃ケーブルの使用について</p> <p>1. 目的 女川原子力発電所2号炉において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の要求に基づき、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」に使用するケーブルについて、調査結果を以下に示す。</p> <p>2. 難燃ケーブルの要求事項について 「火災防護に係る審査基準」における難燃ケーブルの要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2.1 火災発生防止</p> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 難燃ケーブルの使用について</p> <p>1. 目的 泊発電所3号炉において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の要求に基づき、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」に使用するケーブルについて、調査結果を以下に示す。</p> <p>2. 難燃ケーブルの要求事項について 「火災防護に係る審査基準」における難燃ケーブルの要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2.1 火災発生防止</p> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。</p> </div>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料2 泊発電所3号炉における難燃ケーブルの使用について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>(3) 難燃ケーブルについて</p> <p>使用するケーブルについて、「火災により着火し難く、著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有していることが、延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。（実証試験の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己消火性の実証試験・・・UL 垂直燃焼試験 延焼性の実証試験・・・IEEE383 またIEEE1202 	<p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>(3) 難燃ケーブルについて</p> <p>使用するケーブルについて、「火災により着火し難く、著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有していることが、延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。（実証試験の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己消火性の実証試験・・・UL 垂直燃焼試験 延焼性の実証試験・・・IEEE383 またIEEE1202 	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p>
	<p>3. 難燃ケーブルの使用対象箇所及び確認方法</p> <p>従来から、安全機能を有する構築物、系統及び機器には実用上可能な限り難燃ケーブルの使用を要求している。</p> <p>「火災防護に係る審査基準」では、難燃ケーブルの使用にあたり、自己消火性の実証試験（UL 垂直燃焼試験）等による確認が追加されたことから、以下のフローに基づき対象箇所を選定し、ケーブル使用状況及び試験状況について調査、確認を行った。（第1図）</p> <p>なお、ケーブルの試験方法及び試験結果については、資料4「安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性について」に示す。</p>	<p>3. 難燃ケーブルの使用対象箇所及び確認方法</p> <p>従来から、安全機能を有する構築物、系統及び機器には実用上可能な限り難燃ケーブルの使用を要求している。</p> <p>「火災防護に係る審査基準」では、難燃ケーブルの使用にあたり、自己消火性の実証試験（UL 垂直燃焼試験）等による確認が追加されたことから、以下のフローに基づき対象箇所を選定し、ケーブル使用状況及び試験状況について調査、確認を行った。（第1図）</p> <p>なお、ケーブルの試験方法及び試験結果については、資料4「安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性について」に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 難燃性ケーブル確認方法</p> <p>4. ケーブルの難燃性適合状況</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器に使用するケーブルについて、絶縁体とシースの組合せごとにリスト化を行い、それぞれについて調査を行った。第1表にケーブルの難燃性適合状況を示す。</p> <p>なお、試験にあたっては、シース材と絶縁材の組み合わせから、試験条件が厳しくなるもの(シース材の厚さが薄い)を選定し、燃焼試験を実施している。</p>	<p>第1図 難燃性ケーブル確認方法</p> <p>4. ケーブルの難燃性適合状況</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器に使用するケーブルについて、絶縁体とシースの組合せごとにリスト化を行い、それぞれについて調査を行った。第1表にケーブルの難燃性適合状況を示す。</p> <p>なお、試験にあたっては、シース材と絶縁材の組み合わせから、試験条件が厳しくなるもの(シース材の厚さが薄い)を選定し、燃焼試験を実施している。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料2 泊発電所3号炉における難燃ケーブルの使用について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第1表 ケーブルの難燃性適合状況</p> <table border="1" data-bbox="725 161 1312 587"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>No.</th> <th>絶縁体</th> <th>シース</th> <th>UL 垂直燃焼試験</th> <th>IEEE 383</th> <th>ブロー結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高圧ケーブル</td> <td>1</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>難燃性ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>難燃性架橋ポリエチレン</td> <td>難燃性架橋ノンクロシブピニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">低圧ケーブル</td> <td>3</td> <td>難燃性エチレンプロピレンゴム</td> <td>難燃性クロロブレン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>クイ書ゴム</td> <td>ガラス繊維</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>難燃性架橋ポリエチレン</td> <td>難燃性架橋ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>クイ書ゴム</td> <td>クイ書ゴム</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同軸ケーブル</td> <td>7</td> <td>耐放射線性架橋ポリエチレン</td> <td>難燃性ノンクロシブピニル</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>耐放射線性架橋ポリエチレン</td> <td>難燃性架橋ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	区分	No.	絶縁体	シース	UL 垂直燃焼試験	IEEE 383	ブロー結果	高圧ケーブル	1	架橋ポリエチレン	難燃性ビニル	○	○	①	2	難燃性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ノンクロシブピニル	○	○	①	低圧ケーブル	3	難燃性エチレンプロピレンゴム	難燃性クロロブレン	○	○	①	4	クイ書ゴム	ガラス繊維	○	○	①	5	難燃性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ポリエチレン	○	○	①	6	クイ書ゴム	クイ書ゴム	○	○	①	同軸ケーブル	7	耐放射線性架橋ポリエチレン	難燃性ノンクロシブピニル	○	-	②	8	耐放射線性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ポリエチレン	○	-	②	<p style="text-align: center;">第1表 ケーブルの難燃性適合状況</p> <table border="1" data-bbox="1357 161 1944 746"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>No.</th> <th>絶縁体</th> <th>シース</th> <th>UL 垂直燃焼試験</th> <th>IEEE 383</th> <th>ブロー結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高圧ケーブル</td> <td>1</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>難燃EPゴム</td> <td>難燃クロロスルホン化ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧ケーブル</td> <td>3</td> <td>難燃EPゴム</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>難燃EPゴム</td> <td>難燃クロロスルホン化ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御ケーブル</td> <td>5</td> <td>特殊耐熱ビニル</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>TFEP</td> <td>TFEP</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御(光)ケーブル</td> <td>7</td> <td>難燃低塩酸ビニル(内部シース)</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>難燃EPゴム</td> <td>難燃クロロスルホン化ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計装用ケーブル</td> <td>9</td> <td>ビニル</td> <td>難燃低塩酸ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ポリエチレン</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核計装用ケーブル</td> <td>11</td> <td>架橋ポリエチレン ETFE 特殊耐熱ビニル</td> <td>難燃低塩酸特殊耐熱ビニル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>ETFE</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>架橋ポリエチレン</td> <td>難燃架橋ポリエチレン</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>FEP：四フッ化エチレン・六フッ化ポリプロピレン重合樹脂 TFEP：サンフロン200 (四フッ化エチレン・プロピレン重合樹脂) ETFE：四フッ化エチレン・エチレン重合樹脂</p>	区分	No.	絶縁体	シース	UL 垂直燃焼試験	IEEE 383	ブロー結果	高圧ケーブル	1	架橋ポリエチレン	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	2	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①	低圧ケーブル	3	難燃EPゴム	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	4	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①	制御ケーブル	5	特殊耐熱ビニル	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	6	TFEP	TFEP	○	○	①	制御(光)ケーブル	7	難燃低塩酸ビニル(内部シース)	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	8	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①	計装用ケーブル	9	ビニル	難燃低塩酸ビニル	○	○	①	10	ポリエチレン	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	核計装用ケーブル	11	架橋ポリエチレン ETFE 特殊耐熱ビニル	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①	12	架橋ポリエチレン	ETFE	○	-	②	13	架橋ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	○	-	②	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 使用するケーブルによる絶縁体及びシース材の相違</p>
区分	No.	絶縁体	シース	UL 垂直燃焼試験	IEEE 383	ブロー結果																																																																																																																																																		
高圧ケーブル	1	架橋ポリエチレン	難燃性ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	2	難燃性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ノンクロシブピニル	○	○	①																																																																																																																																																		
低圧ケーブル	3	難燃性エチレンプロピレンゴム	難燃性クロロブレン	○	○	①																																																																																																																																																		
	4	クイ書ゴム	ガラス繊維	○	○	①																																																																																																																																																		
	5	難燃性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ポリエチレン	○	○	①																																																																																																																																																		
	6	クイ書ゴム	クイ書ゴム	○	○	①																																																																																																																																																		
同軸ケーブル	7	耐放射線性架橋ポリエチレン	難燃性ノンクロシブピニル	○	-	②																																																																																																																																																		
	8	耐放射線性架橋ポリエチレン	難燃性架橋ポリエチレン	○	-	②																																																																																																																																																		
区分	No.	絶縁体	シース	UL 垂直燃焼試験	IEEE 383	ブロー結果																																																																																																																																																		
高圧ケーブル	1	架橋ポリエチレン	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	2	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①																																																																																																																																																		
低圧ケーブル	3	難燃EPゴム	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	4	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①																																																																																																																																																		
制御ケーブル	5	特殊耐熱ビニル	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	6	TFEP	TFEP	○	○	①																																																																																																																																																		
制御(光)ケーブル	7	難燃低塩酸ビニル(内部シース)	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	8	難燃EPゴム	難燃クロロスルホン化ポリエチレン	○	○	①																																																																																																																																																		
計装用ケーブル	9	ビニル	難燃低塩酸ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	10	ポリエチレン	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
核計装用ケーブル	11	架橋ポリエチレン ETFE 特殊耐熱ビニル	難燃低塩酸特殊耐熱ビニル	○	○	①																																																																																																																																																		
	12	架橋ポリエチレン	ETFE	○	-	②																																																																																																																																																		
	13	架橋ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	○	-	②																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料3	泊発電所3号炉 添付資料3	相違理由
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 不燃性又は難燃性の換気フィルタの使用状況について</p> <p>1. 不燃性又は難燃性の換気フィルタの確認方法</p> <p>火災防護に係る審査基準において、不燃性又は難燃性の換気フィルタの使用が要求されていることから、以下のフローに基づき、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気設備のフィルタの不燃性又は難燃性の確認を行った。</p> <p>2. 確認結果</p> <p>1項で実施した確認結果を以下に示す。</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 不燃性又は難燃性の換気フィルタの使用状況について</p> <p>1. 不燃性又は難燃性の換気フィルタの確認方法</p> <p>火災防護に係る審査基準において、不燃性又は難燃性の換気フィルタの使用が要求されていることから、以下のフローに基づき、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気設備のフィルタの不燃性又は難燃性の確認を行った。</p> <p>2. 確認結果</p> <p>1項で実施した確認結果を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																											
	<table border="1" data-bbox="734 183 1299 726"> <thead> <tr> <th>換気空調設備</th> <th>フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)</th> <th>ろ材材質</th> <th>性能</th> <th>フロー 結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用ガス処理系</td> <td>中性炭素エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイスポンジ室空調機</td> <td>給気フィルタ</td> <td>不織布</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイスポンジ室空調機</td> <td>給気フィルタ</td> <td>不織布</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>発電熱除去ポンジ室空調機</td> <td>給気フィルタ</td> <td>不織布</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>原子炉種廃棄物処理室空調機</td> <td>給気フィルタ</td> <td>不織布</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>原子炉種廃棄物処理室空調機</td> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉種換気空調系</td> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理区域換気空調系</td> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室換気空調系</td> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御室換気空調系</td> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タービン建屋換気空調系</td> <td>中性炭素エアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>パッドエアフィルタ</td> <td>グラスファイバ</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	換気空調設備	フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)	ろ材材質	性能	フロー 結果	非常用ガス処理系	中性炭素エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	低圧炉心スプレイスポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①	高圧炉心スプレイスポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①	発電熱除去ポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①	原子炉種廃棄物処理室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①	原子炉種廃棄物処理室空調機	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	原子炉種換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	廃棄物処理区域換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	中央制御室換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	計測制御室換気空調系	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	タービン建屋換気空調系	中性炭素エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①	<table border="1" data-bbox="1339 183 1957 726"> <thead> <tr> <th>換気空調設備</th> <th>フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)</th> <th>ろ材材質</th> <th>性能</th> <th>フロー 結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">補助建屋換気空調装置</td> <td>平型フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>安全補機開閉器室空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機室換気装置</td> <td>平型フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管室換気装置</td> <td>平型フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫換気空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理建屋換気空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ペイラ室空調装置</td> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,2号機 補助建屋換気空調装置</td> <td>平型フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>粗フィルタ</td> <td>ガラス繊維</td> <td>難燃性</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	換気空調設備	フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)	ろ材材質	性能	フロー 結果	補助建屋換気空調装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	安全補機開閉器室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	中央制御室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	ディーゼル発電機室換気装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	主蒸気管室換気装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	格納容器空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	固体廃棄物貯蔵庫換気空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	放射性廃棄物処理建屋換気空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	ペイラ室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	1,2号機 補助建屋換気空調装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p>
換気空調設備	フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)	ろ材材質	性能	フロー 結果																																																																																																																																																																										
非常用ガス処理系	中性炭素エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
低圧炉心スプレイスポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①																																																																																																																																																																										
高圧炉心スプレイスポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①																																																																																																																																																																										
発電熱除去ポンジ室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①																																																																																																																																																																										
原子炉種廃棄物処理室空調機	給気フィルタ	不織布	難燃性	①																																																																																																																																																																										
原子炉種廃棄物処理室空調機	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
原子炉種換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
廃棄物処理区域換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
中央制御室換気空調系	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
計測制御室換気空調系	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	高性能エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
タービン建屋換気空調系	中性炭素エアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	パッドエアフィルタ	グラスファイバ	難燃性	①																																																																																																																																																																										
換気空調設備	フィルタの種類 (チャコールフィルタ 以外)	ろ材材質	性能	フロー 結果																																																																																																																																																																										
補助建屋換気空調装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
安全補機開閉器室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
中央制御室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
ディーゼル発電機室換気装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
主蒸気管室換気装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
格納容器空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
固体廃棄物貯蔵庫換気空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
放射性廃棄物処理建屋換気空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
ペイラ室空調装置	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	微粒子フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
1,2号機 補助建屋換気空調装置	平型フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	粗フィルタ	ガラス繊維	難燃性	①																																																																																																																																																																										
	<p>3. JIS L 1091 の試験概要について</p> <p>JIS L 1091 の難燃性確認試験については第1図の試験装置を用いて、120秒間供試体を規定の条件の炎にさらし、燃焼面積、残炎・残じん時間、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p> <div data-bbox="824 933 1187 1332" style="border: 2px solid green; padding: 10px; text-align: center;">  <p>第1図 JIS L 1091 試験概要図</p> </div>	<p>3. JIS L 1091 の試験概要について</p> <p>JIS L 1091 の難燃性確認試験については第1図の試験装置を用いて、120秒間供試体を規定の条件の炎にさらし、燃焼面積、残炎・残じん時間、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p> <div data-bbox="1467 933 1830 1332" style="border: 2px solid green; padding: 10px; text-align: center;">  <p>第1図 JIS L 1091 試験概要図</p> </div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 																																																																																																																																																																											
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料3 泊発電所3号炉における不燃性又は難燃性の換気フィルタの使用状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. JACA No.11A-2003 の試験概要について</p> <p>JACA No. 11A-2003 の難燃性確認試験については第2図の試験装置を用いて、ろ材試験片を、ガスバーナにより60秒間加熱し、燃焼時間、残炎・残じん時間、熔融滴下物による発火の有無、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p> <div data-bbox="797 379 1236 746" style="border: 2px solid green; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;">  <p style="text-align: center;">第2図 JACA No. 11A-2003 試験概要図</p> </div>	<p>4. JACA No. 11A-2003 の試験概要について</p> <p>JACA No. 11A-2003 の難燃性確認試験については第2図の試験装置を用いて、ろ材試験片をガスバーナにより60秒間加熱し、燃焼時間、残炎・残じん時間、熔融滴下物による発火の有無、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p> <div data-bbox="1352 379 1939 770" style="border: 2px solid green; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;">  <p style="text-align: center;">第2図 JACA No.11A-2003 試験概要図</p> </div> <p style="margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料 4</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 保温材の使用状況について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉において、「実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護に係る審査基準」という。)の要求に基づき、安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用する保温材について、不燃性材料又は難燃性材料の使用状況を確認した結果を示す。</p> <p>2. 要求事項 保温材については、「火災防護に係る審査基準」の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。保温材の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。</p> <p>(参考) 「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料 4</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 保温材の使用状況について</p> <p>1. はじめに 泊発電所3号炉において、「実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護に係る審査基準」という。)の要求に基づき、安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用する保温材について、不燃性材料又は難燃性材料の使用状況を確認した結果を示す。</p> <p>2. 要求事項 保温材については、「火災防護に係る審査基準」の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。保温材の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。</p> <p>(参考) 「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 保温材の不燃性使用状況の調査</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、何れも建設時より不燃材料を使用しているが、保温材を取替えていることを踏まえて、調査を実施した。</p> <p>不燃性の保温材は、平成12年建設省告示第1400号、又は建築基準法の不燃材料認定品とした。第1図に保温材の不燃性確認フローを示す。</p> <p>第1図 保温材の不燃性確認フロー</p> <p>4. 保温材の不燃性適合状況調査結果</p> <p>保温材の不燃性確認フローに基づき調査した結果、使用している保温材は、何れも不燃材料であることを確認した。調査結果を第1表に示す。</p>	<p>3. 保温材の不燃性使用状況</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、「保温仕様書」に基づき、不燃性材料を使用している。</p> <p>不燃性の保温材は、平成12年建設省告示第1400号、又は建築基準法の不燃材料認定品とした。第1図に保温材の不燃性確認フローを示す。</p> <p>第1図 保温材の不燃性確認フロー</p> <p>4. 保温材の不燃性適合状況調査結果</p> <p>保温材の不燃性確認フローに基づき調査した結果、使用している保温材は、いずれも不燃材料であることを確認した。調査結果を第1表に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p style="text-align: center;">第1表 保温材の不燃性適合状況調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保温材種類</th> <th colspan="4">使用部位</th> <th rowspan="2">フロー結果</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>配管</th> <th>弁、フリンジ、ボルト</th> <th>機器類 (バルブ、ポンプ等)</th> <th>原子炉圧力容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>セラミックファイバー</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<平成12年建設省告示第1400号 (不燃材料を定める件)> ・建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。 ・建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第108条の2各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号) に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。 一 コンクリート 二 れんが 三 瓦 四 陶磁器質タイル 五 繊維強化セメント板 六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板 七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 八 鉄鋼 九 アルミニウム 十 金属板 十一 ガラス 十二 モルタル 十三 しっくい 十四 石 十五 厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。) 十六 ロックウール 十七 グラスウール板</p> <p>※2：女川2号炉の建設当時は、不燃材料を指定する法令は昭和45年建設省告示第1828号であり、当該の告示に基づいた不燃材料を用いた保温材を使用している。平成12年建設省告示第1400号の施行に伴い、昭和45年建設省告示第1828号は廃止となったため、それ以降に保温材を取替えている場合は、平成12年建設省告示第1400号に基づく保温材か不燃材料の認定を受けたものを使用する。</p>	保温材種類	使用部位				フロー結果	備考	配管	弁、フリンジ、ボルト	機器類 (バルブ、ポンプ等)	原子炉圧力容器	ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	けい酸カルシウム	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	セラミックファイバー	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	金属	○	-	-	○	①	仕様規定 ^{※1}	<p style="text-align: center;">第1表 保温材の不燃性適合状況調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保温材種類</th> <th colspan="4">使用部位</th> <th rowspan="2">フロー結果</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>配管</th> <th>弁、フリンジ、ボルト</th> <th>機器類 (バルブ、ポンプ等)</th> <th>原子炉容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> <tr> <td>金属保温</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>仕様規定^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<平成12年建設省告示第1400号 (不燃材料を定める件)> ・建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。 ・建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第108条の2各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号) に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。 一 コンクリート 二 れんが 三 瓦 四 陶磁器質タイル 五 繊維強化セメント板 六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板 七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 八 鉄鋼 九 アルミニウム 十 金属板 十一 ガラス 十二 モルタル 十三 しっくい 十四 石 十五 厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。) 十六 ロックウール 十七 グラスウール板</p>	保温材種類	使用部位				フロー結果	備考	配管	弁、フリンジ、ボルト	機器類 (バルブ、ポンプ等)	原子炉容器	ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	グラスウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	けい酸カルシウム	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}	金属保温	-	-	-	○	①	仕様規定 ^{※1}	<p>【女川】 ■設備の相違 使用する保温材の相違 【女川】 ■記載方針の相違</p>
保温材種類	使用部位				フロー結果	備考																																																																											
	配管	弁、フリンジ、ボルト	機器類 (バルブ、ポンプ等)	原子炉圧力容器																																																																													
ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
けい酸カルシウム	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
セラミックファイバー	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
金属	○	-	-	○	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
保温材種類	使用部位				フロー結果	備考																																																																											
	配管	弁、フリンジ、ボルト	機器類 (バルブ、ポンプ等)	原子炉容器																																																																													
ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
グラスウール	○	○	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
けい酸カルシウム	○	-	○	-	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											
金属保温	-	-	-	○	①	仕様規定 ^{※1}																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料5 泊発電所3号炉における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料5	泊発電所3号炉 添付資料5	相違理由
	<p>女川原子力発電所 2号炉における 建屋内装材の不燃性について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉における、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材について、建築基準法等の国内規制に基づく、不燃性材料であることを確認する。</p> <p>2. 要求事項 建屋内装材への不燃性材料の使用は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <p>2.1 火災発生防止 2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。 (参考) 「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p>	<p>泊発電所3号炉における 建屋内装材の不燃性について</p> <p>1. はじめに 泊発電所3号炉における、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材について、建築基準法等の国内規制に基づく、不燃性材料であることを確認する。</p> <p>2. 要求事項 建屋内装材への不燃性材料の使用は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <p>2.1 火災発生防止 2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。 (参考) 「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料5 泊発電所3号炉における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>3. 建屋内装材における国内規制内容</p> <p>建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。</p> <p>火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では第1表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。</p> <table border="1" data-bbox="723 448 1312 711"> <caption>第1表 規制内容比較</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>建築基準法 (第三十五条の二)</th> <th>消防法 (第八条の三)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制の種類</td> <td>内装制限</td> <td>防火規制</td> </tr> <tr> <td>規制の対象</td> <td>壁材、天井材</td> <td>床材 (じゅうたん等)</td> </tr> <tr> <td>規制適合品の分類</td> <td>不燃材料 準不燃材料 難燃材料</td> <td>防火物品</td> </tr> <tr> <td>認定(確認)の方法</td> <td>・試験による大臣認定 ・仕様規定</td> <td>試験による認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 建屋内装材の不燃性について</p> <p>「3. 建屋内装材における国内規制内容」を踏まえ、建築基準法における不燃材料、準不燃材料及び消防法における防火物品として防火性能を確認できた材料を「不燃性材料」とする。</p> <p>また、国内規定に定められる防火要求において、試験により確認できた材料を「代替材料」と位置づける。(火災防護に係る審査基準 2.1.2 ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>なお、耐放射線性等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料の適用外とする。(火災防護に係る審査基準 2.1.2 ただし書き及び(参考)の適用)以上より、内装材の不燃性を第1図に基づき確認する。</p>		建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)	規制の種類	内装制限	防火規制	規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)	規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防火物品	認定(確認)の方法	・試験による大臣認定 ・仕様規定	試験による認定	<p>3. 建屋内装材における国内規制内容</p> <p>建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。</p> <p>火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では第1表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。</p> <table border="1" data-bbox="1346 448 1912 711"> <caption>第1表 規制内容比較</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>建築基準法 (第三十五条の二)</th> <th>消防法 (第八条の三)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制の種類</td> <td>内装制限</td> <td>防火規制</td> </tr> <tr> <td>規制の対象</td> <td>壁材、天井材</td> <td>床材 (じゅうたん等)</td> </tr> <tr> <td>規制適合品の分類</td> <td>不燃材料 準不燃材料 難燃材料</td> <td>防火物品</td> </tr> <tr> <td>認定(確認)の方法</td> <td>・試験による大臣認定 ・仕様規定</td> <td>試験による認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 建屋内装材の不燃性について</p> <p>「3. 建屋内装材における国内規制内容」を踏まえ、建築基準法における不燃材料、準不燃材料及び消防法における防火物品として防火性能を確認できた材料を「不燃性材料」とする。</p> <p>また、国内規定に定められる防火要求において、試験により確認できた材料を「代替材料」と位置づける。(火災防護に係る審査基準 2.1.2 ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>なお、耐放射線性等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料の適用外とする。(火災防護に係る審査基準 2.1.2 ただし書き及び(参考)の適用)以上より、内装材の不燃性を第1図に基づき確認する。</p>		建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)	規制の種類	内装制限	防火規制	規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)	規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防火物品	認定(確認)の方法	・試験による大臣認定 ・仕様規定	試験による認定	
	建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)																															
規制の種類	内装制限	防火規制																															
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)																															
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防火物品																															
認定(確認)の方法	・試験による大臣認定 ・仕様規定	試験による認定																															
	建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)																															
規制の種類	内装制限	防火規制																															
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)																															
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防火物品																															
認定(確認)の方法	・試験による大臣認定 ・仕様規定	試験による認定																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 内装材の適合性判定フロー</p> <p>5. 内装材の認定、仕様規定の確認 (ルート I) 設計図書及び現地確認により、内装材における防火規制上の認定及び仕様規定への適合を確認した。</p> <p>6. 試験による内装材の適合性判定 (ルート II) 内装材のうち防火規制上の認定及び仕様規定への適合が確認できない材料については、建築基準法施行令第一条の五または消防法施行令第四条の三に基づく試験により、不燃性材料の防火性能と同等以上〔代替材料〕であることを確認した。</p> <p>7. 不燃基材の仕様確認 (ルート III) 管理区域の床、壁には耐放射線性及び除染性を確保すること、原子炉格納容器内の床、壁には耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として、コーティング剤を塗布する設計としている。このコーティング剤は、建築基準法施行令第一条の六に基づく難燃性が確認された塗料であること、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布されていることを確認することで、火災防護に係る審査基準 2.1.2 の (参考) に基づく、「不燃材料表面のコーティング剤は、他の構築物、系統又は機器において火災が生じるおそれが小さい」に該当することから、不燃性材料の適用外とする。</p>	<p>第1図 内装材の適合性判定フロー</p> <p>5. 内装材の認定、仕様規定の確認 (ルート I) 設計図書及び現地確認により、内装材における防火規制上の認定及び仕様規定への適合を確認した。</p> <p>6. 試験による内装材の適合性判定 (ルート II) 内装材のうち防火規制上の認定及び仕様規定への適合が確認できない材料については、建築基準法施行令第一条の五又は消防法施行令第四条の三に基づく試験により、不燃性材料の防火性能と同等以上〔代替材料〕であることを確認した。</p> <p>7. 不燃基材の仕様確認 (ルート III) 管理区域の床、壁には耐放射線性及び除染性を確保すること、原子炉格納容器内の床、壁には耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として、コーティング剤を塗布する設計としている。このコーティング剤は、建築基準法施行令第一条の六に基づく難燃性が確認された塗料であること、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布されていることを確認することで、火災防護に係る審査基準 2.1.2 の (参考) に基づく、「不燃材料表面のコーティング剤は、他の構築物、系統又は機器において火災が生じるおそれが小さい」に該当することから、不燃性材料の適用外とする。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料5 泊発電所3号炉における建屋内装材の不燃性について）

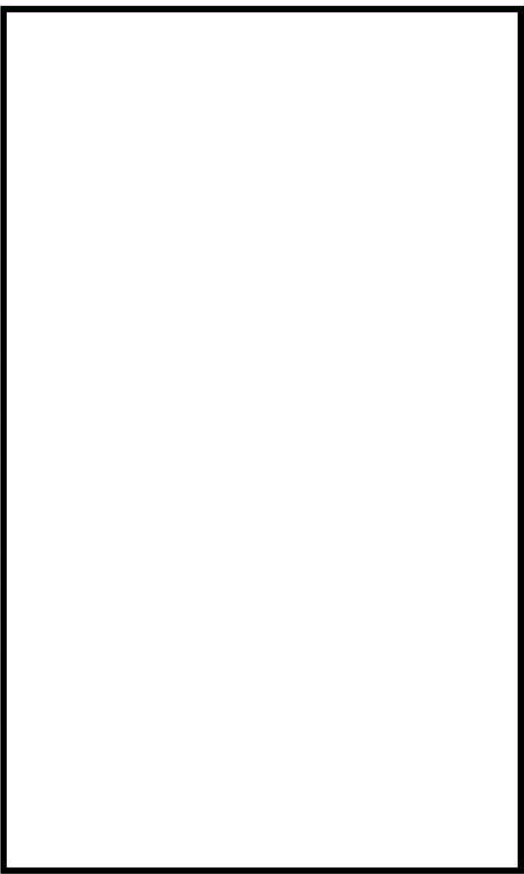

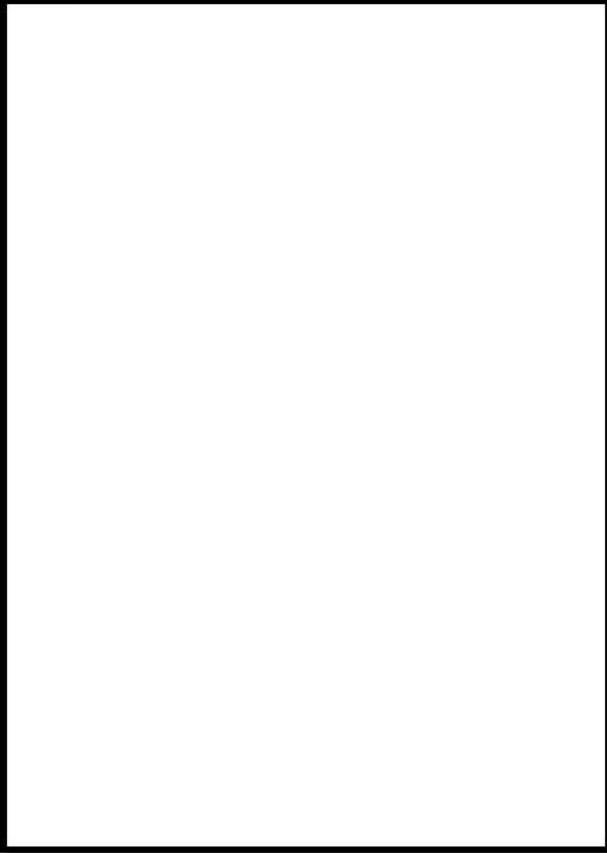
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	<p>8. 内装材の不燃性判定結果 建屋内装材の適合性判定結果を第2表に示す。 すべての建屋内装材は不燃性材料又は不燃性材料と同等であることを確認した。また、第2表に示す以外の内装材を設ける場合については、「6. 試験による内装材の適合性判定」、「7. 不燃基材の仕様確認」に基づく設計とする。</p> <div data-bbox="712 432 1323 1054" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2表 内装材の適合性判定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="3">使用箇所</th> <th rowspan="2">判定 レート</th> <th rowspan="2">判定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">塗料</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>III</td> <td>不燃性材料同等</td> <td>コフリン® (2019→17期)</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル樹脂系塗料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>アクリル樹脂系塗料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>防塵塗料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>II</td> <td>不燃性材料 試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">内装材</td> <td>アクリル系弾性吹付タイル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>アクリル系吹付防水</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>岩綿吸音板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>石綿吸音板</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>ルキップ板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>クイックボード</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>防火性能 試験</td> </tr> <tr> <td>ビニル系床タイル</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>防火性能 試験</td> </tr> <tr> <td>カーペット</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>防火性能 試験</td> </tr> <tr> <td>ビニルクロス（不燃認定品）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>ビニルクロス</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>帯電防止ビニル床タイル</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>長尺塩化ビニルシート</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>プラスチックタイル</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>IV</td> <td>その他材料</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：不燃性材料に取替えを行う。</p> </div>	種類	材料	使用箇所			判定 レート	判定	備考	天井	壁	床	塗料	ポリウレタン樹脂系塗料	○	○	○	III	不燃性材料同等	コフリン® (2019→17期)	塩化ビニル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定	アクリル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定	防塵塗料					II	不燃性材料 試験	内装材	アクリル系弾性吹付タイル	○	○		IV	その他材料	※4	アクリル系吹付防水			○	IV	その他材料	※4	岩綿吸音板	○			I	不燃性材料	不燃認定	石膏ボード	○	○		I	不燃性材料	仕様規定	石綿吸音板		○		I	不燃性材料	不燃認定	ルキップ板	○			I	不燃性材料	不燃認定	クイックボード			○	II	不燃性材料	防火性能 試験	ビニル系床タイル			○	II	不燃性材料	防火性能 試験	カーペット			○	II	不燃性材料	防火性能 試験	ビニルクロス（不燃認定品）		○		I	不燃性材料	不燃認定	ビニルクロス		○		IV	その他材料	※4	帯電防止ビニル床タイル			○	IV	その他材料	※4	長尺塩化ビニルシート			○	IV	その他材料	※4	プラスチックタイル			○	IV	その他材料	※4	<p>8. 内装材の不燃性判定結果 建屋内装材の適合性判定結果を第2表に示す。 すべての建屋内装材は不燃性材料又は不燃性材料と同等であることを確認した。また、第2表に示す以外の内装材を設ける場合については、「6. 試験による内装材の適合性判定」、「7. 不燃基材の仕様確認」に基づく設計とする。</p> <p style="text-align: center;">第2表 内装材の適合性判定結果</p> <div data-bbox="1346 464 1957 1126" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="4">使用箇所</th> <th rowspan="2">判定 レート</th> <th rowspan="2">判定結果</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>壁</th> <th>床</th> <th>鉄部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">塗料</td> <td>ポリウレタン樹脂系塗料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃試験</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エポキシ系塗料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>ウレタン系塗料</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃試験</td> </tr> <tr> <td>岩綿吸音板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>クイックボード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>化粧石膏ボード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>ガラスボード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>化粧石膏ボード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>光幕天井</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">内装材</td> <td>石貼</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>クイックボード</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル樹脂フィルム貼</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>ガラスボード</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃試験</td> </tr> <tr> <td>静電気帯電防止タイル</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>防火認定</td> </tr> <tr> <td>磁器タイル</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>耐水ボード</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃認定</td> </tr> <tr> <td>クイックボード</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>防火認定</td> </tr> <tr> <td>プラスチックボード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>I</td> <td>不燃性材料</td> <td>仕様規定</td> </tr> <tr> <td>ワトボード</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>II</td> <td>不燃性材料</td> <td>不燃試験</td> </tr> </tbody> </table> </div>	種類	材料	使用箇所				判定 レート	判定結果	備考	天井	壁	床	鉄部	塗料	ポリウレタン樹脂系塗料	○	○	○	○	II	不燃性材料	不燃試験	合成樹脂エポキシ系塗料	○	○			I	不燃性材料	不燃認定	ウレタン系塗料	○			○	II	不燃性材料	不燃試験	岩綿吸音板	○				I	不燃性材料	不燃認定	クイックボード	○	○			I	不燃性材料	仕様規定	石膏ボード		○			I	不燃性材料	不燃認定	化粧石膏ボード	○				I	不燃性材料	不燃認定	ガラスボード	○				I	不燃性材料	仕様規定	化粧石膏ボード	○	○			I	不燃性材料	仕様規定	光幕天井	○				I	不燃性材料	不燃認定	内装材	石貼		○			I	不燃性材料	仕様規定	クイックボード		○			I	不燃性材料	不燃認定	塩化ビニル樹脂フィルム貼		○			I	不燃性材料	不燃認定	ガラスボード			○		II	不燃性材料	不燃試験	静電気帯電防止タイル			○		I	不燃性材料	防火認定	磁器タイル			○		I	不燃性材料	仕様規定	耐水ボード		○			I	不燃性材料	不燃認定	クイックボード			○		I	不燃性材料	防火認定	プラスチックボード	○				I	不燃性材料	仕様規定	ワトボード		○			II	不燃性材料	不燃試験	<p>【女川】 ■設備の相違 ■使用している内装材の相違</p>
種類	材料			使用箇所						判定 レート	判定	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		天井	壁	床																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
塗料	ポリウレタン樹脂系塗料	○	○	○	III	不燃性材料同等	コフリン® (2019→17期)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩化ビニル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	アクリル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	防塵塗料					II	不燃性材料 試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内装材	アクリル系弾性吹付タイル	○	○		IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	アクリル系吹付防水			○	IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	岩綿吸音板	○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石膏ボード	○	○		I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石綿吸音板		○		I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ルキップ板	○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	クイックボード			○	II	不燃性材料	防火性能 試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ビニル系床タイル			○	II	不燃性材料	防火性能 試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	カーペット			○	II	不燃性材料	防火性能 試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ビニルクロス（不燃認定品）		○		I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ビニルクロス		○		IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	帯電防止ビニル床タイル			○	IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	長尺塩化ビニルシート			○	IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	プラスチックタイル			○	IV	その他材料	※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
種類	材料	使用箇所				判定 レート	判定結果	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井	壁	床	鉄部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
塗料	ポリウレタン樹脂系塗料	○	○	○	○	II	不燃性材料	不燃試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	合成樹脂エポキシ系塗料	○	○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ウレタン系塗料	○			○	II	不燃性材料	不燃試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	岩綿吸音板	○				I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	クイックボード	○	○			I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	石膏ボード		○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	化粧石膏ボード	○				I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ガラスボード	○				I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	化粧石膏ボード	○	○			I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	光幕天井	○				I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内装材	石貼		○			I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	クイックボード		○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	塩化ビニル樹脂フィルム貼		○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ガラスボード			○		II	不燃性材料	不燃試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	静電気帯電防止タイル			○		I	不燃性材料	防火認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	磁器タイル			○		I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	耐水ボード		○			I	不燃性材料	不燃認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	クイックボード			○		I	不燃性材料	防火認定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	プラスチックボード	○				I	不燃性材料	仕様規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ワトボード		○			II	不燃性材料	不燃試験																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

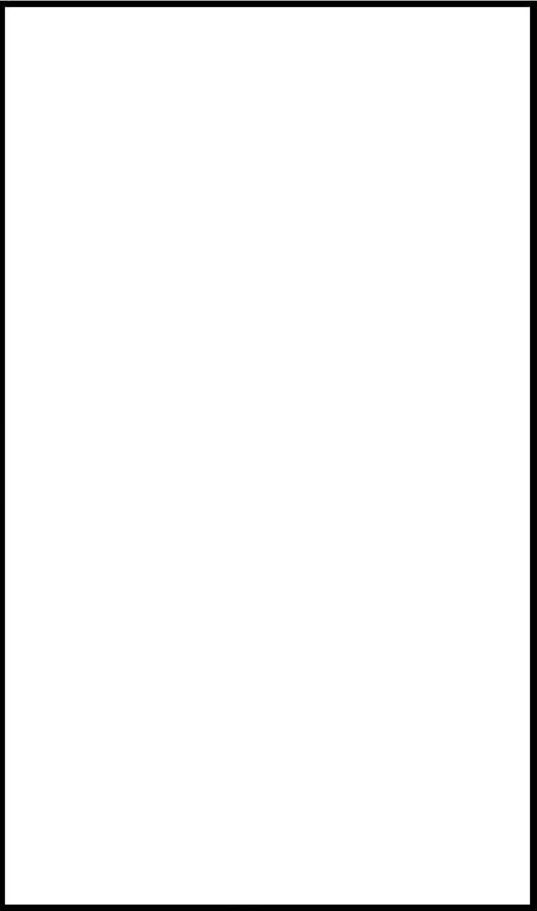


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料18</p> <p>消火用の照明機器の配置図</p>	<p>添付資料6</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における 消火用非常照明器具の配置図</p> <p>1. 概要</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間（最大約1時間程度（中央制御室での感知後、建屋内の火災発生場所に到達する時間約15分、消火活動準備約40分））に加え、消防法の消火継続時間20分も考慮して、8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>蓄電池内蔵型照明の配置を以下に示す。</p>	<p>添付資料6</p> <p>泊発電所 3号炉における 消火用非常照明器具の配置図</p> <p>1. 概要</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間（最大約1時間程度（中央制御室での感知後、建屋内の火災発生場所に到達する時間約25分、消火活動準備約5分））に加え、消防法の消火継続時間20分も考慮して、4時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>蓄電池内蔵型照明の配置を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 想定移動時間及び設置する非常用照明の蓄電池の容量の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3,4号機 照明配置図(EL3.5m, 7.0m)</p> 		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

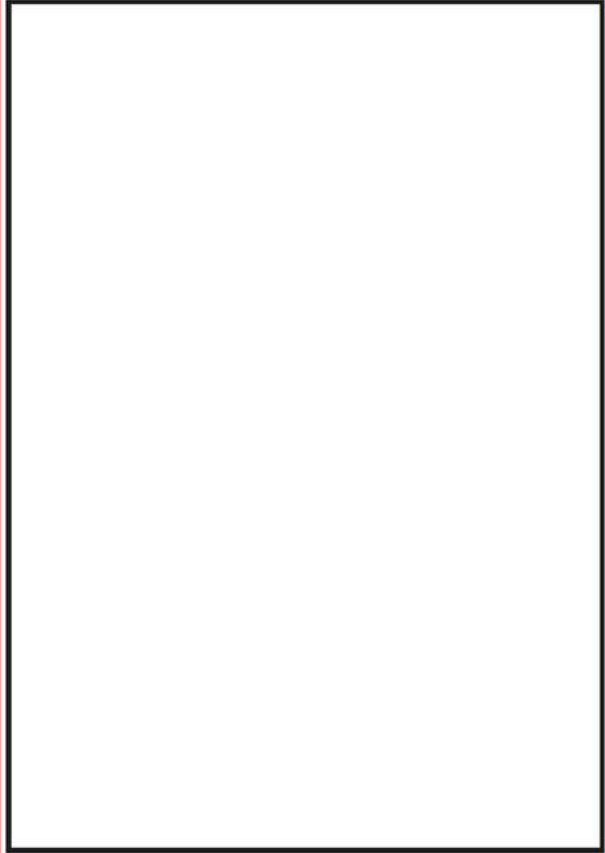

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3, 4号機 照明配置図(EL10.0m)</p> 		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

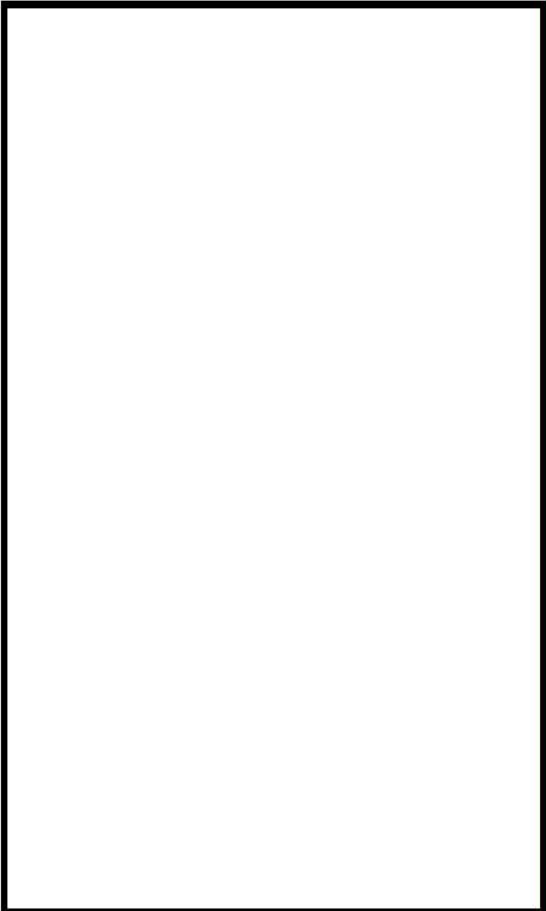
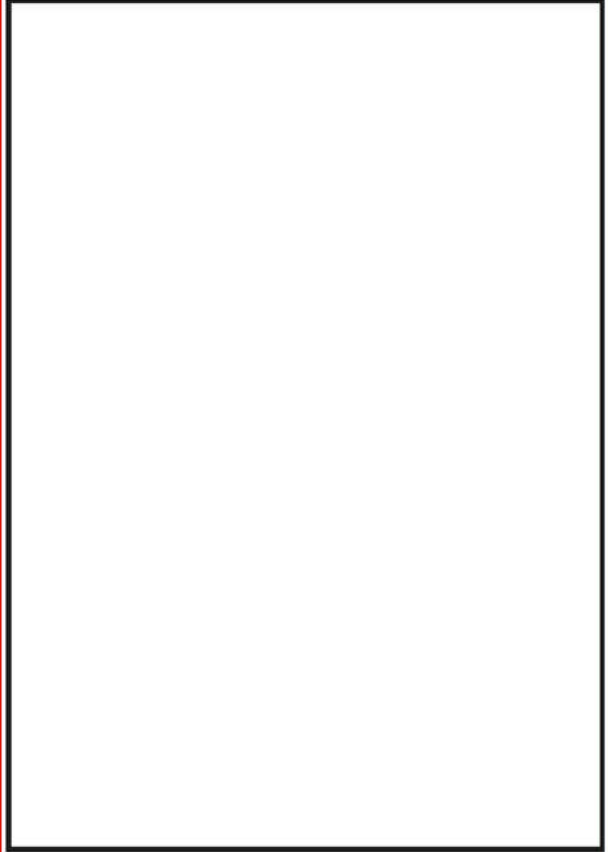

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">大飯3, 4号機 照明配置図(EL15.8m、17.1m)</p>		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

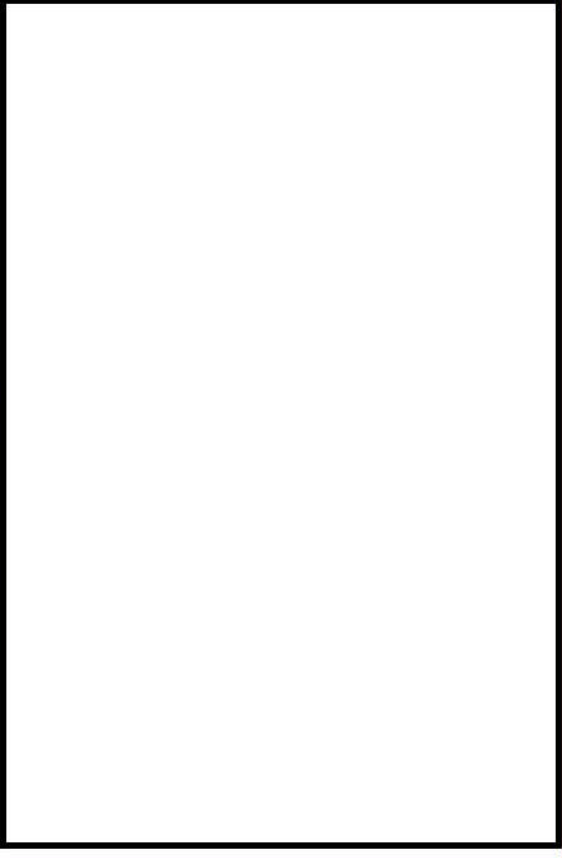
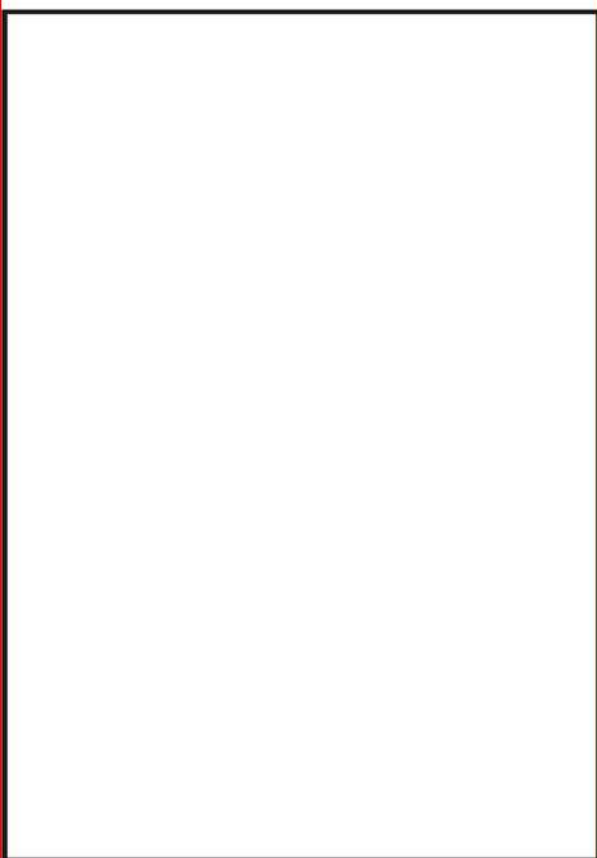
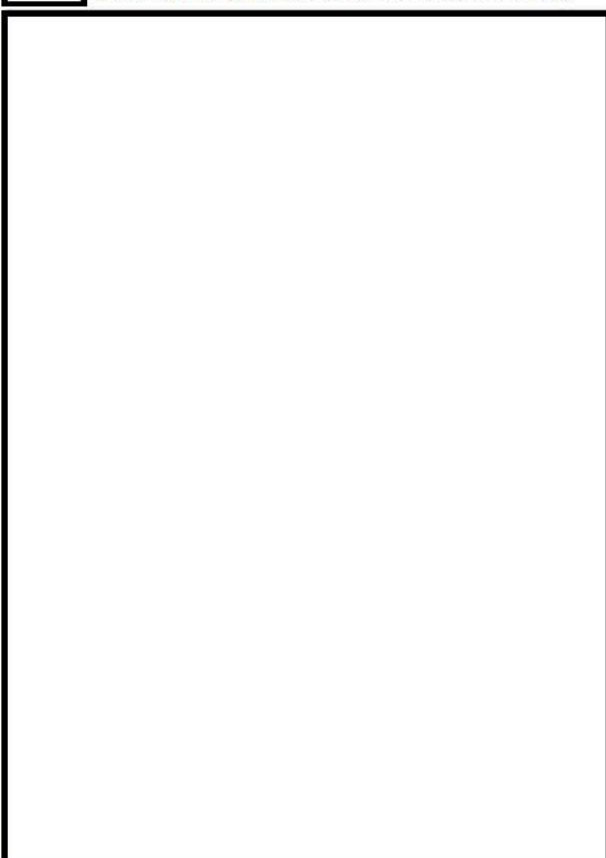
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3,4号機 照明配置図(EL21.8m)</p>		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3,4号機 照明配置図(EL26.0m、26.1m)</p> 		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">大飯3, 4号機 照明配置図(EL33, 6m)</p> 		<p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川・大飯】 ■ 設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■ 設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </div> </div>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料6 泊発電所3号炉における消火用非常照明器具の配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵型照明 仕様</p> <table border="1" data-bbox="741 261 1288 533"> <tr><td>仕様</td><td>壁付 バッテリー内蔵 LED 照明</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>DC12V</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>DC3.5A (最大)</td></tr> <tr><td>内蔵電池</td><td>リン酸鉄リチウムバッテリー</td></tr> <tr><td>非常用 LED 仕様</td><td>LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm</td></tr> <tr><td>非常照明動作時間</td><td>付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能</td></tr> <tr><td>入力電圧</td><td>AC210V</td></tr> <tr><td>内蔵電池充電方式</td><td>定電圧一定電流充電方式</td></tr> <tr><td>充電電圧</td><td>DC14V±10%</td></tr> <tr><td>充電電流</td><td>DC 4A±10%</td></tr> </table> 	仕様	壁付 バッテリー内蔵 LED 照明	出力電圧	DC12V	出力電流	DC3.5A (最大)	内蔵電池	リン酸鉄リチウムバッテリー	非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm	非常照明動作時間	付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能	入力電圧	AC210V	内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式	充電電圧	DC14V±10%	充電電流	DC 4A±10%	<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵型照明 仕様</p> <table border="1" data-bbox="1426 272 1861 523"> <tr><td>仕様</td><td>バッテリー内蔵 LED 照明</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>DC24V</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>DC687mA±10%</td></tr> <tr><td>内蔵電池</td><td>リン酸鉄リチウムイオンバッテリー</td></tr> <tr><td>非常用 LED 仕様</td><td>LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm</td></tr> <tr><td>非常照明動作時間</td><td>付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能</td></tr> <tr><td>入力電圧</td><td>AC100V-240V</td></tr> <tr><td>内蔵電池充電方式</td><td>定電圧一定電流充電方式</td></tr> <tr><td>充電電圧</td><td>DC10.8V±10%</td></tr> <tr><td>充電電流</td><td>DC200mA</td></tr> </table> 	仕様	バッテリー内蔵 LED 照明	出力電圧	DC24V	出力電流	DC687mA±10%	内蔵電池	リン酸鉄リチウムイオンバッテリー	非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm	非常照明動作時間	付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能	入力電圧	AC100V-240V	内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式	充電電圧	DC10.8V±10%	充電電流	DC200mA	<p>【女川】</p> <p>■設計の装置 使用する照明器具の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>
仕様	壁付 バッテリー内蔵 LED 照明																																										
出力電圧	DC12V																																										
出力電流	DC3.5A (最大)																																										
内蔵電池	リン酸鉄リチウムバッテリー																																										
非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm																																										
非常照明動作時間	付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能																																										
入力電圧	AC210V																																										
内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式																																										
充電電圧	DC14V±10%																																										
充電電流	DC 4A±10%																																										
仕様	バッテリー内蔵 LED 照明																																										
出力電圧	DC24V																																										
出力電流	DC687mA±10%																																										
内蔵電池	リン酸鉄リチウムイオンバッテリー																																										
非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm																																										
非常照明動作時間	付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能																																										
入力電圧	AC100V-240V																																										
内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式																																										
充電電圧	DC10.8V±10%																																										
充電電流	DC200mA																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料7 泊発電所3号炉における中央制御室の排煙設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">中央制御室の排煙設備</p> <p>火災時の煙により運転操作に支障が生じるおそれがある場合は、常時運転している中央制御室循環ファンの換気モードを切り替え、排煙を行う。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における中央制御室の排煙設備について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）では、中央制御室のような運転員が常駐する火災区域には、火災発生時の煙を排気するため排煙設備を設置することが要求されていることから、以下のとおり排煙設備を配備する。</p> <p>2. 要求事項 排煙設備の設置は、火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」の2.3.1に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(5) 電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員が駐在する火災区域では、火災発生時の煙を排気できるように排煙設備を設置すること。なお、排気に伴い放射性物質の環境への放出を抑制する必要がある場合には、排気を停止できる設計であること。</p> </div> <p>3. 排煙設備 中央制御室の煙を排煙するため、建築基準法等に準じて排煙設備を設置する。以下に排煙設備の仕様を示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における中央制御室の排煙設備について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）では、中央制御室のような運転員が常駐する火災区域には、火災発生時の煙を排気するため排煙設備を設置することが要求されていることから、以下のとおり排煙設備を配備する。</p> <p>2. 要求事項 排煙設備の設置は、火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」の2.3.1に基づき実施することが要求されている。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(5) 電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員が駐在する火災区域では、火災発生時の煙を排気できるように排煙設備を設置すること。なお、排気に伴い放射性物質の環境への放出を抑制する必要がある場合には、排気を停止できる設計であること。</p> </div> <p>3. 排煙設備 中央制御室の煙を排煙するため、建築基準法等に準じて排煙設備を設置する。以下に排煙設備の仕様を示す。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 大飯は換気モードの切り替えにより火災発生時に排煙を行うが、泊は個別の排煙設備による排煙を行う設計としている。</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 添付資料7 泊発電所3号炉における中央制御室の排煙設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 排煙容量 中央制御室循環ファンの容量は、建築基準法の排煙設備以上である。 容量：500m³/min×2台 [中央制御室床面積：874.5m²]</p> <p>[建築基準法の要求排煙容量] 床面積1m²につき1m³/min以上、かつ、120m³/min以上 なお、給気は、中央制御室空調ファン（500m³/min×2台）で行う。</p> <p>(2) 使用材料 中央制御室循環ファン及びダクトは、火災時における高温の煙の排気も考慮して金属製材料を使用する。</p>	<p>(1) 排煙容量 中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第二百二十六条の三」に準じて、以下の容量以上の能力を有するものとする。 排煙容量：812m³/min [中央制御室防煙区画のうち最大区画床面積：406m²]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法における排煙容量の算出 中央制御室防煙区画数：4区画 最大区画床面積：406m² 排煙容量：最大区画床面積×2m³/min/m²=406m²×2m³/min/m²=812m³/min</p> </div> <p>[建築基準法の要求排煙容量] 120m³/min以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1m²につき1m³/min以上(2以上の防煙区画部分に関わる排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1m²につき2m³/min以上)</p> <p>(2) 排煙設備の使用材料 排煙設備の排煙機及びダクトは、火災時における高温の煙の排気も考慮して以下の材料を使用する。 ・排煙機：鋼製 ・ダクト：不燃材（亜鉛鉄板）</p> <p>(3) 起動装置 排煙設備の起動設備は、排煙設備の運転状況を確認するため、排煙設備近傍に手動起動装置を設置する。</p>	<p>(1) 排煙容量 中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第二百二十六条の三」に準じて、以下の容量以上の能力を有するものとする。 排煙容量：360m³/min [中央制御室床面積：360m²]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法における排煙容量の算出 中央制御室防煙区画数：1区画 最大区画床面積：360m² 排煙容量：最大区画床面積×1m³/min/m²=360m²×1m³/min/m²=360m³/min</p> </div> <p>[建築基準法の要求排煙容量] 120m³/min以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1m²につき1m³/min以上(2以上の防煙区画部分に関わる排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1m²につき2m³/min以上)</p> <p>(2) 排煙設備の使用材料 排煙設備の排煙機及びダクトは、火災時における高温の煙の排気も考慮して以下の材料を使用する。 ・排煙機：鋼製 ・ダクト：不燃材（鋼製及びアルミ）</p> <p>(3) 起動装置 排煙設備の起動設備は、排煙設備の運転状況を確認するため、排煙設備本体に手動起動用スイッチを設置する。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 中央制御室の床面積の相違による排煙設備容量の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違 【大飯】 ■設備の相違 泊は個別の排煙設備による排煙を行う。 【大飯】 ■設備の相違 泊は個別の排煙設備による排煙を行う。 【女川、大飯】 ■設計の相違 ダクト材質の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違 泊の排煙設備の起動装置は排煙設備本体付きのスイッチにて実施するため設置場所が異なる。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料7 泊発電所3号炉における中央制御室の排煙設備について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 電源 中央制御室循環ファンの電源は、非常用電源より供給する。	(4) 電源 排煙設備の電源は、外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。	(4) 電源 排煙設備の電源は、外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。	【大飯】 ■設備の相違 泊は個別の排煙設備による排煙を行う。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料8 泊発電所3号炉における新燃料貯蔵庫未臨界性評価について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">伊方発電所3号炉における 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について</p> <p>(1) 評価内容 伊方発電所3号炉新燃料貯蔵庫について、実効増倍率 (Keff) が最も高くなるような水分雰囲気を満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても、未臨界であることを確認する。</p> <p>(2) 解析方法 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価は、核設計計算コード (PHOENIX-Pコード/HIDRAコード) を用いて以下のとおり評価する。</p> <p>(a) 核定数計算 2次元多群輸送計算コードであるPHOENIX-Pコードを用いて、燃料集合体、ラック及びビット内の高速群及び熱群の核定数を求める。</p> <p>(b) 2次元拡散計算 上記により求めた高速群及び熱群の核定数を用いて、2次元拡散計算コードであるHIDRAコードにて体系のKeffを計算する。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料8</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について</p> <p>1. 評価内容 女川原子力発電所2号炉新燃料貯蔵庫については、実効増倍率 keff が最も高くなるような水分雰囲気を満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても、未臨界であることを確認する。</p> <p>2. 解析方法 新燃料貯蔵庫の未臨界評価は、以下のとおり二次元拡散コードを用いて評価する。</p> <p>(1) 核定数計算 核定数計算コード (GAM, THERMOS 相当) により求められる高速、中速、熱群の中性子スペクトルを基に、燃料集合体、冷却材、構造材等の核定数を計算する。</p> <p>(2) 二次元拡散計算 (1) 項で求めた核定数を用いて、二次元3群拡散コード (PDQ 相当) により、体系の実効増倍率を計算する。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料8</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について</p> <p>(1) 評価内容 泊発電所3号炉新燃料貯蔵庫について、実効増倍率 (Keff) が最も高くなるような水分雰囲気を満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても、未臨界であることを確認する。</p> <p>(2) 解析方法 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価は、核設計計算コード (PHOENIX-Pコード/HIDRAコード) を用いて以下のとおり評価する。</p> <p>(a) 核定数計算 2次元多群輸送計算コードであるPHOENIX-Pコードを用いて、燃料集合体、ラック及びビット内の高速群及び熱群の核定数を求める。</p> <p>(b) 2次元拡散計算 上記により求めた高速群及び熱群の核定数を用いて、2次元拡散計算コードであるHIDRAコードにて体系の実効増倍率 (Keff) を計算する。</p>	<p>【大阪】 ■記載内容の相違 大阪に該当する記載がないため、本資料では伊方実績との比較を行う (川内、玄海も評価方法については同様)。 【伊方、女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【伊方、女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 (PWR 設計の反映) 評価に用いる解析コードの相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 (PWR 設計の反映) 評価に用いる解析コードの相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設計の相違 (PWR 設計の反映) 評価に用いる解析コードの相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 添付資料8 泊発電所3号炉における新燃料貯蔵庫未臨界性評価について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(3) 解析条件</p> <p>伊方発電所3号炉新燃料貯蔵庫の未臨界性評価における解析条件は以下のとおり。</p> <p>(a) 燃料</p> <p>燃料の濃縮度は保守的に□wt%とする。また、燃料は全て理論密度の97%の二酸化ウラン新燃料とする。解析に使用した燃料仕様を表1に示す。</p> <p>(b) 減速材</p> <p>燃料は新燃料貯蔵庫では気中保管されるが、未臨界性評価においては純水密度を変化させた最適減速時の評価を行う。</p> <p>(c) ラック仕様</p> <p>解析に用いた新燃料貯蔵庫のラック仕様を表2に示す。</p> <p>(d) 計算体系</p> <p>計算体系としては、鉛直方向は有限の高さとし、水平方向は無限の広がりを持つ体系とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫の計算体系を図1に示す。</p>	<p>3. 解析条件</p> <p>○ 計算に用いる燃料集合体の炉心内装荷状態での無限増倍率 k_{∞} は、取替燃料を含む現設計燃料集合体の新燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように1.30を仮定する。</p> <p>○ 新燃料は、新燃料貯蔵庫内に乾燥状態で保管されるが、未臨界性評価においては、減速材密度を変化させ、最適減速状態の場合の評価を行う。</p> <p>○ 解析に用いた新燃料貯蔵庫のラック仕様を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="721 1077 1317 1157"> <thead> <tr> <th>ラック間隔^① (mm×mm)</th> <th>ラック厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>168.3 × 245</td> <td>5.0</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：ラックの中心間隔を示す</p> <p>○ 評価体系を第1図に示す。</p>	ラック間隔 ^① (mm×mm)	ラック厚さ (mm)	材料	168.3 × 245	5.0	ステンレス鋼	<p>(3) 解析条件</p> <p>泊発電所3号炉新燃料貯蔵庫の未臨界性評価における解析条件は以下のとおり。</p> <p>(a) 燃料</p> <p>燃料の濃縮度は保守的に□wt%とする。また、燃料はすべて理論密度の97%の二酸化ウラン新燃料とする。解析に使用した燃料仕様を表1に示す。</p> <p>(b) 減速材</p> <p>燃料は新燃料貯蔵庫では気中保管されるが、未臨界性評価においては純水密度を変化させた最適減速時の評価を行う。</p> <p>(c) ラック仕様</p> <p>解析に用いた新燃料貯蔵庫のラック仕様を第2表に示す。</p> <p>(d) 計算体系</p> <p>計算体系としては、鉛直方向は有限の高さとし、水平方向は無 限の広がりを持つ体系とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫の計算体系を第1図に示す。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【伊方】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 (PWR設計の反映)</p> <p>評価解析条件の相違</p> <p>【伊方】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 (伊方実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違 (伊方実績の反映)</p> <p>燃料の保管方法については、女川と同様に乾燥状態で保管するが、伊方実績に合わせ気中保管と記載している。また、泊では減速材として、ほう酸水を使用するため、解析条件を明確化するため純水密度と記載している。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 (伊方実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 (PWR設計の反映)</p> <p>使用しているラック仕様の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 (伊方実績の反映)</p>
ラック間隔 ^① (mm×mm)	ラック厚さ (mm)	材料							
168.3 × 245	5.0	ステンレス鋼							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
<p>(4) 評価結果</p> <p>伊方発電所3号炉新燃料貯蔵庫の未臨界性評価結果を図2に示す。伊方発電所3号炉新燃料貯蔵庫は、実効増倍率 (Keff) が最も高くなるような水分雰囲気に満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても、未臨界である。</p>	<p>4. 評価結果</p> <p>未臨界性評価結果を第2図に示す。新燃料貯蔵庫は、実効増倍率が最も高くなるような水分雰囲気に満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても未臨界である。</p>	<p>(4) 評価結果</p> <p>泊発電所3号炉新燃料貯蔵庫の未臨界性評価結果を第2図に示す。泊発電所3号炉新燃料貯蔵庫は、実効増倍率 (Keff) が最も高くなるような水分雰囲気に満たされた状態 (最適減速状態) を想定した場合においても、未臨界である。</p>	<p>【伊方】 ■設備名称の相違 【女川】 ■記載表現の相違 (伊方実績の反映)</p>																																														
<p>表1 未臨界性評価上の燃料仕様</p> <table border="1"> <tr><td>燃料集合体</td><td>17×17型燃料集合体</td></tr> <tr><td>燃料材の種類</td><td>二酸化ウラン</td></tr> <tr><td>²³⁵U濃縮度</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>燃料集合体幅</td><td>214 mm</td></tr> <tr><td>燃料棒中心間隔</td><td>12.6 mm</td></tr> <tr><td>ペレット密度^{※)}</td><td>理論密度の97%</td></tr> <tr><td>ペレット直径</td><td>8.19 mm</td></tr> <tr><td>被覆管内径</td><td>8.36 mm</td></tr> <tr><td>被覆管外径</td><td>9.50 mm</td></tr> <tr><td>燃料有効長</td><td>365 mm</td></tr> </table> <p>^{※)}UO₂ 100%理論密度：10.96g/cm³(岩波理化学辞典第5版より)</p>	燃料集合体	17×17型燃料集合体	燃料材の種類	二酸化ウラン	²³⁵ U濃縮度	4.7%	燃料集合体幅	214 mm	燃料棒中心間隔	12.6 mm	ペレット密度 ^{※)}	理論密度の97%	ペレット直径	8.19 mm	被覆管内径	8.36 mm	被覆管外径	9.50 mm	燃料有効長	365 mm	<p>表2 未臨界性評価上のラック仕様</p> <table border="1"> <tr><th>ラック間隔 (mm×mm)</th><th>ラック厚 (mm)</th><th>材料</th></tr> <tr><td>新燃料貯蔵庫</td><td>100</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table>	ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料	新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼	<p>第1表 未臨界性評価上の燃料仕様</p> <table border="1"> <tr><td>燃料集合体</td><td>17×17 燃料集合体</td></tr> <tr><td>燃料材の種類</td><td>二酸化ウラン</td></tr> <tr><td>²³⁵U濃縮度</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>燃料集合体幅</td><td>214mm</td></tr> <tr><td>燃料棒中心間隔</td><td>12.6mm</td></tr> <tr><td>ペレット密度^{※)}</td><td>理論密度の97%</td></tr> <tr><td>ペレット直径</td><td>8.19mm</td></tr> <tr><td>被覆管内径</td><td>8.36mm</td></tr> <tr><td>被覆管外径</td><td>9.50mm</td></tr> <tr><td>燃料有効長</td><td>365 mm</td></tr> </table> <p>^{※)}UO₂100%理論密度:10.96g/cm³(岩波理化学辞典第5版より)</p>	燃料集合体	17×17 燃料集合体	燃料材の種類	二酸化ウラン	²³⁵ U濃縮度	4.7%	燃料集合体幅	214mm	燃料棒中心間隔	12.6mm	ペレット密度 ^{※)}	理論密度の97%	ペレット直径	8.19mm	被覆管内径	8.36mm	被覆管外径	9.50mm	燃料有効長	365 mm	<p>【女川】 ■記載方針の相違 (伊方実績の反映)</p>
燃料集合体	17×17型燃料集合体																																																
燃料材の種類	二酸化ウラン																																																
²³⁵ U濃縮度	4.7%																																																
燃料集合体幅	214 mm																																																
燃料棒中心間隔	12.6 mm																																																
ペレット密度 ^{※)}	理論密度の97%																																																
ペレット直径	8.19 mm																																																
被覆管内径	8.36 mm																																																
被覆管外径	9.50 mm																																																
燃料有効長	365 mm																																																
ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料																																															
新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼																																															
燃料集合体	17×17 燃料集合体																																																
燃料材の種類	二酸化ウラン																																																
²³⁵ U濃縮度	4.7%																																																
燃料集合体幅	214mm																																																
燃料棒中心間隔	12.6mm																																																
ペレット密度 ^{※)}	理論密度の97%																																																
ペレット直径	8.19mm																																																
被覆管内径	8.36mm																																																
被覆管外径	9.50mm																																																
燃料有効長	365 mm																																																
<p>表2 未臨界性評価上のラック仕様</p> <table border="1"> <tr><th>ラック間隔 (mm×mm)</th><th>ラック厚 (mm)</th><th>材料</th></tr> <tr><td>新燃料貯蔵庫</td><td>100</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table>	ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料	新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼	<p>第2表 未臨界性評価上のラック仕様</p> <table border="1"> <tr><th>ラック間隔 (mm×mm)</th><th>ラック厚 (mm)</th><th>材料</th></tr> <tr><td>新燃料貯蔵庫</td><td>100</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料	新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼	<p>【女川】 ■記載箇所の相違 (伊方実績の反映) 【伊方】 ■記載表現の相違</p>																																			
ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料																																															
新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼																																															
ラック間隔 (mm×mm)	ラック厚 (mm)	材料																																															
新燃料貯蔵庫	100	ステンレス鋼																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉</p> <p>図1 新燃料貯蔵庫の計算体系</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1図 新燃料貯蔵庫の評価体系</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1図 新燃料貯蔵庫の計算体系</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 (伊方実績の反映)</p>
<p>図2 未臨界性評価結果 (新燃料貯蔵庫)</p>	<p>第2図 未臨界性評価結果</p>	<p>第2図 未臨界性評価結果 (新燃料貯蔵庫)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 (伊方実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
<p>参考資料1</p> <p>大飯原子力発電所3/4号炉における潤滑油及び燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに 火災区域内に設置する油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <p>火災区域内に設置する油内包機器に使用している潤滑油の引火点は約220～256℃であり、各火災区域の室内温度(空調設計上の上限値である室内設計温度:約40～50℃)及び機器運転時の潤滑油温度(運転時の最高使用温度:約66～115℃)に対し大きいことを確認した。</p> <p>下表に、主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>参考資料1</p> <p>女川原子力発電所2号炉における潤滑油及び燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに 火災区域内に設置する油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室内よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <p>火災区域内に設置する油内包機器に使用している潤滑油の引火点は約240～270℃であり、各火災区域の室内温度(空調設計上の上限値である室内設計温度:約40～65℃)及び機器運転時の潤滑油温度(運転時の最高使用温度:約54～120℃)に対し大きいことを確認した。</p> <p>第1表に主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>参考資料1</p> <p>泊発電所3号炉における潤滑油及び燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに 火災区域内に設置する油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室内よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <p>火災区域内に設置する油内包機器に使用している潤滑油の引火点は約240～262℃であり、各火災区域の室内温度(空調設計上の上限値である室内設計温度:約40～49℃)及び機器運転時の潤滑油温度(運転時の最高使用温度:約75～85℃)に対し大きいことを確認した。</p> <p>第1表に主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違 潤滑油の引火点、室内設計温度、運転時の潤滑油の最高使用温度の相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違 潤滑油使用する設備及び潤滑油の相違</p>																																																																																														
<p>表 主要な潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>潤滑油品種</th> <th>潤滑油内包機器</th> <th>引火点 [℃]</th> <th>室内温度 [℃]</th> <th>機器運転時の潤滑油温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コスモタービンスーパー E32</td> <td>余熱除去ポンプ</td> <td rowspan="2">220</td> <td>40</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ 他</td> <td>33</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>コスモオルバス100</td> <td>充てんポンプ 他</td> <td>248</td> <td>40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>コスモタービンスーパー 68</td> <td>制御用空気圧縮機 他</td> <td>246</td> <td>34</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>コスモマリン4010</td> <td>ディーゼル発電機 他</td> <td>256</td> <td>40</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>	潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]	コスモタービンスーパー E32	余熱除去ポンプ	220	40	115	タービン動補助給水ポンプ 他	33	80	コスモオルバス100	充てんポンプ 他	248	40	80	コスモタービンスーパー 68	制御用空気圧縮機 他	246	34	89	コスモマリン4010	ディーゼル発電機 他	256	40	66	<p>第1表 主要な潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>潤滑油品種</th> <th>潤滑油内包機器</th> <th>引火点 [℃]</th> <th>室内温度 [℃]</th> <th>機器運転時の潤滑油温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン32</td> <td>残留熱除去系ポンプ用電動機</td> <td>240</td> <td>65</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>タービン32</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ</td> <td>240</td> <td>65</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>タービン32</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>240</td> <td>40</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル機関油</td> <td>非常用ディーゼル機関</td> <td>258</td> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>タービン68</td> <td>換気空調補機非常用冷却水系冷凍機</td> <td>270</td> <td>40</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]	タービン32	残留熱除去系ポンプ用電動機	240	65	120	タービン32	原子炉隔離時冷却系ポンプ	240	65	73	タービン32	原子炉補機冷却水ポンプ	240	40	54	ディーゼル機関油	非常用ディーゼル機関	258	45	71	タービン68	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機	270	40	70	<p>第1表 主要な潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>潤滑油品種</th> <th>潤滑油内包機器</th> <th>引火点 [℃]</th> <th>室内温度 [℃]</th> <th>機器運転時の潤滑油温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">FBKタービン32</td> <td rowspan="4">余熱除去ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 電動補助給水ポンプ 他</td> <td rowspan="4">240</td> <td>40</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>FBKタービン46</td> <td>1次冷却材ポンプ電動機</td> <td>250</td> <td>49</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>マリンT104</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>262</td> <td>40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>タフニスーパータービンオイル HT46</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ用電動機</td> <td>236</td> <td>-</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>フレオールα68B</td> <td>空調用冷凍機用電動機</td> <td>256</td> <td>40</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]	FBKタービン32	余熱除去ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 電動補助給水ポンプ 他	240	40	75	40	75	40	80	40	75	FBKタービン46	1次冷却材ポンプ電動機	250	49	85	マリンT104	ディーゼル発電機	262	40	80	タフニスーパータービンオイル HT46	原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	236	-	85	フレオールα68B	空調用冷凍機用電動機	256	40	75	
潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]																																																																																													
コスモタービンスーパー E32	余熱除去ポンプ	220	40	115																																																																																													
	タービン動補助給水ポンプ 他		33	80																																																																																													
コスモオルバス100	充てんポンプ 他	248	40	80																																																																																													
コスモタービンスーパー 68	制御用空気圧縮機 他	246	34	89																																																																																													
コスモマリン4010	ディーゼル発電機 他	256	40	66																																																																																													
潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]																																																																																													
タービン32	残留熱除去系ポンプ用電動機	240	65	120																																																																																													
タービン32	原子炉隔離時冷却系ポンプ	240	65	73																																																																																													
タービン32	原子炉補機冷却水ポンプ	240	40	54																																																																																													
ディーゼル機関油	非常用ディーゼル機関	258	45	71																																																																																													
タービン68	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機	270	40	70																																																																																													
潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [℃]	室内温度 [℃]	機器運転時の潤滑油温度 [℃]																																																																																													
FBKタービン32	余熱除去ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 電動補助給水ポンプ 他	240	40	75																																																																																													
			40	75																																																																																													
			40	80																																																																																													
			40	75																																																																																													
FBKタービン46	1次冷却材ポンプ電動機	250	49	85																																																																																													
マリンT104	ディーゼル発電機	262	40	80																																																																																													
タフニスーパータービンオイル HT46	原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	236	-	85																																																																																													
フレオールα68B	空調用冷凍機用電動機	256	40	75																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料1 泊発電所3号炉における潤滑油及び燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 燃料油の引火点及び室内温度</p> <p>火災区域内にて使用する燃料油であるA重油の引火点は約60℃であり、ディーゼル発電機室の室内設計温度である40℃に対し大きいことを確認した。</p> <div data-bbox="138 331 676 544" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 燃料油の引火点、室内温度、機器運転時の温度</p> <p>火災区域内に設置する燃料油は、非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）に使用する軽油である。</p> <p>軽油の引火点は約45℃であり、プラント通常運転時のD/G室の室内設計温度である40℃に対し高いことを確認した。なお、D/G起動時は、D/G室専用の換気ファンが起動し、D/G室内の換気を行うよう設計されている。</p> </div> <div data-bbox="488 555 689 635" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>東海第2 設置許可 8条参考掲載</p> </div>	<p>3. 燃料油の引火点及び室内温度</p> <p>火災区域内にて使用する燃料油である軽油の引火点は45℃以上であり、プラント通常運転時の非常用ディーゼル発電機室の室内設計温度である40℃に対し大きいことを確認した。</p> <p>なお、非常用ディーゼル発電機運転時に設計温度近くまで室内温度が上昇した際は、非常用送風機の子備機が起動し、45℃を超えない設計としている。</p>	<p>3. 燃料油の引火点及び室内温度</p> <p>火災区域内にて使用する燃料油である軽油の引火点は45℃以上であり、プラント通常運転時のディーゼル発電機室の室内設計温度である40℃に対し大きいことを確認した。</p> <p>なお、ディーゼル発電機起動時は、ディーゼル発電機室専用の換気ファンが起動し、ディーゼル発電機室内の換気を行うよう設計されている。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>使用する燃料油の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊はディーゼル発電機起動時はディーゼル発電機室専用の換気ファンにて換気する設計であり、これは東海第2と同様の設計とする。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第十二条第2項にて、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものに対して独立性の確保を要求している。</p> <p>女川原子力発電所 2号炉の安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものが火災に対して独立性を有していることを以下に示す。</p> <p>1.1. 基本事項</p> <p>[要求事項]</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (安全施設) 第十二条</p> <p>2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p> <p>火災を機械又は器具等の単一故障の一つの事象とみなし、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを火災から防護することを目的として、火災の発生防止対策を行うとともに、火災の感知及び消火、並びに火災の影響軽減を適切に組み合わせた、火災防護対策を講じる。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第十二条第2項にて、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものに対して独立性の確保を要求している。</p> <p>泊発電所 3号炉の安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものが火災に対して独立性を有していることを以下に示す。</p> <p>1.1. 基本事項</p> <p>[要求事項]</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (安全施設) 第十二条</p> <p>2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p> <p>火災を機械又は器具等の単一故障の一つの事象とみなし、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを火災から防護することを目的として、火災の発生防止対策を行うとともに、火災の感知及び消火、並びに火災の影響軽減を適切に組み合わせた、火災防護対策を講じる。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 参考資料2 泊発電所3号炉における重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1)安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの</p> <p>設置許可基準規則の解釈にて、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものの機能が示されており、当該機能を有する構築物、系統及び機器を「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 JEAG4612-2010」より抽出し、第1表に示す。</p>	<p>(1) 安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの</p> <p>設置許可基準規則の解釈にて、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものの機能が示されており、当該機能を有する構築物、系統及び機器を「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針 JEAG4612-2010」より抽出し、第1表に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの</th> </tr> <tr> <th>「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010</th> <th>原子炉の安全停止機能</th> <th>放射性物質貯蔵等の機能</th> <th>防護対策必要機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の緊急停止機能</td> <td>制御棒、制御棒案内管 制御棒駆動機構 水圧制御ユニット</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>未臨界維持機能</td> <td>制御棒 制御棒カップリング 制御棒駆動機構カップリング 制御棒駆動機構 制御棒駆動機構ハウジング ほう酸水注入系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</td> <td>逃がし安全弁（安全弁閉機能）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉停止後における除熱のための</td> <td>崩壊熱除去機能</td> <td>残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉が隔離された場合の注水機能</td> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための</td> <td>原子炉内高圧時における注水機能</td> <td>原子炉隔離時冷却系 高圧炉心スプレイス系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉内低圧時における注水機能</td> <td>低圧炉心スプレイス系 残留熱除去系（低圧注水モード）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能</td> <td>格納容器内の可燃性ガス制御機能</td> <td>非常用ガス処理系</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>格納容器の冷却機能</td> <td>残留熱除去系（格納容器スプレイス冷却モード）</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>格納容器内の可燃性ガス制御機能</td> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td> <td>非常用所内電源系（ディーゼル機関等）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td> <td>直流電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の交流電源機能</td> <td>非常用所内電源系（ディーゼル機関等）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の直流電源機能</td> <td>直流電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水系、高圧炉心スプレイス補機冷却水系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの					「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器	原子炉の緊急停止機能	制御棒、制御棒案内管 制御棒駆動機構 水圧制御ユニット	○	—	×	未臨界維持機能	制御棒 制御棒カップリング 制御棒駆動機構カップリング 制御棒駆動機構 制御棒駆動機構ハウジング ほう酸水注入系	○	—	×	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁閉機能）	○	—	×	原子炉停止後における除熱のための	崩壊熱除去機能	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）	○	—	○	原子炉が隔離された場合の注水機能	高圧炉心スプレイス系	○	—	○	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための	原子炉内高圧時における注水機能	原子炉隔離時冷却系 高圧炉心スプレイス系	○	—	○	原子炉内低圧時における注水機能	低圧炉心スプレイス系 残留熱除去系（低圧注水モード）	○	—	○	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	格納容器内の可燃性ガス制御機能	非常用ガス処理系	—	○	○*	格納容器の冷却機能	残留熱除去系（格納容器スプレイス冷却モード）	—	○	×	格納容器内の可燃性ガス制御機能	可燃性ガス濃度制御系	—	○	×	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○	非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源系	○	—	○	非常用の交流電源機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○	非常用の直流電源機能	直流電源系	○	—	○	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御電源系	○	—	○	補機冷却機能	原子炉補機冷却水系、高圧炉心スプレイス補機冷却水系	○	—	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの</th> </tr> <tr> <th>「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010</th> <th>原子炉の安全停止機能</th> <th>放射性物質貯蔵等の機能</th> <th>防護対策必要機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の緊急停止機能</td> <td>制御棒 制御棒クラスタ案内管 制御棒駆動装置 燃料集合体の制御棒案内シンプル</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>未臨界維持機能</td> <td>制御棒 制御棒駆動装置 制御棒駆動装置圧力ハウジング 化学体積制御設備の内ほう酸水注入系 非常用から冷却系の内ほう酸水注入系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</td> <td>逃がし安全弁（安全弁閉機能）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉停止後における除熱のための</td> <td>残留熱除去機能</td> <td>余熱除去系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>二次系からの除熱機能</td> <td>上湯気系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための</td> <td>二次系への補給水機能</td> <td>補助給水系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉内高圧時における注水機能</td> <td>高圧注入系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能</td> <td>原子炉内低圧時における注水機能</td> <td>低圧注入系 蓄圧注入系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>格納容器の冷却機能</td> <td>アニュラス空気再循環設備 格納容器スプレイス系</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td> <td>非常用所内電源系（ディーゼル機関等）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td> <td>直流電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の交流電源機能</td> <td>非常用所内電源系（ディーゼル機関等）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の直流電源機能</td> <td>直流電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御電源系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの					「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器	原子炉の緊急停止機能	制御棒 制御棒クラスタ案内管 制御棒駆動装置 燃料集合体の制御棒案内シンプル	○	—	×	未臨界維持機能	制御棒 制御棒駆動装置 制御棒駆動装置圧力ハウジング 化学体積制御設備の内ほう酸水注入系 非常用から冷却系の内ほう酸水注入系	○	—	×	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁閉機能）	○	—	○	原子炉停止後における除熱のための	残留熱除去機能	余熱除去系	○	—	○	二次系からの除熱機能	上湯気系	○	—	○	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための	二次系への補給水機能	補助給水系	○	—	○	原子炉内高圧時における注水機能	高圧注入系	○	—	×	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	原子炉内低圧時における注水機能	低圧注入系 蓄圧注入系	○	—	×	格納容器の冷却機能	アニュラス空気再循環設備 格納容器スプレイス系	—	○	×	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○	非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源系	○	—	○	非常用の交流電源機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○	非常用の直流電源機能	直流電源系	○	—	○	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御電源系	○	—	○	補機冷却機能	原子炉補機冷却水系	○	—	○	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による抽出される機器等の相違。</p>
第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの																																																																																																																																																																																								
「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器																																																																																																																																																																																				
原子炉の緊急停止機能	制御棒、制御棒案内管 制御棒駆動機構 水圧制御ユニット	○	—	×																																																																																																																																																																																				
未臨界維持機能	制御棒 制御棒カップリング 制御棒駆動機構カップリング 制御棒駆動機構 制御棒駆動機構ハウジング ほう酸水注入系	○	—	×																																																																																																																																																																																				
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁閉機能）	○	—	×																																																																																																																																																																																				
原子炉停止後における除熱のための	崩壊熱除去機能	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）	○	—	○																																																																																																																																																																																			
	原子炉が隔離された場合の注水機能	高圧炉心スプレイス系	○	—	○																																																																																																																																																																																			
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための	原子炉内高圧時における注水機能	原子炉隔離時冷却系 高圧炉心スプレイス系	○	—	○																																																																																																																																																																																			
	原子炉内低圧時における注水機能	低圧炉心スプレイス系 残留熱除去系（低圧注水モード）	○	—	○																																																																																																																																																																																			
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	格納容器内の可燃性ガス制御機能	非常用ガス処理系	—	○	○*																																																																																																																																																																																			
	格納容器の冷却機能	残留熱除去系（格納容器スプレイス冷却モード）	—	○	×																																																																																																																																																																																			
格納容器内の可燃性ガス制御機能	可燃性ガス濃度制御系	—	○	×																																																																																																																																																																																				
非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の交流電源機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の直流電源機能	直流電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
補機冷却機能	原子炉補機冷却水系、高圧炉心スプレイス補機冷却水系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
第1表 重要度が特に高い安全機能を有するもの																																																																																																																																																																																								
「実用発電用原子炉及びその附属施設」の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	重要度が特に高い安全機能を有するもの JEA 4612-2010	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器																																																																																																																																																																																				
原子炉の緊急停止機能	制御棒 制御棒クラスタ案内管 制御棒駆動装置 燃料集合体の制御棒案内シンプル	○	—	×																																																																																																																																																																																				
未臨界維持機能	制御棒 制御棒駆動装置 制御棒駆動装置圧力ハウジング 化学体積制御設備の内ほう酸水注入系 非常用から冷却系の内ほう酸水注入系	○	—	×																																																																																																																																																																																				
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁閉機能）	○	—	○																																																																																																																																																																																				
原子炉停止後における除熱のための	残留熱除去機能	余熱除去系	○	—	○																																																																																																																																																																																			
	二次系からの除熱機能	上湯気系	○	—	○																																																																																																																																																																																			
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための	二次系への補給水機能	補助給水系	○	—	○																																																																																																																																																																																			
	原子炉内高圧時における注水機能	高圧注入系	○	—	×																																																																																																																																																																																			
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	原子炉内低圧時における注水機能	低圧注入系 蓄圧注入系	○	—	×																																																																																																																																																																																			
	格納容器の冷却機能	アニュラス空気再循環設備 格納容器スプレイス系	—	○	×																																																																																																																																																																																			
非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の交流電源機能	非常用所内電源系（ディーゼル機関等）	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の直流電源機能	直流電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御電源系	○	—	○																																																																																																																																																																																				
補機冷却機能	原子炉補機冷却水系	○	—	○																																																																																																																																																																																				

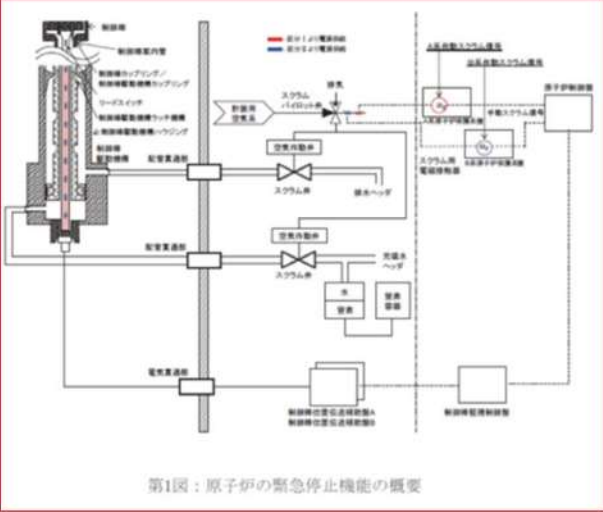
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</th> <th>重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]</th> <th>原子炉の安全停止機能</th> <th>放射性物質貯蔵等の機能</th> <th>防護対策必要機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水系、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>中央制御室換気空調系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>逃がし安全弁（駆動用電源）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>自動滅圧弁（駆動用電源）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気隔離弁（駆動用空気又は電源）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能</td> <td>原子炉緊急停止の安全保護回路</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○^{※1}</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中性子束（起動領域モニタ）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>原子炉スクラム用電磁接触器状態制御棒位置</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>事故時の炉心冷却状態の把握機能</td> <td>原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉圧力</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 原子炉格納容器エリア放射線量率</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>[低温停止への移行] 原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） [ドライウェルスプレィ] 原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 [サブプレッションプール冷却] 原子炉水位（広帯域、燃料域） サブプレッションプール水温度 [可燃性ガス濃度制御系起動] 原子炉格納容器水素濃度 原子炉格納容器酸素濃度 放射線監視設備</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：火災防護対象機器として防護対策が必要な機器。 ×：火災防護対象系統の機器ではあるが、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないため追加の防護対策が不要な機器。 ※1：放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する火災防護対象機器のため、火災の影響軽減対策として区分分離を実施していないもの。 ※2：機能要求時に火災によって機能喪失させないよう火災防護及び火災区域設定し分離を実施しているもの。</p>	「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系	○	—	○	原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系	○	—	○		逃がし安全弁（駆動用電源）	○	—	×	圧縮空気供給機能	自動滅圧弁（駆動用電源）	○	—	×		主蒸気隔離弁（駆動用空気又は電源）	○	—	×	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）	○	—	○	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管	—	○	×	原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能	原子炉緊急停止の安全保護回路	○	—	○ ^{※1}	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路	○	—	○ ^{※2}		中性子束（起動領域モニタ）	○	—	○	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉スクラム用電磁接触器状態制御棒位置	○	—	×	事故時の炉心冷却状態の把握機能	原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉圧力	○	—	○	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 原子炉格納容器エリア放射線量率	○	—	○	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	[低温停止への移行] 原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） [ドライウェルスプレィ] 原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 [サブプレッションプール冷却] 原子炉水位（広帯域、燃料域） サブプレッションプール水温度 [可燃性ガス濃度制御系起動] 原子炉格納容器水素濃度 原子炉格納容器酸素濃度 放射線監視設備	○	—	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</th> <th>重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]</th> <th>原子炉の安全停止機能</th> <th>放射性物質貯蔵等の機能</th> <th>防護対策必要機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>中央制御室空調系</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>制御室圧縮空気設備</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器隔離弁</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能</td> <td>原子炉トリップの安全保護回路</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 スプレィ作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中性子束</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>原子炉トリップ遮断器の状態 1Eラ素濃度（サンプリング分析）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故時の炉心冷却状態の把握機能</td> <td>一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器エリア放射線量率</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>[低温停止への移行] 一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位 ほうげんタンク水位 [蒸気発生器隔離] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 [蒸気発生器2次側除熱] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 主蒸気圧力 復水ビッド水位 [再循環モードへの切替] 燃料製造用復水ビッド水位 原子炉格納容器隔離弁センサ水位</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物、系統及び機器として防護対策が必要な機器。 ×：火災防護対策を行う対象の機器ではあるが、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないため、追加の防護対策が不要な機器。</p>	「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系	○	—	○	原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室空調系	○	—	×	圧縮空気供給機能	制御室圧縮空気設備	○	—	○	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）	○	—	○	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	—	○	×	原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能	原子炉トリップの安全保護回路	○	—	○	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 スプレィ作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路	○	—	○		中性子束	○	—	○	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉トリップ遮断器の状態 1Eラ素濃度（サンプリング分析）	—	—	—	事故時の炉心冷却状態の把握機能	一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位	○	—	○	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器エリア放射線量率	○	—	○	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	[低温停止への移行] 一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位 ほうげんタンク水位 [蒸気発生器隔離] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 [蒸気発生器2次側除熱] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 主蒸気圧力 復水ビッド水位 [再循環モードへの切替] 燃料製造用復水ビッド水位 原子炉格納容器隔離弁センサ水位	○	—	○	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による抽出される機器等の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による記載の相違。泊ではそのような対策を行っている機器はないため、記載していない。</p>
「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器																																																																																																																																											
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系	○	—	○																																																																																																																																											
原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系	○	—	○																																																																																																																																											
	逃がし安全弁（駆動用電源）	○	—	×																																																																																																																																											
圧縮空気供給機能	自動滅圧弁（駆動用電源）	○	—	×																																																																																																																																											
	主蒸気隔離弁（駆動用空気又は電源）	○	—	×																																																																																																																																											
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）	○	—	○																																																																																																																																											
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管	—	○	×																																																																																																																																											
原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能	原子炉緊急停止の安全保護回路	○	—	○ ^{※1}																																																																																																																																											
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路	○	—	○ ^{※2}																																																																																																																																											
	中性子束（起動領域モニタ）	○	—	○																																																																																																																																											
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉スクラム用電磁接触器状態制御棒位置	○	—	×																																																																																																																																											
事故時の炉心冷却状態の把握機能	原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉圧力	○	—	○																																																																																																																																											
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 原子炉格納容器エリア放射線量率	○	—	○																																																																																																																																											
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	[低温停止への移行] 原子炉圧力 原子炉水位（広帯域） [ドライウェルスプレィ] 原子炉水位（広帯域、燃料域） 原子炉格納容器圧力 サブプレッションプール水温度 [サブプレッションプール冷却] 原子炉水位（広帯域、燃料域） サブプレッションプール水温度 [可燃性ガス濃度制御系起動] 原子炉格納容器水素濃度 原子炉格納容器酸素濃度 放射線監視設備	○	—	○																																																																																																																																											
「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	重要度が特に高い安全機能を有するもの [JEG-4612-2010]	原子炉の安全停止機能	放射性物質貯蔵等の機能	防護対策必要機器																																																																																																																																											
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系	○	—	○																																																																																																																																											
原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室空調系	○	—	×																																																																																																																																											
圧縮空気供給機能	制御室圧縮空気設備	○	—	○																																																																																																																																											
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（隔離弁）	○	—	○																																																																																																																																											
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	—	○	×																																																																																																																																											
原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能	原子炉トリップの安全保護回路	○	—	○																																																																																																																																											
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 スプレィ作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路	○	—	○																																																																																																																																											
	中性子束	○	—	○																																																																																																																																											
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉トリップ遮断器の状態 1Eラ素濃度（サンプリング分析）	—	—	—																																																																																																																																											
事故時の炉心冷却状態の把握機能	一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位	○	—	○																																																																																																																																											
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器エリア放射線量率	○	—	○																																																																																																																																											
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	[低温停止への移行] 一次冷却材圧力 一次冷却材温度（広域） 加圧器水位 ほうげんタンク水位 [蒸気発生器隔離] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 [蒸気発生器2次側除熱] 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 主蒸気圧力 復水ビッド水位 [再循環モードへの切替] 燃料製造用復水ビッド水位 原子炉格納容器隔離弁センサ水位	○	—	○																																																																																																																																											
<p>(2) 各設備の火災防護に関する独立性について</p> <p>第1表に示す対象機器については、8条-別添1-資料1~9に示すように、重要度と火災影響の有無を考慮して、火災の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、並びに火災の影響軽減対策のそれぞれを講じている。そのため、ここでは資料2及び9にて個別に評価した結果、追加の火災防護対策が不要な構築物、系統及び機器、及び火災防護対象機器として追加の火災防護対策を必要としているものの当該系統について火災防護上の区分分離を行っていないもの等に対する火災防護対策を以下に示す。</p>	<p>(2) 各設備の火災防護に関する独立性について</p> <p>第1表に示す対象機器については、8条-別添1-資料1~9に示すように、重要度と火災影響の有無を考慮して、火災の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、並びに火災の影響軽減対策のそれぞれを講じている。そのため、ここでは資料2及び9にて個別に評価した結果、追加の火災防護対策が不要な構築物、系統及び機器に対する火災防護対策を以下に示す。</p>																																																																																																																																														

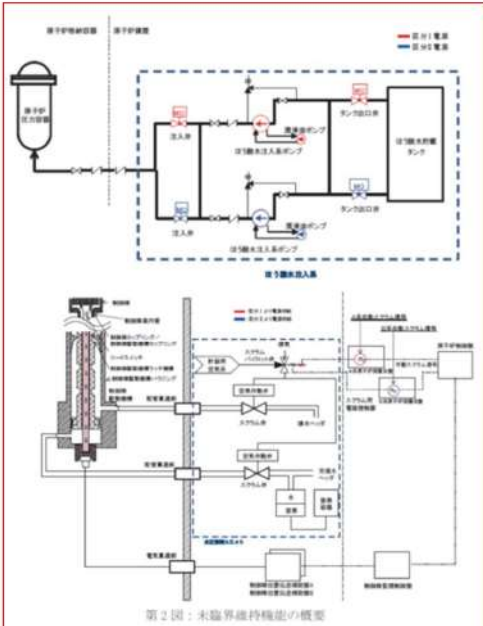
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

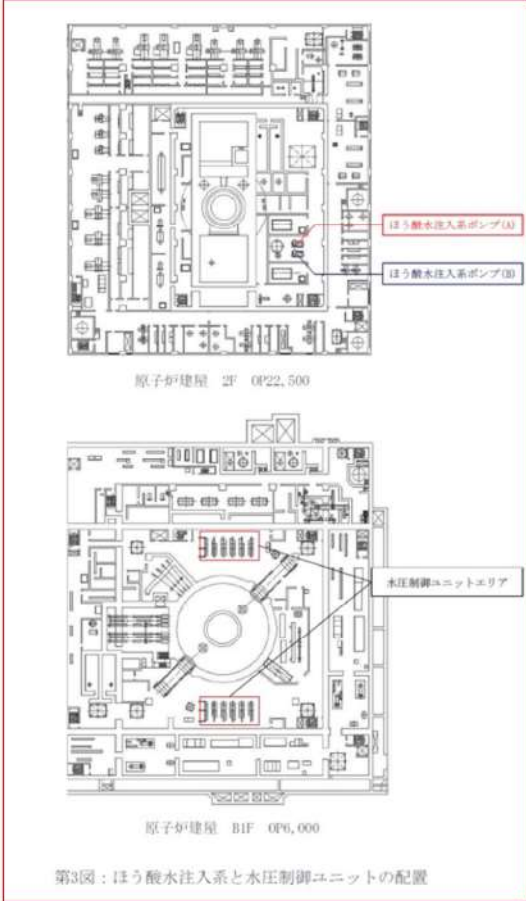
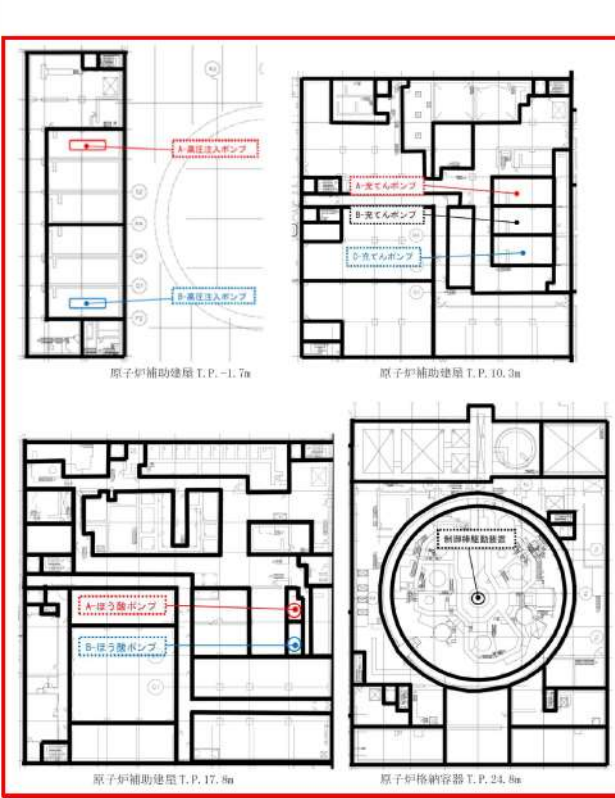
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①原子炉の緊急停止機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉の緊急停止機能に該当する系統は「制御棒、制御棒案内管、制御棒駆動機構、水圧制御ユニット」である。</p> <p>制御棒は137本、制御棒駆動機構は137体、制御棒を動作させる水圧制御ユニットは全137基設置されている。</p> <p>水圧制御ユニットは当該ユニットが動作させる制御棒とのみ接続しており、ユニット毎に分離している。また、制御棒駆動機構は1本の制御棒に対して1体ずつ設けられており、他の制御棒駆動機構との接続箇所はない。さらに、スクラム動作を行うためのスクラム弁、及びスクラムパイロット弁は各水圧制御ユニットに個別に設けられている。(第1図)</p> <p>これら原子炉の緊急停止機能を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒、制御棒案内管については、原子炉内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、水圧制御ユニットについては、フェイル・セイフ設計となっており、火災によって電磁弁のケーブルが損傷した場合、あるいはスクラム弁・スクラムパイロット弁のダイヤブラム等が機能喪失した場合も、スクラム弁が「開」動作しスクラムすることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。さらに、万一、火災によってケーブルが損傷し、すべての電磁弁が無励磁とならない場合においても、電磁弁の電源を切とすることによってスクラム弁を「開」動作しスクラムさせることができる。</p> <p>以上より、本機能は火災によって影響を受けないことから、火災が発生した場合でも、独立した複数個の機能を有していると考ええる。</p>	<p>① 原子炉の緊急停止機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉の緊急停止機能に該当する系統は「制御棒、制御棒クラスタ案内管、制御棒駆動装置、燃料集合体の制御棒案内シンプル」である。</p> <p>制御棒クラスタは48本、制御棒クラスタを動作させる制御棒駆動装置は48体設置されている。</p> <p>制御棒駆動装置は当該装置が動作させる制御棒クラスタとのみ接続しており、装置ごとに分離している。また、制御棒駆動装置は1本の制御棒クラスタに対して1体ずつ設けられており、他の制御棒駆動機構との接続箇所はない。</p> <p>これら原子炉の緊急停止機能を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒、制御棒クラスタ案内管、燃料棒案内シンプルについては原子炉容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、制御棒駆動装置については、フェイルセイフ設計となっており、火災によって制御棒を保持するラッチの駆動源が喪失した場合は、制御棒を保持するラッチが解放され、自重により自動的に制御棒が挿入される。万一、火災によってケーブルが損傷し、すべてのラッチが非励磁とならない場合においても、ラッチの電源を切とすることで制御棒を挿入させることができる。</p> <p>以上より、本機能は火災によって影響を受けないことから、火災が発生した場合でも、独立した複数個の機能を有していると考ええる。</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違により当該設備がないため、記載していない。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違によるフェイルセイフ設計の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

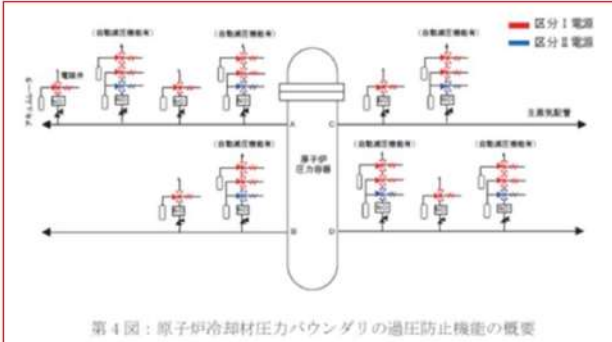
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図：原子炉の緊急停止機能の概要</p> <p>②未臨界維持機能</p> <p>重要度分類指針によると、未臨界維持機能は「制御棒、制御棒カップリング、制御棒駆動機構、制御棒駆動機構ハウジング、ほう酸水注入系」である。</p> <p>制御棒は内部に固体状のボロンカーバイドが充填されており、中性子を吸収する構造となっている。原子炉スクラムにより挿入された制御棒は、ラッチ機構により機械的に全挿入位置に保持される。</p> <p>一方、ほう酸水注入系は、制御棒の後備設備として、五ほう酸ナトリウム水溶液を高圧ポンプにより原子炉内に注入し、五ほう酸ナトリウム水溶液が原子炉内全域に行き渡ることにより中性子を吸収する構造となっている。(第2図)</p> <p>これら未臨界維持機能を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒、制御棒カップリング、制御棒駆動機構カップリング、制御棒駆動機構、制御棒駆動機構ハウジングについては、原子炉内又は格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p>	<p>② 未臨界維持機能（制御棒による系）</p> <p>重要度分類指針によると、未臨界維持機能（制御棒による系）に該当する系統は「制御棒、制御棒駆動装置、制御棒駆動装置圧力ハウジング」である。</p> <p>制御棒は中性子吸収材である銀、インジウム、カドミウム合金をステンレス鋼管で被覆し、両端に端栓を溶接したものである。</p> <p>未臨界維持機能（制御棒による系）を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒及び制御棒駆動装置については、①原子炉の緊急停止機能に記載のとおり火災により機能に影響が及ぶおそれはない。また、制御棒駆動装置圧力ハウジングについては、原子炉格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。泊では制御棒の操作を制御棒駆動装置で実施しており、動作機構が異なるため記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による抽出される系統の相違により、泊は記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

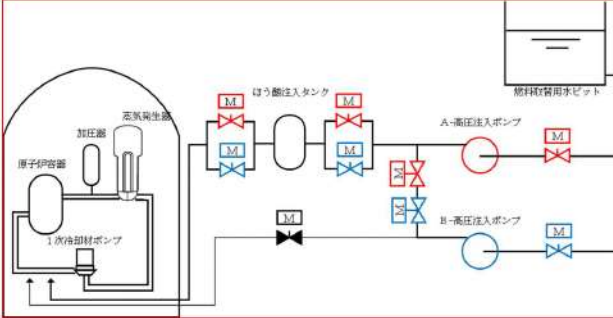
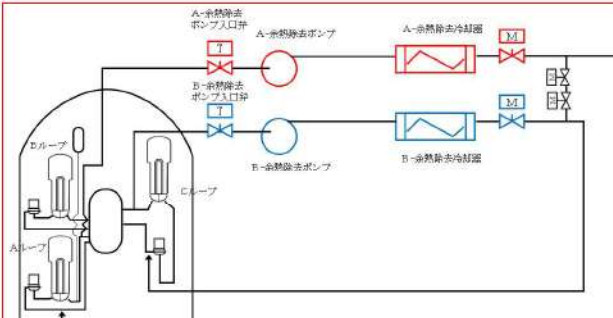
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、ほう酸水注入系については原子炉建屋2階に設置されており、未臨界維持機能として同等の機能を有している制御棒駆動機構(水圧制御ユニットは原子炉建屋地下1階に設置、制御棒駆動機構は原子炉格納容器内に設置)と位置的分散を図り、火災に対する影響軽減対策を実施している。(第3図)加えて「原子力発電所の火災防護規程 JEAC4626-2010」に基づき、発生防止対策として過電流による過熱防止対策を講じているとともに、感知・消火対策としてほう酸水注入系に対して異なる2種類の感知器、局所固定式消火設備を設置している。</p> <p>さらに、異なる区分のケーブル等については、IEEE384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。</p> <p>以上より、火災によって「制御棒、制御棒カップリング、制御棒駆動機構カップリング」及び「ほう酸水注入系」の独立した2種類の系統が同時に喪失することはなく、本機能は独立性を有していると考える。</p>  <p>第2図：未臨界維持機能の概要</p>	<p>また、同様の機能を有する未臨界維持機能(ほう酸水注入系)については原子炉補助建屋に設置されており、未臨界維持機能(制御棒による系)(制御棒、制御棒駆動装置は原子炉格納容器内に設置、制御棒駆動装置圧力ハウジングは原子炉格納容器内に設置)と位置的分散を図り、火災による影響軽減対策を実施している。(第1図)</p> <p>加えて、未臨界維持機能(ほう酸水注入系)については火災防護対象機器として選定し、火災防護審査基準に基づく火災防護対策を実施している。</p> <p>さらに、異なる系統のケーブル等については、IEEE384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。</p> <p>以上より、火災によって「未臨界維持機能(制御棒による系)」及び「未臨界維持機能(ほう酸水注入系)」の独立した2種類の系統が同時に機能喪失することなく、本機能は独立性を有していると考える。</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による火災防護対策の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。 泊では、ほう酸水注入系については火災防護対策を実施しているため、記載していない。また、制御棒の操作を制御棒駆動装置で実施しており、動作機構が異なるため記載していない。</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>原子炉建屋 2F OP22,500</p> <p>原子炉建屋 B1F OP6,000</p> <p>第3図：ほう酸水注入系と水圧制御ユニットの配置</p> <p>③原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 重要度分類指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能は「主蒸気逃がし安全弁(逃がし弁機能)」である。 主蒸気逃がし安全弁(逃がし弁機能)は11弁あり、各弁に対して個別に駆動用パネが設置されている。(第4図) 当該設備は格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されているため、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。 以上より、本機能は火災によって影響を受けないことから、独立した複数個の機能を有していると考える。</p>	 <p>原子炉補助建屋 T.P.-1,7m</p> <p>原子炉補助建屋 T.P.10,3m</p> <p>原子炉補助建屋 T.P.17,8m</p> <p>原子炉格納容器 T.P.24,8m</p> <p>第1図 ほう酸水注入系と制御棒駆動装置の配置</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違 設備の相違による配置の相違。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。PWRでの当該機能は加圧器安全弁が該当し、火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図：原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能の概要</p>	<p>③ 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧 (低圧) 時における注水機能</p> <p>重要度分類指針によると、事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧 (低圧) 時における注水機能は「高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系」である。</p> <p>高圧注入系と低圧注入系は2系統で構成し、各系統ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、機器の単一故障の仮定に加え外部電源が使用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計としている。(第2図、第3図)</p> <p>また、A系とB系は位置的分散を図り、火災防護対象機器でもあるポンプは、3時間耐火能力を有する耐火壁にて分離し、火災に対する影響軽減対策を実施している。(第4図)</p> <p>蓄圧注入系は不燃性材料で構成されており、外部駆動源を必要とせず、1次冷却材圧力低下による逆止弁の自動開放によって、自動的にほう酸水の注入を開始する設計としているため、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。(第5図)</p> <p>以上より、本機能は火災によって影響を受けないことから、独立した複数個の機能を有していると考える。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。PWRでの当該機能は加圧器安全弁が該当し、火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。女川では当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

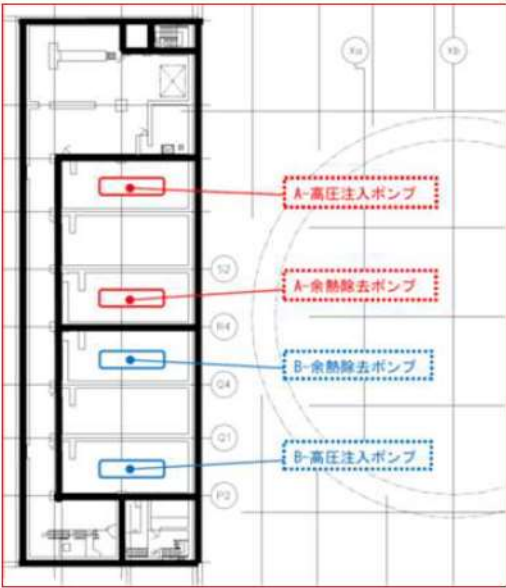
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第2図 高圧注入系 系統概要図</p>  <p>第3図 低圧注入系 系統概要図</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。女川では当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。女川では当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

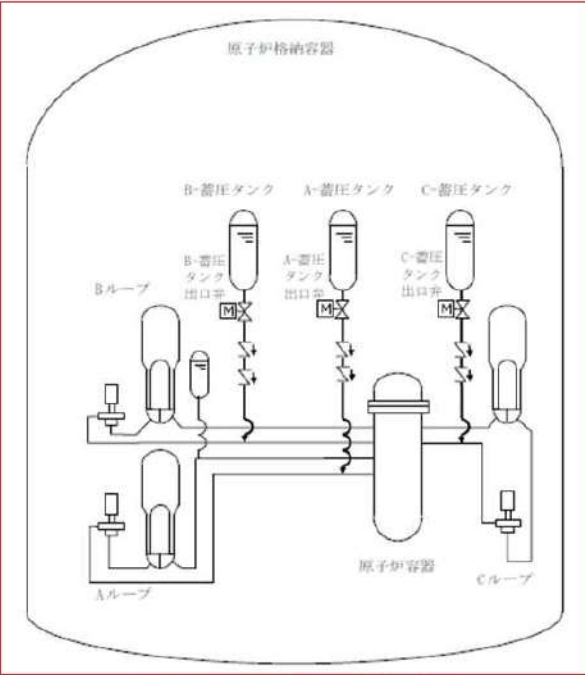
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 参考資料2 泊発電所3号炉における重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第4図 高圧注入系と低圧注入系の配置 (原子炉補助建屋 T.P. -1.7m)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。女川では当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">第5図 蓄圧注入系 系統概要図</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。女川では当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


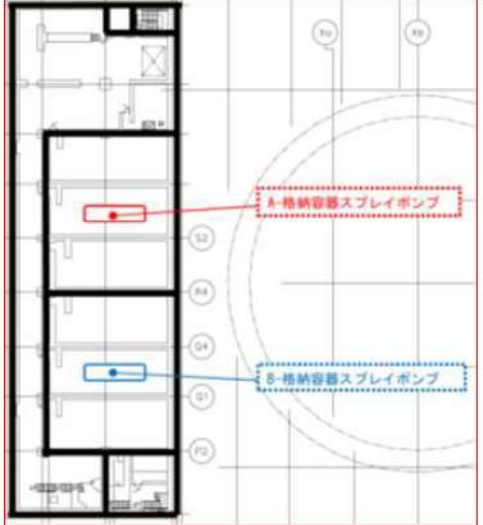
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>④ 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能</p> <p>重要度分類指針によると、格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能は「非常用ガス処理系」である。(第5図)</p> <p>非常用ガス処理系の構築物、系統及び機器は、同一機能を有する2系統に対して、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用、難燃ケーブルの使用、不燃性内装材の使用等の対策を講じていることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の火災感知器を設置しており、速やかに火災箇所を特定し、消火器による消火が可能である。また、排風機には潤滑油を使用しておらず、可燃物量が少ないエリアの消火設備として必要数量の消火器を設置していることから、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>さらに、非常用ガス処理系の排風機及び乾燥装置、SGTS室空調機については、一方の区分で火災が発生した場合でも、火災を感知し消火するまでもう一方の区分に影響を及ぼさないよう、第6図に示すとおり、非常用ガス処理系排風機、乾燥装置及び非常用ガス処理系室空調機は壁厚が150mm以上のコンクリート壁で区画している。</p> <p>一方、非常用ガス処理系のケーブルについては、当該火災区域内で異なる区分毎に電線管に布設する設計としており、他の区分のケーブルと分離している。また、電動弁については、駆動部のグリスは金属に覆われていることから、発火した場合においても他の構築物、系統及び機器において火災を生じさせるおそれは小さいが、万一、火災によって電動駆動機能が喪失した場合でも、当該弁を手動操作することで非常用ガス処理系の機能を維持することができる。</p>	<p>④ 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能</p> <p>重要度分類指針によると、格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能は「アニュラス空気浄化設備、格納容器スプレイ系」である。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は2系統で構成し、系統ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、機器の単一故障の仮定に加え外部電源が使用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計としている。(第6図)</p> <p>また、アニュラス空気浄化設備は、火災防護審査基準に基づき発生防止対策として過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用、難燃ケーブルの使用、不燃性内装材の使用等の対策を講じていることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の火災感知器を設置しており、速やかに火災箇所を特定し、自動消火設備による消火が可能である。また、排風機には潤滑油を使用しておらず、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>格納容器スプレイ系は2系統で構成し、系統ごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、機器の単一故障の仮定に加え外部電源が使用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計としている。(第7図)</p> <p>また、A系とB系は位置的分散を図り、ポンプは3時間耐火能力を有する耐火壁で区画化した区画の中に配置している。(第8図)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、単一設計である静的機器の一部(配管の一部、フィルタユニット)について、フィルタは温度監視しており発火点より十分低い温度で維持していること(フィルタ通常温度:69~95℃、フィルタ発火点:約330℃)、万一、フィルタ温度が上昇した場合は中央制御室に警報が発報すること(警報設定値:124℃)、配管は金属等の不燃性材料で構成されていること、フィルタは不燃性材料で構成された筐体内に設置されていることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>以上より、火災によって非常用ガス処理系は機能喪失することはない。</p> <p>第5図 非常用ガス処理系の概要図</p>	<p>なお、単一設計であるタンク、ピットについては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により当該機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>以上より、本機能は火災によって影響を受けないことから、独立した複数個の機能を有していると考える。</p> <p>第6図 アニュラス空気浄化系の概要</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p>
		<p>第7図 格納容器スプレイ系の概要</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第6図：非常用ガス処理系の配置</p> <p>⑤格納容器の冷却機能 重要度分類指針によると、格納容器の冷却機能は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。</p>	 <p>第8図 格納容器スプレイ系の配置 (原子炉補助建屋 T.P. -1.7m)</p> <p>⑤ 格納容器の冷却機能 重要度分類指針によると、格納容器の冷却機能は「格納容器スプレイ系」である。</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p>

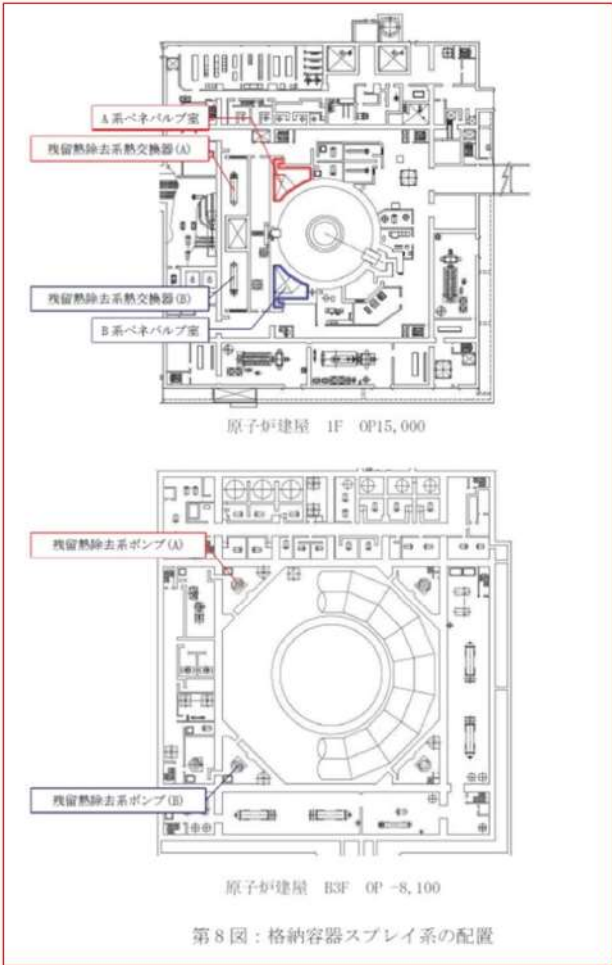
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>格納容器スプレイ冷却系(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード))は2系統あり、それぞれの系統を用いて格納容器スプレイ冷却が可能である。(第7図)</p> <p>これら格納容器の冷却機能を有する構築物、系統及び機器は、同一機能を有する2系統に対して、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として潤滑油の漏えい防止・拡大防止対策、過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用、難燃ケーブルの使用、不燃性内装材の使用等の対策を講じていることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器、ポンプ室には固定式ガス消火設備を設置していることから、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>さらに、残留熱除去系(格納容器スプレイモード)の2系統は、それぞれ別の部屋に設置しており位置的分散を図っている。(第8図)</p> <p>なお、単一設計であるスプレイ管(ドライウェル、サブレッションチェンバ)については、原子炉内及び格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により当該スプレイ管の機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>以上より、火災によって格納容器スプレイ冷却系2系統は同時に喪失することはなく、本機能は独立性を有していると考ええる。</p>	<p>格納容器スプレイ系については、④格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能に記載のとおり設計であり、独立した複数個の機能を有していると考ええる。</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第7図：格納容器の冷却機能の概要図</p>		<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>原子が建屋 1F OP15,000</p> <p>原子が建屋 B3F OP -8,100</p> <p>第8図：格納容器スプレイ系の配置</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑥格納容器内の可燃性ガス制御機能</p> <p>重要度分類指針によると、格納容器内の可燃性ガス制御機能は「可燃性ガス濃度制御系及び残留熱除去系(再結合装置への冷却水供給を司る部分)」である。</p> <p>可燃性ガス濃度制御系及び残留熱除去系(再結合装置への冷却水供給を司る部分)はそれぞれ2系統あり、それぞれの系統を用いて格納容器内の可燃性ガス制御が可能である。(第9図)</p> <p>これら格納容器の可燃性ガスを制御する機能を有する構築物、系統及び機器のうち残留熱除去系については、同一機能を有する2系統に対して、火災防護に係る審査基準に基づく火災の影響軽減対策として区分分離する設計としている。</p> <p>一方、可燃性ガス濃度制御系については、同一機能を有する2系統に対して、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用、難燃ケーブルの使用、不燃性内装材の使用等の対策を講じていることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器を設置しており、火災箇所を特定し、速やかに消火器による消火が可能である。また、ブロワには潤滑油を使用しておらず、可燃物量が少ないエリアの消火設備として必要数量の消火器を設置していることから、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>さらに、可燃性ガス濃度制御系のブロワ、加熱器、再結合装置等については、一方の区分で火災が発生した場合でも、火災を感知し消火するまでもう一方の区分に影響を及ぼさないよう、第10図に示すとおり、ブロワ、加熱器、再結合装置等を設置する区画は壁厚が150mm以上のコンクリート壁で分離した配置としている。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。PWRでは、「格納容器内の可燃性ガス制御機能」については抽出されない機能であるので、記載していない。</p>

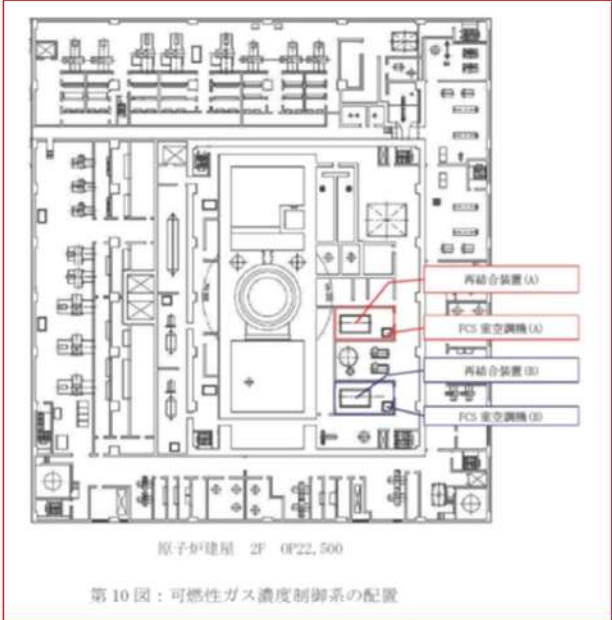
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>一方、可燃性ガス濃度制御系のケーブルについては、可燃性ガス濃度制御系設置エリアで電線管に布設しており、他の区分のケーブルと分離している。また、電動弁については、駆動部のグリス等は金属に覆われていることから、発火した場合においても他の構造物、系統及び機器において火災を生じさせるおそれは小さいが、万一、火災によって電動駆動機能が喪失した場合でも、当該弁を手動操作することで可燃性ガス濃度制御系の機能を維持することができる。</p> <p>以上より、火災によってこれら2系統は同時に喪失することはない、本機能は独立性を有していると考えられる。</p> <div data-bbox="712 563 1321 922" data-label="Diagram"> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。PWRでは、「格納容器内の可燃性ガス制御機能」については抽出されない機能であるので、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。PWRでは、「格納容器内の可燃性ガス制御機能」については抽出されない機能であるので、記載していない。</p>

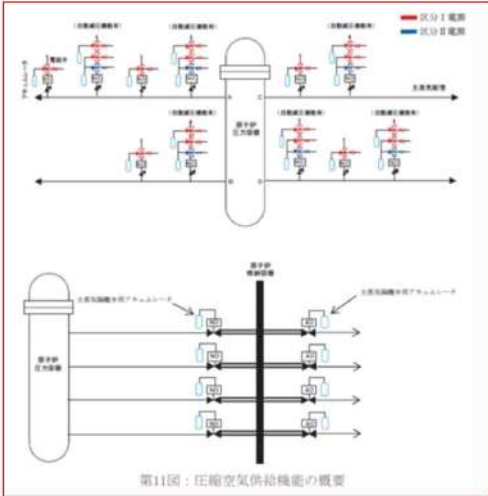
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 参考資料2 泊発電所3号炉における重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>原子力建屋 2F 0F22,500</p> <p>第10図：可燃性ガス濃度制御系の配置</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。PWRでは、「格納容器内の可燃性ガス制御機能」については抽出されない機能であるので、記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

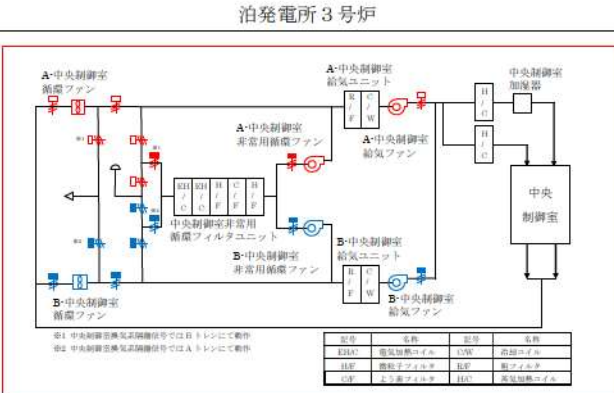
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑦圧縮空気供給機能</p> <p>重要度分類指針によると圧縮空気供給機能は「駆動用窒素源(逃がし安全弁への供給)、駆動用空気又は窒素源(主蒸気隔離弁への供給)」である。</p> <p>駆動用窒素源(アキュムレータ)はそれぞれの逃がし安全弁、主蒸気隔離弁に個別に設置されている。(第11図)</p> <p>これら圧縮空気供給機能を有する構築物、系統及び機器のうち、逃がし安全弁の駆動用窒素源については、格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されているため、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>主蒸気隔離弁の駆動用窒素源のうち第一隔離弁は、格納容器内に設置され、不燃性材料で構成されているため、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>主蒸気隔離弁の駆動用空気源のうち第二隔離弁については、フェイル・クローズ設計となっており、火災により当該弁が機能喪失すると自動で閉止する設計となっている。万一の不動作を想定しても、格納容器内側に設置する第一隔離弁で主蒸気隔離機能を確保できることから、主蒸気隔離機能が喪失することはない。</p> <p>以上より、本機能は火災によって同時に全機能が喪失しないことから、火災が発生した場合でも独立した複数個の機能を有していると考える。</p>  <p>第11図：圧縮空気供給機能の概要</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能は「制御用空気圧縮設備」が該当するが、当該設備は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑥ 原子炉制御室非常用換気空調機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉制御室非常用換気空調機能は「中央制御室空調設備」である。(第9図)</p> <p>中央制御室空調設備のファンは各2台設置し、各トレンごとに独立のディーゼル発電機に接続する等、多重性及び独立性を備えているので、構成する動的機器の単一故障の仮定に加え外部電源が利用できない場合においてもその安全機能が達成できるように、多重性及び独立性を備えた設計としている。</p> <p>また、中央制御室空調設備は、火災防護審査基準に基づき発生防止対策として過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用、難燃ケーブルの使用、不燃性内装材の使用等の対策を講じていることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の火災感知器を設置しており、速やかに火災箇所を特定し、自動消火設備による消火が可能である。また、排風機には潤滑油を使用しておらず、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>なお、単一設計である静的機器の一部（ダクトの一部、中央制御室非常用循環フィルタユニット）について、フィルタは温度監視しており発火点より十分低い温度で維持していること（設置場所雰囲気温度：10～40℃、フィルタ発火点：約330℃）、万一、フィルタ温度が上昇した場合は中央制御室に警報が発報すること（警報設定値：170℃）、ダクトは金属等の不燃性材料で構成されていること、フィルタは不燃性材料で構成された筐体内に設置されていることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>以上より、火災によって当該機能が喪失することはない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。女川では、当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

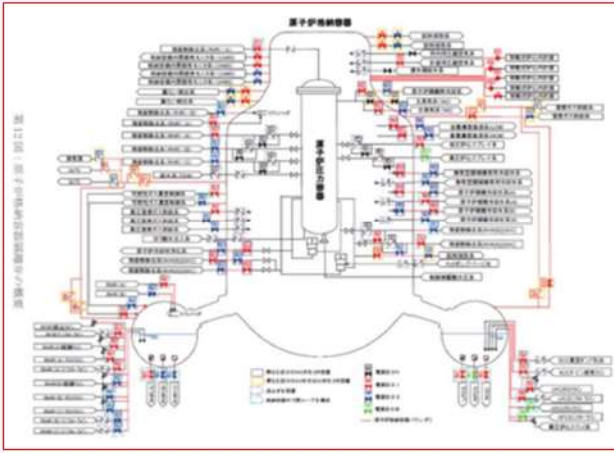
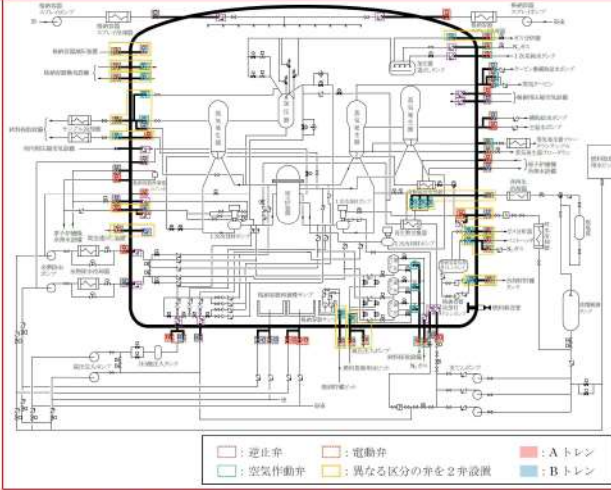
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑧原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>重要度分類指針によると原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能は「原子炉格納容器隔離弁」である。</p> <p>原子炉格納容器隔離弁は、JEAC4602-2004「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程」に基づき設置されており、かつ、設置許可基準規則第32条への適合性を有している。(第12図)</p> <p>これら原子炉格納容器隔離弁については、下記のいずれかの方針に基づき設置されており、バウンダリ機能は火災に対する独立性を有していると考ええる。</p> <p>a. 原子炉格納容器内外に異なる区分の電動弁又は空気作動弁を2弁設置</p> <p>原子炉格納容器内外で位置的分散が図られており、異なる区分のケーブル等については、IEEE384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離していること、空気作動弁については原子炉格納容器の隔離機能を確保するためフェイル・クローズ設計、すなわち火災により当該弁が機能喪失すると自動で閉止する設計となっていることから、火災によって原子炉格納容器内外両方の弁が同時に機能喪失することはない。</p>	<p>⑦ 原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能は「原子炉格納容器隔離弁」である。</p> <p>原子炉格納容器隔離弁は、JEAC4602-2016「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規定」に基づき設置されており、かつ、設置許可基準規則第32条への適合性を有している。(第10図)</p> <p>これら原子炉格納容器隔離弁については、下記のいずれかの方針に基づき設置されており、バウンダリ機能は火災に対する独立性を有していると考えられる。</p> <p>a. 原子炉格納容器内外に異なる区分の電動弁又は空気作動弁を2弁設置</p> <p>原子炉格納容器内外で位置的分散が図られており、異なる系統のケーブル等については、IEEE384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離していること、空気作動弁については原子炉格納容器の隔離機能を確保するためフェイルクローズ設計、すなわち火災により当該弁が機能喪失すると自動で閉止する設計となっていることから、火災によって原子炉格納容器内外両方の弁が同時に機能喪失することはない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。女川では、当該機能は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による参照するJEACの相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。</p>



第9図 中央制御室換気空調設備の概要

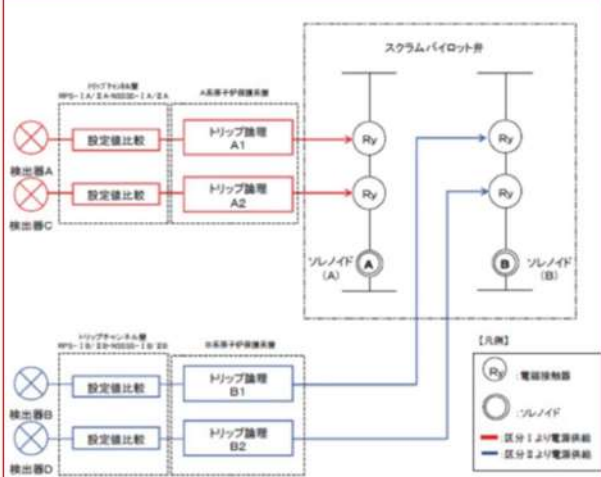

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 原子炉格納容器外に異なる区分の電動弁、空気作動弁又は電磁弁を2弁設置</p> <p>原子炉格納容器外に設置されている異なる区分の2つの電動弁、空気作動弁又は電磁弁は、空気作動弁・電磁弁については原子炉格納容器の隔離機能を確保するため、フェイル・クローズ設計、すなわち火災により当該弁が機能喪失すると自動で閉止する設計となっている。万一の不動作を想定しても、これらの弁は異なる電源区分で多重化された構成となっており、かつ電源設備やケーブルはIEEE384に準じて隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離していること、電磁弁の電源を切ることで隔離弁を閉止させることができる。電動弁についても、異なる区分のケーブル等はIEEE384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。以上より、火災によっても多重化された空気作動弁又は電磁弁が両方とも開動作するおそれは小さく、火災によっても本機能は維持される。</p> <p>c. 原子炉格納容器内又は外に逆止弁を設置</p> <p>逆止弁は不燃性材料で構成されているため、火災により逆止弁の機能に影響が及ぶおそれはない。このため、逆止弁が設置された系統については、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>d. 原子炉格納容器外で閉ループを構成する系統</p> <p>原子炉格納容器外で閉ループを構成する系統については、当該ループの配管等是不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>以上のことから、火災によって各ラインの配管、隔離弁が全て機能喪失することはない、本機能は独立した2種類の機能を有している。</p>	<p>b. 原子炉格納容器外に通常時閉の電動弁を1弁設置</p> <p>通常時閉状態の電動弁については、駆動源を喪失した場合には現状の状態を維持するため、火災により本機能に影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>c. 原子炉格納容器内又は外に逆止弁、又は通常時閉の手動弁を設置</p> <p>逆止弁及び手動弁は不燃性材料で構成されているため、火災により逆止弁及び手動弁の機能に影響が及ぶおそれはない。このため、逆止弁及び手動弁が設置された系統については、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>d. 原子炉格納容器内に開口部がなく閉止系を構成する系統</p> <p>原子炉格納容器内に開口部がなく閉止系を構成する系統については、当該ループの配管等是不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>以上のことから、火災によって各ラインの配管、隔離弁が全て機能喪失することはない、本機能は独立した2種類の機能を有している。</p>	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設計の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設計の相違。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設計の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>⑨原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能は「原子炉緊急停止の安全保護回路」である。(第13図)</p> <p>原子炉停止系の安全保護回路は、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じているとともに、感知・消火対策として異なる2種類の感知器の設置及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。さらに、安全保護回路はフェイル・セーフ設計となっており、火災によって損傷した場合はトリップ信号が発生すること、万一、誤作動した場合でも、安全保護回路は区分毎にIEEE384に準じて隔離バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離して配置していること、中央制御室に設置する論理回路については区分ごとに別の制御盤に設置することから、火災によって複数の区分が同時に誤作動する可能性はきわめて小さい。(第14図)</p> <p>以上より、本機能は火災によって同時に全機能が喪失しないことから、火災が発生した場合でも独立した複数個の機能を有していると考えられる。</p>	 <p>第10図 原子炉格納容器パウンダリの概要</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による設計の相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能は「原子炉トリップの安全保護回路」が該当するが、当該設備は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第13図：原子炉緊急停止の安全保護回路の概要図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能は「原子炉トリップの安全保護回路」が該当するが、当該設備は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>
	<p>詳細な内容は図上の観点からご覧できません。</p>  <p>第14図：原子炉緊急停止の安全保護回路に係る制動器等の配置</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能は「原子炉トリップの安全保護回路」が該当するが、当該設備は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

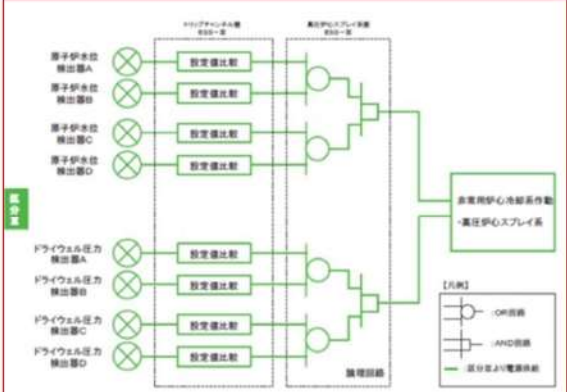
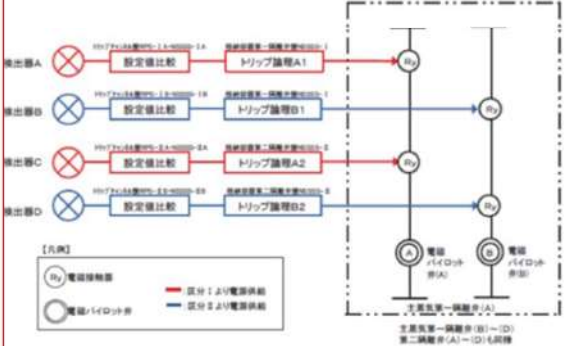
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>㊦工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</p> <p>重要度分類指針によると、工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能は「非常用炉心冷却系作動の安全保護回路」「主蒸気隔離の安全保護回路」「原子炉格納容器隔離の安全保護回路」「非常用ガス処理系作動の安全保護回路」である。(第15~18図)</p> <p>これらの安全保護回路のうち、主蒸気隔離の安全保護回路は、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じているとともに、感知・消火対策として異なる2種類の感知器の設置及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。さらに、安全保護回路はフェイル・セーフ設計となっており、火災によって損傷した場合はトリップ信号が発生すること、万一誤作動した場合でも、安全保護回路は区分毎にIEEE384に準じて離隔バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離して配置していること、中央制御室に設置するトリップ論理回路については区分ごとに別の制御盤に設置すること、火災によって複数の区分が同時に誤作動する可能性はきわめて小さい。(第19図)</p> <p>一方、非常用炉心冷却系作動の安全保護回路、原子炉格納容器隔離の安全保護回路、非常用ガス処理系作動の安全保護回路は、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じているとともに、感知・消火対策として異なる2種類の感知器の設置及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。さらに、安全保護回路は区分毎にIEEE384に準じて離隔バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離して配置していること、中央制御室に設置する作動回路・論理回路については区分ごとに別の制御盤に設置することから、火災により2区分のうち1区分(非常用炉心冷却系作動は3区分のうち1区分)以上が機能を維持できる。</p> <p>以上より、本機能は火災によって同時に全機能が喪失しないことから、火災が発生した場合でも独立した複数個の機能を有していると考ええる。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第15図：非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 概略図 (1/3)</p>		<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>
	<p>第15図：非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 概略図 (2/3)</p>		<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第15図：非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 概略図 (3/3)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>
	 <p>第16図：主蒸気隔離の安全保護回路 概略図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第17図：原子炉格納容器隔離の安全保護回路 概略図</p>		<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>
	<p>第18図：非常用ガス処理系作動の安全保護回路 概略図</p>		<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

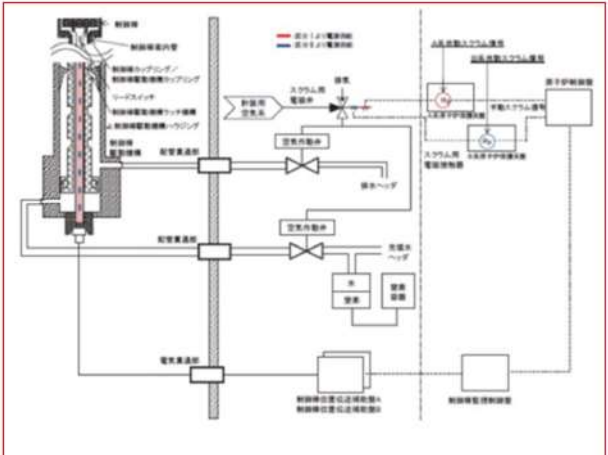
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

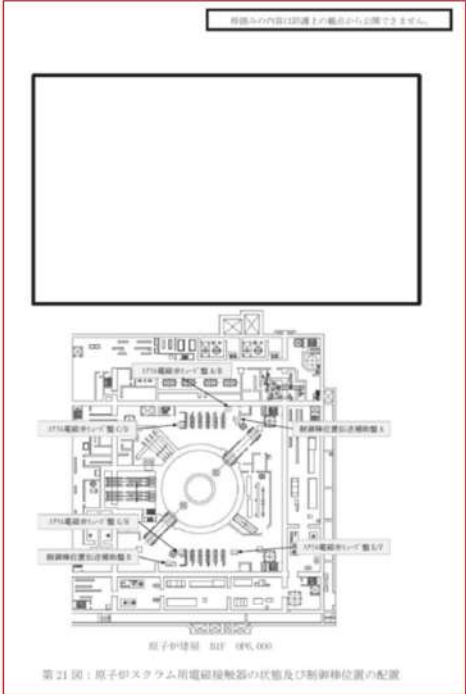
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 参考資料2 泊発電所3号炉における重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する各安全保護回路は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>㊦事故時の原子炉の停止状態の把握機能</p> <p>重要度分類指針によると、事故時の原子炉の停止状態の把握機能は「事故時監視計器の一部(中性子束(起動領域モニタ)、原子炉スクラム用電磁弁接触器の状態、制御棒位置)」である。(第20図)</p> <p>これらの監視計器のうち、中性子束(起動領域モニタ)については、火災防護対象機器等として火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策、感知・消火対策、火災の影響軽減対策をそれぞれ実施する。</p> <p>原子炉スクラム用電磁弁接触器の状態は、区分毎に盤筐体に収納し物理的分離を行っているとともに、ケーブルについても区分毎に IEEE384 に準じて位置的に分離して配置していることから、火災によって複数の区分が同時に機能喪失する可能性はきわめて小さい。また、制御棒位置と原子炉スクラム用電磁弁接触器の状態を監視するために必要な設備とは、物理的分離を行っている。(第21図)さらに、原子炉スクラム用電磁弁接触器の状態、制御棒位置は、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じているとともに、感知・消火対策として消防法に基づき感知器、消火器等を設置している。</p> <p>以上より、本機能は火災によって同時に全機能が喪失しないことから、火災が発生した場合でも独立した複数個の機能を有していると考える。</p>  <p>第20図：原子炉スクラム用電磁弁接触器の状態及び制御棒位置 系統概略図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第21図：原子炉システム用電磁接触器の状態及び制御位置の配置</p> <p>⑫事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p> <p>重要度分類指針によると、事故時のプラント操作のための情報の把握機能は「事故時監視計器の一部(原子炉圧力、原子炉水位(広帯域、燃料域)、原子炉格納容器圧力、サブプレッションプール水温度、格納容器内雰囲気モニタ(水素濃度)、格納容器内雰囲気モニタ(酸素濃度)、放射線監視設備)」である。</p> <p>これらの監視計器のうち、事故時監視計器の一部(原子炉圧力、原子炉水位(広帯域、燃料域)、原子炉格納容器圧力、サブプレッションプール水温度、格納容器内雰囲気モニタ(水素濃度)については、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルとして火災防護に係る審査基準に基づき、発生防止対策、感知・消火対策、火災の影響軽減対策をそれぞれ実施する。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表
 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料1 参考資料2 泊発電所3号炉における重要度の特に高い安全機能を有する系統の火災防護)

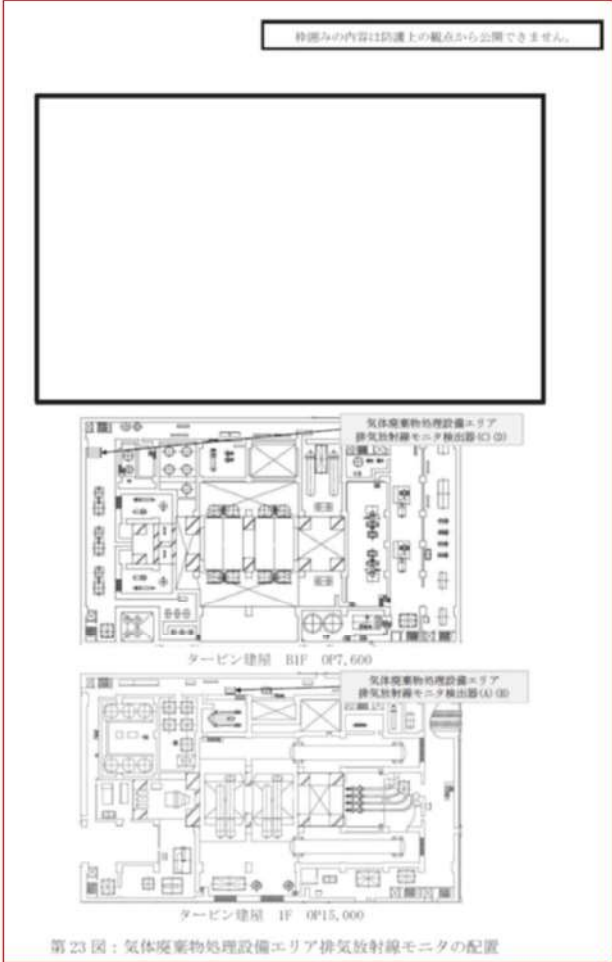
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>格納容器内雰囲気モニタ(酸素濃度)、放射線監視設備(気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタ)は、検出器を複数設置し、耐火隔壁等により分離する設計とする。また、電路についても IEE384 に準じて電線管の使用等により分離して配置していることから、火災によって複数の区分が同時に機能喪失する可能性はきわめて小さい。(第22~23 図)さらに、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じている。</p> <p>以上より、本機能は火災によって同時に全機能が喪失しないことから、火災が発生した場合でも独立した複数個の機能を有していると考え。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="981 177 1301 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 特開の内容は防護上の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="741 292 1261 600" style="border: 1px solid black; height: 193px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="734 655 1126 983"> <p style="text-align: center;">原子炉建屋 2F 0F22.500</p> <p style="text-align: center;">第22図：格納容器内雰囲気モニタ (酸素濃度) の配置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第23図：気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタの配置</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の相違による記載の相違。泊では、当該機能はを有する機器等は火災防護対策を実施しているため、記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料3 泊発電所3号炉における水密扉の止水機能に対する火災影響について）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料 3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 水密扉の止水機能に対する火災影響について</p> <p>1. 概要 水密扉については、溢水発生時に安全機能を有する機器を防護することを目的として設置されている。しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから、火災時には止水機能の低下のおそれがある。これに対して「火災防護に係る審査基準2.2.3」の（参考）では火災時に考慮する消火用水供給系統からの放水による溢水が想定されることが求められているため、火災発生時の状況と消火活動において放水される溢水に対して安全機能が確保されていることが必要となる。火災については単一火災と地震随伴火災が想定されることを踏まえ、水密扉が設置された箇所を整理し、安全機能への影響を評価する。</p> <p>2. 水密扉の設置箇所と火災発生時の影響について 水密扉については火災防護の観点からは、以下の火災区域又は火災区画の境界に設置される。 ①固定式消火設備が設置された安全機能を有する火災区域又は火災区画 ②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画 ③安全機能を有しない火災区域又は火災区画（屋外を含む）</p>	<p style="text-align: right;">参考資料 3</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 水密扉の止水機能に対する火災影響について</p> <p>1. 概要 水密扉については、溢水発生時に安全機能を有する機器を防護することを目的として設置されている。しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから、火災時には止水機能の低下のおそれがある。これに対して「火災防護に係る審査基準2.2.3」の（参考）では火災時に考慮する消火用水供給系統からの放水による溢水が想定されることが求められているため、火災発生時の状況と消火活動において放水される溢水に対して安全機能が確保されていることが必要となる。火災については単一火災と地震随伴火災が想定されることを踏まえ、水密扉が設置された箇所を整理し、安全機能への影響を評価する。</p> <p>2. 水密扉の設置箇所と火災発生時の影響について 水密扉については火災防護の観点からは、以下の火災区域又は火災区画の境界に設置される。 ①固定式消火設備が設置された安全機能を有する火災区域又は火災区画 ②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画 ③安全機能を有しない火災区域又は火災区画（屋外を含む）</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.1. 単一火災</p> <p>単一火災においては上記のいずれの区域からも火災の発生が想定される。対して、消火活動における消火水系統からの放水による溢水に関して、内部溢水影響評価ガイドでは、消火栓による消火活動が想定される場合について溢水を想定することとしている。①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。</p> <p>また、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界においては、可燃物量が少量であり、いずれも金属製管体や電線管に覆われ、大規模火災の発生や煙の大量発生が考えにくいことから、十分な量の消火器による消火活動を行う設計であるため、消火栓による消火活動は想定しない。</p> <p>よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>これらに対して、</p> <p>③安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす区域はないことを確認している。</p> <p>よって、単一火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p>	<p>2.1. 単一火災</p> <p>単一火災においては上記のいずれの区域からも火災の発生が想定される。対して、消火活動における消火水系統からの放水による溢水に関して、内部溢水影響評価ガイドでは、消火栓による消火活動が想定される場合について溢水を想定することとしている。①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。</p> <p>よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>これに対し、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画及び</p> <p>③安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で、消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす区域はないことを確認している。</p> <p>よって、単一火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>安全機能を有する火災区域又は火災区画の消火栓使用想定との相違。泊は固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画について消火器と消火栓を使用する設計であり、溢水評価を行い安全機能に影響がないことを評価している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2. 地震随伴火災</p> <p>地震随伴火災としては耐震B, Cクラス機器の破損による火災が想定される。</p> <p>出火源となる耐震 B, C クラス機器については安全機能を有する火災区域又は火災区画に設置されたものの他に安全機能を有していない火災区域又は火災区画に設置されたものを含めて、隣接する火災区域又は火災区画への温度影響を評価した上で安全機能を有する火災区域又は火災区画に対して影響を及ぼすものは耐震性を確保する設計とする。</p> <p>これにより地震随伴火災の発生と隣接区域への影響を防止するとともに安全機能を有する火災区域又は火災区画で、万一、耐震B, Cクラス機器の破損による火災が発生した場合であっても、固定式消火設備が設置された火災区域又は火災区画では速やかに消火がなされること、固定式消火設備の設置対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画に設置された耐震 B, C クラス機器は可燃物量が少なく、消火器により速やかな消火が可能であることから、地震随伴火災により①, ②に示した安全機能を有する火災区域又は火災区画で水密扉の機能が喪失することはない。</p> <p>よって、水密扉の防護機能並びに安全機能に影響を及ぼす地震随伴火災は生じない。</p> <p>3. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作について</p> <p>火災防護に係る審査基準 2.2.3 においては消火活動時の消火水の溢水の他に消火設備の破損、誤作動又は誤操作について内部溢水影響評価ガイドに沿って評価することが求められている。内部溢水影響評価ガイドにおいては、想定破損に対して他設備の健全性を仮定していること、また誤動作、誤操作については消火栓の元弁が手動弁であることから現場での意図した人為的な行為を除き、原因や状況が特定されない偶発的な事象であると考えられ、これらも想定破損と同様の考え方と考えられることから、水密扉によりこれらの溢水から安全機能を防護可能である。</p> <p>なお、消火設備の破損については地震による破損も考えられるが、2.2.に示すとおり、安全機能を有する火災区域に影響が考えられる耐震 B, C クラス機器については耐震性の確保により地震随伴火災の発生防止を図っていることから、水密扉の防護機能は保たれ、消火水配管の破損に伴う溢水によって安全機能への影響は生じない。</p>	<p>2.2. 地震随伴火災</p> <p>地震随伴火災としては耐震B, Cクラス機器の破損による火災が想定される。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される耐震B, Cクラス機器に地震による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持される設計としており、安全機能を有する火災区域又は火災区画で、万一、耐震B, Cクラス機器の破損による火災が発生した場合であっても、①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。</p> <p>よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>それに対し、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画及び③安全機能を有しない火災区域又は火災区画については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域又は区画境界の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で、消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす火災区域又は火災区画はないことを確認している。</p> <p>よって、地震随伴火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p> <p>3. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作について</p> <p>火災防護に係る審査基準 2.2.3 においては消火活動時の消火水の溢水の他に消火設備の破損、誤作動又は誤操作について内部溢水影響評価ガイドに沿って評価することが求められている。内部溢水影響評価ガイドにおいては、想定破損に対して他設備の健全性を仮定していること、また誤作動、誤操作については消火栓の元弁が手動弁であることから現場での意図した人為的な行為を除き、原因や状況が特定されない偶発的な事象であると考えられ、これらも想定破損と同様の考え方と考えられることから、水密扉によりこれらの溢水から安全機能を防護可能である。</p> <p>なお、消火設備の破損については地震による破損も考えられるが、消火水配管については耐震性の確保により地震による溢水の発生防止を図っていることから、消火水配管の溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐震B, Cクラス機器に対して、女川は耐震性を確保して地震随伴火災が発生しない設計、泊は地震随伴火災が発生しても固定式消火設備により機能が維持されること、及び固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画において火災随伴火災が発生した場合は、水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で安全機能へ影響が無い設計としており、相違がある。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は消火水配管の耐震性確保により地震による破損は想定しない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p>4. まとめ</p> <p>火災区域又は火災区画毎の境界の水密扉と各火災並びに溢水について、安全機能への影響の有無を以下の第1表に整理する。</p> <p>水密扉については単一火災並びに地震随伴火災による火災とその際の消火活動に対する溢水に対して、安全機能を損なうものではない。</p> <p>第1表 水密扉の設置状況と各火災並びに溢水に対する影響一覧</p> <table border="1" data-bbox="719 387 1294 691"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水密扉の設置箇所</th> <th colspan="2">単一火災</th> <th>地震随伴火災</th> <th rowspan="2">消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響</th> </tr> <tr> <th>消火水の溢水想定</th> <th>水密扉の機能喪失による安全機能への影響</th> <th>水密扉の機能並びに安全機能への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備有</td> <td>—</td> <td>溢水が想定されないことから影響無し</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備無 (消火器による対応)</td> <td>—</td> <td>溢水が想定されないことから影響無し</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備無</td> <td>有</td> <td>溢水評価の結果影響なし</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> </tbody> </table>	水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	消火水の溢水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	水密扉の機能並びに安全機能への影響	安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備有	—	溢水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無 (消火器による対応)	—	溢水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無	有	溢水評価の結果影響なし	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	<p>4. まとめ</p> <p>火災区域又は火災区画毎の境界の水密扉と各火災及び溢水について、安全機能への影響の有無を以下の第1表に整理する。</p> <p>水密扉については単一火災及び地震随伴火災による火災とその際の消火活動に対する溢水に対して、安全機能を損なうものではない。</p> <p>第1表 水密扉の設置状況と各火災及び溢水に対する影響一覧</p> <table border="1" data-bbox="1350 387 1968 627"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水密扉の設置場所</th> <th rowspan="2">消火水の溢水想定</th> <th>単一火災</th> <th>地震随伴火災</th> <th rowspan="2">消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響</th> </tr> <tr> <th>水密扉の機能喪失による安全機能への影響</th> <th>水密扉の機能喪失による安全機能への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備有</td> <td>—</td> <td>溢水が想定されないことから影響なし</td> <td>溢水が想定されないことから影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)</td> <td>有</td> <td>溢水評価の結果影響なし</td> <td>溢水評価の結果影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)</td> <td>有</td> <td>溢水評価の結果影響なし</td> <td>溢水評価の結果影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> </tbody> </table>	水密扉の設置場所	消火水の溢水想定	単一火災	地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備有	—	溢水が想定されないことから影響なし	溢水が想定されないことから影響なし	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)	有	溢水評価の結果影響なし	溢水評価の結果影響なし	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)	有	溢水評価の結果影響なし	溢水評価の結果影響なし	水密扉により防護	<p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画は消火器と消火栓を使用する設計。また、地震随伴火災に対し消火活動を行う場合も消火水による溢水は安全機能へ影響を及ぼさない。</p>
水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響																																																		
	消火水の溢水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	水密扉の機能並びに安全機能への影響																																																			
安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備有	—	溢水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																	
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無 (消火器による対応)	—	溢水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																	
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無	有	溢水評価の結果影響なし	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																	
水密扉の設置場所	消火水の溢水想定	単一火災	地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響																																																		
		水密扉の機能喪失による安全機能への影響	水密扉の機能喪失による安全機能への影響																																																			
安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備有	—	溢水が想定されないことから影響なし	溢水が想定されないことから影響なし	水密扉により防護																																																	
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)	有	溢水評価の結果影響なし	溢水評価の結果影響なし	水密扉により防護																																																	
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無 (消火器、消火栓による対応)	有	溢水評価の結果影響なし	溢水評価の結果影響なし	水密扉により防護																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

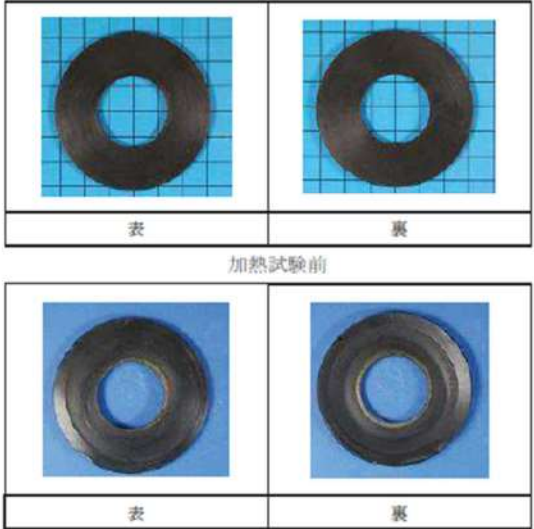
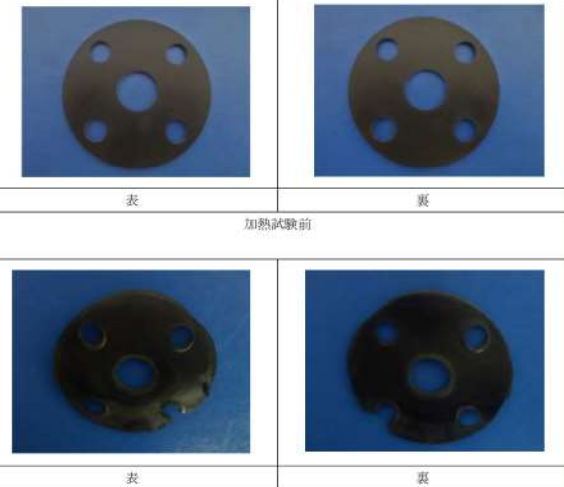
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 参考資料4	泊発電所3号炉 参考資料4	相違理由																														
	<p>女川原子力発電所 2号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p> <p>1. 概要 女川原子力発電所2号炉の火災防護対象機器の選定において不燃性材料である金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等については火災によっても安全機能に影響を及ぼさないものと整理している。しかしながら、配管フランジや弁ボンネットフランジについては、漏えい防止のため不燃性ではないパッキン類が取付けられていることから、燃焼試験により火災影響について評価を行った。</p> <p>2. 燃焼試験 2.1. 試験体の選定 プラント内で安全機能を有する系統で使用されているパッキンについては高温・高圧で使用する黒鉛系パッキン並びに補機冷却系等の一部の低温配管フランジには黒鉛系パッキンに比べ耐熱性に劣るシートパッキン、海水系の配管フランジではゴムパッキンを使用している。よって、熱影響を考慮する必要があると考えられるシートパッキン及び、ゴムパッキンについて以下の代表品を用いて燃焼試験を実施する。試験にあたっては体積が小さく入熱による温度影響を受けやすい小径配管を模擬する。</p> <table border="1" data-bbox="712 975 1319 1198"> <caption>第1表：試験体とするパッキンの仕様</caption> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>サイズ</th> <th>使用温度</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>20A</td> <td>-100 ~ 183℃</td> <td>3.0t</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>20A</td> <td>-30 ~ 120℃</td> <td>3.0t</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ	1		20A	-100 ~ 183℃	3.0t	2		20A	-30 ~ 120℃	3.0t	<p>泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉の火災防護対象機器の選定において不燃性材料である金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等については火災によっても安全機能に影響を及ぼさないものと整理している。しかしながら、配管フランジや弁ボンネットフランジについては、漏えい防止のため不燃性ではないパッキン類が取付けられていることから、燃焼試験により火災影響について評価を行った。</p> <p>2. 燃焼試験 2.1. 試験体の選定 プラント内で安全機能を有する系統で使用されているパッキンについては高温・高圧で使用する黒鉛系パッキン並びに原子炉補機冷却水系等の一部の低温配管フランジには黒鉛系パッキンに比べ耐熱性に劣るシートパッキン、原子炉補機冷却海水系の配管フランジではゴムパッキンを使用している。よって、熱影響を考慮する必要があると考えられるシートパッキン及び、ゴムパッキンについて以下の代表品を用いて燃焼試験を実施する。試験にあたっては体積が小さく入熱による温度影響を受けやすい小径配管を模擬する。</p> <table border="1" data-bbox="1352 1002 1951 1198"> <caption>第1表：試験体とするパッキンの仕様</caption> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>サイズ</th> <th>使用温度</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>15A</td> <td>-50~183℃</td> <td>1.5t</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>20A</td> <td>0~100℃</td> <td>3.0t</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ	1		15A	-50~183℃	1.5t	2		20A	0~100℃	3.0t	<p>【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 ■使用しているパッキンの相違</p>
No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ																													
1		20A	-100 ~ 183℃	3.0t																													
2		20A	-30 ~ 120℃	3.0t																													
No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ																													
1		15A	-50~183℃	1.5t																													
2		20A	0~100℃	3.0t																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>2.2. 試験方法・判定基準</p> <p>試験についてはフランジ部にパッキンを取付けた状態を模擬して、パッキンの直下からバーナーによる直接加熱を3時間実施し、加熱後、シート面の外観確認を行う。また、使用している系統の圧力を考慮し、10分間の耐圧試験により漏えいが無いことを確認する。試験条件を第2表に示す。また、加熱試験の概要を第1図、試験体の加熱前後の状況を第2図に示す。</p> <div data-bbox="712 432 1317 646" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2表：試験条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>加熱時間</th> <th>耐圧試験圧力 (水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>1.2MPa</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>0.8MPa</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="745 767 1292 1166" style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1図：加熱試験の概要</p> </div>	No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)	1		3時間	1.2MPa	2		3時間	0.8MPa	<p>2.2. 試験方法・判定基準</p> <p>試験についてはフランジ部にパッキンを取付けた状態を模擬して、パッキンの直下からバーナーによる直接加熱を3時間実施し、加熱後、シート面の外観確認を行う。また、使用している系統の圧力を考慮し、10分間の耐圧試験により漏えいが無いことを確認する。試験条件を第2表に示す。また、加熱試験の概要を第1図、試験体の加熱前後の状況を第2図に示す。</p> <div data-bbox="1346 432 1951 646" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2表：試験条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>加熱時間</th> <th>耐圧試験圧力 (水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>2.1MPa</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>1.47MPa</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="1346 810 1951 1189" style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1図：加熱試験の概要</p> </div>	No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)	1		3時間	2.1MPa	2		3時間	1.47MPa	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 ■ 使用しているガスケットの相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 記載表現の相違
No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)																								
1		3時間	1.2MPa																								
2		3時間	0.8MPa																								
No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)																								
1		3時間	2.1MPa																								
2		3時間	1.47MPa																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="712 161 1319 847" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="728 790 1294 810">第4図：加熱前後の試験体シート面 (ゴム打ち抜きガスケット)</p> </div> <p data-bbox="712 869 801 890">3. まとめ</p> <p data-bbox="712 901 1323 1061">以上の試験により、液体を内包する配管フランジに使用するパッキンについて3時間の直接加熱に対しても配管系からの放熱並びに内部流体による熱除去によって熱影響による機能喪失が生じないことを確認した。これらより高い耐熱性を有する黒鉛系パッキンについても熱影響に対して同等以上の性能を有するものである。</p>	<div data-bbox="1344 199 1951 778" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="1451 758 1845 778">第4図：加熱前後の試験体シート面 (ゴム打ち抜きガスケット)</p> </div> <p data-bbox="1339 869 1429 890">3. まとめ</p> <p data-bbox="1339 901 1951 1061">以上の試験により、液体を内包する配管フランジに使用するパッキンについて3時間の直接加熱に対しても配管系からの放熱並びに内部流体による熱除去によって熱影響による機能喪失が生じないことを確認した。これらより高い耐熱性を有する黒鉛系パッキンについても熱影響に対して同等以上の性能を有するものである。</p>	<p data-bbox="1982 156 2040 177">【大飯】</p> <p data-bbox="1982 188 2123 240">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p data-bbox="1982 256 2040 277">【女川】</p> <p data-bbox="1982 288 2161 379">■設計の相違 使用しているガスケットの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料5 火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について）

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>参考資料2</p> <p>火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について</p> <p>発電用原子炉施設に想定される自然現象は、落雷、降水、洪水、津波、高潮、積雪、火山、生物学的事象、竜巻、森林火災及び地すべりが想定されるため、これらに対する考慮事項を以下に記載する。</p> <p>1. 落雷</p> <p>屋外に設置する淡水タンク及び消火水バックアップタンクは、内包物がともに淡水であり落雷による影響を受けるものではなく、落雷はタンク等の躯体の導体を通り対地に流れるため、落雷による淡水タンク及び消火水バックアップタンクの損傷はないと考えられる。</p> <p>屋内及び屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、落雷の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>2. 洪水</p> <p>大飯発電所周辺地域における河川としては、南方向約7kmのところ佐分利川があるが、佐分利川は大飯発電所が立地している大島半島にはなく、距離も離れていることから、発電所が洪水の影響を受けることはない。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>参考資料5</p> <p>火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について</p> <p>発電用原子炉施設に想定される自然現象は、落雷、降水、洪水、津波、高潮、積雪、火山の影響、生物学的事象、竜巻、森林火災及び地滑りが想定されるため、これらに対する考慮事項を以下に記載する。</p> <p>1. 落雷</p> <p>屋外に設置するろ過水タンクは、内包物がともに淡水であり落雷による影響を受けるものではなく、落雷はタンク等の躯体の導体を通り対地に流れるため、落雷によるろ過水タンクの損傷はないと考えられる。</p> <p>屋内及び屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、落雷の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>2. 洪水</p> <p>泊発電所敷地の前面は日本海に面し、敷地の背面は丘陵地帯となっている。</p> <p>泊発電所敷地付近は、地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備の相違 設備及び系統構成の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■発電所周辺の地形及び設備配置による相違</p>
--	--------------------	--	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料5 火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について）

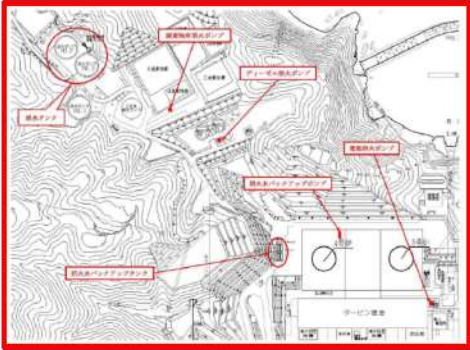
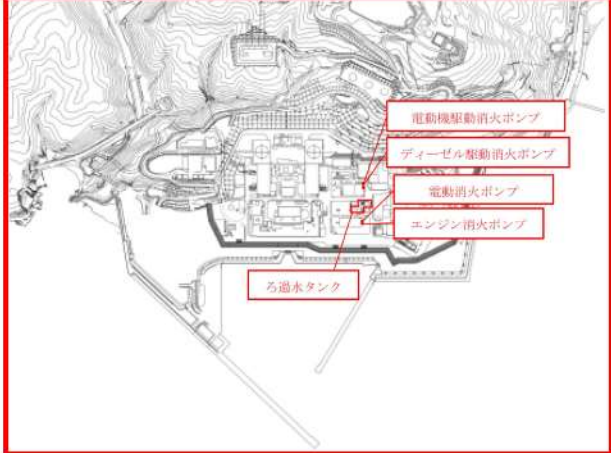
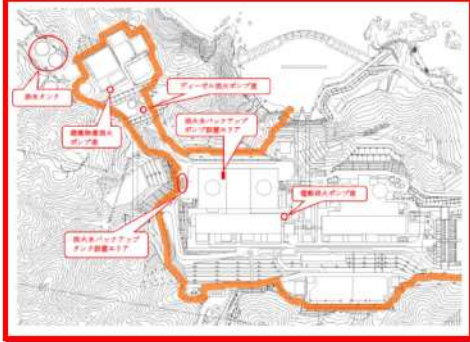
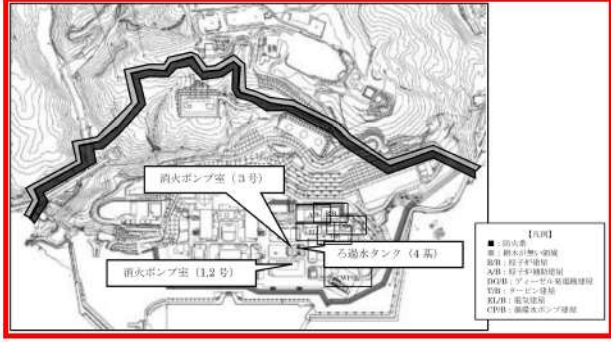
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 津波、高潮</p> <p>淡水タンクはEL+81.0m、ディーゼル消火ポンプを設置する原水ポンプ室はEL+73.5m、廃棄物庫消火ポンプを設置する廃棄物庫消火ポンプ室はEL+81.33m、消火水バックアップタンクはEL+33.0mに設置されており、その他消火設備、火災感知設備についても入力津波（最大8.00m）に対して高台にあるため、津波による影響を受けるおそれはない。</p> <p>電動消火ポンプを設置する純水装置室はEL+6.3mに設置されており、津波により機能を損なうおそれがあるが、消火用水供給系は多重性、多様性を有する設計としていることから、消火設備の機能を損なうおそれはない。</p> <p>また、大飯発電所3/4号炉内で最も低い位置に火災感知設備及び消火設備を設置している海水ポンプ室については、津波防護対策を実施していることから、津波による影響を受けるおそれはない。</p> <p>4. 積雪</p> <p>消火水バックアップタンクは、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に基づき強度計算した場合、想定される積雪に対して十分な強度を有していることから、積雪により機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p> <p>淡水タンクは、積雪により機能を損なうおそれがあるが、消火用水供給系は多重性、多様性を有する設計としていることから、消火設備の機能を損なうおそれはない。</p> <p>なお、積雪は事前の予測が可能であることから、除雪等の必要な安全措置を講じることができる。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、積雪の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>		<p>3. 津波、高潮</p> <p>ろ過水タンク、ディーゼル消火ポンプ及び電動機駆動消火ポンプを設置する給排水処理建屋（3号炉）の消火ポンプ室、エンジン消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）及び電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）を設置する給排水処理建屋（1、2号）の消火ポンプ室はT.P.10.3mに設置されており、津波により機能を損なうおそれがあるが、高台に配備している移動式消火設備による消火活動が可能のため、消火設備の機能を損なうおそれはない。</p> <p>また、泊発電所3号炉内で最も低い位置に火災感知設備及び消火設備を設置している循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプエリアについては、津波防護対策を実施していることから、津波による影響を受けるおそれはない。</p> <p>高潮については、泊発電所敷地の南約5kmに位置する岩内港での最高潮位（H.H.W.L.）はT.P.1.00mであり、これに対し、発電所敷地の標高は10.0mとしていることから、高潮の影響を受けることはない。</p> <p>4. 積雪</p> <p>ろ過水タンクは、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」に基づき強度設計しており、想定される降雪に対して十分な強度を有していることから、積雪により機能を損なうおそれはないため、消火設備の機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、積雪の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料5 火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について）

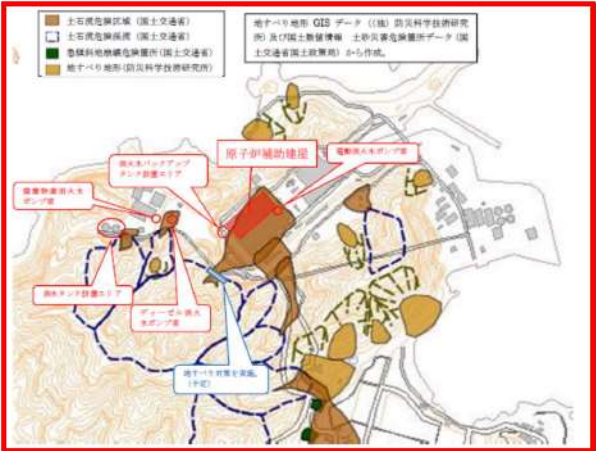
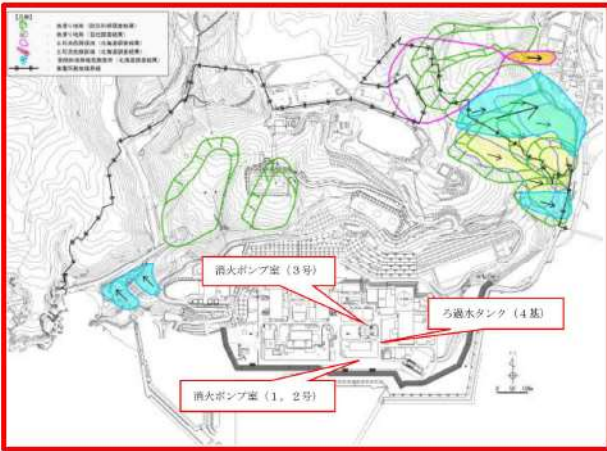
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 火山（火山活動、降灰）</p> <p>消火水バックアップタンクは、積雪同様に「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に準じて強度計算した場合、想定される降下火砕物に対して十分な強度を有していることから、降下火砕物により機能を損なうおそれは小さいと考えている。また、淡水タンク、消火水バックアップタンクはともに鋼鉄製のタンクであり降灰の侵入による悪影響の恐れはない。なお、火山（降灰）は事前の予測が可能であることから、除灰等の必要な安全措置を講じることができる。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、火山の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>6. 生物学的事象</p> <p>火災感知設備及び消火設備は基準津波に対して高台にあること、及び津波防護対策を実施しているため、海生生物の影響は考慮せず、小動物の侵入を考慮した場合、共に鋼鉄製のタンクであり小動物の侵入の恐れはないため、火災感知設備及び消火設備が生物学的事象による影響を受けるおそれはない。</p> <p>7. 竜巻</p> <p>淡水タンク（及び電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ）と消火水バックアップタンク（及び消火水バックアップポンプ（原子炉補助建屋内設置））の配置は十分に離隔され位置的分散が図られており、竜巻によって淡水タンクと消火水バックアップタンクが同時に機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p> <p>また、屋外の消火設備が竜巻の影響により機能、性能を阻害された場合には、代替消火設備の配備等を行うため、消火の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、竜巻の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>		<p>5. 火山の影響（火山活動、降灰）</p> <p>ろ過水タンクは、積雪同様に「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」に基づき強度設計しており、想定される降下火砕物に対して十分な強度を有していることから、降下火砕物により機能を損なうおそれは小さいと考えている。また、ろ過水タンクは鋼鉄製のタンクであり降灰の侵入による悪影響のおそれはない。なお、火山（降灰）は事前の予測が可能であることから、除灰等の必要な安全措置を講じることができる。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、火山の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>6. 生物学的事象</p> <p>火災感知設備及び消火設備は標高10.0mにあること、及び津波防護対策を実施しているため、海生生物の影響は考慮せず、小動物の侵入を考慮した場合、共に鋼鉄製のタンクであり小動物の侵入のおそれはないため、火災感知設備及び消火設備が生物学的事象による影響を受けるおそれはない。</p> <p>7. 竜巻</p> <p>ろ過水タンクは竜巻の設計風速においてタンクが転倒・飛散ないようにタンク本体を基礎ボルトにて基礎と固定しており、竜巻によってろ過水タンクが同時に機能を損なうおそれはない。</p> <p>また、屋外の消火設備が竜巻の影響により機能、性能を阻害された場合には、代替消火設備の配備等を行うため、消火の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、竜巻の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>【大阪】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成による相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成による相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は基礎ボルトにより強固に固定されている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 ■設備の相違 設備及び系統構成による相違</p>
<p>8. 森林火災</p> <p>想定される森林火災については、延焼防止を目的として発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等により求めた最大火線強度から設定した防火帯を敷地内に設けた設計である。消火水バックアップタンク（および消火水バックアップポンプ（原子炉補助建屋内設置））は防火帯内に設置されていることから、森林火災によって機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備についても防火帯内に設置されていることから、森林火災によって機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p>		<p>8. 森林火災</p> <p>想定される森林火災については、延焼防止を目的として発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等により求めた最大火線強度から設定した防火帯を敷地内に設けた設計である。ろ過水タンクは防火帯内に設置されていることから、森林火災によって機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備についても防火帯内に設置されていることから、森林火災によって機能を損なうおそれは小さいと考えている。</p>	<p>【大飯】 ■設備の相違 設備及び系統構成による相違</p>
 <p>大飯発電所における防火帯図</p>		 <p>泊発電所における防火帯図</p>	<p>【大飯】 ■設備の相違 設備及び系統構成による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料5 火災感知設備及び消火設備に関する自然現象の考慮について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. 地すべり</p> <p>地すべり地形分布図及び土砂災害危険箇所図によると、大阪発電所周辺の地すべり地形は下図に示すとおりであり、消火水バックアップタンク（および消火水バックアップポンプ（原子炉補助建屋内設置））は、この地すべり地形の箇所の地すべりによって、機能を損なうおそれがない場所に設置されていると考えている。</p> <p>また、屋外に設置する火災感知設備についても、地すべり地形の箇所の地すべりによって、機能を損なうおそれがない場所に設置されていると考えている。</p>  <p>大阪発電所周辺における地すべり地形の分布図（現状図）</p>		<p>9. 地滑り</p> <p>地滑り地形分布図及び土砂災害危険箇所図によると、泊発電所周辺の地滑り地形は下図に示すとおりであり、ろ過水タンクは、この地滑り地形の箇所の地滑りによって、機能を損なうおそれがない場所に設置されていると考えている。</p> <p>また、屋外に設置する火災感知設備についても、地滑り地形の箇所の地滑りによって、機能を損なうおそれがない場所に設置されていると考えている。</p>  <p>泊発電所周辺における地滑り地形の分布図</p>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>設備及び系統構成による相違</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 ■記載表現の相違

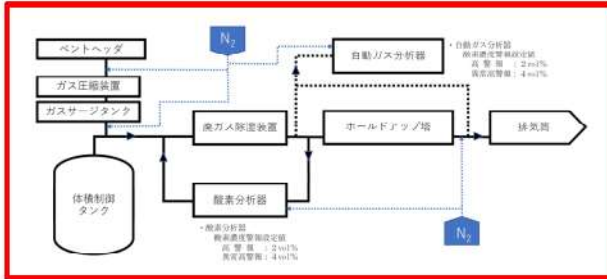
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料6 泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備の防爆対策について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">参考資料6</p> <p>泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備の防爆対策について</p> <p>1. はじめに</p> <p>発火性又は引火性物質である水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備の防爆対策について示す。</p> <p>2. 対策内容</p> <p>気体廃棄物処理設備内で爆発性雰囲気を生じないように以下の対策を実施する設計としている。</p> <p>(1) 酸素の混入防止</p> <p>水素を取り扱う設備では、酸素が機器・配管類から設備内へ混入することを防止するため次の対策を行う設計としている。</p> <p>a. 配管及び機器は溶接構造とし、弁類は無漏洩構造とする。また、設備内を正圧に維持する。</p> <p>b. 機器補修時の酸素の残留又は分析器を酸素ガスによる校正時の酸素混入等が考えられるため以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物処理設備に接続される各機器については、接続ラインを隔離できる系統構成とし酸素の混入防止を図るとともに、窒素ガスパーズラインを設け、当該機器の補修時は窒素ガスによりパーズし機器内の酸素を除去できる系統構成とする。 ・自動ガス分析器及び酸素分析器の校正に用いた酸素ガスは、校正終了後に窒素ガスによりパーズし、分析器内の酸素を除去できる系統構成とする。 ・補修時に空気と接触した機器ドレンは気体廃棄物処理設備に接続されているタンクには排水しない。 	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では、4 vol%以上の水素を使用しているが、設備内の水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生じない酸素濃度以下に酸素を管理していることから、本資料に示す。</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(設計としては、大阪3・4号炉と同様である)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 参考資料6 泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備の防爆対策について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 酸素濃度管理</p> <p>水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素の上限濃度は5 vol%である。</p> <p>また、酸素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない水素の上限濃度は4 vol%である。</p> <p>このため、気体廃棄物処理設備内では酸素濃度を管理することとし、以下の設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転において水素濃度が4 vol%を超える可能性のある廃ガスラインは、除湿装置補修時の酸素混入の可能性も考慮し、除湿装置下流側に酸素分析器を多重設置し、連続的に設備内の酸素濃度を監視する設計とする。 ・自動ガス分析器を設置し、設備内の酸素濃度が5 vol%以下に維持されていることの確認が行える設計とする。 ・自動ガス分析器及び酸素分析器は、爆発性雰囲気を生成しない酸素の上限濃度5 vol%に余裕を見て2 vol%に「高警報」、4 vol%に「異常高警報」を設定し、異常高警報が発信した場合、廃ガスの通気を停止し、当該機器及びラインを窒素ガスにてパージする。 <p>以上のことから、泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備内において、爆発性雰囲気を形成しない設計としている。</p> <p>3. 系統概要</p> 	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では、4 vol%以上の水素を使用しているが、設備内の水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素濃度以下に酸素を管理していることから、本資料に示す。なお、泊発電所3号炉と同様に気体廃棄物処理設備を設置し酸素分析器を設置し、酸素濃度を管理することで、設備内の水素が可燃領域とならないように管理しているプラントとしては、大阪発電所3・4号炉、玄海発電所3・4号炉がある。</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（設計としては、大阪3・4号炉と同様である）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

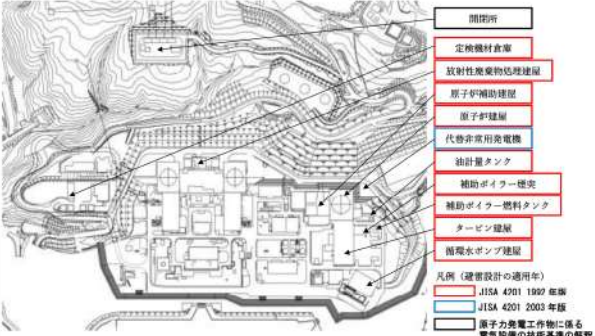
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p style="text-align: right;">参考資料7</p> <p>泊発電所3号炉における避雷設備の設置について (ヒアリングにおけるコメント回答)</p> <p>指摘事項</p> <table border="1" data-bbox="1355 367 1964 534"> <tr> <td data-bbox="1355 367 1541 438">No.31 (221223-31)</td> <td data-bbox="1541 367 1646 438">火災による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1646 367 1964 438">避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 462 1541 534">No.54 (230113-20)</td> <td data-bbox="1541 462 1646 534">火災による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1646 462 1964 534">高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の取扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。</td> </tr> </table> <p>A：</p> <p>(1) 泊発電所3号炉については、本申請範囲において、以下の原子炉施設に避雷設備を設置している。</p> <p>■建築基準法に基づくもの(先行(女川2,大阪3/4)の記載を踏まえた。)</p> <p>建築基準法第三十三条(避雷設備)「<u>高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。</u>」に基づき避雷設備を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・タービン建屋 ・循環水ポンプ建屋 ・放射性廃棄物処理建屋 ・補助ボイラー煙突* <p>※建築基準法第八十八条(工作物への準用)により、高さが6mを超える煙突は建築基準法第三十三条の規定を準用。</p>	No.31 (221223-31)	火災による 損傷の防止	避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。	No.54 (230113-20)	火災による 損傷の防止	高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の取扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。	<p>【女川・大阪】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>ヒアリング時のコメント回答として、泊の避雷針設置の法的根拠、設置箇所、JISの適合年版を整理した資料であり、大阪発電所3/4号炉及び女川原子力発電所2号炉においては、本資料はない。</p> <p>しかしながら、避雷設備の設置については、対象設備が異なるものの、設置の考え方は実質的な相違はない。</p> <p>(以降は、同様な相違理由のため着色せず)</p>
No.31 (221223-31)	火災による 損傷の防止	避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。							
No.54 (230113-20)	火災による 損傷の防止	高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の取扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料1 参考資料7 泊発電所3号炉における避雷設備の設置について（ヒアリングコメント回答））

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■消防法に基づくもの（先行（大飯3/4）の記載を踏まえた。） 危険物の規制に関する政令 第十一条（屋外タンク貯蔵所の基準）第一項第十四号「指定数量の倍数が十以上の屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。」に基づき設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油計量タンク ・補助ボイラー燃料タンク <p>なお、外部事象（落雷）を考慮し重大事故等対処設備である代替非常用発電機については、近傍に避雷針を設置することにより、また、緊急時対策所については、定検機材倉庫に避雷針を設置し、その雷保護範囲とすることにより落雷による火災発生を防止する設計としている。（先行（女川2）記載）</p> <p>また、避雷針ではないが、特別高圧開閉所については、以下に基づき架空地線・避雷器を設置している。</p> <p>■原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（電気設備に関する技術基準を定める省令）によるもの（先行（大飯3/4）の記載を踏まえた。） 第六条（電線等の断線の防止）「電線、支線、架空地線、弱電流電線等（弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。）その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設しなければならない。」に基づき架空地線を設置。</p> <p>第三十三条（高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設）「雷電圧による電路に施設する電気設備の損壊を防止できるよう、発電所の架空電線引込口及び引出口又はこれに近接する箇所には、避雷器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。」に基づき避雷器を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉所 	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 「高さ20mを超える」の記載の要否について</p> <p>(1) のとおり避雷針の設置については、先行プラント(女川2, 大飯3/4)において建築基準法に基づき高さ20mをこえる建築物に設置する以外に、建築基準法以外の法令に基づき設置している事例がある。しかしながら、先行申請記載においてはいずれも「建築基準法に基づき高さ20mをこえる建築物」との記載としていることから先行実績にならない、以下の記載と致します。</p> <p>『発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ20mを超える建築物には、建築基準法に基づき「JIS A4201 建築物等の避雷設備(避雷針)(1992年版)」又は「JIS A4201 建築物当の雷保護(2003年版)」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。』</p> <p>(3) 避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版について各建築物等の適合JISは以下のとおりであり、一つの建物に複数のJISの年版を適用している事例はございませんでした。また、先行(女川2)申請にならない、本文・補足説明の該当箇所に記載を反映いたしました。</p>  <p style="text-align: right;">以上</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 原子炉の安全停止に必要な機器の選定について</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機能、系統の確認 <ol style="list-style-type: none"> 2.1. 運転状態の整理 2.2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能の特定 2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統 3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統の境界を構成する電動弁等 4. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための多重化された系統間を接続する電動弁等 5. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の特定 <ol style="list-style-type: none"> 5.1. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 5.2. 過剰反応度の印加防止機能 5.3. 炉心形状の維持機能 5.4. 原子炉の緊急停止機能 5.5. 未臨界維持機能 5.6. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 5.7. 原子炉停止後の除熱機能 5.8. 炉心冷却機能 5.9. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 5.10. 安全上特に重要な関連機能 5.11. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 5.12. 事故時のプラント状態の把握機能 5.13. 制御室外からの安全停止機能 	<p style="text-align: center;">資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機能、系統の確認 <ol style="list-style-type: none"> 2.1. 運転状態の整理 2.2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能の特定 2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統 3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統の境界を構成する電動弁等 4. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための多重化された系統間を接続する電動弁等 5. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の特定 <ol style="list-style-type: none"> 5.1. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 5.2. 過剰反応度の印加防止機能 5.3. 炉心形状の維持機能 5.4. 原子炉の緊急停止機能 5.5. 未臨界維持機能 5.6. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 5.7. 原子炉停止後の除熱機能 5.8. 炉心冷却機能 5.9. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 5.10. 安全上特に重要な関連機能 5.11. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 5.12. 事故時のプラント状態の把握機能 5.13. 異常状態の緩和機能 5.14. 制御室外からの安全停止機能 	<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 <p>女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現、設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■機能の相違 <p>当該機能はPWRのみが有する機能であり、BWRにはない機能のため、</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料1 女川原子力発電所2号炉における「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の安全停止に必要な機能及び系統の抽出について</p> <p>添付資料2 女川原子力発電所2号炉における原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p> <p>添付資料3 女川原子力発電所2号炉における換気空調設備の「原子炉の安全停止に必要な機器」への抽出について</p> <p>添付資料4 女川原子力発電所2号炉における非常用母線間の接続に対する他号炉への影響について</p> <p>添付資料5 女川原子力発電所2号炉における原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト</p> <p>添付資料6 女川原子力発電所2号炉における火災防護と溢水防護における防護対象の比較について</p> <p>参考資料1 女川原子力発電所2号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p>	<p>添付資料1 泊発電所3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出について</p> <p>添付資料2 泊発電所3号炉における原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための系統</p> <p>添付資料3 泊発電所3号炉における換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について</p> <p>添付資料4 泊発電所3号炉における非常用母線における火災発生時の影響について</p> <p>添付資料5 泊発電所3号炉における原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための機器リスト</p> <p>添付資料6 泊発電所3号炉における火災防護と溢水防護における防護対象の比較について</p> <p>参考資料1 泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p>	<p>相違している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では非常用母線間の他号炉との接続はない。ただし、非常用母線及びに直流母線における火災発生時の影響については、女川と同様に記載している。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準」</p> <p>1. まえがき</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(15)「安全機能」原子炉の停止、冷却、環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能をいう。</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</p> <p>第12条 (安全施設)</p> <p>1 第1項に規定する「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構造物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。</p>	<p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準」</p> <p>1. まえがき</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(15)「安全機能」原子炉の停止、冷却、環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能をいう。</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</p> <p>第12条 (安全施設)</p> <p>1 第1項に規定する「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構造物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。</p>	<p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準」</p> <p>1. まえがき</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(15)「安全機能」原子炉の停止、冷却、環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能をいう。</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>2.3.2 原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」</p> <p>第12条 (安全施設)</p> <p>1 第1項に規定する「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構造物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川に記載統一:着色せず)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定</p> <p>2.1 運転状態の整理</p> <p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」は、原子炉施設内の単一の内部火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止することを求めている。</p> <p>このため、「大飯発電所3/4号炉における原子炉の安全停止に必要な機器の選定」にあたっては、原子炉が出力運転中であるモード1、2、高温停止状態であるモード3、4、原子炉の低温停止状態であるモード5、6において、高温停止及び低温停止の達成とその後の低温停止を維持するために必要な機能を整理し、その機能を達成するために必要な系統及び機器を網羅的に抽出する。(添付資料1)</p> <p>【考慮する運転モード】</p> <p>モード1 (原子炉の出力運転中)～モード6 (燃料取出し完了)まで</p> <p>2.3 原子炉の安全停止に必要な機能の確認</p> <p>原子炉を停止・冷却する際に必要な機能を図2に示す。図2に示す機能を有する系統は、以下のとおり抽出する。</p> <p>なお、常用系、安全系の系統が同様の機能を果たす場合は、安全系の系統のみを抽出する。</p> <p>①反応度制御機能 ②一次冷却系のインベントリと圧力の制御機能 ③崩壊熱除去機能 ④プロセス監視機能 ⑤サポート (電源、補機冷却水、補機冷却海水等) 機能 ⑥その他 (非常用炉心冷却機能)</p>	<p>2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機能、系統の確認</p> <p>2.1 運転状態の整理</p> <p>火災防護に係る審査基準は、発電用原子炉施設のいかなる単一の内部火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、発電用原子炉を安全停止することを求めている。</p> <p>このため、「女川原子力発電所2号炉における原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器」の選定にあたっては、発電用原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換(ただし、全燃料取出の期間を除く)のそれぞれにおいて、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を網羅的に抽出する。</p> <p>2.2 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能の特定</p> <p>設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能について、重要度分類審査指針から以下のとおり抽出した。(添付資料1)</p> <p>なお、ここでは原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能に加え、当該機能が喪失すると炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を引き起こす可能性があり、その結果、原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に影響を及ぼすおそれがある機能についても抽出した。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 (2) 過剰反応度の印加防止機能 (3) 炉心形状の維持機能 (4) 原子炉の緊急停止機能 (5) 未臨界維持機能 (6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 (7) 原子炉停止後の除熱機能</p>	<p>2. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機能、系統の確認</p> <p>2.1 運転状態の整理</p> <p>火災防護に係る審査基準は、発電用原子炉施設のいかなる単一の内部火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、発電用原子炉を高温停止及び低温停止を達成し、維持することを求めている。</p> <p>このため、「泊発電所3号炉における原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器」の選定にあたっては、原子炉が出力運転中であるモード1、2、高温停止状態であるモード3、4、原子炉の低温停止状態であるモード5、6において、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を網羅的に抽出する。</p> <p>【考慮する運転モード】</p> <p>モード1 (原子炉の出力運転中)～モード6 (燃料取出し完了)まで</p> <p>2.2 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能の特定</p> <p>設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能について、重要度分類審査指針から以下のとおり抽出した。(添付資料1)</p> <p>なお、ここでは原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能に加え、当該機能が喪失すると炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を引き起こす可能性があり、その結果、原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に影響を及ぼすおそれがある機能についても抽出した。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 (2) 過剰反応度の印加防止機能 (3) 炉心形状の維持機能 (4) 原子炉の緊急停止機能 (5) 未臨界維持機能 (6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 (7) 原子炉停止後の除熱機能</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 泊はプラント状態を運転モードで表記している。 【女川】 ■記載方針の相違 泊はプラント状態を運転モードで表記している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 項で示した「原子炉の安全停止に必要な機能」を達成するための系統及び機器を、以下に整理した。</p>	<p>(8) 炉心冷却機能 (9) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 (10) 安全上特に重要な関連機能 (11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 (12) 事故時のプラント状態の把握機能 (13) 制御室外からの安全停止機能</p> <p>2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統</p> <p>2.2. で示した「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能」の分類に対し、本項では、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を重要度分類審査指針を参考に抽出する。</p> <p>設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統を、重要度分類審査指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第2-1表）</p>	<p>(8) 炉心冷却機能 (9) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 (10) 安全上特に重要な関連機能 (11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 (12) 事故時のプラント状態の把握機能 (13) 異常状態の緩和機能 (14) 制御室外からの安全停止機能</p> <p>2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統</p> <p>2.2. で示した「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能」の分類に対し、本項では、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を重要度分類審査指針を参考に抽出する。</p> <p>設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統を、重要度分類審査指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第1表）</p>	<p>【女川】 ■機能の相違 当該機能はPWRのみが有する機能であり、BWRにはない機能のため、相違している。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p>表1 安全機能を有する系統</p> <table border="1" data-bbox="152 191 611 470"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>系統*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">反応度制御</td> <td>(1) 制御棒の挿入 原子炉停止系 安全保護系 一次冷却系</td> </tr> <tr> <td>(2) ほう酸水の添加 化学体積制御系統 又は高圧注入系統</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一次冷却系インベントリ制御</td> <td>(1) ほう酸水補給 化学体積制御系統 又は高圧注入系統</td> </tr> <tr> <td>(2) 一次冷却系からの抽出 化学体積制御系統</td> </tr> <tr> <td>一次冷却系圧力制御</td> <td>(3) 一次冷却系の圧力調整 一次冷却系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">滞留熱除去</td> <td>(1) 蒸気発生器による冷却 主蒸気系統 補助給水系統</td> </tr> <tr> <td>(2) 余熱除去系統による冷却 余熱除去系統</td> </tr> </tbody> </table> <p>※機器類の運転状態を監視する計器も含む</p>	機能	系統*	反応度制御	(1) 制御棒の挿入 原子炉停止系 安全保護系 一次冷却系	(2) ほう酸水の添加 化学体積制御系統 又は高圧注入系統	一次冷却系インベントリ制御	(1) ほう酸水補給 化学体積制御系統 又は高圧注入系統	(2) 一次冷却系からの抽出 化学体積制御系統	一次冷却系圧力制御	(3) 一次冷却系の圧力調整 一次冷却系	滞留熱除去	(1) 蒸気発生器による冷却 主蒸気系統 補助給水系統	(2) 余熱除去系統による冷却 余熱除去系統	<p>第2-1表：原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための系統</p> <table border="1" data-bbox="795 183 1232 606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯機能を達成するための系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能</td> <td>・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系</td> </tr> <tr> <td>(2) 過熱反応の抑制防止機能</td> <td>・制御棒カップリング</td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心冷却の維持機能</td> <td>・炉心支持構造物 ・燃料集合体 (燃料を除く)</td> </tr> <tr> <td>(4) 原子炉の緊急停止機能</td> <td>・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)</td> </tr> <tr> <td>(5) 非臨界維持機能</td> <td>・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)</td> </tr> <tr> <td>(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能</td> <td>・逃がし安全弁 (安全弁としての機能)</td> </tr> <tr> <td>(7) 原子炉停止直後の除熱機能</td> <td>・滞留熱除去系 (原子炉停止冷却サーキット) ・原子炉隔離冷却装置 ・高圧炉心冷却系 ・逃がし安全弁 (手動遮断機能) ・自動減圧系 (手動遮断機能)</td> </tr> <tr> <td>(8) 炉心冷却機能</td> <td>・非常用炉心冷却系 (滞留熱除去系 (高圧注入サーキット)、高圧炉心冷却系、高圧炉心冷却系、自動減圧系 (逃がし安全弁))</td> </tr> <tr> <td>(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能</td> <td>・安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) ・安全保護系 (原子炉緊急停止の安全保護回路)</td> </tr> <tr> <td>(10) 安全上特に重要な隔離機能</td> <td>・非常用内圧電線系 ・中圧隔離弁 ・換気空調系 ・非常用機械冷却水系 ・遮断電線系</td> </tr> <tr> <td>(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</td> <td>・逃がし安全弁 (吹き止まり機能に関連する部分)</td> </tr> <tr> <td>(12) 事故時のアラート状態の把握機能</td> <td>・事故時監視計器の一部</td> </tr> <tr> <td>(13) 制御室外からの安全停止機能</td> <td>・制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の整理の結果、設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」として、火災防護対象とする系統は、それぞれの系統の操作と監視に必要な計測制御系も含めると以下のとおりとなる。それぞれの系統図(制御棒カップリング、炉心支持構造物、燃料集合体、計測制御系、安全保護系、制御室外原子炉停止装置を除く)を添付資料2に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ 制御棒カップリング 炉心支持構造物 燃料集合体(燃料を除く) 原子炉停止系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能)) ほう酸水注入系 逃がし安全弁 自動減圧系 残留熱除去系 	項目	大飯機能を達成するための系統	(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系	(2) 過熱反応の抑制防止機能	・制御棒カップリング	(3) 炉心冷却の維持機能	・炉心支持構造物 ・燃料集合体 (燃料を除く)	(4) 原子炉の緊急停止機能	・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)	(5) 非臨界維持機能	・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)	(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能	・逃がし安全弁 (安全弁としての機能)	(7) 原子炉停止直後の除熱機能	・滞留熱除去系 (原子炉停止冷却サーキット) ・原子炉隔離冷却装置 ・高圧炉心冷却系 ・逃がし安全弁 (手動遮断機能) ・自動減圧系 (手動遮断機能)	(8) 炉心冷却機能	・非常用炉心冷却系 (滞留熱除去系 (高圧注入サーキット)、高圧炉心冷却系、高圧炉心冷却系、自動減圧系 (逃がし安全弁))	(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能	・安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) ・安全保護系 (原子炉緊急停止の安全保護回路)	(10) 安全上特に重要な隔離機能	・非常用内圧電線系 ・中圧隔離弁 ・換気空調系 ・非常用機械冷却水系 ・遮断電線系	(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	・逃がし安全弁 (吹き止まり機能に関連する部分)	(12) 事故時のアラート状態の把握機能	・事故時監視計器の一部	(13) 制御室外からの安全停止機能	・制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)	<p>第1表 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための系統</p> <table border="1" data-bbox="1422 183 1870 614"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯機能を達成するための系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系</td> </tr> <tr> <td>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系</td> </tr> <tr> <td>(2) 過熱反応の抑制防止機能</td> <td>制御棒駆動装置圧力ハウジング</td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心冷却の維持機能</td> <td>炉心支持構造物、燃料集合体 (燃料を除く)</td> </tr> <tr> <td>(4) 原子炉の緊急停止機能</td> <td>原子炉停止系 (制御棒による系 (制御棒クラスタ及び制御棒駆動系 (スクラム機能)))</td> </tr> <tr> <td>(5) 非臨界維持機能</td> <td>原子炉停止系 (制御棒による系、化学体積制御装置及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能)</td> </tr> <tr> <td>(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能</td> <td>加圧器安全弁 (閉機能)</td> </tr> <tr> <td>(7) 原子炉停止直後の除熱機能</td> <td>滞留熱を除去する系統 (余熱除去系、補助給水系、蒸気発生器と自動減圧系までの主蒸気系・給水系、主蒸気安全弁、主蒸気遮断弁 (手動遮断機能))</td> </tr> <tr> <td>(8) 炉心冷却機能</td> <td>非常用炉心冷却系 (高圧注入系、高圧注入系、高圧注入系)</td> </tr> <tr> <td>(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能</td> <td>安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) 安全保護系 (原子炉停止の安全保護回路)</td> </tr> <tr> <td>(10) 安全上特に重要な隔離機能</td> <td>非常用内圧電線系、中圧隔離弁、換気空調系、原子炉隔離冷却水系、原子炉隔離冷却水系、蒸気電線系、制御用圧縮空気設備 (いずれも、漏れ1関連のもの)</td> </tr> <tr> <td>(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</td> <td>加圧器安全弁、加圧器遮断弁 (吹き止まり機能に関連する部分)</td> </tr> <tr> <td>(12) 事故時のアラート状態の把握機能</td> <td>事故時監視計器の一部</td> </tr> <tr> <td>(13) 異常状態の検知機能</td> <td>加圧器遮断弁 (手動遮断機能)</td> </tr> <tr> <td>(14) 制御室外からの安全停止機能</td> <td>制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の整理の結果、設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」として、火災防護対象とする系統は、それぞれの系統の操作と監視に必要な計測制御系も含めると以下のとおりとなる。それぞれの系統図(制御棒駆動装置圧力ハウジング、炉心支持構造物、燃料集合体、計測制御系を除く)を添付資料2に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ 制御棒駆動装置圧力ハウジング 炉心支持構造物 燃料集合体(燃料を除く) 原子炉停止系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能)) 化学体積制御設備(ほう酸水注入機能) 非常用炉心冷却系(ほう酸水注入機能) 加圧器安全弁 補助給水系 余熱除去系 主蒸気系 給水系 	項目	大飯機能を達成するための系統	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系	(2) 過熱反応の抑制防止機能	制御棒駆動装置圧力ハウジング	(3) 炉心冷却の維持機能	炉心支持構造物、燃料集合体 (燃料を除く)	(4) 原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系 (制御棒による系 (制御棒クラスタ及び制御棒駆動系 (スクラム機能)))	(5) 非臨界維持機能	原子炉停止系 (制御棒による系、化学体積制御装置及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能)	(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能	加圧器安全弁 (閉機能)	(7) 原子炉停止直後の除熱機能	滞留熱を除去する系統 (余熱除去系、補助給水系、蒸気発生器と自動減圧系までの主蒸気系・給水系、主蒸気安全弁、主蒸気遮断弁 (手動遮断機能))	(8) 炉心冷却機能	非常用炉心冷却系 (高圧注入系、高圧注入系、高圧注入系)	(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能	安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) 安全保護系 (原子炉停止の安全保護回路)	(10) 安全上特に重要な隔離機能	非常用内圧電線系、中圧隔離弁、換気空調系、原子炉隔離冷却水系、原子炉隔離冷却水系、蒸気電線系、制御用圧縮空気設備 (いずれも、漏れ1関連のもの)	(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	加圧器安全弁、加圧器遮断弁 (吹き止まり機能に関連する部分)	(12) 事故時のアラート状態の把握機能	事故時監視計器の一部	(13) 異常状態の検知機能	加圧器遮断弁 (手動遮断機能)	(14) 制御室外からの安全停止機能	制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■系統、設備の相違 炉型の相違による系統、設備構成の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 女川実績の反映 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 系統図として記載していない系統の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 炉型の相違による系統、機器構成の相違及び原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として選定される系統の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違
機能	系統*																																																																											
反応度制御	(1) 制御棒の挿入 原子炉停止系 安全保護系 一次冷却系																																																																											
	(2) ほう酸水の添加 化学体積制御系統 又は高圧注入系統																																																																											
一次冷却系インベントリ制御	(1) ほう酸水補給 化学体積制御系統 又は高圧注入系統																																																																											
	(2) 一次冷却系からの抽出 化学体積制御系統																																																																											
一次冷却系圧力制御	(3) 一次冷却系の圧力調整 一次冷却系																																																																											
滞留熱除去	(1) 蒸気発生器による冷却 主蒸気系統 補助給水系統																																																																											
	(2) 余熱除去系統による冷却 余熱除去系統																																																																											
項目	大飯機能を達成するための系統																																																																											
(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系																																																																											
(2) 過熱反応の抑制防止機能	・制御棒カップリング																																																																											
(3) 炉心冷却の維持機能	・炉心支持構造物 ・燃料集合体 (燃料を除く)																																																																											
(4) 原子炉の緊急停止機能	・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)																																																																											
(5) 非臨界維持機能	・原子炉停止系 (制御棒による系、ほう酸水注入系)																																																																											
(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能	・逃がし安全弁 (安全弁としての機能)																																																																											
(7) 原子炉停止直後の除熱機能	・滞留熱除去系 (原子炉停止冷却サーキット) ・原子炉隔離冷却装置 ・高圧炉心冷却系 ・逃がし安全弁 (手動遮断機能) ・自動減圧系 (手動遮断機能)																																																																											
(8) 炉心冷却機能	・非常用炉心冷却系 (滞留熱除去系 (高圧注入サーキット)、高圧炉心冷却系、高圧炉心冷却系、自動減圧系 (逃がし安全弁))																																																																											
(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能	・安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) ・安全保護系 (原子炉緊急停止の安全保護回路)																																																																											
(10) 安全上特に重要な隔離機能	・非常用内圧電線系 ・中圧隔離弁 ・換気空調系 ・非常用機械冷却水系 ・遮断電線系																																																																											
(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	・逃がし安全弁 (吹き止まり機能に関連する部分)																																																																											
(12) 事故時のアラート状態の把握機能	・事故時監視計器の一部																																																																											
(13) 制御室外からの安全停止機能	・制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)																																																																											
項目	大飯機能を達成するための系統																																																																											
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系																																																																											
(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・高圧系																																																																											
(2) 過熱反応の抑制防止機能	制御棒駆動装置圧力ハウジング																																																																											
(3) 炉心冷却の維持機能	炉心支持構造物、燃料集合体 (燃料を除く)																																																																											
(4) 原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系 (制御棒による系 (制御棒クラスタ及び制御棒駆動系 (スクラム機能)))																																																																											
(5) 非臨界維持機能	原子炉停止系 (制御棒による系、化学体積制御装置及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能)																																																																											
(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの遮断防止機能	加圧器安全弁 (閉機能)																																																																											
(7) 原子炉停止直後の除熱機能	滞留熱を除去する系統 (余熱除去系、補助給水系、蒸気発生器と自動減圧系までの主蒸気系・給水系、主蒸気安全弁、主蒸気遮断弁 (手動遮断機能))																																																																											
(8) 炉心冷却機能	非常用炉心冷却系 (高圧注入系、高圧注入系、高圧注入系)																																																																											
(9) 工学的な安全施設及び原子炉停止への作動信号の発生機能	安全保護系 (非常用炉心冷却系作動の安全保護回路) 安全保護系 (原子炉停止の安全保護回路)																																																																											
(10) 安全上特に重要な隔離機能	非常用内圧電線系、中圧隔離弁、換気空調系、原子炉隔離冷却水系、原子炉隔離冷却水系、蒸気電線系、制御用圧縮空気設備 (いずれも、漏れ1関連のもの)																																																																											
(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	加圧器安全弁、加圧器遮断弁 (吹き止まり機能に関連する部分)																																																																											
(12) 事故時のアラート状態の把握機能	事故時監視計器の一部																																																																											
(13) 異常状態の検知機能	加圧器遮断弁 (手動遮断機能)																																																																											
(14) 制御室外からの安全停止機能	制御室外からの安全停止装置 (安全停止に関連するもの)																																																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○安全機能を有する系統の境界を構成する電動弁等</p> <p>表1の安全機能を有する系統が、以下の箇所境界を構成する場合、接続箇所の電動弁や空気作動弁の誤作動により原子炉の安全停止に影響を受ける可能性があることから、特定を行った。</p> <p>①原子炉の安全停止に必要な設備と常用系の設備が電動弁等によって接続されている箇所</p>	<p>(10) 原子炉隔離時冷却系 (11) 高圧炉心スプレイ系 (12) 低圧炉心スプレイ系</p> <p>(13) 非常用ディーゼル発電設備 (14) 非常用所内電源設備(交流) (15) 直流電源系 (16) 原子炉補機冷却水系 (17) 原子炉補機冷却海水系 (18) 高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (19) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</p> <p>(20) 非常用換気空調系 (21) 中央制御室換気空調系 (22) 換気空調補機非常用冷却水系</p> <p>(23) 制御室外原子炉停止装置 (24) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む) (25) 安全保護系</p> <p>3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統の境界を構成する電動弁等</p> <p>「2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」で示した系統は、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統以外の系統(以下「他系統」という。)」と境界を構成する「電動弁」及び「空気作動弁」が、火災により期待する機能に影響を受ける可能性があることから、以下に示すとおり、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」となる可能性のあるものとして網羅的に抽出する。</p>	<p>(13) 高圧注入系 (14) 低圧注入系 (15) 蓄圧注入系</p> <p>(16) ディーゼル発電機設備 (17) 所内電源系統(非常用母線) (18) 直流電源系 (19) 原子炉補機冷却水系 (20) 原子炉補機冷却海水系</p> <p>(21) 制御用圧縮空気系</p> <p>(22) 中央制御室換気空調系</p> <p>(23) 加圧器逃がし弁 (24) 制御室外原子炉停止装置 (25) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む) (26) 安全保護系</p> <p>3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統の境界を構成する電動弁等</p> <p>「2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」で示した系統は、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統以外の系統(以下「他系統」という。)」と境界を構成する「電動弁」及び「空気作動弁」が、火災により期待する機能に影響を受ける可能性があることから、以下に示すとおり、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」となる可能性のあるものとして網羅的に抽出する。</p>	<p>炉型の相違による系統、機器構成の相違及び原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として選定される系統の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>炉型の相違による系統、機器構成の相違及び原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として選定される系統の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 一次冷却系</p> <p>①一次冷却系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリには、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁及び窒素作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の第1図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気第一隔離弁(B21-N0-F002A, B, C, D) ・主蒸気第二隔離弁(B21-A0-F003A, B, C, D) ・主蒸気ドレンライン第一隔離弁(B21-M0-F004) ・主蒸気ドレンライン第二隔離弁(B21-M0-F005) ・原子炉圧力容器ベント第一弁(B21-M0-F013) ・原子炉圧力容器ベント第二弁(B21-M0-F014) ・RHR LPCI 注入隔離弁(E11-M0-F004A, B, C) ・RHR 停止時冷却吸込第一隔離弁(E11-M0-F015A, B) ・RHR 停止時冷却吸込第二隔離弁(E11-M0-F016A, B) ・RHR 停止時冷却注入隔離弁(E11-M0-F018A, B) ・LPCS 注入隔離弁(E21-M0-F003) ・HPCS 注入隔離弁(E22-M0-F003) ・RCIC タービン入口蒸気ライン第一隔離弁(E51-M0-F007) ・RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁(E51-M0-F008) ・RCIC タービン入口蒸気ライン暖機弁(E51-M0-F027) ・CUW 入口ライン第一隔離弁(G31-M0-F002) ・CUW 入口ライン第二隔離弁(G31-M0-F003) ・RHR ヘッドスプレイ注入隔離弁(E11-M0-F021) ・PLR サンプルライン第一隔離弁(B32-N0-F013) ・PLR サンプルライン第二隔離弁(B32-A0-F014) <p>(2) 制御棒カップリング</p> <p>制御棒カップリングには、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(3) 炉心支持構造物</p> <p>炉心支持構造物には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(4) 燃料集合体(燃料を除く)</p>	<p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリには、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の2/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器スプレイ弁(3PCV-451A, B) ・加圧器逃がし弁元弁(3V-RC-054A, B) ・加圧器逃がし弁(3PCV-452A, B) ・抽出ライン第1止め弁(3V-RC-033) ・抽出ライン第2止め弁(3V-RC-034) ・加圧器補助スプレイ弁(3V-CS-186) ・余熱除去Aライン入口止め弁(3PCV-410) ・余熱除去Bライン入口止め弁(3PCV-430) ・加圧器気相部サンプリングラインC/V内側隔離弁(3V-SS-504) ・加圧器液相部サンプリングラインC/V内側隔離弁(3V-SS-509) ・Bループ高温側サンプリングラインC/V内側隔離弁(3V-SS-514) ・Cループ高温側サンプリングラインC/V内側隔離弁(3V-SS-519) ・Bループ高温側、加圧器サンプリングラインC/V外側隔離弁(3V-SS-521A) ・Cループ高温側サンプリングラインC/V外側隔離弁(3V-SS-521B) ・抽出ライン第1止め弁(3LCV-451) ・抽出ライン第2止め弁(3LCV-452) <p>(2) 制御棒駆動装置圧力ハウジング</p> <p>制御棒駆動装置圧力ハウジングには、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(3) 炉心支持構造物</p> <p>炉心支持構造物には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(4) 燃料集合体(燃料を除く)</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 原子炉停止系</p> <p>①原子炉停止系には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(4) 化学体積制御系統</p> <p>①化学体積制御系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(5) 高圧注入系統</p> <p>①高圧注入系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>②高圧注入系統には、多重化された系統間が以下の電動弁により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、ほう酸水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、ほう酸水の注入機能は失われない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ出口連絡弁 (SI-066A, B) 	<p>燃料集合体(燃料を除く)には電動弁空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(5) 原子炉停止系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能))</p> <p>原子炉停止系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能))には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(6) ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(添付資料2の第2図参照)</p>	<p>燃料集合体(燃料を除く)には電動弁空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(5) 原子炉停止系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能))</p> <p>原子炉停止系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能))には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(6) 化学体積制御系(ほう酸水注入機能)</p> <p>化学体積制御系(ほう酸水注入機能)には、他系統と境界を構成する空気作動弁、電磁弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の3/19, 4/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁(3V-SI-141) ・ほう酸注入タンク循環ライン出口第1止め弁(3V-SI-145) ・ほう酸注入タンク循環ライン出口第2止め弁(3V-SI-146) ・抽出ライン第1止め弁(3LCV-451) ・抽出ライン第2止め弁(3LCV-452) ・余剰抽出ライン第1止め弁(3V-RC-033) ・余剰抽出ライン第2止め弁(3V-RC-034) ・低圧抽出ライン流量調節弁(3HCV-102) ・低圧抽出A(B)ライン弁(3V-RH-023A, B) ・体積制御タンクガス圧縮装置移送ライン切替弁(3PCV-122C) ・体積制御タンクガス圧縮装置移送ライン圧力制御弁(3PCV-1163) ・体積制御タンク自動ガス分析ライン切替弁(3V-CS-126) ・体積制御タンク自動ガス分析ライン切替弁(3V-WG-215) <p>(7) 非常用炉心冷却系(ほう酸注入系)</p> <p>非常用炉心注入系(ほう酸注入系)には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の5/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ封水注入ライン止め弁(3V-SI-025A, B) ・安全注入逆止弁テストラインC/V内側隔離弁(3V-SI-184) ・蓄圧タンク補給ラインC/V外側隔離弁(3V-SI-185) ・蓄圧注入逆止弁テストラインC/V外側隔離弁(3V-SI-186) 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 補助給水系統</p> <p>①補助給水系統には、他系統と境界を構成する電動弁として、主給水隔離弁 (FW-520A, 520B, 520C, 520D) が設置されているが、これらの弁が誤動作しても、冷却水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、蒸気発生器への給水機能は失われない。</p> <p>(8) 余熱除去系統</p> <p>①余熱除去系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(7) 逃がし安全弁</p> <p>逃がし安全弁には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(添付資料2の第1図参照)</p> <p>(8) 自動減圧系</p> <p>自動減圧系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(添付資料2の第1図参照)</p> <p>(9) 残留熱除去系</p> <p>残留熱除去系には、他系統と境界を構成する電動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の第3図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RHR 試料採取第一弁 (E11-MO-F037A, B) ・ RHR 試料採取第二弁 (E11-MO-F038A, B) ・ 事故後 RHR サンプリング第一弁 (E11-MO-F039) ・ 事故後 RHR サンプリング第二弁 (E11-MO-F040) ・ RHR RW 連絡第一弁 (E11-MO-F045A, B) ・ RHR RW 連絡第二弁 (E11-MO-F046A, B) ・ RHR 系統暖機弁 (E11-MO-F049A, B) ・ RCIC ポンプミニマムフロー弁 (E51-MO-F015) ・ FCS 冷却水止め弁 (T49-MO-F005A, B) 	<p>(8) 加圧器安全弁</p> <p>加圧器安全弁には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(添付資料2の2/19参照)</p> <p>(9) 補助給水系</p> <p>補助給水系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の8/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主給水ライン高圧クリーンアップ元弁 (3V-FW-537A, B, C) ・ 非常用タービンランド蒸気元弁 (3V-MS-581) ・ グランド蒸気1次圧力制御弁 (3PCV-5154) <p>(10) 余熱除去系</p> <p>余熱除去系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の6/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱除去A(B)ラインサンプリング弁 (3V-SS-525A, B) ・ 低圧抽出ライン流量調整弁 (3HCV-102) ・ 低圧抽出A(B)ライン弁 (3V-RH-023A, B) 	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 主蒸気系統</p> <p>①主蒸気系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁として以下が設置されているが、これらの弁の誤動作は、原子炉を冷却するために使用する主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁の下流に位置しており、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁の機能は失われない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気隔離弁 (MS-533A, 533B, 533C, 533D) ・主蒸気隔離弁バイパス弁 (HCV-3615, 3625, 3635) ・主蒸気隔離弁上流ドレンライン止め弁 (MS-585A, 585B, 585C, 585D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉再循環ポンプ吸込弁 (B32-M0-F001A, B) ・原子炉再循環ポンプ吐出弁 (B32-M0-F002A, B) <p>(10) 原子炉隔離時冷却系</p> <p>原子炉隔離時冷却系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の第6図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気第一隔離弁 (B21-N0-F002D) ・主蒸気ドレンライン第一隔離弁 (B21-M0-F004) ・RHR 試験用調整弁 (E11-M0-F012A) ・RHR ポンプミニマムフロー弁 (E11-M0-F024A) ・RHR 系統暖機弁 (E11-M0-F049A) ・HPCS ポンプ CST 吸込弁 (E22-M0-F001) ・RCIC タービン入口蒸気ライン暖機弁 (E51-M0-F027) ・RCIC 第一試験用調整弁 (E51-M0-F012) ・RCIC 第二試験用調整弁 (E51-M0-F013) 	<p>(11) 主蒸気系</p> <p>主蒸気系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として以下の弁が設置されている。(添付資料2の9/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気隔離弁上流ドレン元弁 (3V-MS-601A, B, C) ・非常用タービングラント蒸気元弁 (3V-MS-581) ・グラント蒸気1次圧力制御弁 (3PCV-5154) <p>(12) 給水系</p> <p>給水系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の8/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主給水ライン高圧クリーンアップ元弁 (3V-FW-537A, B, C) ・非常用タービングラント蒸気元弁 (3V-MS-581) ・グラント蒸気1次圧力制御弁 (3PCV-5154) 	<p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・ RCIC タービン入口蒸気ドレンライン第一弁 (E51-A0-F020) ・ RCIC タービン入口蒸気ドレンライン第二弁 (E51-A0-F021) ・ RCIC 復水ポンプ吐出ドレンライン第一弁 (E51-A0-F035) ・ RCIC 復水ポンプ吐出ドレンライン第二弁 (E51-A0-F036) ・ HPAC タービン止め弁 (E61-M0-F050) ・ HPAC 蒸気供給ライン分離弁 (E61-M0-F064) ・ HPAC タービン入口蒸気ドレンライン第一弁 (E61-A0-F053) <p>(11) 高圧炉心スプレイ系 高圧炉心スプレイ系には、他系統と境界を構成する電動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の第5図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RCIC ポンプ CST 吸込弁 (E51-M0-F001) ・ RCIC 第二試験用調整弁 (E51-M0-F013) ・ HPAC 第二試験用調整弁 (E61-M0-F006) ・ HPAC ポンプミニマムフロー弁 (E61-M0-F007) ・ 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 (P13-M0-F073) ・ FPMUW ポンプ吸込弁 (P15-M0-F001) ・ FPMUW 試験用調整弁 (P15-M0-F005) <p>(12) 低圧炉心スプレイ系 低圧炉心スプレイ系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(添付資料2の第4図参照)</p>	<p>(13) 高圧注入系 高圧注入系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の5/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入ポンプ封水注入ライン止め弁 (3V-SI-025A, B) ・ 安全注入逆止弁テストライン C/V 内側隔離弁 (3V-SI-184) ・ 蓄圧タンク補給ライン C/V 外側隔離弁 (3V-SI-185) ・ 蓄圧注入逆止弁テストライン C/V 外側隔離弁 (SI-186) <p>(14) 低圧注入系 低圧注入系には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の6/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱除去 A(B) ラインサンプリング弁 (3V-SS-525A, B) ・ 低圧抽出ライン流量調整弁 (3HCV-102) ・ 低圧抽出 A(B) ライン弁 (3V-RH-023A, B) <p>(15) 蓄圧注入系 蓄圧注入系には、他系統と境界を構成する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の7/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄圧タンク出口第1逆止弁テスト弁 (3V-SI-133A, B, C) ・ 蓄圧タンク出口第2逆止弁テスト弁 (3V-SI-135A, B, C) ・ 蓄圧タンク窒素供給弁 (3V-SI-169A, B, C) 	<p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(12) 非常用電源系統</p> <p>①非常用電源系統には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(9) 原子炉補機冷却水系統</p> <p>①原子炉補機冷却水系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(10) 原子炉補機冷却海水系統</p> <p>①原子炉補機冷却海水系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(13) 非常用ディーゼル発電設備</p> <p>燃料移送系も含めた非常用ディーゼル発電設備には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第12~14 図参照)</p> <p>(14) 非常用所内電源設備(交流)</p> <p>非常用所内電源設備(交流)には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(15) 直流電源系</p> <p>直流電源系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(16) 原子炉補機冷却水系</p> <p>原子炉補機冷却水系には、他系統と境界を構成する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の第7, 8 図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RCW 常用冷却水緊急しや断弁(P42-A0-F089A, B, C, D) <p>(17) 原子炉補機冷却海水系</p> <p>原子炉補機冷却海水系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第9 図参照)</p> <p>(18) 高圧炉心スプレイ補機冷却水系</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却水系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第10 図参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄圧タンク補給弁(3V-SI-182A, B, C) ・ 安全注入逆止弁テストラインC/V内側隔離弁(3V-SI-184) ・ 蓄圧タンク補給ラインC/V外側隔離弁(3V-SI-185) ・ 高圧注入逆止弁テストラインC/V外側隔離弁(3V-SI-186) <p>(16)ディーゼル発電機設備</p> <p>燃料移送系も含めたディーゼル発電機設備には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の14/19 参照)</p> <p>(17) 所内電源系統(非常用母線)</p> <p>所内電源系統(非常用母線)には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(18) 直流電源系</p> <p>直流電源系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(19) 原子炉補機冷却水系</p> <p>原子炉補機冷却水系には、他系統と境界を構成する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の10/19, 11/19 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉補機冷却水サージタンク脱塩水補給弁(3LCV-1200) ・ 原子炉補機冷却水サージタンク窒素供給弁(3PCV-1200) ・ 原子炉補機冷却水サージタンクベント弁(3RCV-056) <p>(20) 原子炉補機冷却海水系</p> <p>原子炉補機冷却海水系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の12/19 参照)</p>	<p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(11) 制御用空気系統</p> <p>①制御用空気系統には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(2) 安全保護系</p> <p>①安全保護系には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(19) 高圧炉心スプレー補機冷却海水系</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第10図参照)</p> <p>(20) 非常用換気空調系</p> <p>非常用換気空調系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第15、16図参照)</p> <p>(21) 中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。 (添付資料2の第17図参照)</p> <p>(22) 換気空調補機非常用冷却水系</p> <p>換気空調補機非常用冷却水系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の第11図参照)</p> <p>(23) 制御室外原子炉停止装置</p> <p>制御室外原子炉停止装置には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(24) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む)</p> <p>計測制御系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(25) 安全保護系</p> <p>安全保護系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(21) 制御用圧縮空気設備</p> <p>制御用圧縮空気設備には、他系統と境界を構成する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の13/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セメント固化装置乾燥機下部軸受空気止め弁(3V-DM-352) ・セメント固化装置混練機軸封空気止め弁(3V-DM-366) <p>(22) 中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系には、他系統と境界を構成する電動弁及び空気作動弁は設置されていない。 (添付資料2の15/19参照)</p> <p>(23) 加圧器逃がし弁</p> <p>加圧器逃がし弁には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の2/19参照)</p> <p>(24) 制御室外原子炉停止装置</p> <p>制御室外原子炉停止装置には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(25) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む)</p> <p>計測制御系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(26) 安全保護系</p> <p>安全保護系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">【再掲】比較のため8条-別1-資2-8より貼り付け)</p> <p>○安全機能を有する系統の境界を構成する電動弁等 表1の安全機能を有する系統が、以下の箇所境界を構成する場合、接続箇所の電動弁や空気作動弁の誤作動により原子炉の安全停止に影響を受ける可能性があることから、特定を行った。 ②多重化された系統間が、電動弁等によって接続されている箇所</p> <p>(3) 一次冷却系 ②一次冷却系には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁により接続されている箇所はない。</p> <p>(1) 原子炉停止系 ②原子炉停止系には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(4) 化学体積制御系統 ②化学体積制御系統には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁により接続されている箇所はない。</p>	<p>4. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための多重化された系統間を接続する電動弁等</p> <p>「2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」で示した系統には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁を用いて接続されている系統があり、これらが火災により期待する機能に影響を受ける可能性があることから、以下に示すとおり、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」となる可能性のあるものとして抽出する。</p> <p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリは、多重化された系統ではない。 (添付資料2の第1図参照)</p> <p>(2) 制御棒カップリング 制御棒カップリングは、多重化された系統ではない。</p> <p>(3) 炉心支持構造物 炉心支持構造物は、多重化された系統ではない。</p> <p>(4) 燃料集合体(燃料を除く) 燃料集合体(燃料を除く)は、多重化された系統ではない。</p> <p>(5) 原子炉停止系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能)) 原子炉停止系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能))は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(6) ほう酸水注入系 ほう酸水注入系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p>	<p>4. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための多重化された系統間を接続する電動弁等</p> <p>「2.3. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統」で示した系統には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁を用いて接続されている系統があり、これらが火災により期待する機能に影響を受ける可能性があることから、以下に示すとおり、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」となる可能性のあるものとして抽出する。</p> <p>(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリは、多重化された系統ではない。 (添付資料2の2/19参照)</p> <p>(2) 制御棒駆動装置圧力ハウジング 制御棒駆動装置圧力ハウジングは、多重化された系統ではない。</p> <p>(3) 炉心支持構造物 炉心支持構造物は、多重化された系統ではない。</p> <p>(4) 燃料集合体(燃料を除く) 燃料集合体(燃料を除く)は、多重化された系統ではない。</p> <p>(5) 原子炉停止系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能)) 原子炉停止系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能))は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(6) 化学体積制御系(ほう酸水注入系) 化学体積制御系(ほう酸水注入系)は、多重化された系統間を接続する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(再掲) 比較のため8条-別1-資2-10より貼り付け)</p> <p>(5) 高圧注入系統</p> <p>②高圧注入系統には、多重化された系統間が以下の電動弁により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、ほう酸水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、ほう酸水の注入機能は失われない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ出口連絡弁 (SI-066A, B) 	<p>(添付資料2の第2図参照)</p>	<p>(添付資料2の3/19, 4/19参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸ポンプ入口切替弁 A(B) (3V-CS-499A, B) 	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p>
<p>(7) 補助給水系統</p> <p>②補助給水系統には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁により接続されている箇所はない。</p>	<p>(7) 逃がし安全弁</p> <p>逃がし安全弁は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の第1図参照)</p>	<p>(8) 加圧器安全弁</p> <p>加圧器安全弁は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の5/19参照)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違
<p>(8) 余熱除去系統</p> <p>②余熱除去系統には、多重化された系統間が電動弁 (RH-047A, 047B) により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、冷却水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、余熱除去系統の機能は失われない。</p>	<p>(8) 自動減圧系</p> <p>自動減圧系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の第1図参照)</p>	<p>(9) 補助給水系</p> <p>補助給水系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の8/19参照)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違
<p>(8) 余熱除去系統</p> <p>②余熱除去系統には、多重化された系統間が電動弁 (RH-047A, 047B) により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、冷却水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、余熱除去系統の機能は失われない。</p>	<p>(9) 残留熱除去系</p> <p>残留熱除去系には、多重化された系統間を接続する電動弁として、以下の弁が設置されている。</p> <p>(添付資料2の第3図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RHR 試験用調整弁 (E11-M0-F012B, C) ・RHR 停止時冷却吸込第一隔離弁 (E11-M0-F015A, B) 	<p>(10) 余熱除去系</p> <p>余熱除去系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の6/19参照)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>他系統と境界を構成する弁の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 ■設計の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 主蒸気系統</p> <p>②主蒸気系統には、多重化された系統間が電動弁及び空気作動弁により接続されている箇所はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ RHR ポンプミニマムフロー弁 (E11-M0-F024B, C) ・ RHR RW 連絡第二弁 (E11-M0-F046A, B) ・ RHR B 系系統暖機弁 (E11-M0-F049B) <p>(10) 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は、多重化された系統ではない。 (添付資料2の第6図参照)</p> <p>(11) 高圧炉心スプレイ系 高圧炉心スプレイ系は、多重化された系統ではない。</p> <p>(添付資料2の第5図参照)</p> <p>(12) 低圧炉心スプレイ系 低圧炉心スプレイ系は、多重化された系統ではない。</p> <p>(添付資料2の第4図参照)</p>	<p>(11) 主蒸気系 主蒸気系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の9/19参照)</p> <p>(12) 給水系 給水系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の8/19参照)</p> <p>(13) 高圧注入系 高圧注入系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の5/19参照)</p> <p>(14) 低圧注入系 低圧注入系は、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。</p> <p>(添付資料2の6/19参照)</p> <p>(15) 蓄圧注入系</p>	<p>他系統と境界を構成する弁の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設計の相違 他系統と境界を構成する弁の相違 【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設計の相違 系統構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違 【女川】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(12) 非常用電源系統</p> <p>②非常用電源系統には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(9) 原子炉補機冷却水系統</p> <p>②原子炉補機冷却水系統には、多重化された系統間が電動弁 (CC-043A, 043B) と (CC-056A, 056B) により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、冷却水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、補機冷却系の機能は失われない。</p> <p>(10) 原子炉補機冷却海水系統</p> <p>②原子炉補機冷却海水系統には、多重化された系統間が電動弁 (SW-515A, 515B) により接続されている。これらの弁が誤動作しても、海水の系外への流出、注入流路の喪失には至らず、補機冷却海水系の機能は失われない。</p>	<p>(13) 非常用ディーゼル発電設備</p> <p>燃料移送系も含めた非常用ディーゼル発電設備には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第12~14図参照)</p> <p>(14) 非常用所内電源設備(交流)</p> <p>非常用所内電源設備(交流)には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>なお、多重化された非常用母線を接続する連絡母線に対する火災影響について評価を行った。その結果を添付資料4に示す。</p> <p>(15) 直流電源系</p> <p>直流電源系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>なお、多重化された直流母線を接続する連絡母線に対する火災影響について評価を行った。その結果を添付資料4に示す。</p> <p>(16) 原子炉補機冷却水系</p> <p>原子炉補機冷却水系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第7, 8図参照)</p> <p>(17) 原子炉補機冷却海水系</p> <p>原子炉補機冷却海水系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第9図参照)</p> <p>(18) 高圧炉心スプレイ補機冷却水系</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却水系は、多重化された系統ではない。(添付資料2の第10図参照)</p> <p>(19) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</p>	<p>蓄圧注入系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の7/19参照)</p> <p>(16)ディーゼル発電機設備</p> <p>燃料移送系も含めたディーゼル発電機設備には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の14/19参照)</p> <p>(17)所内電源系(非常用母線)</p> <p>所内電源系統(非常用母線)には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>なお、多重化された非常用母線を接続する連絡母線に対する火災影響について評価を行った。その結果を添付資料4に示す。</p> <p>(18)直流電源系</p> <p>直流電源系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>なお、多重化された直流母線を接続する連絡母線に対する火災影響について評価を行った。その結果を添付資料4に示す。</p> <p>(19)原子炉補機冷却水系</p> <p>原子炉補機冷却水系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の10/19, 11/19参照)</p> <p>(20)原子炉補機冷却海水系</p> <p>原子炉補機冷却海水系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の12/19参照)</p>	<p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(11) 制御用空気系統</p> <p>②制御用空気系統には、多重化された系統間が電動弁 (IA-501A, 501B) により接続されているが、これらの弁が誤動作しても、制御用空気の系外への流出、制御用空気の供給流路の喪失には至らず、制御用空気系の機能は失われない。</p> <p>(2) 安全保護系</p> <p>②安全保護系には、電動弁及び空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、多重化された系統ではない。 (添付資料2の第10図参照)</p> <p>(20) 非常用換気空調系 非常用換気空調系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第15, 16図参照)</p> <p>(21) 中央制御室換気空調系 中央制御室換気空調系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第17図参照)</p> <p>(22) 換気空調補機非常用冷却水系 換気空調補機非常用冷却水系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の第11図参照)</p> <p>(23) 制御室外原子炉停止装置 制御室外原子炉停止装置には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(24) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む) 計測制御系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(25) 安全保護系 安全保護系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>(21) 制御用圧縮空気設備 制御用圧縮空気設備には、多重化された系統間を接続する電動弁として、以下の弁が設置されている。(添付資料2の13/19参照) ・制御用空気Cヘッダ供給弁(3V-IA-501A, B)</p> <p>(22) 中央制御室換気空調系 中央制御室換気空調系には、多重化された系統間が電動弁や空気作動弁によって接続されていない。(添付資料2の15/19参照)</p> <p>(23) 加圧器逃がし弁 加圧器逃がし弁には、他系統と境界を構成する電動弁、空気作動弁は設置されていない。(添付資料2の2/19参照)</p> <p>(24) 制御室外原子炉停止装置 制御室外原子炉停止装置には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(25) 計測制御系(事故時監視計器の一部を含む) 計測制御系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p> <p>(26) 安全保護系 安全保護系には、電動弁、空気作動弁は設置されていない。</p>	<p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 原子炉の安全停止に必要な系統の抽出 (①)</p> <p>2.4.1 反応度制御 (停止状態の達成、維持に十分な負の反応度の投入) 反応度制御機能は、原子炉トリップから低温停止状態まで、可燃性毒物の崩壊と一次冷却材温度の低下による正の反応度添加を補償しながら、原子炉の停止を達成し、維持する能力を言い、この機能は、以下の「制御棒の挿入」と「ほう酸水の添加」により達成される。</p> <p>(1) 制御棒の挿入 制御棒の挿入は、原子炉のトリップ信号又は中央制御室での手動トリップによって達成されることから、この機能を果たすためには、「一次冷却系」「安全保護系」及び「原子炉停止系」の各系統が必要となる。</p> <p>(2) ほう酸水の添加 ほう酸水添加は、ほう酸タンクのほう酸水を、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより一次冷却系へ注入することによって達成されることから、この機能を果たすためには、「化学体積制御系統」が必要となる。</p> <p>また、ほう酸水添加は、燃料取替用水ピットのほう酸水を、充てんポンプ又は高圧注入ポンプにより一次冷却系へ注入することも可能であることから、この機能を果たすためには、「化学体積制御系統」又は「高圧注入系統」のいずれかが必要である。</p> <p>以上より、ほう酸添加は、「化学体積制御系統」又は「高圧注入系統」のいずれかの系統及び「ほう酸タンク」又は「燃料取替用水ピット」のいずれかが必要である。</p> <p>2.4.2 一次冷却系インベントリ制御機能と圧力制御機能 一次冷却系インベントリの制御は、以下の(1)(2)により達成され、このためには、「化学体積制御系統」又は「高圧注入系統」のいずれかの系統及び「ほう酸タンク」又は「燃料取替用水ピット」のいずれかが必要である。</p> <p>一次冷却系の圧力制御は、以下の(3)により達成され、このためには、「一次冷却系」が必要である。</p> <p>(1) ほう酸水補給 ほう酸水補給は、ほう酸タンクのほう酸水を、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより一次冷却系へ補給すること及び体積制</p>	<p>5. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の特定</p> <p>前2.～4.の検討結果を踏まえ、2.3.の(1)～(25)の系統に対する火災防護対象として原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器を特定した。</p> <p>特定に当たっては、まず上記の系統から、火災によって原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能に影響を及ぼす系統を抽出した。次に抽出された系統も含め、系統図・単線結線図・展開接続図から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要なポンプ・電動機・弁・計器等、及びこれらに関連する電源盤・制御盤・ケーブル等を抽出した。抽出された各機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。</p> <p>5.1. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 重要度分類審査指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に該当する系統は、「原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系(原子炉圧力容器、原子炉再循環ポンプ、配管、弁、隔離弁、制御棒駆動機構ハウジング、中性子束計装ハウジング。なお、計装等の小口径配管・機器は除く。)」である。原子炉冷却材圧力バウンダリの系統図を添付資料2の第1図に示す。</p> <p>原子炉圧力容器、原子炉再循環ポンプ、配管、手動弁、逆止弁、制御棒駆動機構ハウジング、中性子束計装管ハウジングについては、金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。これらの機器、配管、弁については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>対して、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁のうち、電動弁の一部は、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶ可能性を否定できない。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、「原子炉冷却材</p>	<p>5. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の特定</p> <p>前2.～4.の検討結果を踏まえ、2.3.の(1)～(26)の系統に対する火災防護対象として原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器を特定した。</p> <p>特定に当たっては、まず上記の系統から、火災によって原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能に影響を及ぼす系統を抽出した。次に抽出された系統も含め、系統図・単線結線図・展開接続図から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要なポンプ・電動機・弁・計器等、及びこれらに関連する電源盤・制御盤・ケーブル等を抽出した。抽出された各機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。</p> <p>5.1. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 重要度分類審査指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に該当する系統は、「原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系(原子炉容器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、配管、弁、隔離弁、制御棒駆動装置圧力ハウジング、炉内核計装引出管。なお、計装等の小口径配管・機器は除く。)」である。原子炉冷却材圧力バウンダリの系統図を添付資料2の2/19に示す。</p> <p>原子炉容器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、配管、手動弁、逆止弁、制御棒駆動装置圧力ハウジング、炉内核計装引出管については、金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。これらの機器、配管、弁については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>対して、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁のうち、電動弁の一部は、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶ可能性を否定できない。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、「原子炉冷却材</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■機能の相違 PWRのみが有する機能でBWRにはない機能が含まれているため、相違している。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>御タンクのほう酸水を充てんポンプにより一次冷却材ポンプの封水として注入することによって達成されることから、この機能を果たすためには、「化学体積制御系統」が必要である。</p> <p>また、ほう酸水補給は、「燃料取替用水ピット」のほう酸水を、充てんポンプ又は高圧注入ポンプにより一次冷却系へ補給することも可能であることから、この機能を果たすためには、「化学体積制御系統」又は「高圧注入系統」のいずれかが必要となる。</p> <p>以上より、ほう酸水補給は、「化学体積制御系統」又は「高圧注入系統」のいずれかの系統及び「ほう酸タンク」又は「燃料取替用水ピット」のいずれかが必要である。</p> <p>(2) 一次冷却系からの抽出</p> <p>一次冷却系からの抽出は、再生熱交換器を経由した抽出ラインにより達成されることから、この機能を果たすためには、「化学体積制御系統」が必要である。</p> <p>(3) 一次冷却系の圧力調整</p> <p>一次冷却材系圧力の上昇は、「加圧器ヒータ」の使用によって達成される。また、一次冷却材系圧力の低下は、「加圧器スプレイ弁」又は「加圧器逃がし弁元弁」を経由した「加圧器逃がし弁」によって達成されることから、この機能を果たすためには、「一次冷却系」が必要である。</p> <p>2.4.3 崩壊熱除去</p> <p>崩壊熱除去機能は、高温停止及び低温停止状態を達成し維持するために崩壊熱を除去できる十分な能力を有していることが必要であり、具体的には、系統全体の温度が許容値内に維持できる速度で、一次冷却系の熱エネルギーを取り除く能力が必要である。</p> <p>崩壊熱の除去は、以下の(1)(2)により達成され、このためには、「主蒸気系統」「補助給水系統」及び「余熱除去系統」、「復水ピット」が必要である。</p> <p>(1) 蒸気発生器による冷却</p> <p>余熱除去系統が運転可能な状態までの崩壊熱除去は、蒸気発生器で発生した蒸気を放出することにより達成され、この機能を果たすためには、蒸気発生器に給水する「補助給水系統」、「復水ピット」及び「主蒸気系統」の主蒸気逃がし弁が必要である。</p> <p>(2) 余熱除去系統による冷却</p> <p>余熱除去系統が運転可能な状態となった以降の冷却には、「余熱除去系統」が必要である。</p> <p>以上の検討結果を表1に示す。</p>	<p>圧力バウンダリを構成する隔離弁」を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.2. 過剰反応度の印加防止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、過剰反応度の印加防止機能に該当する系統は、「制御棒カップリング(制御棒カップリング、制御棒駆動機構カップリング)」である。</p> <p>制御棒カップリング(制御棒カップリング、制御棒駆動機構カップリング)は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって過剰反応度の印加防止機能に影響が及ぶおそれはない^{*2}</p> <p>したがって、火災によって過剰反応度の印加防止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.3. 炉心形状の維持機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、炉心形状の維持機能に該当する系統は、「炉心支持構造物、燃料集合体(燃料を除く)」である。</p> <p>炉心支持構造物、燃料集合体は、原子炉圧力容器内に設置されており、環境条件から火災によって炉心形状の維持機能に影響が及ぶおそれはない^{*1}。</p> <p>したがって、火災によって炉心形状の維持機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.4. 原子炉の緊急停止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、原子炉の緊急停止機能に該当する系統は、「原子炉停止系の制御棒による系(制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能))」である。</p> <p>制御棒及び制御棒駆動系(スクラム機能)の系統概略図を第2-1図に示す。</p>	<p>圧力バウンダリを構成する隔離弁」を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.2. 過剰反応度の印加防止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、過剰反応度の印加防止機能に該当する系統は、「制御棒駆動装置圧力ハウジング」である。</p> <p>制御棒駆動装置圧力ハウジングは、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって過剰反応度の印加防止機能に影響が及ぶおそれはない^{*2}</p> <p>したがって、火災によって過剰反応度の印加防止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.3. 炉心形状の維持機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、炉心形状の維持機能に該当する系統は、「炉心支持構造物、燃料集合体(燃料を除く)」である。</p> <p>炉心支持構造物、燃料集合体は、原子炉容器内に設置されており、環境条件から火災によって炉心形状の維持機能に影響が及ぶおそれはない^{*1}。</p> <p>したがって、火災によって炉心形状の維持機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.4. 原子炉の緊急停止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、原子炉の緊急停止機能に該当する系統は、「原子炉停止系の制御棒による系(制御棒クラスタ及び制御棒駆動系(スクラム機能))」である。</p>	<p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■記載方針の相違 泊の制御棒駆動系(スクラム機能)については、ラッチが無励磁になることによる制御棒の挿入であり、系統図として示せる系統では</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>2.4.4 火災によって起こり得る外乱に対処するための系統の抽出</p> <p>原子炉施設で起こり得る外乱は、表2の設計基準事象に類別できることから、これらから、火災によって起こり得る外乱を表3のとおり抽出し、抽出された外乱に対処するための系統を、安全機能を有する系統とする。</p> <p>なお、常用系、安全系の系統が、外乱に対処するために同様の機能を果たす場合は、安全系の系統のみを抽出する。</p> <p style="text-align: center;">表2 設計基準事象</p> <p>【運転時の異常な過渡変化】</p> <table border="1" data-bbox="174 502 593 869"> <tr> <td>外乱</td> <td>①原子炉起動時の制御棒の異常な引き抜き</td> </tr> <tr> <td>炉心内の反応度又は炉心内力分布の異常な変化</td> <td>②出力運転中の制御棒の異常な引き抜き ③制御棒の落下及び不整合 ④原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熟発生又は熱除去の異常な変化</td> <td>⑤原子炉冷却材流量の部分喪失 ⑥原子炉冷却材系の停止ループの誤起動 ⑦外部電源喪失 ⑧主給水流量喪失 ⑨蒸気負荷の異常な増加 ⑩2次系冷却系の異常な減圧 ⑪蒸気発生器への過剰給水</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化</td> <td>⑫負荷の喪失 ⑬原子炉冷却材系の異常な減圧 ⑭出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動</td> </tr> </table> <p>【事故】</p> <table border="1" data-bbox="174 973 593 1252"> <tr> <td>外乱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>⑮原子炉冷却材喪失 ⑯原子炉冷却材流量の喪失 ⑰原子炉冷却材ポンプの軸固着 ⑱主給水管破断 ⑲主蒸気管破断</td> </tr> <tr> <td>反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> <td>⑳制御棒飛び出し</td> </tr> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>㉑蒸気発生器伝熱管破損</td> </tr> </table>	外乱	①原子炉起動時の制御棒の異常な引き抜き	炉心内の反応度又は炉心内力分布の異常な変化	②出力運転中の制御棒の異常な引き抜き ③制御棒の落下及び不整合 ④原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	炉心内の熟発生又は熱除去の異常な変化	⑤原子炉冷却材流量の部分喪失 ⑥原子炉冷却材系の停止ループの誤起動 ⑦外部電源喪失 ⑧主給水流量喪失 ⑨蒸気負荷の異常な増加 ⑩2次系冷却系の異常な減圧 ⑪蒸気発生器への過剰給水	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	⑫負荷の喪失 ⑬原子炉冷却材系の異常な減圧 ⑭出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	外乱		原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	⑮原子炉冷却材喪失 ⑯原子炉冷却材流量の喪失 ⑰原子炉冷却材ポンプの軸固着 ⑱主給水管破断 ⑲主蒸気管破断	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	⑳制御棒飛び出し	環境への放射性物質の異常な放出	㉑蒸気発生器伝熱管破損	<p>このうち、制御棒、制御棒案内管は原子炉圧力容器内に設置されており、環境条件から火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。</p> <p>また、制御棒駆動機構は金属等の不燃性材料で構成される機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。</p> <p>スクラム機能が要求される水圧制御ユニットについては、当該ユニットのアクチュエータ、窒素容器、配管は金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。</p> <p>スクラム弁・スクラムパイロット弁は、金属部品とケーブル・ダイヤフラム等の非金属部品によって構成されるが、金属部品よりも融点の低い非金属部品について評価する。火災によってケーブルが機能喪失した場合は、スクラム弁・スクラムパイロット弁の作動用電磁弁が無励磁となるため、自動的に制御棒が挿入される。万一、火災によってケーブルが損傷し、すべての電磁弁が無励磁とならない場合においても、電磁弁の電源を切つてスクラム弁を「開」動作し制御棒を挿入させることができる。また、火災によってスクラム弁・スクラムパイロット弁のダイヤフラム等が機能喪失した場合も、自動的に制御棒が挿入される構造となっている。以上より、水圧制御ユニットは火災によってスクラム機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって原子炉の緊急停止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>このうち、制御棒、制御棒クラスタ案内管、制御棒案内シムプルは原子炉容器内に設置されており、環境条件から火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。</p> <p>また、制御棒駆動装置については、火災によってラッチの駆動源が喪失した場合は、制御棒作動用のラッチが無励磁となるため、自動的に制御棒が挿入される。以上より、制御棒駆動装置は火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって原子炉の緊急停止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>ないため、記載していない。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p>
外乱	①原子炉起動時の制御棒の異常な引き抜き																		
炉心内の反応度又は炉心内力分布の異常な変化	②出力運転中の制御棒の異常な引き抜き ③制御棒の落下及び不整合 ④原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈																		
炉心内の熟発生又は熱除去の異常な変化	⑤原子炉冷却材流量の部分喪失 ⑥原子炉冷却材系の停止ループの誤起動 ⑦外部電源喪失 ⑧主給水流量喪失 ⑨蒸気負荷の異常な増加 ⑩2次系冷却系の異常な減圧 ⑪蒸気発生器への過剰給水																		
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	⑫負荷の喪失 ⑬原子炉冷却材系の異常な減圧 ⑭出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動																		
外乱																			
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	⑮原子炉冷却材喪失 ⑯原子炉冷却材流量の喪失 ⑰原子炉冷却材ポンプの軸固着 ⑱主給水管破断 ⑲主蒸気管破断																		
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	⑳制御棒飛び出し																		
環境への放射性物質の異常な放出	㉑蒸気発生器伝熱管破損																		

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

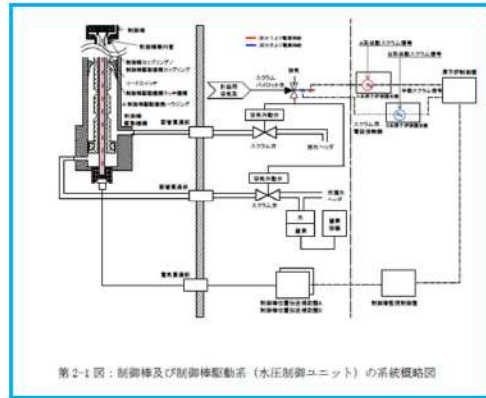
相違理由

表3 火災によって起こり得る外乱の検討

外 乱	評価	スクリーニングアウトする理由
① 原子炉起動時の制御棒の異常な引き抜き	○	
② 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○	
③ 制御棒の落下及び不整合	○	
④ 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○	
⑤ 原子炉冷却材流量の部分喪失	○	
⑥ 原子炉冷却材系の停止ループの誤起動	○	
⑦ 外部電源喪失	○	
⑧ 主給水流量喪失	○	
⑨ 蒸気負荷の異常な増加	○	
⑩ 二次系冷却系の異常な減圧	○	
⑪ 蒸気発生器への送給給水	○	
⑫ 負荷の喪失	○	
⑬ 原子炉冷却材系の異常な減圧	○	
⑭ 出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	○	
⑮ 原子炉冷却材喪失（LOCA）	○	※火災の影響により、一次冷却系パウダリが機械的に破損することはないが、加圧器連がし弁が破損し、小規模な原子炉冷却材喪失の可能性があると保守的に仮定した。
⑯ 原子炉冷却材流量の喪失	○	※一次冷却系ポンプは所内変圧器、予備変圧器から受電可能であるが、二次系電気室にある一次冷却系ポンプの全遮断器が火災の影響を受け、原子炉冷却材流量喪失の可能性があると保守的に仮定した。
⑰ 原子炉冷却材ポンプの軸回転	-	火災の影響により、一次冷却系ポンプの軸が機械的に固着することはない。
⑱ 主給水管破断	-	火災の影響により、主給水管に機械的な損傷は起こらない。
⑲ 主蒸気管破断	-	火災の影響により、主蒸気管に機械的な損傷は起こらない。
⑳ 制御棒飛び出し	-	火災によって制御棒クラスター本が炉心外に飛び出すような機械的な損傷は起こらない。
㉑ 蒸気発生器伝熱管破損	-	火災の影響により、伝熱管は機械的な損傷は起こらない。

○：火災によって起こり得る外乱
 -：火災によって起こり得ない外乱

表3で抽出した外乱が発生した場合に、高温停止を達成するための機能（系統）を表4にまとめる。



第2-1図：制御棒及び制御棒駆動系（水圧制御ユニット）の系統概略図

5.5. 未臨界維持機能

重要度分類審査指針によると、未臨界維持機能に該当する系統は、「原子炉停止系（制御棒による系、ほう酸水注入系）」である。

このうち、制御棒による系は、5.4.に記載のとおりであり、火災によって未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない。

ほう酸水注入系については、第2-2図に系統概略図を示すが、貯蔵タンク、配管、手動弁の金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない※2。

ポンプ、電動弁については、火災によって電源ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁も機能喪失することとなるため、火災によってほう酸水注入系が機能喪失するおそれがある。

したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、未臨界維持機能が要求される「ほう酸水注入系」が該当するが、「ほう酸水注入系」が機能喪失しても、未臨界維持機能としては「制御棒による系」があり、当該系統については火災が発生しても機能に影響が及ぶおそれはない。このため、火災によって未臨界維持機能に影響が及ぶおそれがなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。

5.5. 未臨界維持機能

重要度分類審査指針によると、未臨界維持機能に該当する系統は、「原子炉停止系（制御棒による系、化学体積制御設備及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能）」である。

このうち、制御棒による系は、5.4.に記載のとおりであり、火災によって未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない。

化学体積制御設備及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能については、第1図に系統概要図を示すが、ほう酸タンク、配管、手動弁の金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない※2。

ポンプ、電動弁については、火災によって電源ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁も機能喪失することとなるため、火災によってほう酸水注入系が機能喪失するおそれがある。

したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、「化学体積制御設備及び非常用炉心冷却系のほう酸水注入機能」を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。

【大飯】
 ■記載方針の相違
 （女川実績の反映：着色せず）
 【女川】
 ■記載方針の相違
 泊の制御棒駆動系（スクラム機能）については、ラッチが無励磁になることによる制御棒の挿入であり、系統図として示せる系統ではないため、記載していない。

【女川】
 ■設備の相違
 炉型の違いによる系統、機器の相違
 【女川】
 ■設備の相違
 炉型の違いによる系統、機器の相違
 【女川】
 ■記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉

表4 火災による事象発生時に高温停止を達成するための機能（系統）

火災により発生する事象 (①～⑭は表2に対応)	事象発生時に対応する 機能(系統)
① 原子炉起動時の制御棒の異常な引き抜き	・原子炉トリップ
② 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	(安全保護系)
③ 制御棒の落下及び不整合	(原子炉停止系)
④ 原子炉冷却材中のほう素の異常な蓄積	・補助給水
⑤ 原子炉冷却材流量の部分喪失	(補助給水系)
⑥ 原子炉冷却材系の停止ループの誤起動	
⑦ 外部電源喪失	
⑧ 主給水流量喪失	
⑨ 蒸気負荷の異常な増加	
⑩ 蒸気発生器への過剰給水	
⑪ 負荷の喪失	
⑫ 原子炉冷却材系の異常な減圧	
⑬ 出力運転中の非常用炉心注入系の誤起動	
⑭ 原子炉冷却材流量の喪失	
⑮ 2次系冷却系の異常な減圧	上記機能に加え、 ・高圧注入
⑯ 原子炉冷却材喪失	(高圧注入系)

※原子炉トリップさせる要素（計器類含む）

表4のうち、火災により上梓の事象が発生した場合は、原子炉は通常の高温停止に必要な系統（表1の安全機能を有する系統）により原子炉を冷却していく。

しかし、「2次系冷却系の異常な減圧」、「原子炉冷却材喪失」では、1次系の圧力低下等を伴うため、高圧注入系が自動で動作する可能性があることから、高圧注入系を、火災によって起こり得る外乱に対処するための系統として、安全機能を有する系統に選定する。

これらの系統によりプラントを高温停止した後は、通常低温停止に必要な系統（表1の安全機能を有する系統）により原子炉を冷却していく。

2.4.5 サポート系統の抽出

表1、表4で抽出した安全機能を有する系統の機器類を運転させるには、冷却系、制御用空気系、電源系が必要である。

【冷却系】

(1) 原子炉補機冷却海水系統

原子炉補機冷却水系統に冷却水（海水）を供給し、ディーゼル発電機A及びBへの冷却水も供給する。

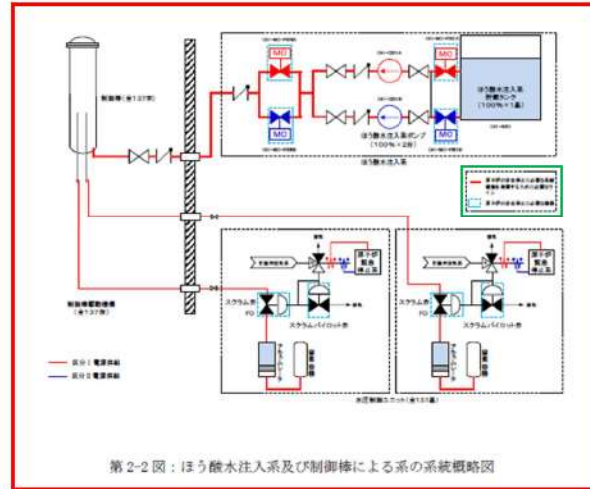
(2) 原子炉補機冷却水系統

原子炉補機冷却水系統は、充てんポンプ及び高圧注入ポンプの油冷却器、非再生冷却器、余熱除去冷却器及び制御用空気圧縮機等に冷却水を供給する。

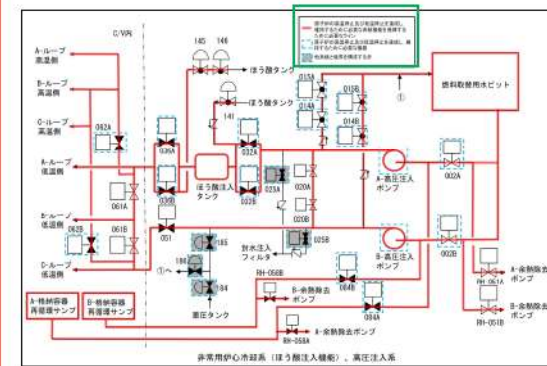
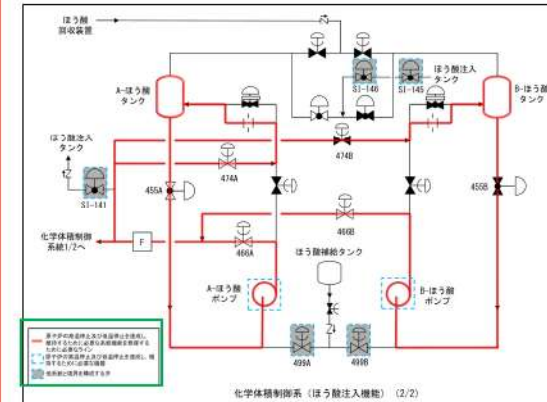
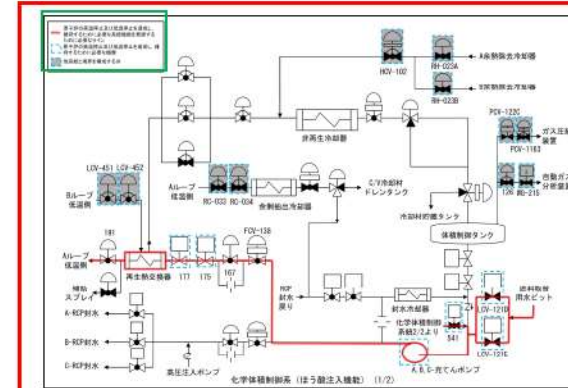
【制御用空気系】

(3) 制御用空気系統

女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



第1図 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却系のほう酸注入機能の系統概要図

相違理由

- 【大飯】
- 記載方針の相違
(女川実績の反映:着色せず)
- 【女川】
- 設備の相違
炉型の違いによる系統、機器の相違
- 【女川】
- 記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>制御用空気系統は、空気作動弁を作動させるための空気を供給する。 【電源系】 (4) 非常用母線及び直流母線 電源を必要とする機器に電源を供給する。電源には、6.6kV、440V交流電源、直流電源がある。 (5) 非常用ディーゼル発電機 火災によって外部電源が喪失した時に必要な電源を供給する。 なお、火災防護対象機器を設置している火災区画の温度は、換気空調設備で制御している。換気空調設備が運転停止しても、火災防護対象機器は直ちに機能を失うことはなく、運転継続は可能であるため、換気空調設備は、サポート系として抽出していない。(別紙1)</p> <p>2.4.6 プロセス監視計器 原子炉が安全に停止できていることは、核分裂反応が停止していること（未臨界度：中性子束）、原子炉が冷却されていること（1次冷却水が沸騰していないこと（サブクール度：一次冷却材圧力、一次冷却材温度）、燃料が露出していないこと（インベントリ：加圧器水位、蒸気発生器水位）により確認できる。このため、これらを確認するために必要なパラメータを測定する監視系を、安全機能を有する系統とする。 なお、これらのパラメータは、表1で抽出した機能の状態を示すものでもある。</p> <table border="1" data-bbox="241 938 533 1053"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>必要パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①反応度制御</td> <td>中性子束</td> </tr> <tr> <td>②一次冷却系インベントリ制御</td> <td>加圧器水位</td> </tr> <tr> <td>③一次冷却系圧力制御</td> <td>一次冷却材圧力</td> </tr> <tr> <td>④炉内熱除去</td> <td>1次冷却材温度（広域） 蒸気発生器水位（広域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上を監視するプロセス計器の選定結果を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="190 1104 586 1396"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>必要パラメータ</th> <th>プロセス監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①反応度制御</td> <td>中性子束</td> <td>中性子線領域中性子束 N-31.32</td> </tr> <tr> <td>②一次冷却系インベントリ制御</td> <td>加圧器水位</td> <td>L-451,452,453,454</td> </tr> <tr> <td>③一次冷却系圧力制御</td> <td>一次冷却材圧力</td> <td>1次冷却材圧力（広域） P-430,430</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">④炉内熱除去</td> <td rowspan="2">一次冷却材温度</td> <td>1次冷却材高温側温度（広域） T-410,420,430,440</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">A-蒸気発生器水位(広域) L-404 B-蒸気発生器水位(広域) L-474 C-蒸気発生器水位(広域) L-484 D-蒸気発生器水位(広域) L-484</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 能	必要パラメータ	①反応度制御	中性子束	②一次冷却系インベントリ制御	加圧器水位	③一次冷却系圧力制御	一次冷却材圧力	④炉内熱除去	1次冷却材温度（広域） 蒸気発生器水位（広域）	機能	必要パラメータ	プロセス監視計器	①反応度制御	中性子束	中性子線領域中性子束 N-31.32	②一次冷却系インベントリ制御	加圧器水位	L-451,452,453,454	③一次冷却系圧力制御	一次冷却材圧力	1次冷却材圧力（広域） P-430,430	④炉内熱除去	一次冷却材温度	1次冷却材高温側温度（広域） T-410,420,430,440	蒸気発生器水位	A-蒸気発生器水位(広域) L-404 B-蒸気発生器水位(広域) L-474 C-蒸気発生器水位(広域) L-484 D-蒸気発生器水位(広域) L-484		<p>5.6. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 重要度分類審査指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に該当する系統は、「逃がし安全弁(安全弁としての開機能)」である。 逃がし安全弁(安全弁としての開機能)は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。 したがって、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.7. 原子炉停止後の除熱機能 重要度分類審査指針によると、原子炉停止後の除熱機能に該当する系統は、「残留熱を除去する系統(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレィ系、逃がし安全弁(手動逃がし機能)、自動減圧系(手動逃がし機能))」である。 これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁、電磁弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁、電磁弁等も機能喪失することとなるため、火災によって原子炉停止後の除熱機能が喪失するおそれがある。 したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレィ系、自動減圧系(手動逃がし機能)を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。 なお、「逃がし安全弁(手動逃がし機能)」が機能喪失しても、手動逃がし機能としては、「自動減圧系(手動逃がし機能)」があり、当該系統については火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とすることによって、原子炉停止後の除熱機能を確保する。 このため、「逃がし安全弁(手動逃がし機能)」の火災によって、原子炉停止後の除熱機能に影響が及ぶおそれはなく、「逃がし安全弁(手動逃がし機能)」に関する機器は消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>5.6. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 重要度分類審査指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に該当する系統は、「加圧器安全弁(開機能)」である。 加圧器安全弁(開機能)は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。 したがって、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.7. 原子炉停止後の除熱機能 重要度分類審査指針によると、原子炉停止後の除熱機能に該当する系統は、「残留熱を除去する系統(余熱除去系、補助給水系、蒸気発生器2次側隔離弁までの主蒸気系・給水系、主蒸気安全弁、主蒸気逃がし弁(手動逃がし機能))」である。 これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁等も機能喪失することとなるため、火災によって原子炉停止後の除熱機能が喪失するおそれがある。 したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、余熱除去系、補助給水系、蒸気発生器2次側隔離弁までの主蒸気系・給水系を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。 なお、「主蒸気安全弁」は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉停止後の除熱機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。 このため、「主蒸気安全弁」については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 系統を構成する機器の相違の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 女川は「逃がし安全弁(手動逃がし機能)」は「自動減圧系(手動逃がし機能)」にて代替可能なため、消防法又は建築基準法による防護としているが、泊は「主蒸気安全弁」は火災によって機能を失わない</p>
機 能	必要パラメータ																														
①反応度制御	中性子束																														
②一次冷却系インベントリ制御	加圧器水位																														
③一次冷却系圧力制御	一次冷却材圧力																														
④炉内熱除去	1次冷却材温度（広域） 蒸気発生器水位（広域）																														
機能	必要パラメータ	プロセス監視計器																													
①反応度制御	中性子束	中性子線領域中性子束 N-31.32																													
②一次冷却系インベントリ制御	加圧器水位	L-451,452,453,454																													
③一次冷却系圧力制御	一次冷却材圧力	1次冷却材圧力（広域） P-430,430																													
④炉内熱除去	一次冷却材温度	1次冷却材高温側温度（広域） T-410,420,430,440																													
		蒸気発生器水位																													
	A-蒸気発生器水位(広域) L-404 B-蒸気発生器水位(広域) L-474 C-蒸気発生器水位(広域) L-484 D-蒸気発生器水位(広域) L-484																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.8. 炉心冷却機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、炉心冷却機能に該当する系統は、「非常用炉心冷却系(残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系)」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁、電磁弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁、電磁弁等も機能喪失することとなるため、火災によって炉心冷却機能が喪失するおそれがある。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.9. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能に該当する系統は「安全保護系(原子炉緊急停止の安全保護回路、非常用炉心冷却系作動の安全保護回路、主蒸気隔離の安全保護回路、原子炉格納容器隔離の安全保護回路、非常用ガス処理系作動の安全保護回路)」である。これらは、火災による機能への影響について個別に評価する必要がある。</p> <p>したがって、ここでは、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、安全保護系を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.10. 安全上特に重要な関連機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、安全上特に重要な関連機能に該当する系統は、「非常用所内電源系、制御室及びその遮蔽・非常用換気空調系、非常用補機冷却水系、直流電源系」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁、電磁弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が</p>	<p>5.8. 炉心冷却機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、炉心冷却機能に該当する系統は、「非常用炉心冷却系(低圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系)」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失すると当該ポンプ、電動弁等も機能喪失することとなるため、火災によって炉心冷却機能が喪失するおそれがある。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、非常用炉心冷却系(低圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系)を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.9. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能に該当する系統は「安全保護系(原子炉トリップの安全保護回路、非常用炉心冷却設備作動の安全保護回路、格納容器スプレイ作動の安全保護回路、主蒸気ライン隔離の安全保護回路、格納容器隔離の安全保護回路)」である。これらは、火災による機能への影響について個別に評価する必要がある。</p> <p>したがって、ここでは、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、安全保護系を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.10. 安全上特に重要な関連機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、安全上特に重要な関連機能に該当する系統は、「非常用所内電源系、制御室及びその遮蔽・換気空調系、原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系、直流電源系、制御用圧縮空気設備」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等のうち、ポンプ、電動弁等については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失</p>	<p>ため、消防法又は建築基準法による防護としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 系統を構成する機器の相違の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】</p>	<p>ため、消防法又は建築基準法による防護としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 系統を構成する機器の相違の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【大飯】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊3号炉との比較のため、2.4.5項から抜粋して記載</p> <p>なお、火災防護対象機器を設置している火災区画の温度は、換気空調設備で制御している。換気空調設備が運転停止しても、火災防護対象機器は直ちに機能を失うことなく、運転継続は可能であるため、換気空調設備は、サポート系として抽出していない。(別紙1)</p>	<p>機能喪失すると当該ポンプ、電動弁等も機能喪失することとなる。また、電源盤、制御盤等については、当該盤等から火災が発生する可能性を否定できない。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、非常用ディーゼル発電設備、非常用所内電源設備(交流)、直流電源系、原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系、高圧炉心スプレィ補機冷却水系、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系、非常用換気空調系、換気空調補機非常用冷却水系を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>なお、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な換気設備の抽出について、添付資料3に示す。</p>	<p>すると当該ポンプ等も機能喪失することとなる。また、電源盤、制御盤等については、当該盤等から火災が発生する可能性を否定できない。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、ディーゼル発電機設備、所内電源系統(非常用母線)、直流電源系、原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系、制御用圧縮空気設備を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系については、温度評価(添付資料3)の結果、換気空調設備が運転停止しても「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>このため、「中央制御室換気空調系」の火災によって、安全上特に重要な関連機能に影響を及ぼす系統はなく、「中央制御室換気空調系」に関する機器は消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>なお、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な換気空調設備の抽出について、添付資料3に示す。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】</p> <p>■設計の相違 系統を構成する機器の相違の相違 【女川】</p> <p>■設備名称の相違 【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊は中央制御室等の温度評価の結果、換気空調設備が停止しても原子炉の高温停止及び低温停止機能に影響が及ぶおそれはないため、消防法又は建築基準法による防護としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 大飯も泊と同様、温度評価を実施し、換気空調系が停止しても原子炉の高温停止及び低温停止に影響が及ばないと整理している。 【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.11. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能に該当する系統は、「逃がし安全弁(吹き止まり機能に関連する部分)」である。</p> <p>逃がし安全弁(吹き止まり機能に関連する部分)は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。</p> <p>したがって、火災によって安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.12. 事故時のプラント状態の把握機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、事故時のプラント状態の把握機能に該当する系統は「事故時監視計器の一部」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等については、火災によって制御ケーブル等が機能喪失すると当該計器が機能喪失し、事故時のプラント状態把握機能が喪失するおそれがある。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持す</p>	<p>5.11. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能に該当する系統は、「加圧器安全弁(吹き止まり機能に関する部分)、加圧器逃がし弁(吹き止まり機能に関する部分)」である。</p> <p>加圧器逃がし弁(吹き止まり機能に関する部分)については、火災によって電源ケーブルや制御ケーブル等が機能喪失すると加圧器逃がし弁(吹き止まり機能に関する部分)も機能喪失することとなるため、火災によって安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能が喪失するおそれがある。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として加圧器逃がし弁(吹き止まり機能に関する部分)を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>加圧器安全弁(吹き止まり機能に関する部分)は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって安全弁の吹き止まり機能に影響が及ぶおそれはない^{※2}。</p> <p>このため、加圧器安全弁(吹き止まり機能に関する部分)については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.12. 事故時のプラント状態の把握機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、事故時のプラント状態の把握機能に該当する系統は「事故時監視計器の一部」である。</p> <p>これらの系統を構成する機器等については、火災によって制御ケーブル等が機能喪失すると当該計器が機能喪失し、事故時のプラント状態把握機能が喪失するおそれがある。</p> <p>したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持す</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 泊は加圧器逃がし弁も本機能に該当する機器であるため、個別に火災による影響を評価し記載している。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違 泊は本機能を有する加圧器安全弁と加圧器逃がし弁のうち、加圧器安全弁についてのみ消防法又は建築基準法による防護とするため、記載表現が相違している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>るために必要な機能を確保するための系統として、事故時監視計器の一部から「安全機能を有する計測制御装置の設計指針 (JEAG4611-2009)」を参考に必要な計測制御装置を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.13. 制御室外からの安全停止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、制御室外からの安全停止機能に該当する系統は「制御室外原子炉停止装置(安全停止に関連するもの)」である。</p> <p>本装置の制御盤については、当該盤等から火災が発生する可能性を否定できない。したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、制御室外原子炉停止装置(安全停止に関連するもの)を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>※1 環境条件から火災が発生するおそれがないもの</p> <p>原子炉圧力容器は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止の状態にあっては、原子炉冷却材を含む閉じた系統となり、原子炉圧力容器内で火災が発生するおそれはない。</p>	<p>るために必要な機能を確保するための系統として、事故時監視計器の一部から「安全機能、重大事故等に対処する機能を有する計測制御装置の設計指針 (JEAG4611-2021)」を参考に必要な計測制御装置を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.13 異常状態の緩和機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、異常状態の緩和機能に該当する系統は、「加圧器逃がし弁(手動開閉機能)、加圧器ヒータ(後備ヒータ)、加圧器逃がし弁元弁(閉機能)」である。</p> <p>これらの系統のうち、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な系統として「加圧器逃がし弁(手動開閉機能)」を原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等として抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>5.14. 制御室外からの安全停止機能</p> <p>重要度分類審査指針によると、制御室外からの安全停止機能に該当する系統は「制御室外原子炉停止装置(安全停止に関連するもの)」である。</p> <p>本装置の制御盤については、当該盤等から火災が発生する可能性を否定できない。したがって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を確保するための系統として、制御室外原子炉停止装置(安全停止に関連するもの)を抽出し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>※1 環境条件から火災が発生するおそれがないもの</p> <p>原子炉容器は、原子炉の状態がモード1～モード5の状態にあっては、原子炉冷却材を含む閉じた系統となり、原子炉容器内で火災が発生するおそれはない。</p>	<p>■記載方針の相違 最新版を参照したことによる相違</p> <p>【女川】 ■機能の相違 当該機能はPWRのみが有する機能であり、BWRにはない機能のため、相違している。 【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 抽出された機能の相違による項目番号の相違</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の違いによる系統、機器の相違 【女川】 ■記載方針の相違 泊はプラント状態を運転モードで表記している。 【大飯】 ■記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

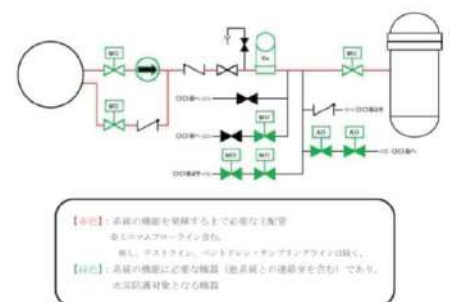
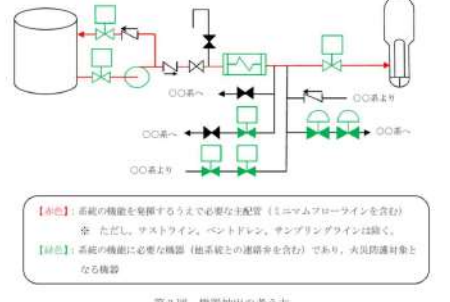
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 弁・配管等に対する火災の影響</p> <p>弁、配管等（フランジ）には、膨張黒鉛等を主成分とするパッキン類を使用している。パッキン類は、弁、フランジの内部に取り付けており、機器外の火災によって、直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキン類の温度も上昇するが、パッキン類のシート面は機器内の流体と接しており、大幅な温度上昇は考えにくい。</p> <p>仮に、万一パッキン類が長時間高温になって、シート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度であり、弁、配管等の機能が失われることはない。</p>	<p>使用済燃料プール等のように水で満たされている設備の内部についても、火災が発生するおそれはない。</p> <p>以上のように、環境条件から火災が発生するおそれがないと判断できる系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>※2 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの</p> <p>金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等(フランジ部等を含む)には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接過熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。(第2-3図)</p> <p>以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>使用済燃料ピット等のように水で満たされている設備の内部についても、火災が発生するおそれはない。</p> <p>以上のように、環境条件から火災が発生するおそれがないと判断できる系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>※2 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの</p> <p>金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等(フランジ部等を含む)には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接過熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。(第2図)</p> <p>以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>(女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="152 159 616 406" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="73 624 537 647" data-label="Section-Header"> <p>2.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定</p> </div> <div data-bbox="94 655 698 750" data-label="Text"> <p>火災防護に係る審査基準において、「原子炉の高温停止または低温停止に影響を及ぼす可能性のある機器」と定義されている火災防護対象機器の選定の考え方を示す。</p> </div> <div data-bbox="94 758 698 852" data-label="Text"> <p>図1に示す火災防護対象機器の選定の考え方に従い、まず、火災防護の対象となる系統を選定し、その系統を構成する機器から、火災防護対象機器を選定する。</p> </div> <div data-bbox="94 860 698 919" data-label="Text"> <p>また、放射性物質の貯蔵等に関わる機器について、添付資料2に示す。</p> </div> <div data-bbox="179 949 616 1412" data-label="Diagram"> </div>	<div data-bbox="851 191 1176 606" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="750 655 1332 885" data-label="Text"> <p>上記で抽出された系統も含め、系統図・単線結線図・展開接続図から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要なポンプ・電動機・弁・計器等、及びこれらに関連する電源盤・制御盤・ケーブル等を抽出した。抽出された各機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。その結果を添付資料5に示す。</p> <p>なお、火災防護対策の評価対象となる各機器については、以下の考え方に基づき抽出した。</p> </div> <div data-bbox="728 997 851 1021" data-label="Section-Header"> <p>a. 機器抽出</p> </div> <div data-bbox="728 1029 1332 1157" data-label="Text"> <p>系統の機能を確保するうえで必要な主配管上にある機器(ポンプ、ファン、電動弁、空気作動弁)については全て抽出する。抽出した機器について、各機器の火災に対する耐性と機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価する。</p> </div> <div data-bbox="728 1165 1332 1364" data-label="Text"> <p>なお、主配管上には設置されないが他系統と接続されるバウンダリ弁(電動弁、空気作動弁)については、適切に動作しないと系統機能に影響が生じることを考慮し、二次弁まで評価対象として抽出する。ただし、二次弁の火災による誤動作が想定されない逆止弁や手動弁の止め弁がある場合については、一次弁までを抽出範囲とする。(第2-4図)</p> </div>	<div data-bbox="1444 191 1848 606" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1366 655 1971 885" data-label="Text"> <p>上記で抽出された系統も含め、系統図・単線結線図・展開接続図から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要なポンプ・電動機・弁・計器等、及びこれらに関連する電源盤・制御盤・ケーブル等を抽出した。抽出された各機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。その結果を添付資料5に示す。</p> <p>なお、火災防護対策の評価対象となる各機器については、以下の考え方に基づき抽出した。</p> </div> <div data-bbox="1355 997 1478 1021" data-label="Section-Header"> <p>a. 機器抽出</p> </div> <div data-bbox="1355 1029 1971 1157" data-label="Text"> <p>系統の機能を確保するうえで必要な主配管上にある機器(ポンプ、ファン、電動弁、空気作動弁)については全て抽出する。抽出した機器について、各機器の火災に対する耐性と機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価する。</p> </div> <div data-bbox="1355 1165 1971 1364" data-label="Text"> <p>なお、主配管上には設置されないが他系統と接続されるバウンダリ弁(電動弁、空気作動弁)については、適切に動作しないと系統機能に影響が生じることを考慮し、二次弁まで評価対象として抽出する。ただし、二次弁の火災による誤動作が想定されない逆止弁や手動弁の止め弁がある場合については、一次弁までを抽出範囲とする。(第3図)</p> </div>	<div data-bbox="1982 183 2161 311" data-label="Text"> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> </div> <div data-bbox="1982 997 2161 1125" data-label="Text"> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> </div>

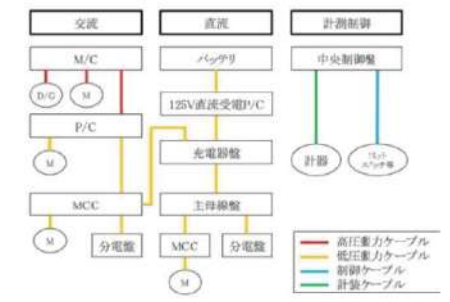
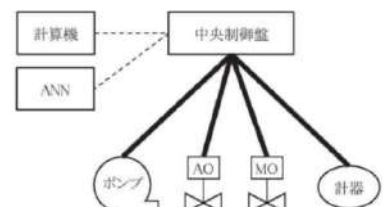
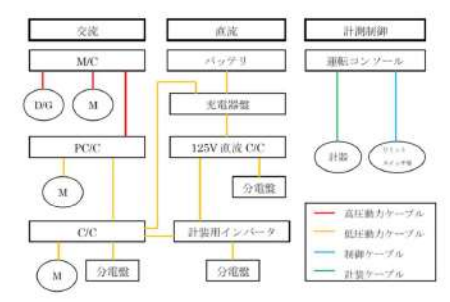
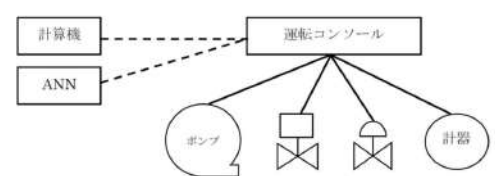
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火災防護対象機器の定義から、原子炉の高温停止または低温停止の機能を有する安全系の系統を構成する機器（①）のうち、その系統が機能を果たすために必要な機器（②）であって、火災の影響で、機能を失うおそれがある機器（③）を火災防護対象機器として選定する。</p> <p>図1 火災防護対象機器の選定の考え方</p> <p>3. 火災防護対象機器の選定（②、③）</p> <p>3.1 火災防護対象機器の選定</p> <p>2項で抽出した系統を添付資料3に示す。（②）当該系統が機能を果たすラインを構成する添付資料4の機器から、火災防護対象機器を選定する。（③）</p> <p>火災防護対象機器を選定する考え方は、図1に示すとおりであり、火災防護対象とならなかった理由（a～e）を合わせて、添付資料4に示す。</p> <p>抽出された機器はすべて、MS-1及びPS-1等に属する機器である。</p> <p>a：同じ機能を有するものが複数ある場合 例：中央制御盤に起動スイッチがある場合の現場スイッチ</p> <p>b：火災の影響で機能喪失のおそれのある機器ではない 例：火災源とならない機器 外部に影響を及ぼす火災源とならない機器</p> <p>c：火災によって誤動作しても、系統の機能を喪失させない機器 例：ミニマムフロー弁、連絡弁、安全側（フェイル・セーフ側）に動作する機器</p> <p>d：手で弁位置を復旧させることで、系統の機能を喪失させない機器。ただし、高温停止にするための機器は除く。 例：低温停止にするための系統の電動弁</p> <p>e：火災の影響で機能喪失した場合であっても別の監視計器によって代替が可能である計器。ただし、火災の影響によって自動起動する可能性がある機器の運転状態を監視するためのものは除く。 （「参考資料 計器類の扱いについて」参照）</p> <p>なお、加圧器逃がし弁2弁の誤開については、中央制御盤内でスイッチ、配線等の構成部品に火災が発生しても、近接する他の構成部品に影響が波及しないことを実証試験等により確認するとともに、その実証試験の知見に基づく隔離距離を確保した設計を行っている。（資料6添付資料5参照）加圧器逃がし弁から中央制御室までのケーブルについても、電線管や耐火壁等により分離されており、単一の内部火災</p>	 <p>第2-4図：機器抽出の考え方</p> <p>b. 計器類の抽出 計器類については上記の系統機能が発揮されていることを適切に監視するために必要な計器について、JEAG4611-2009「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」の分類を参考に、各々の監視パラメータに対応する指示計、記録計を抽出する。</p> <p>c. 火災防護対策が必要なケーブル 上述の機器や計器類を抽出後、それらに必要な火災防護対策対象ケーブルを展開接続図(ECWD)で特定する。次に、配線表やケーブルトレイ配置図を用いてケーブルルートを調査し、特定する。</p> <p>ケーブルルート調査の範囲については、交流、直流、計測制御のそれぞれの電源盤や制御盤から末端のローカル機器に至る全ての範囲、ケーブル種別では高圧動力ケーブル、低圧動力ケーブル、制御ケーブル、計装ケーブルを含む全ての範囲とする。（第2-5図）</p>	 <p>第3図 機器抽出の考え方</p> <p>b. 計器類の抽出 計器類については上記の系統機能が発揮されていることを適切に監視するために必要な計器について、JEAG4611-2021「安全機能、重大事故等に対処する機能を有する計測制御装置の設計指針」の分類を参考に、各々の監視パラメータに対応する指示計、記録計を抽出する。</p> <p>c. 火災防護対策が必要なケーブル 上述の機器や計器類を抽出後、それらに必要な火災防護対策対象ケーブルを展開接続図(EWD)で特定する。次に、配線接続図やケーブルトレイ配置図を用いてケーブルルートを調査し、特定する。</p> <p>ケーブルルート調査の範囲については、交流、直流、計測制御のそれぞれの電源盤や制御盤から末端のローカル機器に至る全ての範囲、ケーブル種別では高圧動力ケーブル、低圧動力ケーブル、制御ケーブル、計装ケーブルを含む全ての範囲とする。（第4図）</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違 最新版を参照したことによる相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 展開接続図及び配線接続図の略称・呼称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>によって各々のケーブルが同時に影響を受けることはなく、同時に加圧器逃がし弁が誤開することはない。</p> <p>加えて、加圧器逃がし弁が独立で故障する確率は、$1.4E-8$ (1/Hr) であり、単一の火災で加圧器逃がし弁2弁が誤開する可能性は低いと考えられる。(原子力発電所に関する確率論的安全評価用の機器故障率の算出(1982年度～1997年度16カ年49基データ改訂版))</p> <p>また、抽出した系統が他の系統と接続している場合の境界となる弁を確認した結果、以下のとおり、火災の影響により境界となる弁が誤動作し、当該系統が機能を失わせるものはなかった。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第2-5図 火災防護対象ケーブル調査範囲</p> <p>また、機器(ポンプ、弁等)に接続される動力ケーブルとポンプの起動・停止信号や弁の開閉信号等、機器の動作に係るケーブル及び、制御回路のケーブルを抽出する。</p> <p>計器については接続される計装ケーブル、計器の電源ケーブルを抽出する。なお、計算機入力信号、警報回路等は、動作に直接影響しないため抽出対象外とする。(第2-6図)</p>  <p>第2-6図 制御系ケーブル抽出対象範囲</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第4図 火災防護対象ケーブル調査範囲</p> <p>また、機器(ポンプ、弁等)に接続される動力ケーブルとポンプの起動・停止信号や弁の開閉信号等、機器の動作に係るケーブル及び、制御回路のケーブルを抽出する。</p> <p>計器については接続される計装ケーブル、計器の電源ケーブルを抽出する。なお、計算機入力信号、警報回路等は、動作に直接影響しないため抽出対象外とする。(第5図)</p>  <p>第5図 制御系ケーブル抽出対象範囲</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: right;">参考資料</p> <p style="text-align: center;">計器類の扱いについて</p> <p>(1) 溢水で防護対象としている計器の扱い</p> <p>溢水で防護対象としている計器で、火災防護対象としていないものの理由を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 火災防護対象としていない計器の説明</p> <table border="1" data-bbox="134 443 638 1305"> <thead> <tr> <th>溢水防護対象の計器</th> <th>火災防護対象機器に選定しない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸タンク水位</td> <td>ほう酸タンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、タンク水位が変動することはない。また、停止時にタンクのほう酸水を1次系に注水していることは、ほう酸ポンプ、充てんポンプが運転していること、充てん流量等で確認でき、さらに、ほう酸が1次系に注入され、未臨界が維持されていることは、火災防護対象である中性子束により確認できる。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>燃料取替用水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響でピット水位が変動することはない。また、高圧注入系によって燃料取替用水ピットの水を1次系に注水していることは、火災防護対象である高圧注入ポンプ流量で確認できる。さらに、高圧注入系によって炉心の冷却性、インベントリが確保されていることは、火災防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力 (広域)</td> <td>格納容器圧力の上昇により格納容器スプレイを自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (スプレイの起動信号を発信) するため、防護対象としていない。なお、火災により発生する事故で、格納容器スプレイが自動起動するような格納容器圧力の上昇がないことは、確認している。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力</td> <td>主蒸気圧力の低下により非常用炉心冷却設備を自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (非常用炉心冷却設備の起動信号を発信) するため、防護対象としていない。</td> </tr> <tr> <td>復水ピット水位</td> <td>復水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、ピット水位が変動することはない。また、補助給水系によって、復水ピットの水を蒸気発生器に注水していることは、火災防護対象である</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助給水系の流量、蒸気発生器の水位で確認できる。蒸気発生器から炉心を冷却していることは、防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> <td>サージタンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、サージタンク水位が変動することはない。万一、火災によりタンク水位が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。原子炉補機冷却水系統の異常の有無は、ポンプの運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。</td> </tr> <tr> <td>制御用空気供給母管圧力</td> <td>母管圧力は、定期的に確認しており、火災の影響で母管圧力が低下することはない。万一、火災により圧力が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。制御用空気系統の異常の有無は、圧縮機の運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。</td> </tr> </tbody> </table>	溢水防護対象の計器	火災防護対象機器に選定しない理由	ほう酸タンク水位	ほう酸タンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、タンク水位が変動することはない。また、停止時にタンクのほう酸水を1次系に注水していることは、ほう酸ポンプ、充てんポンプが運転していること、充てん流量等で確認でき、さらに、ほう酸が1次系に注入され、未臨界が維持されていることは、火災防護対象である中性子束により確認できる。	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響でピット水位が変動することはない。また、高圧注入系によって燃料取替用水ピットの水を1次系に注水していることは、火災防護対象である高圧注入ポンプ流量で確認できる。さらに、高圧注入系によって炉心の冷却性、インベントリが確保されていることは、火災防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。	格納容器圧力 (広域)	格納容器圧力の上昇により格納容器スプレイを自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (スプレイの起動信号を発信) するため、防護対象としていない。なお、火災により発生する事故で、格納容器スプレイが自動起動するような格納容器圧力の上昇がないことは、確認している。	主蒸気圧力	主蒸気圧力の低下により非常用炉心冷却設備を自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (非常用炉心冷却設備の起動信号を発信) するため、防護対象としていない。	復水ピット水位	復水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、ピット水位が変動することはない。また、補助給水系によって、復水ピットの水を蒸気発生器に注水していることは、火災防護対象である		補助給水系の流量、蒸気発生器の水位で確認できる。蒸気発生器から炉心を冷却していることは、防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。	原子炉補機冷却水サージタンク水位	サージタンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、サージタンク水位が変動することはない。万一、火災によりタンク水位が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。原子炉補機冷却水系統の異常の有無は、ポンプの運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。	制御用空気供給母管圧力	母管圧力は、定期的に確認しており、火災の影響で母管圧力が低下することはない。万一、火災により圧力が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。制御用空気系統の異常の有無は、圧縮機の運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>大飯は監視計器のみ溢水防護と比較しているが、泊は別資料 (添付資料7) にて、火災防護と溢水防護の対象全体を比較していることから、本記載はない。</p> <p>(泊は女川と同様の記載構成)</p>
溢水防護対象の計器	火災防護対象機器に選定しない理由																				
ほう酸タンク水位	ほう酸タンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、タンク水位が変動することはない。また、停止時にタンクのほう酸水を1次系に注水していることは、ほう酸ポンプ、充てんポンプが運転していること、充てん流量等で確認でき、さらに、ほう酸が1次系に注入され、未臨界が維持されていることは、火災防護対象である中性子束により確認できる。																				
燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響でピット水位が変動することはない。また、高圧注入系によって燃料取替用水ピットの水を1次系に注水していることは、火災防護対象である高圧注入ポンプ流量で確認できる。さらに、高圧注入系によって炉心の冷却性、インベントリが確保されていることは、火災防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。																				
格納容器圧力 (広域)	格納容器圧力の上昇により格納容器スプレイを自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (スプレイの起動信号を発信) するため、防護対象としていない。なお、火災により発生する事故で、格納容器スプレイが自動起動するような格納容器圧力の上昇がないことは、確認している。																				
主蒸気圧力	主蒸気圧力の低下により非常用炉心冷却設備を自動起動させる信号系は、火災の影響を受けると安全側に動作 (非常用炉心冷却設備の起動信号を発信) するため、防護対象としていない。																				
復水ピット水位	復水ピット水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、ピット水位が変動することはない。また、補助給水系によって、復水ピットの水を蒸気発生器に注水していることは、火災防護対象である																				
	補助給水系の流量、蒸気発生器の水位で確認できる。蒸気発生器から炉心を冷却していることは、防護対象であるサブクール度、加圧器水位で確認できる。																				
原子炉補機冷却水サージタンク水位	サージタンク水位は、定期的に確認しており、火災の影響で、サージタンク水位が変動することはない。万一、火災によりタンク水位が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。原子炉補機冷却水系統の異常の有無は、ポンプの運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。																				
制御用空気供給母管圧力	母管圧力は、定期的に確認しており、火災の影響で母管圧力が低下することはない。万一、火災により圧力が確認できなくなったとしても、直ちにプラント安全に影響を及ぼさない。制御用空気系統の異常の有無は、圧縮機の運転状態等から検知でき、適切な処置ができる。																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>(2)原子炉施設保安規定の監視計器に照らした確認</p> <p>原子炉施設保安規定 34 条の監視計器の安全機能を有する機器への選定状況を表 2 に示す。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊では監視計器はJEA04611 から網羅的に選定しているが、大飯は原子炉の安全停止に必要な系統上の計器を自ら選定しているため、保安規定に照らした確認を実施している。(泊は女川と同様な計器選定)</p>																														
<p>表 2 保安規定34条の要求にあるプロセス監視計器 (1/3)</p> <p>＜説明＞ ○：安全機能を有する機器 ×：安全機能を有しない機器</p> <table border="1" data-bbox="134 263 638 1093"> <thead> <tr> <th>プロセス監視計器</th> <th>評価内容</th> <th>安全機能を有する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材圧力を確保するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材の保有量を確保するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材高温順温度 (広域)</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低周順温度 (広域)</td> <td>高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、主蒸気ラインの圧力を確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、蒸気発生器からの蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>通常運転中に蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほうげんタンク水位</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、ほうげんタンクに入れていることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料配管排水ピット水位</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、高圧注入系によって1次系に注水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス監視計器	評価内容	安全機能を有する機器	1次冷却材圧力	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材圧力を確保するためのプロセス監視計器である。	○	加圧器水位	高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材の保有量を確保するためのプロセス監視計器である。	○	1次冷却材高温順温度 (広域)	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○	1次冷却材低周順温度 (広域)	高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○	主蒸気ライン圧力	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、主蒸気ラインの圧力を確認するためのプロセス監視計器である。	○	蒸気発生器水位 (広域)	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、蒸気発生器からの蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。	○	蒸気発生器水位 (狭域)	通常運転中に蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。	○	ほうげんタンク水位	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、ほうげんタンクに入れていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○	燃料配管排水ピット水位	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、高圧注入系によって1次系に注水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○			
プロセス監視計器	評価内容	安全機能を有する機器																															
1次冷却材圧力	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材圧力を確保するためのプロセス監視計器である。	○																															
加圧器水位	高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材の保有量を確保するためのプロセス監視計器である。	○																															
1次冷却材高温順温度 (広域)	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
1次冷却材低周順温度 (広域)	高温停止、低周停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、1次冷却材が冷却されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
主蒸気ライン圧力	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、主蒸気ラインの圧力を確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
蒸気発生器水位 (広域)	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、蒸気発生器からの蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
蒸気発生器水位 (狭域)	通常運転中に蒸気発生器水位を確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
ほうげんタンク水位	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、ほうげんタンクに入れていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○																															
燃料配管排水ピット水位	高温停止、低温停止の達成及び低周停止の維持を行う際に、高圧注入系によって1次系に注水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;"><注> ○：安全機能を有する機器 ×：安全機能を有していない機器</p> </div> <p style="font-size: x-small;">表2 保安規定3-4条の要求にあるプロセス監視計器 (2/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">プロセス監視計器</th> <th style="width: 40%;">評価内容</th> <th style="width: 30%;">安全機能を有する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水ピット水位</td> <td>高温停止、低温停止の達成及び低温停止の維持を行う間に、補助給水が異常発生して給水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋冷却水サージタンク水位</td> <td>閉ループで構成される原子炉建屋冷却水系統の備えいを監視するためのプロセス監視計器である。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内循環サンプ水位の確保が必要を併せて監視することはない。</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>格納容器内圧力</td> <td>加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエアモニタ (広レンジ)</td> <td>火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内高レンジエアモニタを用いた監視の確保は不要である。</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエアモニタ (狭レンジ)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス監視計器	評価内容	安全機能を有する機器	復水ピット水位	高温停止、低温停止の達成及び低温停止の維持を行う間に、補助給水が異常発生して給水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○	原子炉建屋冷却水サージタンク水位	閉ループで構成される原子炉建屋冷却水系統の備えいを監視するためのプロセス監視計器である。	○	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内循環サンプ水位の確保が必要を併せて監視することはない。	×	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○	格納容器内圧力	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○	格納容器内温度	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○	格納容器内高レンジエアモニタ (広レンジ)	火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内高レンジエアモニタを用いた監視の確保は不要である。	×	格納容器内高レンジエアモニタ (狭レンジ)		×			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊では監視計器はJEA04611から網羅的に選定しているが、大飯は原子炉の安全停止に必要な系統上の計器を自ら選定しているため、保安規定に照らした確認を実施している。(泊は女川と同様な計器選定)</p>
プロセス監視計器	評価内容	安全機能を有する機器																												
復水ピット水位	高温停止、低温停止の達成及び低温停止の維持を行う間に、補助給水が異常発生して給水されていることを確認するためのプロセス監視計器である。	○																												
原子炉建屋冷却水サージタンク水位	閉ループで構成される原子炉建屋冷却水系統の備えいを監視するためのプロセス監視計器である。	○																												
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内循環サンプ水位の確保が必要を併せて監視することはない。	×																												
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○																												
格納容器内圧力	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○																												
格納容器内温度	加圧器過し弁が閉鎖した場合、格納容器内循環を監視するためのプロセス監視計器である。	○																												
格納容器内高レンジエアモニタ (広レンジ)	火災では1次冷却材配管等の機械的損傷は想定できず、大規模な原子炉冷却材配管の破損が生じないことから、格納容器内高レンジエアモニタを用いた監視の確保は不要である。	×																												
格納容器内高レンジエアモニタ (狭レンジ)		×																												

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>表2 保安規定3-4章の要素にあるプロセス監視計器 (13/73)</p> <p>注：(1) 計器の監視する対象 (2) 計器の監視する対象 (3) 計器の監視する対象</p> <table border="1" data-bbox="129 159 631 845"> <thead> <tr> <th>プロセス監視計器</th> <th>詳細内容</th> <th>保安機能を有する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御室空圧力</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、制御室空圧力監視計器が機能することを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>高圧注入装置</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、高圧注入装置の1つの手段である高圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低圧注入装置</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、低圧注入装置の1つの手段である低圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>補助給水装置</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、補助給水装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>炉内循環中性子束</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、炉内循環中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>中間貯蔵中性子束</td> <td>高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、中間貯蔵中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>1次冷却回路循環流量 (熱電)</td> <td>保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>1次冷却回路循環流量 (熱電)</td> <td>保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>1次冷却回路流量</td> <td>保安規定中に1次冷却回路流量を維持するためのプロセス監視計器である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)運転監視への影響</p> <p>原子炉施設保安規定の監視計装の所要チャンネル数が失われ、予め定めた時間(許容運転時間)内に復旧できない場合は、原子炉施設保安規定に従いモードを移行する。それ以外の計器の監視機能が失われた場合は、他のパラメータによって、プラント状態に異常がないことが確認できる場合は、他のパラメータの監視を継続して現状を維持するとともに、計器を復旧させる。</p> <p>また、可能性は低いですが、プラント状態に異常がないことが確認できない場合は、停止操作を含む状況に応じた措置を行うことから、原子炉停止判断が必要時にできなくなることはない。</p> <p>なお、正確な情報が把握できない場合、当直課長は安全側の処置を講ずる旨を社内文書で定めている。火災の影響で計器が使用できなくなった場合に、代替手段によりプラント状態を把握・監視することは、本社内文書に従った対応である。運転員は、複数のパラメータから総合的にプラント状態を判断する訓練を実施しており、あるパラメータの計器が使えない場合は、代替となりえるパラメータを監視しながらプラントを停止・冷却することが可能である。</p>	プロセス監視計器	詳細内容	保安機能を有する機器	制御室空圧力	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、制御室空圧力監視計器が機能することを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	高圧注入装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、高圧注入装置の1つの手段である高圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	低圧注入装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、低圧注入装置の1つの手段である低圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	補助給水装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、補助給水装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	炉内循環中性子束	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、炉内循環中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	中間貯蔵中性子束	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、中間貯蔵中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	1次冷却回路循環流量 (熱電)	保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	1次冷却回路循環流量 (熱電)	保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>	1次冷却回路流量	保安規定中に1次冷却回路流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊では監視計器はJEA04611 から網羅的に選定しているが、大飯は原子炉の安全停止に必要な系統上の計器を自ら選定しているため、保安規定に照らした確認を実施している。(泊は女川と同様な計器選定)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>当該記載は火災防護の設計に関するものではなく、保安規定に基づく対応についての内容であるため、記載していない。</p>
プロセス監視計器	詳細内容	保安機能を有する機器																															
制御室空圧力	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、制御室空圧力監視計器が機能することを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
高圧注入装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、高圧注入装置の1つの手段である高圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
低圧注入装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、低圧注入装置の1つの手段である低圧注入装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
補助給水装置	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、補助給水装置の機能を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
炉内循環中性子束	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、炉内循環中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
中間貯蔵中性子束	高温停止・低温停止の達成及び低減停止の維持を行う際に、中間貯蔵中性子束の出力が低下していることを確認するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
1次冷却回路循環流量 (熱電)	保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
1次冷却回路循環流量 (熱電)	保安規定中に1次冷却回路循環流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															
1次冷却回路流量	保安規定中に1次冷却回路流量を維持するためのプロセス監視計器である。	<input type="checkbox"/>																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.3 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」時の単一故障を考慮した原子炉停止について</p> <p>2.4.4項で示した通り、原子力発電所に単一の内部火災を想定した場合、原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」に対処するための機器に単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉が支障なく低温停止に移行できる。（添付資料5）</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊も同様に評価を実施しており、資料10に記載しており、機器選定に関する記載ではないことから、本資料には記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">換気空調設備の評価</p> <p>大飯発電所3 / 4号炉の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」を設置しているエリアは、機器の周囲温度を設計許容温度以下とするよう、換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>このため、これら換気空調設備の停止時における「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」の設置エリアの室内温度の評価結果を以下にまとめる。</p> <p>(1) 対象となる換気空調設備</p> <p>大飯3 / 4号炉の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」設置エリアは、表5に示す換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>表5 原子炉の安全停止に必要な機器に対する換気空調設備について</p> <table border="1" data-bbox="145 821 638 1173"> <thead> <tr> <th>原子炉の安全停止に必要な機器</th> <th>換気空調設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系（安全保護シーケンス装置等）</td> <td>安全補機用閉器室空調装置</td> </tr> <tr> <td>補助給水系統（電動補助給水ポンプ等）</td> <td>タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御系統（充てんポンプ等）</td> <td>補助建屋給気ファン、排気ファン ほうげんポンプ室空調装置</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系統（高圧注入ポンプ等）</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>余熱除去系統（余熱除去ポンプ等）</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系統（海水ポンプ等）</td> <td>—（屋外設置）</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系統（原子炉補機冷却水ポンプ等）</td> <td>補助建屋給気ファン、排気ファン</td> </tr> <tr> <td>制御用空気系統（制御用空気圧縮機等）</td> <td>制御用空気圧縮機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>非常用電源（安全系電源装置等）</td> <td>安全補機用閉器室空調装置</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室空調装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 評価</p> <p>表5に示す換気空調設備の停止を想定した場合の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」設置エリアの室温評価の方法を以下に示す。</p> <p>a. 室温評価方法</p> <p>室温評価では、構造体構成情報、初期室内温度、室内発熱量、室外温度等に基づき、室内体積及び構造体への熱移動計算を繰り返し、一定時間後の室内温度を求めた。</p>	原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備	安全保護系（安全保護シーケンス装置等）	安全補機用閉器室空調装置	補助給水系統（電動補助給水ポンプ等）	タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置	化学体積制御系統（充てんポンプ等）	補助建屋給気ファン、排気ファン ほうげんポンプ室空調装置	高圧注入系統（高圧注入ポンプ等）	安全補機室冷却装置	余熱除去系統（余熱除去ポンプ等）	安全補機室冷却装置	原子炉補機冷却海水系統（海水ポンプ等）	—（屋外設置）	原子炉補機冷却水系統（原子炉補機冷却水ポンプ等）	補助建屋給気ファン、排気ファン	制御用空気系統（制御用空気圧縮機等）	制御用空気圧縮機室換気装置	非常用電源（安全系電源装置等）	安全補機用閉器室空調装置	非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置	中央制御室	中央制御室空調装置			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊も大飯と同様、評価を実施しているが、資料構成を女川に合わせた結果、添付資料3に記載している。このため、大飯との差異比較は添付資料3にて実施。</p>
原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備																										
安全保護系（安全保護シーケンス装置等）	安全補機用閉器室空調装置																										
補助給水系統（電動補助給水ポンプ等）	タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置																										
化学体積制御系統（充てんポンプ等）	補助建屋給気ファン、排気ファン ほうげんポンプ室空調装置																										
高圧注入系統（高圧注入ポンプ等）	安全補機室冷却装置																										
余熱除去系統（余熱除去ポンプ等）	安全補機室冷却装置																										
原子炉補機冷却海水系統（海水ポンプ等）	—（屋外設置）																										
原子炉補機冷却水系統（原子炉補機冷却水ポンプ等）	補助建屋給気ファン、排気ファン																										
制御用空気系統（制御用空気圧縮機等）	制御用空気圧縮機室換気装置																										
非常用電源（安全系電源装置等）	安全補機用閉器室空調装置																										
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置																										
中央制御室	中央制御室空調装置																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="100 167 683 710" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>1ステップ時間あたりの室内温度上昇 一定時間後の室内温度</p> $\Delta Tr = (q - qi) \times \frac{\Delta t}{\rho a \times Cpa \times V} \quad Trm = (q - qi) \times \frac{\Delta t}{\rho a \times Cpa \times V} + Trm - 1$ <p> ΔTr : 1ステップ時間あたりの室内温度変化 [°C] Trm : 一定時間後の室内温度 [°C] $Trm - 1$: 前ステップの室内温度 [°C] q : 総発生熱量 [W] qi : 室内側表面から室外へ移動する熱量 [W] ρa : 室内空気密度 [kg/m³] Cpa : 室内空気比熱 [J/kg°C] V : 室内体積 [m³] Δt : 1ステップ時間 [s] </p> </div> <p>b. 評価条件</p> <p>上記室温評価を実施するに当たり、以下の評価条件を用いて評価を実施した。</p> <p>なお、初期室内温度、室内発熱量及び室外温度においては、温度評価結果が保守的となるよう通常運転時以上の温度を設定している。</p> <p>(a) 構造体構成情報 対象室体積及び開口部の面積、壁の厚み等を使用した。</p> <p>(b) 初期室内温度 通常時の室内熱負荷及び設計風量より、初期室内温度を求めた。</p> <p>(c) 室内発熱量 室内の機器発熱等を使用した。</p> <p>(d) 室外温度 原則として保守的な設計室温を使用した。</p> <p>(e) 判定基準 火災影響評価と同様に、ケーブルを代表機器として、ケーブル損傷温度 205°Cを判定基準とした。</p> <p>c. 評価結果</p> <p>表5のうち、「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するため</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊も大飯と同様、評価を実施しているが、資料構成を女川に合わせた結果、添付資料2に記載している。このため、大飯との差異比較は添付資料2にて実施。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																														
<p>の機器」設置エリアのうち、発熱量の多いポンプや電気盤等の機器が設置されているエリアの室温を空調設備の運転が停止したと仮定して評価を実施した。</p>			<p>【大飯】</p>																																																																																																																																														
<p>評価結果を表6に示す。</p>			<p>■記載方針の相違</p>																																																																																																																																														
<p>表6 室温評価結果</p>			<p>泊も大飯と同様、評価を実施しているが、資料構成を女川に合わせた結果、添付資料2に記載している。このため、大飯との差異比較は添付資料2にて実施。</p>																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の安全停止に必要な機器</th> <th>換気空調設備</th> <th>対象エリア</th> <th>目標温度 (°C)</th> <th>測定温度 (°C)</th> <th>評価温度 (°C)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安全保護系 (安全保護シグナル系等)</td> <td rowspan="2">安全補機間 緊急空調装置</td> <td>A 1次系配電盤室</td> <td>24</td> <td>205</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H 1次系配電盤室</td> <td>24</td> <td>205</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)</td> <td>MD-AFWP 室 換気装置</td> <td>電動補助給水ポンプ室 A</td> <td>33</td> <td>205</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MD-BFWP 室 換気装置</td> <td>電動補助給水ポンプ室 B</td> <td>33</td> <td>205</td> <td>66</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>TD-AFWP 室 換気装置</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ室</td> <td>33</td> <td>205</td> <td>57</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">化学体積調整系等 (売てんポンプ等)</td> <td rowspan="4">補助排気ガスファン、排気ファン</td> <td>売てんポンプ室 A</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>44</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>売てんポンプ室 B</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>46</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>売てんポンプ室 C</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>46</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ 緊急調整室</td> <td>ほう酸ポンプ室</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)</td> <td rowspan="2">安全補機室 冷却装置</td> <td>高圧注入ポンプ室 A</td> <td>36</td> <td>205</td> <td>46</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ室 B</td> <td>37</td> <td>205</td> <td>45</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)</td> <td rowspan="2">安全補機室 冷却装置</td> <td>余熱除去ポンプ室 A</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>44</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ室 B</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>44</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉機械冷却水系統 (海水ポンプ等)</td> <td colspan="6">— (取外設置)</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備	対象エリア	目標温度 (°C)	測定温度 (°C)	評価温度 (°C)	評価	安全保護系 (安全保護シグナル系等)	安全補機間 緊急空調装置	A 1次系配電盤室	24	205	40	○	H 1次系配電盤室	24	205	40	○	補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	MD-AFWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 A	33	205	70	○	MD-BFWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 B	33	205	66	○	TD-AFWP 室 換気装置	タービン駆動補助給水ポンプ室	33	205	57	○	化学体積調整系等 (売てんポンプ等)	補助排気ガスファン、排気ファン	売てんポンプ室 A	40	205	44	○	売てんポンプ室 B	40	205	46	○	売てんポンプ室 C	40	205	46	○	ほう酸ポンプ 緊急調整室	ほう酸ポンプ室	40	205	40	○	高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	高圧注入ポンプ室 A	36	205	46	○	高圧注入ポンプ室 B	37	205	45	○	余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	余熱除去ポンプ室 A	40	205	44	○	余熱除去ポンプ室 B	40	205	44	○	原子炉機械冷却水系統 (海水ポンプ等)	— (取外設置)						<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原子炉機械冷却水系統 (原子炉機械冷却水ポンプ等)</td> <td>補助機間 給気ファン 換気ファン</td> <td>原子炉機械冷却水ポンプ室</td> <td>40</td> <td>205</td> <td>40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)</td> <td>制御用空気圧縮機換気装置</td> <td>制御用空気圧縮機室</td> <td>34</td> <td>205</td> <td>42</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用電源 (安全系電源等)</td> <td rowspan="4">安全補機間 緊急空調装置</td> <td>A 安全補機間緊急</td> <td>26</td> <td>205</td> <td>57</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B 安全補機間緊急</td> <td>25</td> <td>205</td> <td>49</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A 蓄電池</td> <td>32</td> <td>205</td> <td>38</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B 蓄電池</td> <td>32</td> <td>205</td> <td>38</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td colspan="6">— 非常用ディーゼル発電機室は、A、Bそれぞれ独立して空調設備が設置されていることから、ディーゼル発電機室換気系が同時に稼働喪失することはない。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 (中央制御室制御盤)</td> <td>中央制御室 空調装置</td> <td>中央制御室</td> <td>24</td> <td>205</td> <td>37</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉機械冷却水系統 (原子炉機械冷却水ポンプ等)	補助機間 給気ファン 換気ファン	原子炉機械冷却水ポンプ室	40	205	40	○	制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機換気装置	制御用空気圧縮機室	34	205	42	○	非常用電源 (安全系電源等)	安全補機間 緊急空調装置	A 安全補機間緊急	26	205	57	○	B 安全補機間緊急	25	205	49	○	A 蓄電池	32	205	38	○	B 蓄電池	32	205	38	○	非常用ディーゼル発電機	— 非常用ディーゼル発電機室は、A、Bそれぞれ独立して空調設備が設置されていることから、ディーゼル発電機室換気系が同時に稼働喪失することはない。						中央制御室 (中央制御室制御盤)	中央制御室 空調装置	中央制御室	24	205	37	○		
原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備	対象エリア	目標温度 (°C)	測定温度 (°C)	評価温度 (°C)	評価																																																																																																																																											
安全保護系 (安全保護シグナル系等)	安全補機間 緊急空調装置	A 1次系配電盤室	24	205	40	○																																																																																																																																											
		H 1次系配電盤室	24	205	40	○																																																																																																																																											
補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	MD-AFWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 A	33	205	70	○																																																																																																																																											
	MD-BFWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 B	33	205	66	○																																																																																																																																											
	TD-AFWP 室 換気装置	タービン駆動補助給水ポンプ室	33	205	57	○																																																																																																																																											
化学体積調整系等 (売てんポンプ等)	補助排気ガスファン、排気ファン	売てんポンプ室 A	40	205	44	○																																																																																																																																											
		売てんポンプ室 B	40	205	46	○																																																																																																																																											
		売てんポンプ室 C	40	205	46	○																																																																																																																																											
		ほう酸ポンプ 緊急調整室	ほう酸ポンプ室	40	205	40	○																																																																																																																																										
高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	高圧注入ポンプ室 A	36	205	46	○																																																																																																																																											
		高圧注入ポンプ室 B	37	205	45	○																																																																																																																																											
余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	余熱除去ポンプ室 A	40	205	44	○																																																																																																																																											
		余熱除去ポンプ室 B	40	205	44	○																																																																																																																																											
原子炉機械冷却水系統 (海水ポンプ等)	— (取外設置)																																																																																																																																																
原子炉機械冷却水系統 (原子炉機械冷却水ポンプ等)	補助機間 給気ファン 換気ファン	原子炉機械冷却水ポンプ室	40	205	40	○																																																																																																																																											
制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機換気装置	制御用空気圧縮機室	34	205	42	○																																																																																																																																											
非常用電源 (安全系電源等)	安全補機間 緊急空調装置	A 安全補機間緊急	26	205	57	○																																																																																																																																											
		B 安全補機間緊急	25	205	49	○																																																																																																																																											
		A 蓄電池	32	205	38	○																																																																																																																																											
		B 蓄電池	32	205	38	○																																																																																																																																											
非常用ディーゼル発電機	— 非常用ディーゼル発電機室は、A、Bそれぞれ独立して空調設備が設置されていることから、ディーゼル発電機室換気系が同時に稼働喪失することはない。																																																																																																																																																
中央制御室 (中央制御室制御盤)	中央制御室 空調装置	中央制御室	24	205	37	○																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">放射性物質貯蔵等の機器等の選定</p> <p>燃料の貯蔵、放射性廃棄物を処理・貯蔵する機器等 (放射性物質貯蔵等の機器等) を以下に示す。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 女川実績の反映により、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等の選定については、資料9に記載しており、資料9にて比較結果を示す。</p>

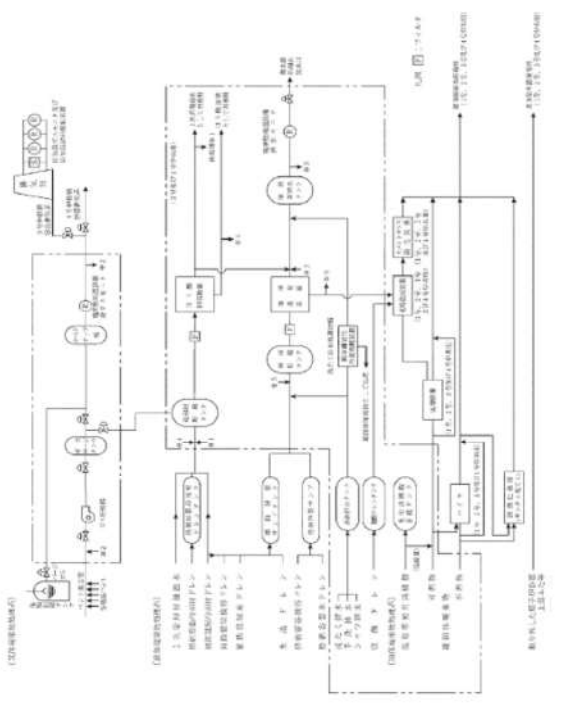
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 放射性物質貯蔵等の機器等</p> <p>【放射性気体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス圧縮機 ・ガスサージタンク ・ホールドアップ塔 <p>【放射性液体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材貯蔵タンク ・ほう酸回収装置 ・洗浄排水タンク ・原子炉周辺建屋サンプタンク ・廃液貯蔵タンク ・廃液蒸発装置 ・廃液給水ポンプ ・強酸ドレンタンク ・膜分離活性汚泥処理装置 ・格納容器サンプ ・格納容器冷却材ドレンタンク <p>【放射性固体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済樹脂貯蔵タンク ・焼却設備 ・ペイラ ・セメントガラス固化装置 ・乾燥造粒装置 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・蒸気発生器保管庫 <p>【燃料の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット ・新燃料貯蔵庫 <p>なお、放射性物質貯蔵等の機器等の配置については資料2に、系統概要図については別紙1に示す。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等の選定については、資料9に記載しており、資料9にて比較結果を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">放射性廃棄物系統概要図</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 女川実績の反映により、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等の選定については、資料9に記載しており、資料9にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">単一故障における原子炉停止評価</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

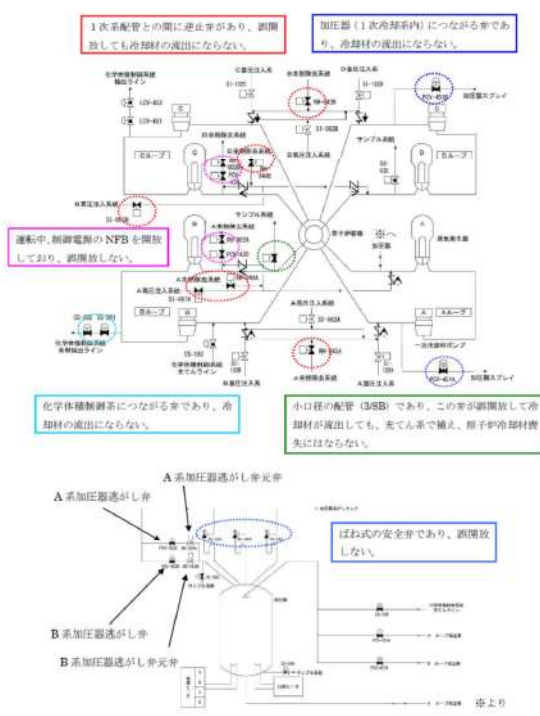
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">単一故障における原子炉停止評価</p> <p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に従い、火災の影響により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、停止系の作動を要求される事象に対し、安全評価指針に基づき評価を行った結果を示す。</p> <p>1. 設計基準事故</p> <p>1.1 火災によって起こり得る設計基準事故の抽出</p> <p>原子炉設置許可申請書添付書類十の各設計基準事故が火災によって起こり得るかを検討した。検討結果の集約は、表1に示す。</p> <p>(1) 原子炉冷却材喪失</p> <p>1次冷却材が喪失する「原子炉冷却材喪失」は、非常用炉心冷却設備（破断口径によって、原子炉の自動停止、格納容器スプレイ）が作動することで収束する事故である。1次冷却材配管の破断または、1次冷却材を系外に放出させる弁（加圧器逃がし弁等）の開放により、1次冷却材が系外に流出する。配管は火災の影響によって破断することはないが、加圧器逃がし弁の開信号を発信させる制御盤等での火災を想定すると、加圧器逃がし弁が誤開放する可能性がある。加圧器逃がし弁が誤開放する事象は、運転時の異常な過渡変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」であるが、1次冷却材が流出する事象として、保守的に、本事故は、火災の影響によって発生する可能性があるとして評価する。</p> <p>なお、弁、配管等のシール部で使用するパッキン、ガスケットは、外部からの炎によって着火することはない。また、シール部は内部流体と接しているため、火災により熱せられても、高温になりにくく、万一、漏えいが発生したとしても、充てん系で補給可能な程度の漏えいにとどまる。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

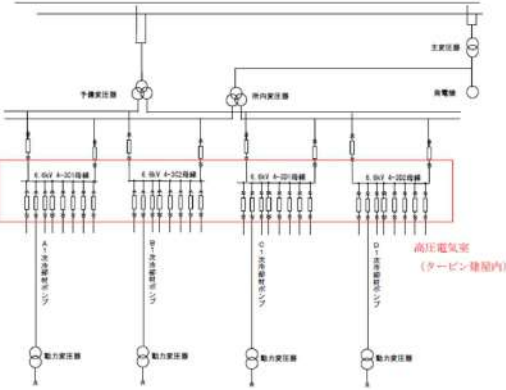

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

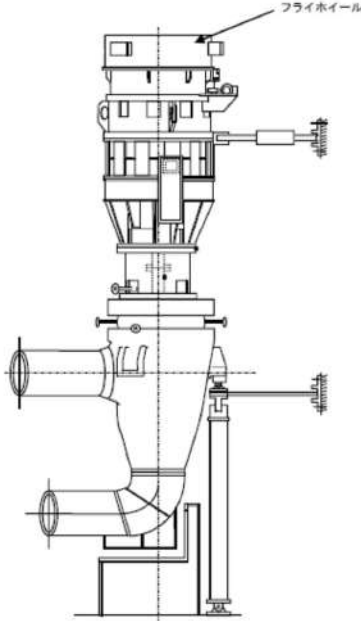
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象弁</th> <th>誤開放の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 RH-043A, RH-043B ループ高温側低圧注入ライン止め弁 RH-045A, RH-045B 高圧注入ポンプ高温側注入ライン止め弁 SI-067A, SI-067B </td> <td>1次系配管との間に逆止弁があり、誤開放しても冷却材は流出しない。</td> </tr> <tr> <td> 余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 RH-002A, RH-002B ループ高温側入口止め弁 PCV-420, PCV-430 </td> <td>運転中、制御電源のNFBを開放することで、火災による誤動作を防止している。</td> </tr> <tr> <td> 余熱抽出ライン第1,2止め弁 CS-301, CS-302 </td> <td>化学体積制御系につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。</td> </tr> <tr> <td> 加圧器スプレイ弁 PCV-451A, PCV-451B </td> <td>加圧器につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。</td> </tr> <tr> <td> サンプリング弁 </td> <td>弁の誤開放により冷却材が流出しても、充てん系で補え、冷却材の喪失にはならない。（小口径配管（3/8B））</td> </tr> </tbody> </table>	対象弁	誤開放の影響	余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 RH-043A, RH-043B ループ高温側低圧注入ライン止め弁 RH-045A, RH-045B 高圧注入ポンプ高温側注入ライン止め弁 SI-067A, SI-067B	1次系配管との間に逆止弁があり、誤開放しても冷却材は流出しない。	余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 RH-002A, RH-002B ループ高温側入口止め弁 PCV-420, PCV-430	運転中、制御電源のNFBを開放することで、火災による誤動作を防止している。	余熱抽出ライン第1,2止め弁 CS-301, CS-302	化学体積制御系につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。	加圧器スプレイ弁 PCV-451A, PCV-451B	加圧器につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。	サンプリング弁	弁の誤開放により冷却材が流出しても、充てん系で補え、冷却材の喪失にはならない。（小口径配管（3/8B））	 <p>図1 1次冷却材系統概略図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>
対象弁	誤開放の影響														
余熱除去冷却器出口格納容器隔離弁 RH-043A, RH-043B ループ高温側低圧注入ライン止め弁 RH-045A, RH-045B 高圧注入ポンプ高温側注入ライン止め弁 SI-067A, SI-067B	1次系配管との間に逆止弁があり、誤開放しても冷却材は流出しない。														
余熱除去ポンプ入口格納容器隔離弁 RH-002A, RH-002B ループ高温側入口止め弁 PCV-420, PCV-430	運転中、制御電源のNFBを開放することで、火災による誤動作を防止している。														
余熱抽出ライン第1,2止め弁 CS-301, CS-302	化学体積制御系につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。														
加圧器スプレイ弁 PCV-451A, PCV-451B	加圧器につながる弁であり、冷却材の喪失にはならない。														
サンプリング弁	弁の誤開放により冷却材が流出しても、充てん系で補え、冷却材の喪失にはならない。（小口径配管（3/8B））														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

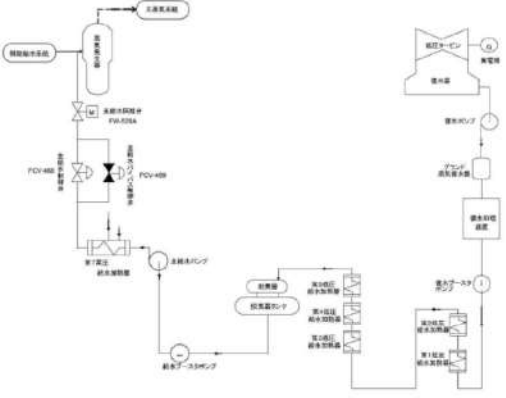
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 原子炉冷却材流量の喪失</p> <p>1次冷却材の流量が自然循環流量まで低下する「原子炉冷却材流量の喪失」は、原子炉が自動停止することで収束する事故である。1次冷却材ポンプに給電する外部電源が喪失すると、1次冷却材ポンプが全台停止し、1次冷却材の流量が自然循環流量まで低下する。1次冷却材ポンプは、通常、所内変圧器から受電する。所内変圧器から受電する系統が機能喪失した場合は、予備変圧器から受電し、1次冷却材ポンプが全台停止しないようになっているが、1次冷却材ポンプの遮断器は、すべてタービン建屋内の高圧電気室に設置しているため、保守的に、高圧電気室での火災によって、1次冷却材ポンプに給電する電源がすべて喪失すると仮定し、本事故が発生すると評価する。</p>  <p>図2 1次冷却材ポンプへの給電系統</p>  <p>図3 高圧電気室内の盤の配置</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

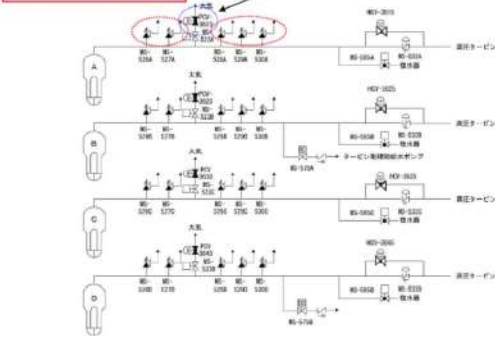
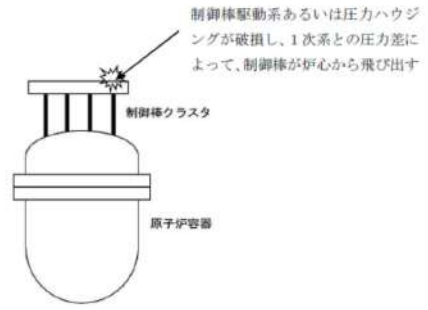
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 1次冷却材ポンプの軸固着</p> <p>1ループの1次冷却材流量が急激に減少する「1次冷却材ポンプの軸固着」は、原子炉が自動停止することで収束する事故である。1次冷却材ポンプは、フライホイールを設けて慣性を大きくし、ポンプ駆動源（電源）が喪失しても、1次冷却材流量が緩やかに低下するようにしているため、冷却材流量が急激に減少するのは、1次冷却材ポンプの回転軸が機械的に固着する場合となる。1次冷却材ポンプの回転軸は火災の影響によって機械的に固着することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</p>  <p>図4 1次冷却材ポンプ外観図</p> <p>(4) 主給水管破断</p> <p>2次冷却材が喪失する「主給水管破断」は、原子炉が自動停止し、補助給水系で健全側の蒸気発生器に給水することで収束する事故である。主給水管の破断または2次冷却材（主給水）を系外に流出させる弁の開放により2次冷却材が流出するが、配管は火災の影響によって破断することなく、火災の影響による誤動作の可能性がある弁（電動弁、空気作動弁）で、主給水を系外に流出させる弁は</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ないことから、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</p> <p>なお、弁、配管等のシール部で使用するパッキン、ガスケットは、外部からの炎によって着火することはない。また、シール部は内部流体と接しているため、火災により熱せられても、高温になりにくく、万一、漏えいが発生したとしても、2次系補給水で補える程度である</p>  <p>図5 主給水系概略図</p> <p>(5) 主蒸気管破断</p> <p>2次系からの過冷却により、原子炉に反応度が添加される「主蒸気管破断」（高温停止状態での発生が厳しい事象）は、非常用炉心冷却設備の作動、破断側の蒸気発生器（2次系）への補助給水停止により、破断側の蒸気発生器がドライアウトすることで冷却が停止し、収束する事故である。配管は、火災の影響によって破断することはないため、本事故は、火災の影響により発生しないと評価する。</p> <p>なお、タービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の2次冷却系の弁が火災の影響によって誤開放しても、運転時の異常な過渡変化である「2次冷却系の異常な減圧」にとどまる。</p> <p>なお、弁、配管等のシール部で使用するパッキン、ガスケットは、外部からの炎によって着火することはない。また、シール部は内部流体と接しているため、火災により熱せられても、高温になりにくく、万一、漏えいが発生したとしても、2次系補給水で補える程度である</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

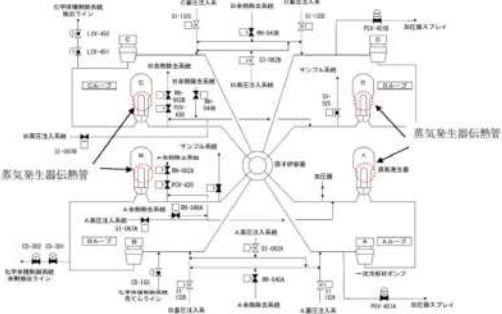
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="123 183 571 231">ばね式の安全弁であり、誤開放しない。（他ループも同様）</p>  <p data-bbox="280 590 470 614">図6 主蒸気系概略図</p> <p data-bbox="78 662 257 686">(6) 制御棒飛び出し</p> <p data-bbox="100 694 694 885">原子炉に反応度が急激に添加される「制御棒飛び出し」は、原子炉が自動停止することで収束する事故である。制御棒駆動系あるいは圧力ハウジングの破損によって制御棒が炉心外に飛び出すと、反応度が急激に添加されるが、制御棒駆動系あるいは圧力ハウジングは火災の影響によって破損することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</p>  <p data-bbox="224 1308 537 1332">図6 原子炉容器と制御棒クラスタ</p> <p data-bbox="78 1380 324 1404">(7) 蒸気発生器伝熱管破断</p> <p data-bbox="100 1412 694 1468">1次冷却材が2次冷却系に流入する「蒸気発生器伝熱管破断」は、原子炉が自動停止し、非常用炉心冷却設備が作動するが、破損側の</p>			<p data-bbox="1993 151 2049 175">【大飯】</p> <p data-bbox="1993 183 2128 207">■記載方針の相違</p> <p data-bbox="1993 215 2161 478">（女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>蒸気発生器を隔離し、1次冷却系と破損側蒸気発生器2次系側の圧力が等しくなることで、1次冷却材の2次冷却系への流入が止まり、収束する事故である。1次冷却材が2次冷却系に流入する原因は蒸気発生器（伝熱管）の破断であるが、蒸気発生器の伝熱管は火災の影響によって破断することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</p> 			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>																																
<p>図7 1次冷却材系統概略図</p>																																			
<p>表1 火災により発生しえる設計基準事故の抽出結果</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 794 600 834">安全評価審査資料の設計基準事故</th> <th data-bbox="600 794 1339 834">検討結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 834 600 866">①原子炉冷却材喪失</td> <td data-bbox="600 834 1339 930">加圧器逃がし弁の調整時は、運転時の異常な温度変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」であるが、1次冷却材が流出する事象として、保守的に、本事故は、火災の影響によって発生する可能性があるとして評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 930 600 962">②原子炉冷却材流量の喪失</td> <td data-bbox="600 930 1339 994">1次冷却材ポンプの遮断器は、すべてタービン建屋内の高圧電気室に設置しているため、高圧電気室での火災によって、1次冷却材ポンプに給電する電源がすべて喪失すると保守的に仮定し、本事故が発生すると評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 994 600 1026">③1次冷却材ポンプの軸回転</td> <td data-bbox="600 994 1339 1058">1次冷却材ポンプの回転軸は火災の影響によって機械的に固着することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1058 600 1090">④主給水管破断</td> <td data-bbox="600 1058 1339 1121">主給水管は火災の影響によって破断することはないが、火災の影響による誤動作の可能性がある（電動弁、空気作動弁）で、主給水を系統に流出させる事はないことから、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1121 600 1153">⑤主蒸気管破断</td> <td data-bbox="600 1121 1339 1153">主蒸気管は、火災の影響によって破断することはないため、本事故は、火災の影響により発生しないと評価する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1153 1339 1185">反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1185 600 1217">⑥制御棒飛び出し</td> <td data-bbox="600 1185 1339 1217">制御棒駆動系あるいは圧力ハウジングは火災の影響によって破損することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1217 1339 1249">環境への放射能物質の異常な放出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1249 600 1281">⑦放射性気体廃棄物処理施設の不備</td> <td data-bbox="600 1249 1339 1281">原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1281 600 1313">⑧蒸気発生器伝熱管破断</td> <td data-bbox="600 1281 1339 1313">蒸気発生器の伝熱管は火災の影響によって破断することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1313 600 1345">⑨燃料集合体の落下</td> <td data-bbox="600 1313 1339 1345">原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1345 600 1377">⑩原子炉冷却材喪失</td> <td data-bbox="600 1345 1339 1377">①と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1377 600 1409">⑪制御棒飛び出し</td> <td data-bbox="600 1377 1339 1409">⑥と同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1409 1339 1441">原子炉格納容器内圧、空潤気等の異常な変化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1441 600 1473">⑫原子炉冷却材喪失</td> <td data-bbox="600 1441 1339 1473">①と同じ</td> </tr> </tbody> </table>				安全評価審査資料の設計基準事故	検討結果	①原子炉冷却材喪失	加圧器逃がし弁の調整時は、運転時の異常な温度変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」であるが、1次冷却材が流出する事象として、保守的に、本事故は、火災の影響によって発生する可能性があるとして評価する。	②原子炉冷却材流量の喪失	1次冷却材ポンプの遮断器は、すべてタービン建屋内の高圧電気室に設置しているため、高圧電気室での火災によって、1次冷却材ポンプに給電する電源がすべて喪失すると保守的に仮定し、本事故が発生すると評価する。	③1次冷却材ポンプの軸回転	1次冷却材ポンプの回転軸は火災の影響によって機械的に固着することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。	④主給水管破断	主給水管は火災の影響によって破断することはないが、火災の影響による誤動作の可能性がある（電動弁、空気作動弁）で、主給水を系統に流出させる事はないことから、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。	⑤主蒸気管破断	主蒸気管は、火災の影響によって破断することはないため、本事故は、火災の影響により発生しないと評価する。	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化		⑥制御棒飛び出し	制御棒駆動系あるいは圧力ハウジングは火災の影響によって破損することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。	環境への放射能物質の異常な放出		⑦放射性気体廃棄物処理施設の不備	原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。	⑧蒸気発生器伝熱管破断	蒸気発生器の伝熱管は火災の影響によって破断することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。	⑨燃料集合体の落下	原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。	⑩原子炉冷却材喪失	①と同じ	⑪制御棒飛び出し	⑥と同じ	原子炉格納容器内圧、空潤気等の異常な変化		⑫原子炉冷却材喪失	①と同じ
安全評価審査資料の設計基準事故	検討結果																																		
①原子炉冷却材喪失	加圧器逃がし弁の調整時は、運転時の異常な温度変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」であるが、1次冷却材が流出する事象として、保守的に、本事故は、火災の影響によって発生する可能性があるとして評価する。																																		
②原子炉冷却材流量の喪失	1次冷却材ポンプの遮断器は、すべてタービン建屋内の高圧電気室に設置しているため、高圧電気室での火災によって、1次冷却材ポンプに給電する電源がすべて喪失すると保守的に仮定し、本事故が発生すると評価する。																																		
③1次冷却材ポンプの軸回転	1次冷却材ポンプの回転軸は火災の影響によって機械的に固着することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。																																		
④主給水管破断	主給水管は火災の影響によって破断することはないが、火災の影響による誤動作の可能性がある（電動弁、空気作動弁）で、主給水を系統に流出させる事はないことから、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。																																		
⑤主蒸気管破断	主蒸気管は、火災の影響によって破断することはないため、本事故は、火災の影響により発生しないと評価する。																																		
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化																																			
⑥制御棒飛び出し	制御棒駆動系あるいは圧力ハウジングは火災の影響によって破損することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。																																		
環境への放射能物質の異常な放出																																			
⑦放射性気体廃棄物処理施設の不備	原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。																																		
⑧蒸気発生器伝熱管破断	蒸気発生器の伝熱管は火災の影響によって破断することはないため、本事故は火災の影響により発生しないと評価する。																																		
⑨燃料集合体の落下	原子炉の運転状態に影響を及ぼす事故ではない。																																		
⑩原子炉冷却材喪失	①と同じ																																		
⑪制御棒飛び出し	⑥と同じ																																		
原子炉格納容器内圧、空潤気等の異常な変化																																			
⑫原子炉冷却材喪失	①と同じ																																		

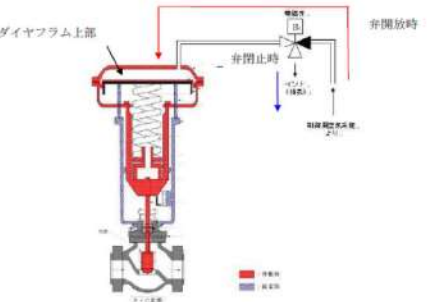
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 停止評価</p> <p>(1) 原子炉冷却材喪失（小破断）</p> <p>本事故では、加圧器逃がし弁の開信号を発信させる制御盤での火災を想定する。加圧器逃がし弁が誤開放すると、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁を閉止して、冷却材の流出を停止させる。</p> <p>加圧器逃がし弁が誤開放し、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁を閉止させると、冷却材の流出は停止し、運転時の異常な過渡変化である「原子炉冷却材系の異常な減圧」に類する事象となるため、保守的に、加圧器逃がし弁と加圧器逃がし弁元弁の閉止機能に故障を仮定し、冷却材の流出が継続することを想定する。A系の加圧器逃がし弁が誤開放した場合は、A系とは分離したB系の原子炉停止系で原子炉を停止し、高圧注入系で冷却材を補給して事故を収束させた後、補助給水系、余熱除去系により原子炉を冷却する。一方、B系の加圧器逃がし弁が誤開放した場合は、A系の原子炉停止系、高圧注入系により事故を収束させ、原子炉を停止・冷却する。</p> <p>図8 加圧器廻り概要図 (図1と同じ)</p> <p>図9 制御盤の分離状況</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 加圧器逃がし弁の概要</p> <p>電磁弁が開信号を受けると、加圧器逃がし弁のダイヤフラム上部に制御用空気を供給するよう動作し、加圧器逃がし弁は開放する。また、開信号がなくなると、制御用空気の供給を停止し、ダイヤフラム上部の空気を排気するよう電磁弁が動作し、加圧器逃がし弁は閉止する。電磁弁への開信号がなくなると、ダイヤフラム上部の空気を排気する状態となり、加圧器逃がし弁は閉止する。(フェールクローズ)</p> <p>加圧器逃がし弁が誤開放して、閉止しない場合は、電磁弁の制御電源の遮断器を開放することで、閉止させることができる。</p>  <p>(2) 原子炉冷却材流量の喪失</p> <p>本事故では、1次冷却材ポンプへ電源を供給する遮断器をすべて設置している高圧電気室（タービン建屋）での火災を想定する。タービン建屋と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器を設置している制御建屋、原子炉建屋は、3時間耐火壁によって分離しており、タービン建屋内の高圧電気室の火災の影響が、制御建屋、原子炉建屋に及ばない。タービン建屋内で「原子炉冷却材流量の喪失」を引き起こす高圧電気室での火災を想定しても、制御建屋、原子炉建屋の火災防護対象機器に影響が及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>2. 運転時の異常な過渡変化</p> <p>原子炉設置許可申請書添付書類十の各運転時の異常な過渡変化（安全保護系、原子炉停止系が作動するもの）が火災によって起こ</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>り得るかを検討し、原子炉を停止・冷却することができるかを確認した。</p> <p>(1) 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</p> <p>原子炉が高温零出力状態にあるときに、制御棒の連続的な引き抜きにより原子炉出力が上昇する「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>制御棒駆動設備の故障等により、制御棒が連続的に引き抜かれると、「中性子束高」信号により、制御棒の引き抜きを停止するインターロックを設置しているが、制御棒駆動設備制御盤の火災によって、制御棒が連続的に引き抜かれると仮定し、本事象が発生すると評価する。</p> <p>制御棒駆動設備の制御盤と、原子炉を停止・冷却する火災防護対象機器は3時間耐火壁により分離しており、制御棒駆動設備の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>(2) 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</p> <p>出力運転中に、制御棒の連続的な引き抜きにより原子炉出力が上昇する「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。</p> <p>制御棒駆動設備の故障等により、制御棒が連続的に引き抜かれると、「中性子束高」信号、「過大温度ΔT高」信号、「過大出力ΔT高」信号により、制御棒の異常な引き抜きを停止するインターロックを設置しているが、制御棒駆動設備制御盤の火災によって、制御棒が連続的に引き抜かれると仮定し、本事象が発生すると評価する。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>制御棒駆動設備の制御盤と、原子炉を停止・冷却する火災防護対象機器は3時間耐火壁により分離しており、制御棒駆動設備の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 制御棒の落下及び不整合</p> <p>1 本の制御棒クラスタが炉心内に落下し、炉心内の出力分布が変化する「制御棒の落下」は、他の制御棒によって反応度が補償されない場合、原子炉圧力が低下し、原子炉が自動停止することで収束する。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>制御棒クラスタの落下は、「制御棒位置偏差大」警報、「制御棒落下」警報、制御棒位置指示計により検知されるが、制御棒駆動設備制御盤の火災によって、制御棒クラスタが1本落下し、反応度が補償されない場合は、本事象が発生すると評価する。</p> <p>制御棒駆動設備の制御盤と、原子炉を停止・冷却する火災防護対象機器は3時間耐火壁により分離しており、制御棒駆動設備の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>なお、他の制御棒によって反応度が補償され場合は、原子炉出力は復帰し、安全保護系、原子炉停止系は動作しない。また、「制御棒の不整合」では原子炉出力等に変化がなく、安全保護系、原子炉停止系は作動しない。</p> <div data-bbox="159 826 600 1235" style="border: 2px solid black; height: 256px; width: 197px; margin: 10px 0;"></div>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>
<p>(4) 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</p> <p>1次冷却材中に純水が注入され、反応度が添加される「原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈」は、出力運転時で制御棒クラスタの手動制御時には、原子炉出力及び1次冷却材温度が上昇し、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

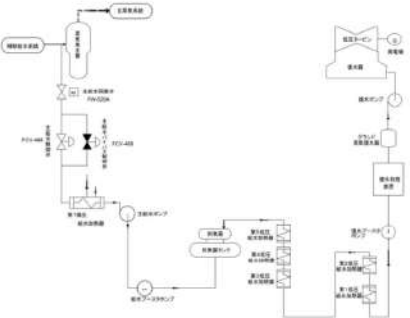
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1次冷却材中に純水を注水する系統は、設定量を注水すると弁が自動停止されるが、補給水の制御盤の火災によって、設定値を超える純水が注水されると仮定し、本事象が発生すると評価する。</p> <p>補給水の制御盤と、原子炉を停止・冷却する火災防護対象機器は3時間耐火壁により分離しており、補給水の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>なお、原子炉起動時及び出力運転時で制御棒クラスタの自動制御時のほう素の異常な希釈では、運転員が異常状態を検知し、これを終結させるのに十分な時間があり、安全保護系、原子炉停止系は作動しない。</p> <div data-bbox="159 560 595 863" style="border: 2px solid black; height: 190px; width: 195px; margin: 10px 0;"></div> <p>(5) 原子炉冷却材流量の部分喪失</p> <p>2台の1次冷却材ポンプの駆動電源が喪失し、炉心の冷却材流量が減少する「原子炉冷却材流量の部分喪失」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>本事象は、「1.1(2)原子炉冷却材流量の喪失」と同様に、1次冷却材ポンプへ電源を供給する遮断器を設置している高圧電気室（タービン建屋）での火災によって1次冷却材ポンプの駆動電源が喪失すると仮定し、本事象が発生すると評価する。</p> <p>高圧電気室（タービン建屋）と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器を設置している制御建屋、原子炉建屋は、3時間耐火壁によって分離しており、高圧電気室の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(6) 原子炉冷却材系の停止ループの誤起動 1次冷却材ポンプ1台停止状態での部分負荷運転中に、停止していた1次冷却材ポンプが誤起動する「原子炉冷却材系の停止ループの誤起動」は、原子炉出力は上昇するものの、定格出力に達しない事象であるが自動停止することで収束する事象である。</p> <p>(7) 外部電源喪失 送電系統又は主発電設備の故障等により外部電源が喪失する「外部電源喪失」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。 主発電設備（発電機、変圧器）、高圧電気室の火災によって外部電源が喪失すると仮定し、本事象が発生すると評価する。 発電機（タービン建屋）、変圧器（屋外）、高圧電気室（タービン建屋）と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器を設置している制御建屋、原子炉建屋は、3時間耐火壁によって分離しており、発電機、変圧器の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>(8) 主給水流量喪失 主給水ポンプ、復水ポンプ、給水制御系の故障等により、すべての蒸気発生器への給水が停止する「主給水流量喪失」は、原子炉が自動停止し、補助給水ポンプが自動起動することで収束する事象で</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ある。</p> <p>主給水ポンプ、復水ポンプには予備機を設け、蒸気発生器ごとに主給水制御系を設置することで、すべての蒸気発生器への給水が同時に停止することを防止しているが、火災によって、すべての主給水ポンプ、復水ポンプ、または給水制御系の制御盤が機能を失うと保守的に仮定し、本事象は発生すると評価する。</p> <p>主給水ポンプ（タービン建屋）、復水ポンプ（タービン建屋）または給水制御系の制御盤と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器は、3時間耐火壁により分離しており、主給水ポンプ等の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止することができる。</p> <div data-bbox="161 593 595 919" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>(9) 蒸気負荷の異常な増加</p> <p>出力運転中に、タービンバイパス弁、蒸気加減弁、または主蒸気逃がし弁の誤開放により主蒸気流量が増加する「蒸気負荷の異常な増加」は、安全保護系、原子炉停止系が作動しない事象である。</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10) 2次冷却系の異常な減圧</p> <p>高温停止中にタービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の2次系の弁が誤開放し、1次冷却材の温度が低下する「2次冷却系の異常な減圧」は、非常用炉心冷却設備が作動することで収束する事象である。なお、事象収束後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>タービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の制御盤と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器は、3時間耐火壁によって分離しており、タービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の非常用炉心冷却設備に単一故障を仮定しても、他の系列の非常用炉心冷却設備により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <div data-bbox="159 667 593 991" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>(11) 蒸気発生器への過剰給水</p> <p>給水制御系の故障等により蒸気発生器への給水が過剰になり、1次冷却材の温度が低下し、反応度が添加される「蒸気発生器への過剰給水」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>給水制御系の制御盤の火災によって、蒸気発生器への給水が過剰になると仮定し、本事象は発生すると評価する。</p> <p>給水制御系の制御盤と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器は、3時間耐火壁によって分離しており、給水制御系の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>却することができる。</p>  <p>(12) 負荷の喪失 送電系統またはタービンの故障等により、タービンへの蒸気流量が急減し、原子炉圧力が上昇する「負荷の喪失」は、原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。 タービンの火災によって、タービンが故障し、タービンへの蒸気流量が急減すると仮定し、本事象は発生すると評価する。 タービン（タービン建屋）と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器を設置している制御建屋、原子炉建屋は、3時間耐火壁によって分離しており、タービン火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <p>(13) 原子炉冷却材系の異常な減圧 加圧器逃がし弁1個の誤開放により原子炉圧力が低下する「原子炉冷却材系の異常な減圧」は、原子炉の自動停止により収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。 加圧器逃がし弁の制御盤の火災によって、加圧器逃がし弁が誤開放すると仮定し、本事象は発生すると評価する。 加圧器逃がし弁の制御盤と原子炉を停止・冷却する機能を有する火災防護対象機器は、3時間耐火壁によって分離しており、加圧器逃がし弁の制御盤の火災の影響は、火災防護対象機器に及ばない。火災防護対象機器は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

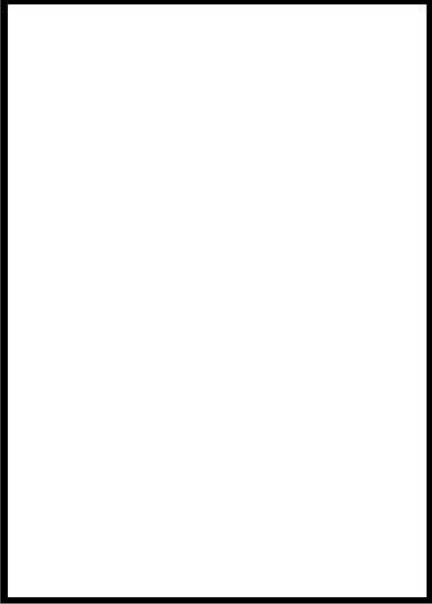
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止・冷却することができる。</p> <div data-bbox="159 220 595 547" style="border: 2px solid black; width: 195px; height: 205px; margin: 10px auto;"></div> <p>(14) 出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号は通常原子炉を自動停止させるが、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の誤起動を想定する「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」は、原子炉の自動停止を伴わず非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系のみが誤起動する場合でも、原子炉圧力低信号により原子炉が自動停止することで収束する事象である。なお、原子炉自動停止後は、補助給水系により崩壊熱を除去し、原子炉を冷却する。</p> <p>高圧注入系を作動させる制御盤の火災によって、高圧注入系が誤起動すると仮定し、本事象は発生すると評価する。</p> <p>高圧注入系を作動させる制御盤とは別に、原子炉を自動停止する制御盤、原子炉を冷却する制御盤があり、高圧注入系を作動させる制御盤の火災の影響は、原子炉を自動停止・冷却する制御盤に及ばない。原子炉停止系等は多重化しており、1系列の原子炉停止系等に単一故障を仮定しても、他の系列の原子炉停止系等により、原子炉を停止することができる。</p>			<p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>FDT®によって求めた放射の影響範囲について</p>  <p style="text-align: right;">(2/3)</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 本文 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>女川実績の反映により、原子炉停止評価については、資料10に記載しており、資料10にて比較結果を示す。</p>

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <table border="1" data-bbox="750 183 1265 1085"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>記号</th> <th>機能</th> <th>相違点、系統又は機器</th> <th>原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能</th> <th>大飯による相違事項*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">A</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">B</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">C</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">D</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 各表裏面の記載内容が異なる場合は、表裏面の記載内容が異なることを示す。</p>	分類	記号	機能	相違点、系統又は機器	原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能	大飯による相違事項*	1) 原子炉停止の検出	A	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	2) 原子炉停止の検出	B	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	3) 原子炉停止の検出	C	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	4) 原子炉停止の検出	D	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1377 183 1937 1356"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>記号</th> <th>機能</th> <th>相違点、系統又は機器</th> <th>原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能</th> <th>大飯による相違事項*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">A</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">B</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">C</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4) 原子炉停止の検出</td> <td rowspan="2">D</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> <td>原子炉停止の検出</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 大飯による相違事項は、大飯による相違事項を示す。</p>	分類	記号	機能	相違点、系統又は機器	原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能	大飯による相違事項*	1) 原子炉停止の検出	A	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	2) 原子炉停止の検出	B	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	3) 原子炉停止の検出	C	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	4) 原子炉停止の検出	D	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ■ 記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 ■ 設備の相違 炉型の相違による設備の相違</p>
分類	記号	機能	相違点、系統又は機器	原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能	大飯による相違事項*																																																																																										
1) 原子炉停止の検出	A	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
2) 原子炉停止の検出	B	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
3) 原子炉停止の検出	C	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
4) 原子炉停止の検出	D	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
分類	記号	機能	相違点、系統又は機器	原子炉の高温停止を達成し、維持するために必要な機能	大飯による相違事項*																																																																																										
1) 原子炉停止の検出	A	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
2) 原子炉停止の検出	B	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
3) 原子炉停止の検出	C	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
4) 原子炉停止の検出	D	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										
		原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出	原子炉停止の検出																																																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <table border="1" data-bbox="750 183 1265 1181"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>実質</th> <th>機能</th> <th>機器物、系統又は機器</th> <th>原子炉の安全停止に必要となる機能</th> <th>原子炉の安全停止に必要となる機器物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	実質	機能	機器物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要となる機能	原子炉の安全停止に必要となる機器物	第1	<p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1433 183 1848 1436"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>実質</th> <th>機能</th> <th>機器物、系統又は機器</th> <th>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能</th> <th>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-1</td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> <td> <p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	実質	機能	機器物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器物	MS-1	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 女川実績の反映 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違
分類	実質	機能	機器物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要となる機能	原子炉の安全停止に必要となる機器物																						
第1	<p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>① 異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p> <p>② 炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>																						
分類	実質	機能	機器物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器物																						
MS-1	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>	<p>異常炉内温度検出に際して、炉心冷却系に異常を検知する機能を有する機器物</p>																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>大飯原子力発電所3号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <table border="1" data-bbox="750 191 1265 1149"> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> </table>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1377 191 1915 1388"> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p> </td> <td> <p>本項による機能影響*</p> </td> </tr> </table>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 炉型の相違による設備の相違</p>
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		
<p>原子炉の安全 本項による機能影響*</p>	<p>本項による機能影響*</p>																		

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>※各系統から抽出された機能に対して、状況による原子炉の発熱量に必要の機能を確保し、重要度に応じて異なる系統を個別に評価して最低系統を確保している。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 <p>女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の相違による設備の相違</p>
<p>1. 炉型</p> <p>2. 炉心</p> <p>3. 炉心冷却系</p> <p>4. 炉心冷却系</p> <p>5. 炉心冷却系</p> <p>6. 炉心冷却系</p> <p>7. 炉心冷却系</p> <p>8. 炉心冷却系</p> <p>9. 炉心冷却系</p> <p>10. 炉心冷却系</p> <p>11. 炉心冷却系</p> <p>12. 炉心冷却系</p> <p>13. 炉心冷却系</p> <p>14. 炉心冷却系</p> <p>15. 炉心冷却系</p> <p>16. 炉心冷却系</p> <p>17. 炉心冷却系</p> <p>18. 炉心冷却系</p> <p>19. 炉心冷却系</p> <p>20. 炉心冷却系</p> <p>21. 炉心冷却系</p> <p>22. 炉心冷却系</p> <p>23. 炉心冷却系</p> <p>24. 炉心冷却系</p> <p>25. 炉心冷却系</p> <p>26. 炉心冷却系</p> <p>27. 炉心冷却系</p> <p>28. 炉心冷却系</p> <p>29. 炉心冷却系</p> <p>30. 炉心冷却系</p> <p>31. 炉心冷却系</p> <p>32. 炉心冷却系</p> <p>33. 炉心冷却系</p> <p>34. 炉心冷却系</p> <p>35. 炉心冷却系</p> <p>36. 炉心冷却系</p> <p>37. 炉心冷却系</p> <p>38. 炉心冷却系</p> <p>39. 炉心冷却系</p> <p>40. 炉心冷却系</p> <p>41. 炉心冷却系</p> <p>42. 炉心冷却系</p> <p>43. 炉心冷却系</p> <p>44. 炉心冷却系</p> <p>45. 炉心冷却系</p> <p>46. 炉心冷却系</p> <p>47. 炉心冷却系</p> <p>48. 炉心冷却系</p> <p>49. 炉心冷却系</p> <p>50. 炉心冷却系</p> <p>51. 炉心冷却系</p> <p>52. 炉心冷却系</p> <p>53. 炉心冷却系</p> <p>54. 炉心冷却系</p> <p>55. 炉心冷却系</p> <p>56. 炉心冷却系</p> <p>57. 炉心冷却系</p> <p>58. 炉心冷却系</p> <p>59. 炉心冷却系</p> <p>60. 炉心冷却系</p> <p>61. 炉心冷却系</p> <p>62. 炉心冷却系</p> <p>63. 炉心冷却系</p> <p>64. 炉心冷却系</p> <p>65. 炉心冷却系</p> <p>66. 炉心冷却系</p> <p>67. 炉心冷却系</p> <p>68. 炉心冷却系</p> <p>69. 炉心冷却系</p> <p>70. 炉心冷却系</p> <p>71. 炉心冷却系</p> <p>72. 炉心冷却系</p> <p>73. 炉心冷却系</p> <p>74. 炉心冷却系</p> <p>75. 炉心冷却系</p> <p>76. 炉心冷却系</p> <p>77. 炉心冷却系</p> <p>78. 炉心冷却系</p> <p>79. 炉心冷却系</p> <p>80. 炉心冷却系</p> <p>81. 炉心冷却系</p> <p>82. 炉心冷却系</p> <p>83. 炉心冷却系</p> <p>84. 炉心冷却系</p> <p>85. 炉心冷却系</p> <p>86. 炉心冷却系</p> <p>87. 炉心冷却系</p> <p>88. 炉心冷却系</p> <p>89. 炉心冷却系</p> <p>90. 炉心冷却系</p> <p>91. 炉心冷却系</p> <p>92. 炉心冷却系</p> <p>93. 炉心冷却系</p> <p>94. 炉心冷却系</p> <p>95. 炉心冷却系</p> <p>96. 炉心冷却系</p> <p>97. 炉心冷却系</p> <p>98. 炉心冷却系</p> <p>99. 炉心冷却系</p> <p>100. 炉心冷却系</p>	<p>1. 炉型</p> <p>2. 炉心</p> <p>3. 炉心冷却系</p> <p>4. 炉心冷却系</p> <p>5. 炉心冷却系</p> <p>6. 炉心冷却系</p> <p>7. 炉心冷却系</p> <p>8. 炉心冷却系</p> <p>9. 炉心冷却系</p> <p>10. 炉心冷却系</p> <p>11. 炉心冷却系</p> <p>12. 炉心冷却系</p> <p>13. 炉心冷却系</p> <p>14. 炉心冷却系</p> <p>15. 炉心冷却系</p> <p>16. 炉心冷却系</p> <p>17. 炉心冷却系</p> <p>18. 炉心冷却系</p> <p>19. 炉心冷却系</p> <p>20. 炉心冷却系</p> <p>21. 炉心冷却系</p> <p>22. 炉心冷却系</p> <p>23. 炉心冷却系</p> <p>24. 炉心冷却系</p> <p>25. 炉心冷却系</p> <p>26. 炉心冷却系</p> <p>27. 炉心冷却系</p> <p>28. 炉心冷却系</p> <p>29. 炉心冷却系</p> <p>30. 炉心冷却系</p> <p>31. 炉心冷却系</p> <p>32. 炉心冷却系</p> <p>33. 炉心冷却系</p> <p>34. 炉心冷却系</p> <p>35. 炉心冷却系</p> <p>36. 炉心冷却系</p> <p>37. 炉心冷却系</p> <p>38. 炉心冷却系</p> <p>39. 炉心冷却系</p> <p>40. 炉心冷却系</p> <p>41. 炉心冷却系</p> <p>42. 炉心冷却系</p> <p>43. 炉心冷却系</p> <p>44. 炉心冷却系</p> <p>45. 炉心冷却系</p> <p>46. 炉心冷却系</p> <p>47. 炉心冷却系</p> <p>48. 炉心冷却系</p> <p>49. 炉心冷却系</p> <p>50. 炉心冷却系</p> <p>51. 炉心冷却系</p> <p>52. 炉心冷却系</p> <p>53. 炉心冷却系</p> <p>54. 炉心冷却系</p> <p>55. 炉心冷却系</p> <p>56. 炉心冷却系</p> <p>57. 炉心冷却系</p> <p>58. 炉心冷却系</p> <p>59. 炉心冷却系</p> <p>60. 炉心冷却系</p> <p>61. 炉心冷却系</p> <p>62. 炉心冷却系</p> <p>63. 炉心冷却系</p> <p>64. 炉心冷却系</p> <p>65. 炉心冷却系</p> <p>66. 炉心冷却系</p> <p>67. 炉心冷却系</p> <p>68. 炉心冷却系</p> <p>69. 炉心冷却系</p> <p>70. 炉心冷却系</p> <p>71. 炉心冷却系</p> <p>72. 炉心冷却系</p> <p>73. 炉心冷却系</p> <p>74. 炉心冷却系</p> <p>75. 炉心冷却系</p> <p>76. 炉心冷却系</p> <p>77. 炉心冷却系</p> <p>78. 炉心冷却系</p> <p>79. 炉心冷却系</p> <p>80. 炉心冷却系</p> <p>81. 炉心冷却系</p> <p>82. 炉心冷却系</p> <p>83. 炉心冷却系</p> <p>84. 炉心冷却系</p> <p>85. 炉心冷却系</p> <p>86. 炉心冷却系</p> <p>87. 炉心冷却系</p> <p>88. 炉心冷却系</p> <p>89. 炉心冷却系</p> <p>90. 炉心冷却系</p> <p>91. 炉心冷却系</p> <p>92. 炉心冷却系</p> <p>93. 炉心冷却系</p> <p>94. 炉心冷却系</p> <p>95. 炉心冷却系</p> <p>96. 炉心冷却系</p> <p>97. 炉心冷却系</p> <p>98. 炉心冷却系</p> <p>99. 炉心冷却系</p> <p>100. 炉心冷却系</p>	<p>1. 炉型</p> <p>2. 炉心</p> <p>3. 炉心冷却系</p> <p>4. 炉心冷却系</p> <p>5. 炉心冷却系</p> <p>6. 炉心冷却系</p> <p>7. 炉心冷却系</p> <p>8. 炉心冷却系</p> <p>9. 炉心冷却系</p> <p>10. 炉心冷却系</p> <p>11. 炉心冷却系</p> <p>12. 炉心冷却系</p> <p>13. 炉心冷却系</p> <p>14. 炉心冷却系</p> <p>15. 炉心冷却系</p> <p>16. 炉心冷却系</p> <p>17. 炉心冷却系</p> <p>18. 炉心冷却系</p> <p>19. 炉心冷却系</p> <p>20. 炉心冷却系</p> <p>21. 炉心冷却系</p> <p>22. 炉心冷却系</p> <p>23. 炉心冷却系</p> <p>24. 炉心冷却系</p> <p>25. 炉心冷却系</p> <p>26. 炉心冷却系</p> <p>27. 炉心冷却系</p> <p>28. 炉心冷却系</p> <p>29. 炉心冷却系</p> <p>30. 炉心冷却系</p> <p>31. 炉心冷却系</p> <p>32. 炉心冷却系</p> <p>33. 炉心冷却系</p> <p>34. 炉心冷却系</p> <p>35. 炉心冷却系</p> <p>36. 炉心冷却系</p> <p>37. 炉心冷却系</p> <p>38. 炉心冷却系</p> <p>39. 炉心冷却系</p> <p>40. 炉心冷却系</p> <p>41. 炉心冷却系</p> <p>42. 炉心冷却系</p> <p>43. 炉心冷却系</p> <p>44. 炉心冷却系</p> <p>45. 炉心冷却系</p> <p>46. 炉心冷却系</p> <p>47. 炉心冷却系</p> <p>48. 炉心冷却系</p> <p>49. 炉心冷却系</p> <p>50. 炉心冷却系</p> <p>51. 炉心冷却系</p> <p>52. 炉心冷却系</p> <p>53. 炉心冷却系</p> <p>54. 炉心冷却系</p> <p>55. 炉心冷却系</p> <p>56. 炉心冷却系</p> <p>57. 炉心冷却系</p> <p>58. 炉心冷却系</p> <p>59. 炉心冷却系</p> <p>60. 炉心冷却系</p> <p>61. 炉心冷却系</p> <p>62. 炉心冷却系</p> <p>63. 炉心冷却系</p> <p>64. 炉心冷却系</p> <p>65. 炉心冷却系</p> <p>66. 炉心冷却系</p> <p>67. 炉心冷却系</p> <p>68. 炉心冷却系</p> <p>69. 炉心冷却系</p> <p>70. 炉心冷却系</p> <p>71. 炉心冷却系</p> <p>72. 炉心冷却系</p> <p>73. 炉心冷却系</p> <p>74. 炉心冷却系</p> <p>75. 炉心冷却系</p> <p>76. 炉心冷却系</p> <p>77. 炉心冷却系</p> <p>78. 炉心冷却系</p> <p>79. 炉心冷却系</p> <p>80. 炉心冷却系</p> <p>81. 炉心冷却系</p> <p>82. 炉心冷却系</p> <p>83. 炉心冷却系</p> <p>84. 炉心冷却系</p> <p>85. 炉心冷却系</p> <p>86. 炉心冷却系</p> <p>87. 炉心冷却系</p> <p>88. 炉心冷却系</p> <p>89. 炉心冷却系</p> <p>90. 炉心冷却系</p> <p>91. 炉心冷却系</p> <p>92. 炉心冷却系</p> <p>93. 炉心冷却系</p> <p>94. 炉心冷却系</p> <p>95. 炉心冷却系</p> <p>96. 炉心冷却系</p> <p>97. 炉心冷却系</p> <p>98. 炉心冷却系</p> <p>99. 炉心冷却系</p> <p>100. 炉心冷却系</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 <p>女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>炉型の相違による設備の相違</p>

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <table border="1" data-bbox="745 183 1265 1292"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構造物、系統又は機器</th> <th>原子炉の安全停止に必要な機能</th> <th>本所による機能提供*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器</td> <td>炉内圧力監視、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能</td> <td>1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能</td> <td>1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各系統から抽出された機能に対して、火災による原子炉の安全停止に必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて関係する火災防護措置を個別に評価し結果を抽出している。</p>	分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	本所による機能提供*	第-3	1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器	炉内圧力監視、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1406 183 1881 1337"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構造物、系統又は機器</th> <th>原子炉の安全停止に必要な機能</th> <th>本所による機能提供*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器</td> <td>炉内圧力監視、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能</td> <td>1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>第-3</td> <td>1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能</td> <td>1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	本所による機能提供*	第-3	1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器	炉内圧力監視、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)	<p>【大飯】 ■ 記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 ■ 設備の相違 炉型の相違による設備の相違</p>
分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	本所による機能提供*																																														
第-3	1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器	炉内圧力監視、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														
第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														
第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														
分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	本所による機能提供*																																														
第-3	1) 異常状態の検出、事業となる1つでの検出、2) 以外の検出物、3) 検出及び機器	炉内圧力監視、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														
第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														
第-3	1) 運転時の異常な過渡変化が、2) 異常状態検出機能、3) 異常状態検出機能、4) 異常状態検出機能	1) 炉内圧力上昇抑制機能、2) 炉内圧力上昇抑制機能	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	炉内圧力監視装置、炉内圧力監視装置	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>東電が軽水型原子炉施設の基本構成の重要分類に関する審査指針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構築物、系統又は機器</th> <th>原子炉の安全停止に必要な機能</th> <th>火災による機能影響*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第-3</td> <td>1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能</td> <td>1) 原子炉圧力上昇の検出機能</td> <td>タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)</td> <td>原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>2) 出力上昇の抑制機能</td> <td>2) 出力上昇の抑制機能</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	火災による機能影響*	第-3	1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能	1) 原子炉圧力上昇の検出機能	タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)	原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	2) 出力上昇の抑制機能	2) 出力上昇の抑制機能	原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)		1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	<p>※各表から抽出された機能に対して、火災による原子炉の安全停止に必要な機能に必要最低限の重要分類に関する審査指針</p>	<p>東電が軽水型原子炉施設の基本構成の重要分類に関する審査指針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構築物、系統又は機器</th> <th>原子炉の安全停止に必要な機能</th> <th>火災による機能影響*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第-3</td> <td>1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能</td> <td>1) 原子炉圧力上昇の検出機能</td> <td>タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)</td> <td>原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>2) 出力上昇の抑制機能</td> <td>2) 出力上昇の抑制機能</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td>3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系</td> <td>原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)</td> <td>-</td> <td>(原子炉の安全停止に係らない機能)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	火災による機能影響*	第-3	1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能	1) 原子炉圧力上昇の検出機能	タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)	原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	2) 出力上昇の抑制機能	2) 出力上昇の抑制機能	原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)		1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 ■設計の相違 当該機能は炉型特有の機能のため、相違している。</p> <p>【女川】 ■設備の相違 炉型の相違による設備の相違</p>
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	火災による機能影響*																																																												
第-3	1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能	1) 原子炉圧力上昇の検出機能	タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)	原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	2) 出力上昇の抑制機能	2) 出力上昇の抑制機能	原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																												
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	原子炉の安全停止に必要な機能	火災による機能影響*																																																												
第-3	1) 運転中の異常の発生に伴って、運転を中止し、炉心を冷却する機能	1) 原子炉圧力上昇の検出機能	タービンハイスリブレーキ (タービンハイスブレーキ)	原子炉圧力調整器からタービンハイスリブレーキまでの主要配管、タービンハイスブレーキからタービンハイスリブレーキまでの配管、弁	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	2) 出力上昇の抑制機能	2) 出力上昇の抑制機能	原子炉冷却材供給調整系 (内蔵設計システムトリップ機能)、制御棒引抜監視装置	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプトリップ機能) ・制御棒引抜監視装置 (制御棒引抜阻止インターロック) ・燃料調整棒挿入機構	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	3) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置、原子炉冷却材供給調整系	制御棒駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																											
	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	1) 原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系、原子炉冷却材供給調整系	原子炉冷却材供給調整系 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置) ・ポンプ駆動装置 (ポンプ、電気駆動装置、油圧駆動装置)	-	(原子炉の安全停止に係らない機能)																																																												

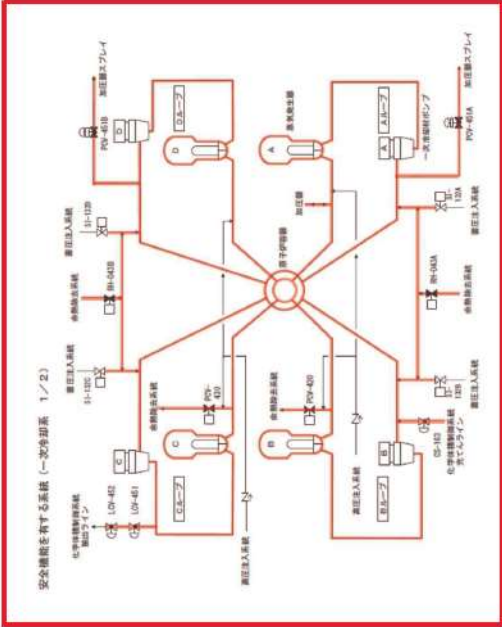
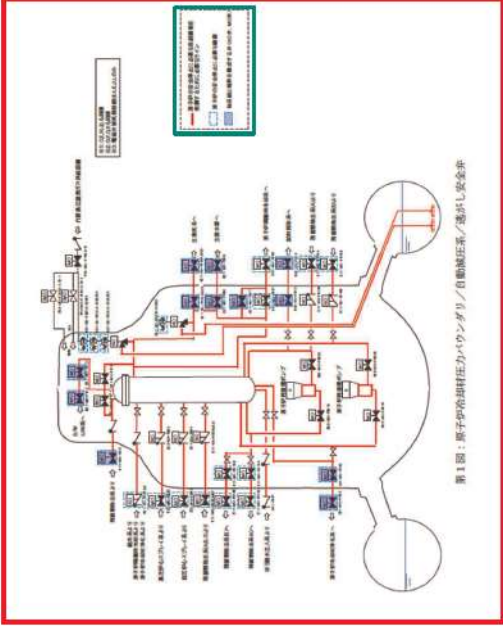
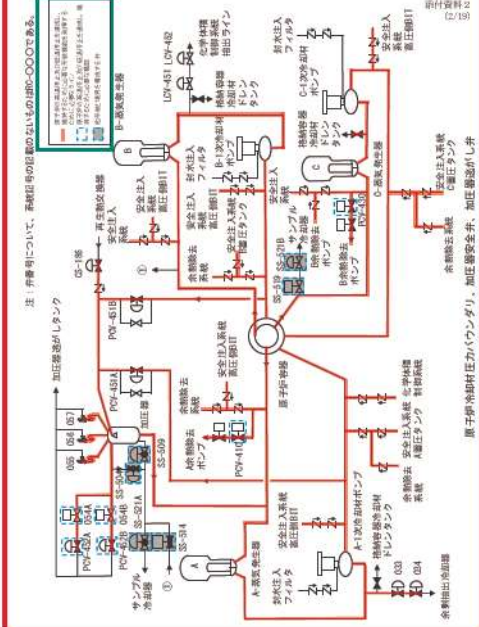
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

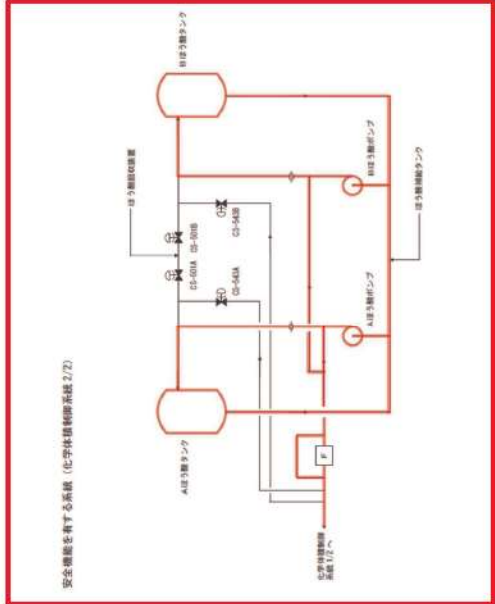
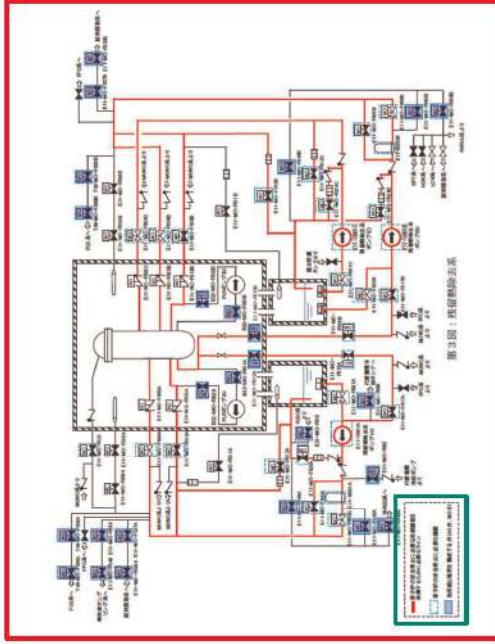
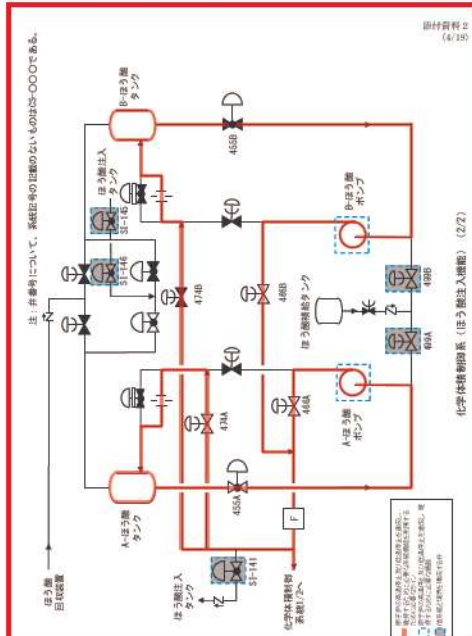
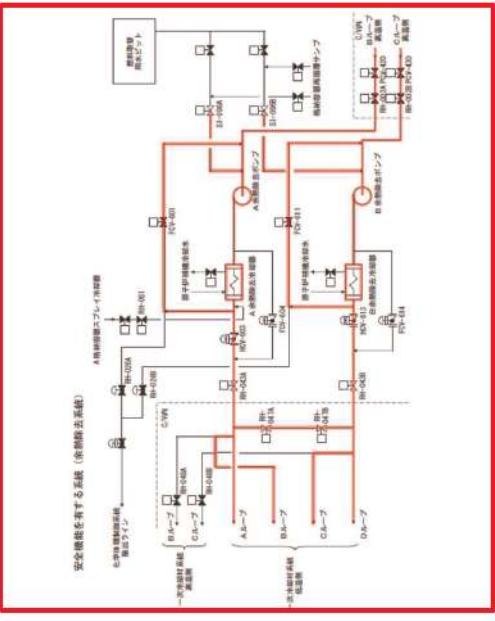
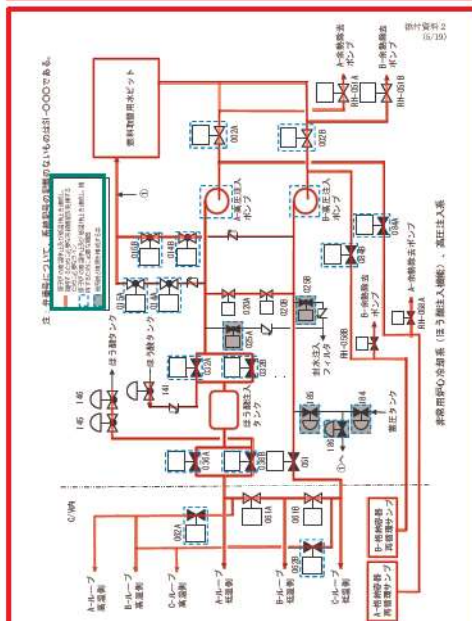
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 添付資料2 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機能を達成するための系統）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p>	<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p>	<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための系統</p>	<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現、設備名称の相違</p>

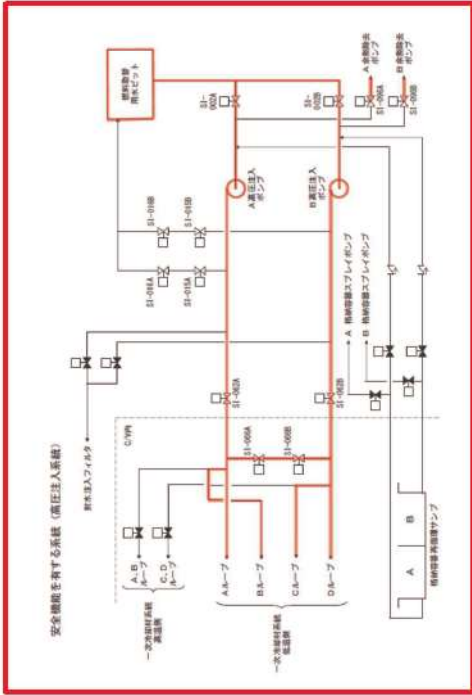
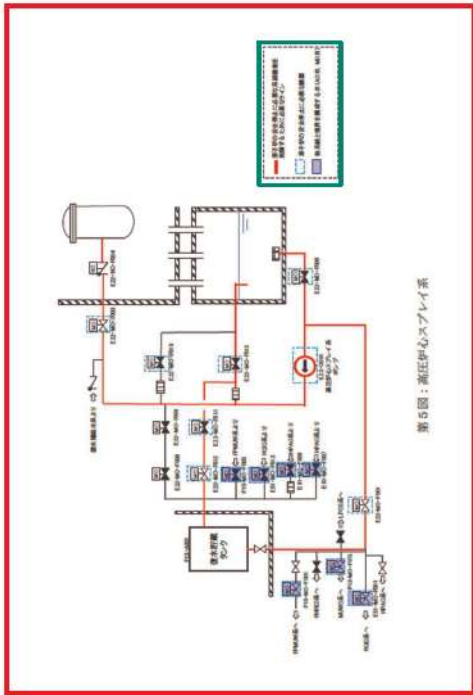
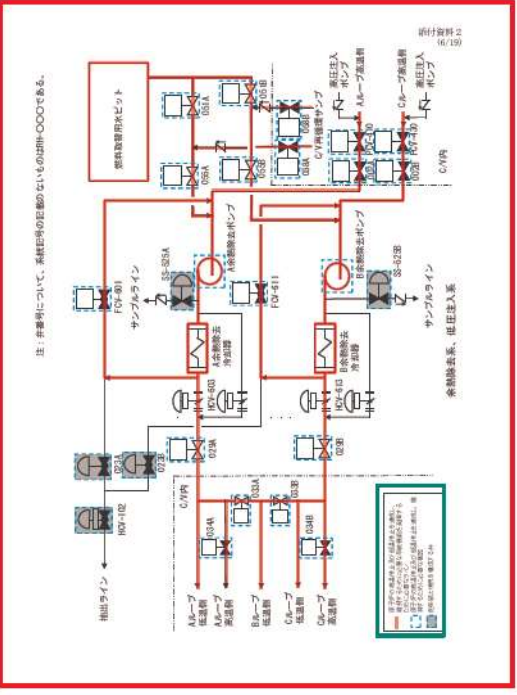
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を有する系統 (一水冷却系 1/2)</p>	 <p>図1 原子炉内圧力維持/自動減圧系/運転し安全弁</p>	 <p>注：弁番号について、運転時等の図記号は以下の通りである。</p>	<p>【女川, 大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>【女川, 大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を有する系統 (化学体積制御系統 2/2)</p>	 <p>図3 図：高圧制御系統</p>	 <p>注：弁番号について、系統弁の区別のためには-000である。 化学体積制御系 (ほう入注入機能) (2/2)</p>	<p>【女川、大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違</p>
 <p>安全機能を有する系統 (常制御系統)</p>		 <p>注：弁番号について、系統弁の区別のためには-000である。 常圧用低圧制御系 (ほう入注入機能)、高圧注入系</p>	<p>【女川、大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

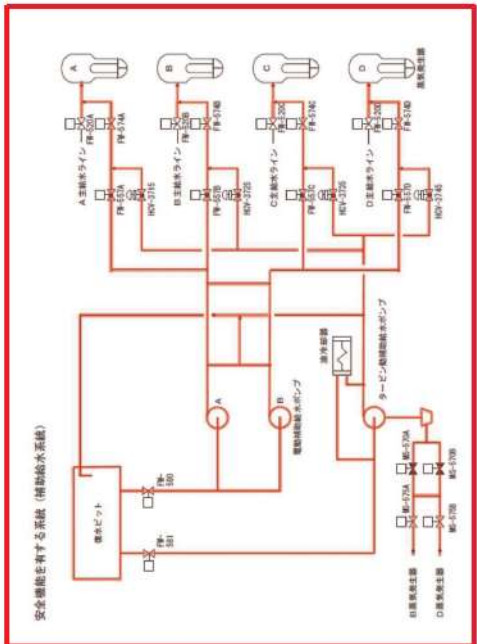
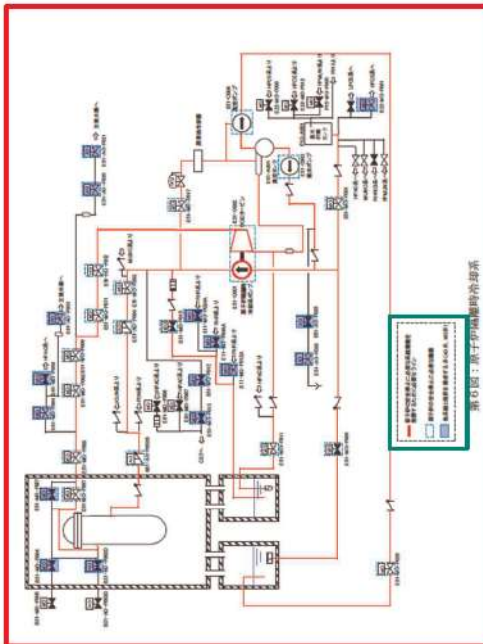
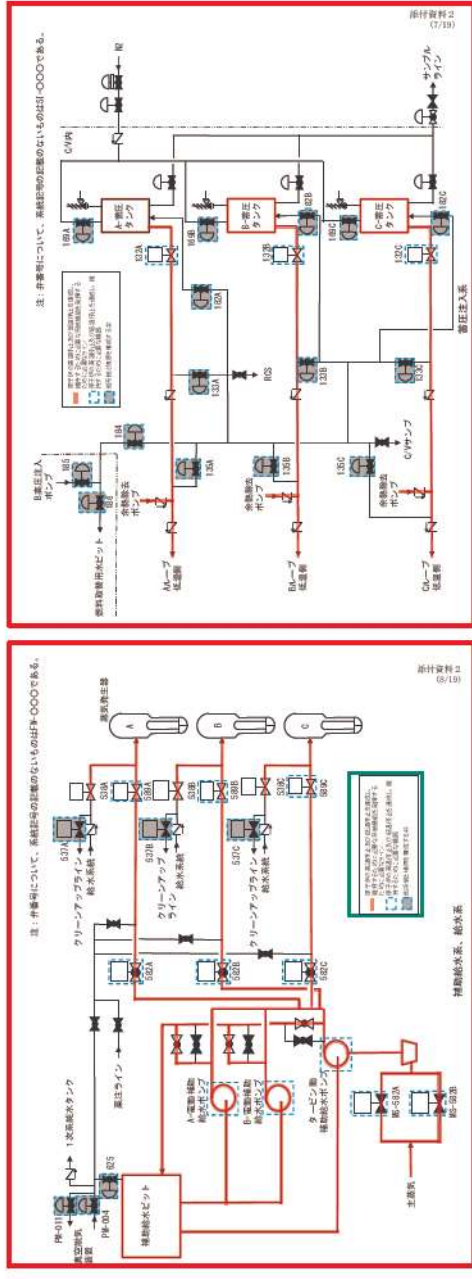
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を有する系統 (高圧注入系統)</p>	 <p>第5図：高圧炉心スプレー系</p>	 <p>注：注番号について、系統記号の記号のないものは0000である。</p> <p>赤熱線表、低圧注入系</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川、大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

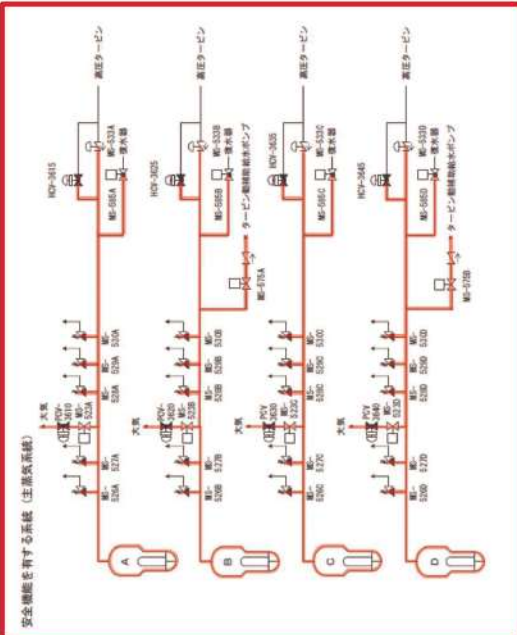
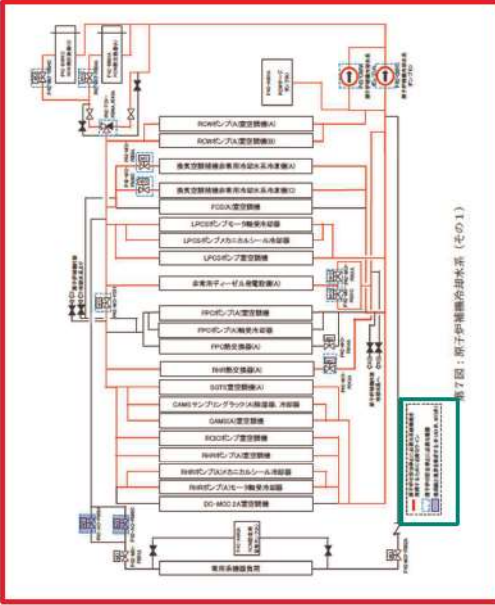
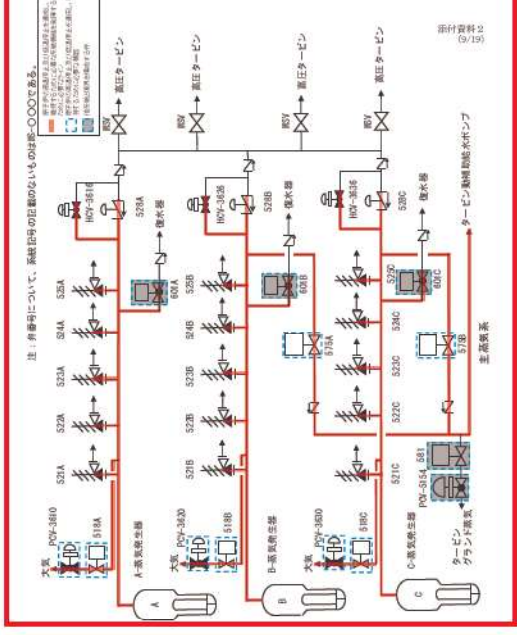
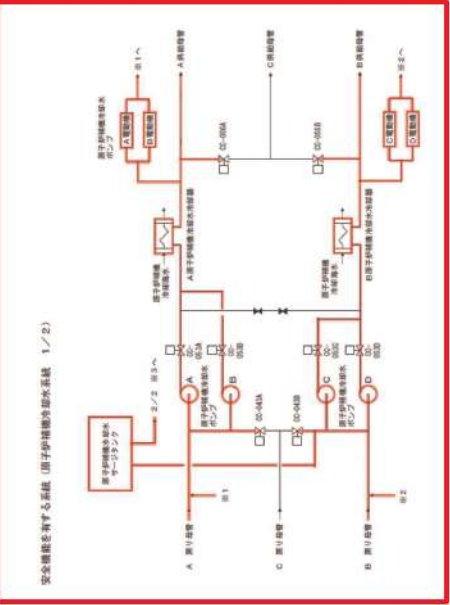
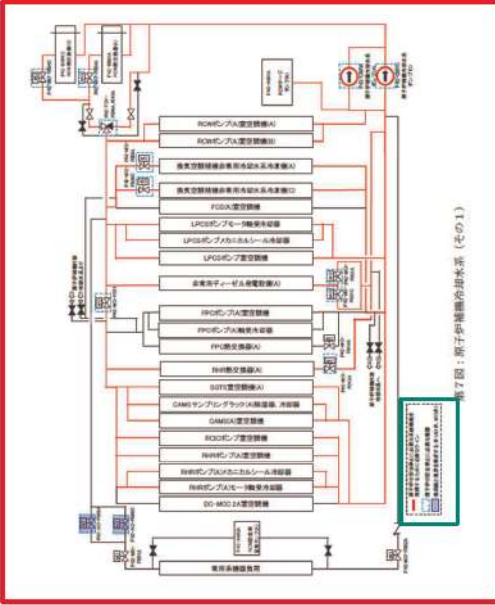
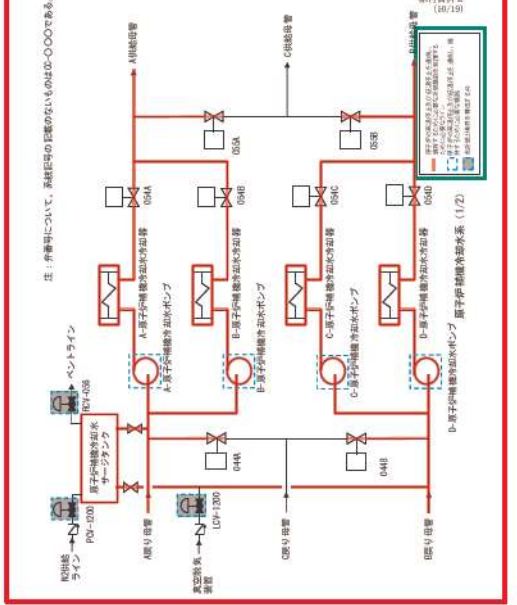
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料2 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機能を実現するための系統)

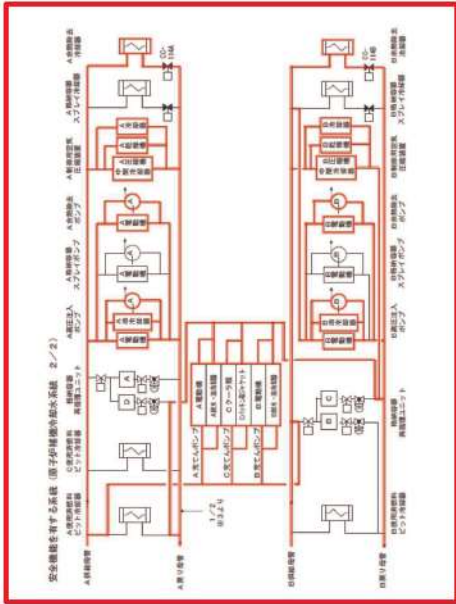
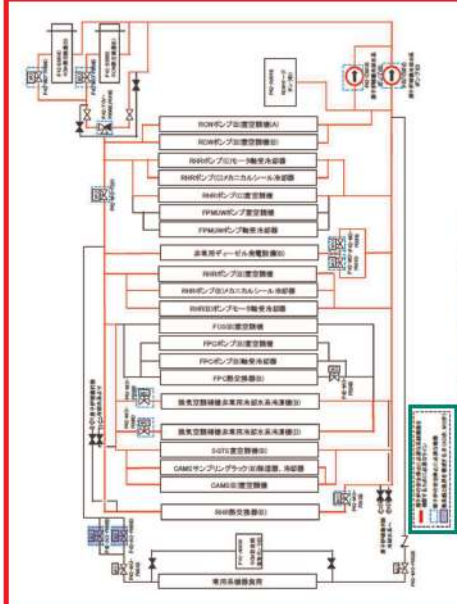
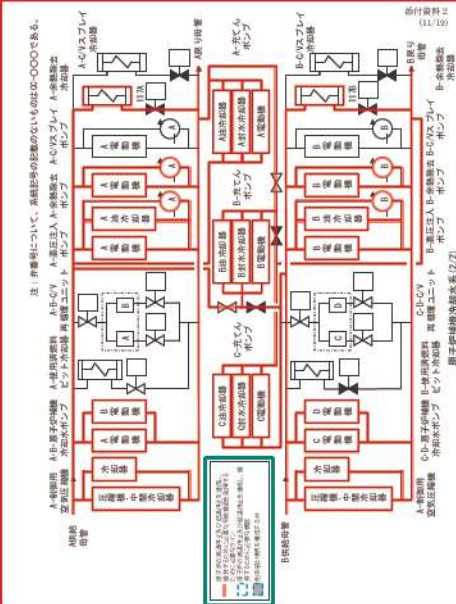
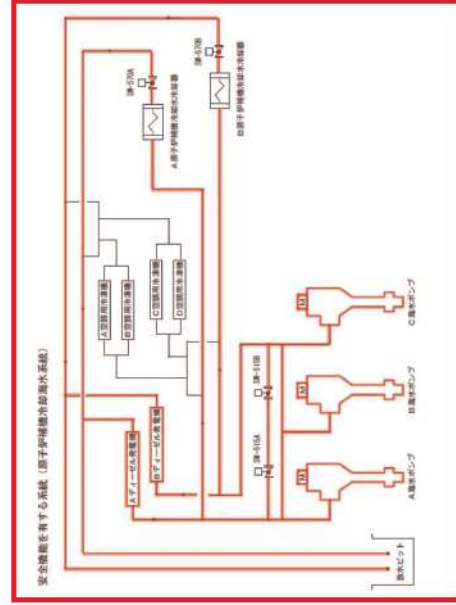
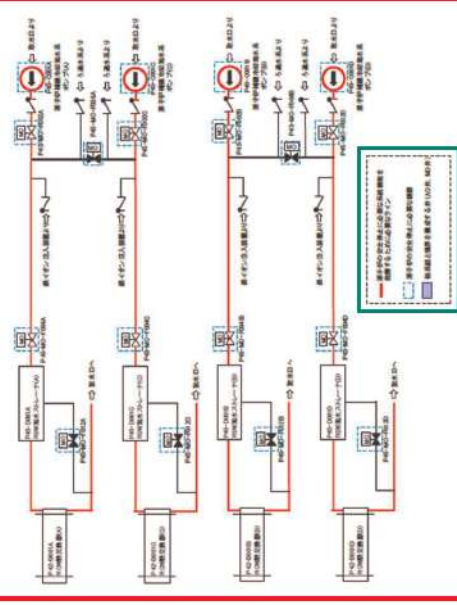
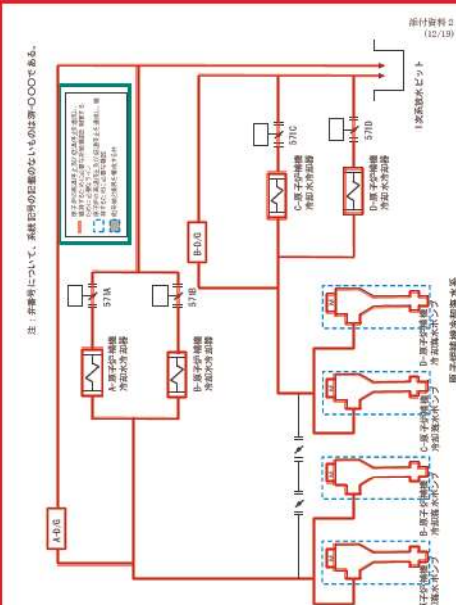
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を持つ系統 (補給給水系統)</p>	 <p>第8図：原子炉降圧降圧系統</p>	 <p>添付資料2 (7/19)</p> <p>注：併番号について、系統図中の記号のいものはF-000である。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための機能を有する系統として系統図を記載していない</p> <p>【女川、大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

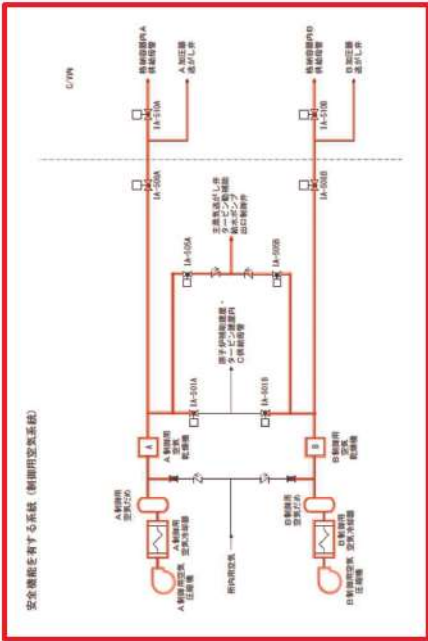
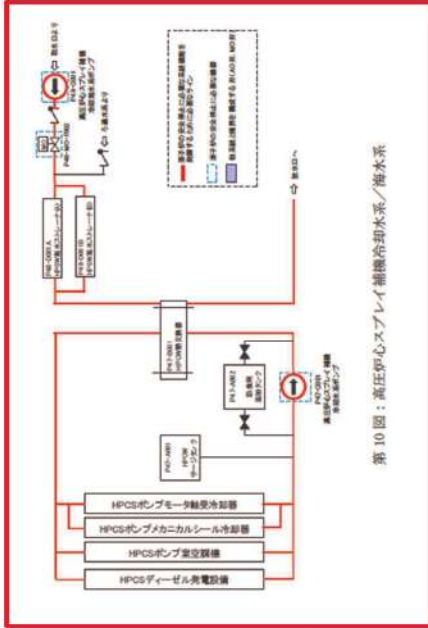
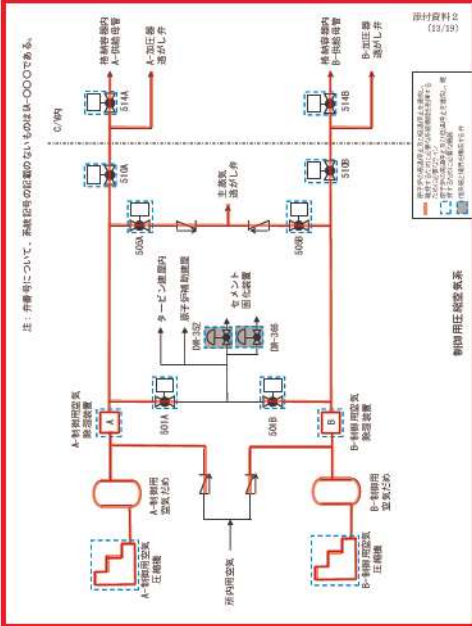
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>安全機能を有する系統 (主蒸気系統)</p> 	<p>原子炉冷却系取水系統 (その1)</p> 	<p>安全機能を有する系統 (主蒸気系統)</p> 	<p>【女川、大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違</p>
<p>安全機能を有する系統 (原子炉排熱冷却水系統 1/2)</p> 	<p>原子炉排熱冷却水系統 (その2)</p> 	<p>安全機能を有する系統 (原子炉排熱冷却水系統 1/2)</p> 	<p>【女川、大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p>

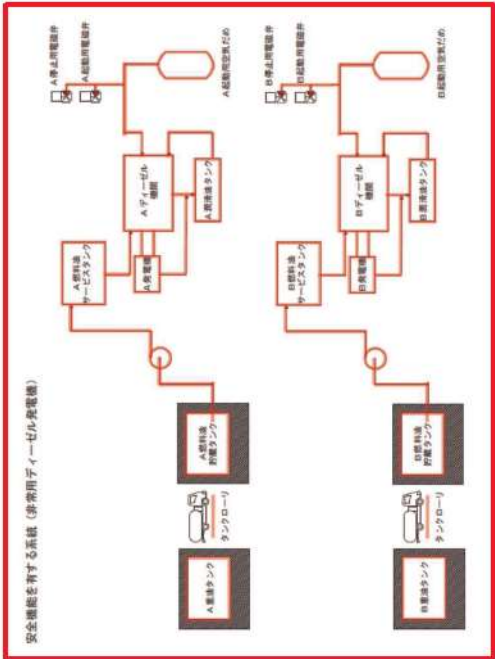
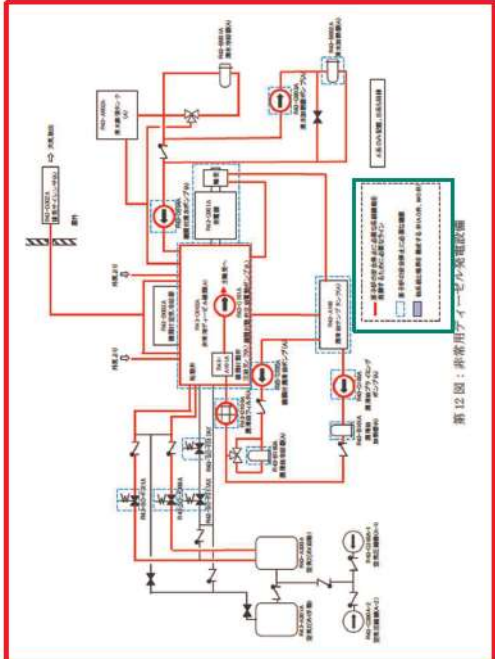
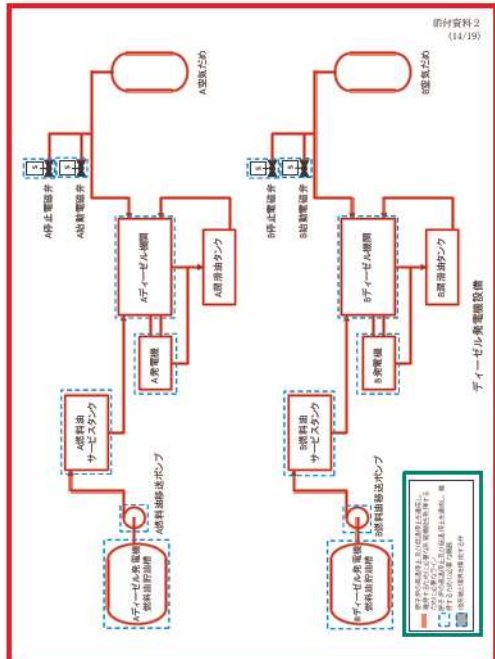
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>安全機能を有する系統 (原子炉機械冷却水系統 (その2))</p> 	<p>第8図：原子炉機械冷却水系統 (その2)</p> 	<p>泊発電所3号炉</p> 	<p>【女川, 大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p>
<p>安全機能を有する系統 (原子炉機械冷却水系統)</p> 	<p>第9図：原子炉機械冷却水系統</p> 	<p>泊発電所3号炉</p> 	<p>【女川, 大飯】 ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p>

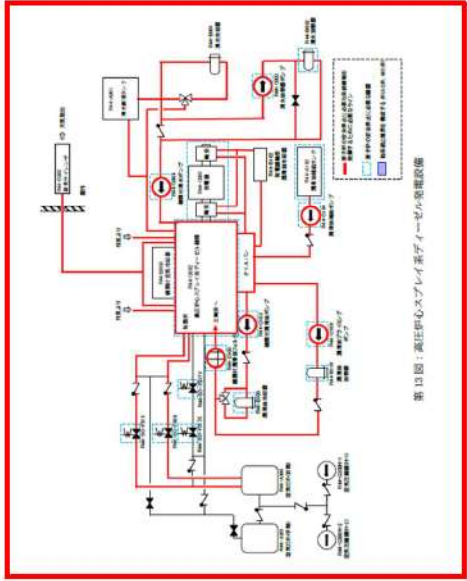
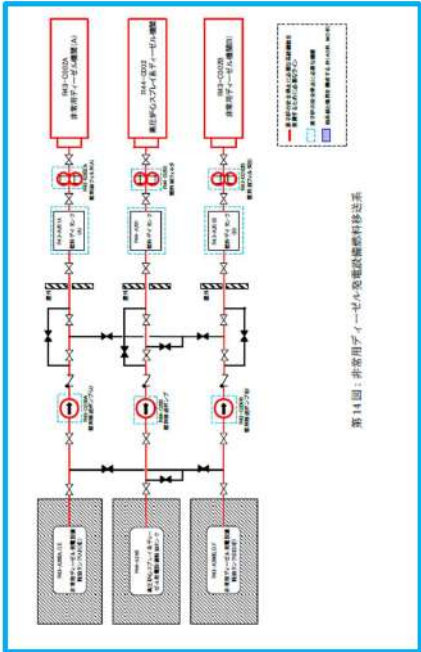
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を有する系統 (制御用空気系統)</p>	 <p>第10図：高圧炉心スプレー補償冷却水系/海水系</p>	 <p>制御用圧縮空気系統</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p>
		<p>【女川、大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

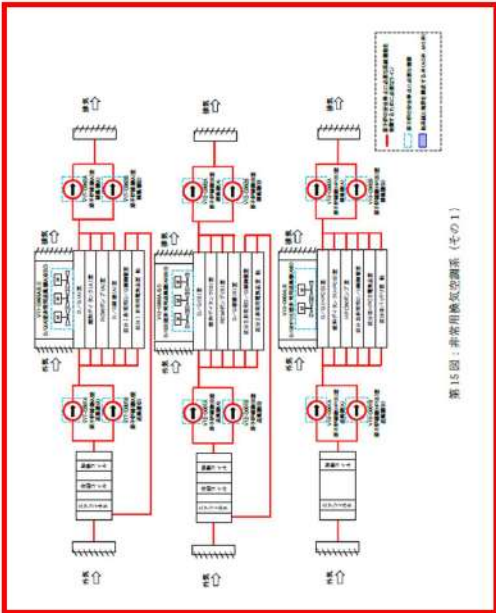
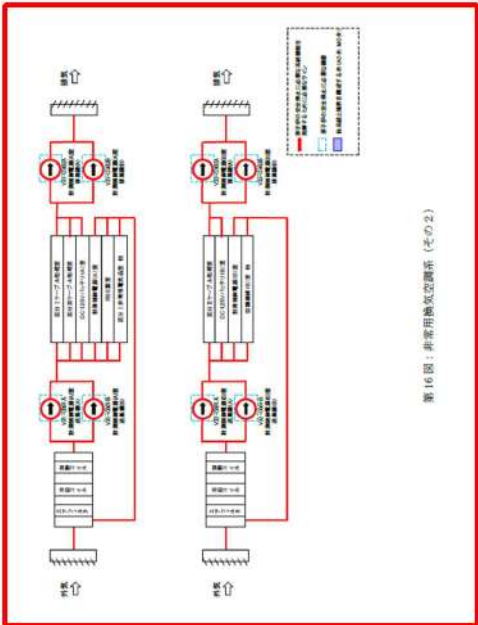
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>安全機能を有する系統 (非常用ディーゼル発電機)</p>	 <p>第12図：非常用ディーゼル発電設置</p>	 <p>添付資料2 (14/19)</p> <p>ディーゼル発電機設備</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川、大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

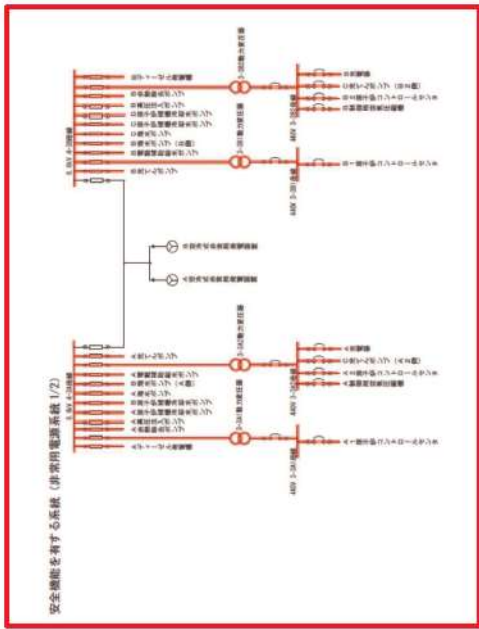
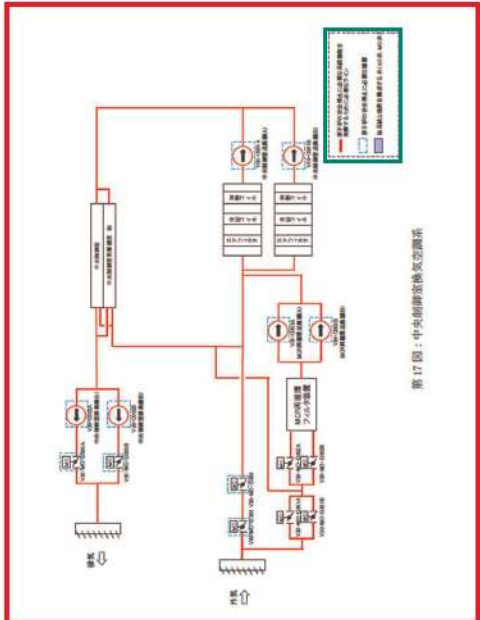
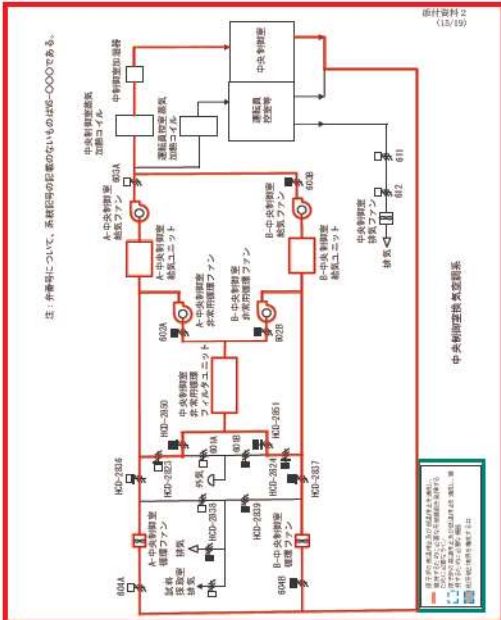
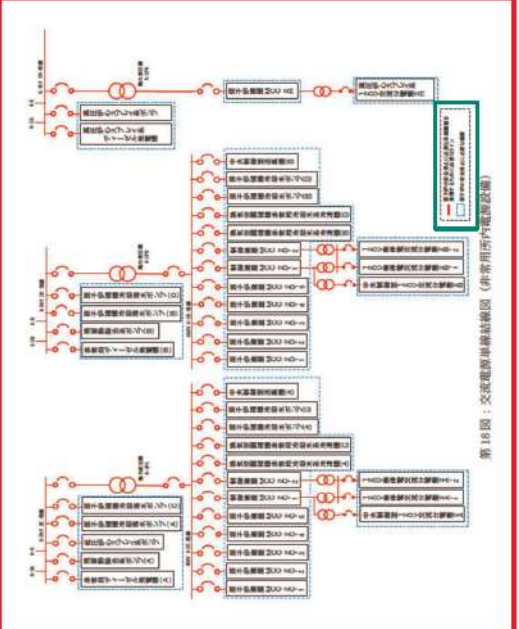
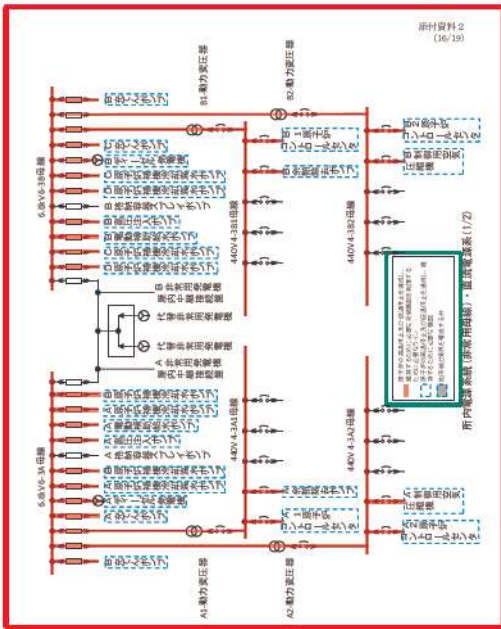
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 泊は前頁の系統図内に燃料油移送系統も記載している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

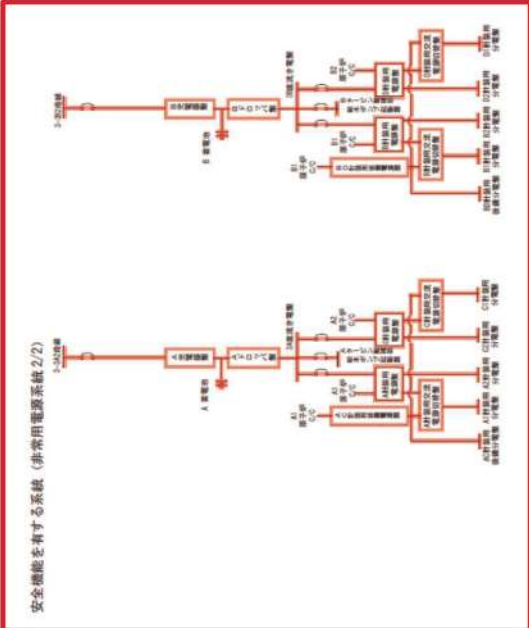
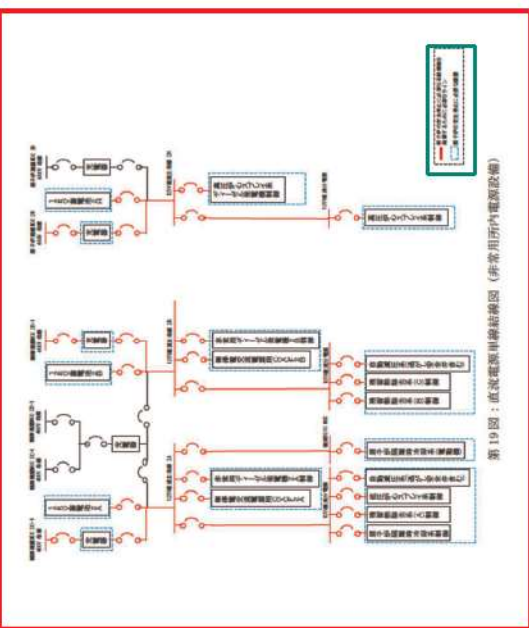
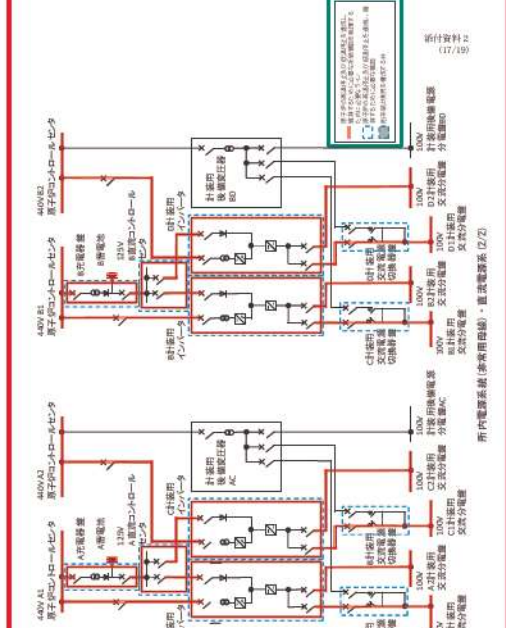
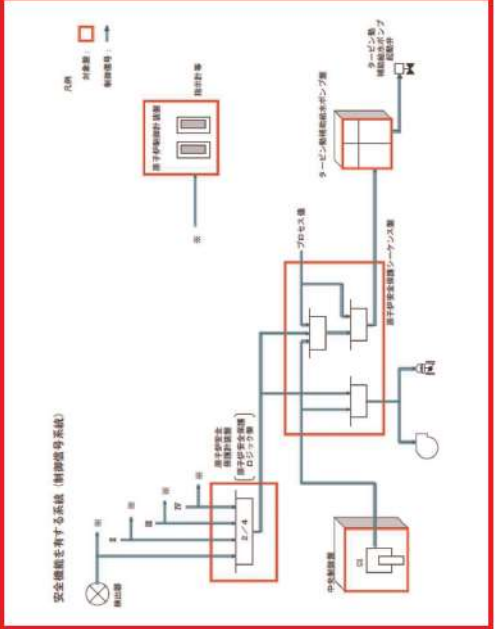
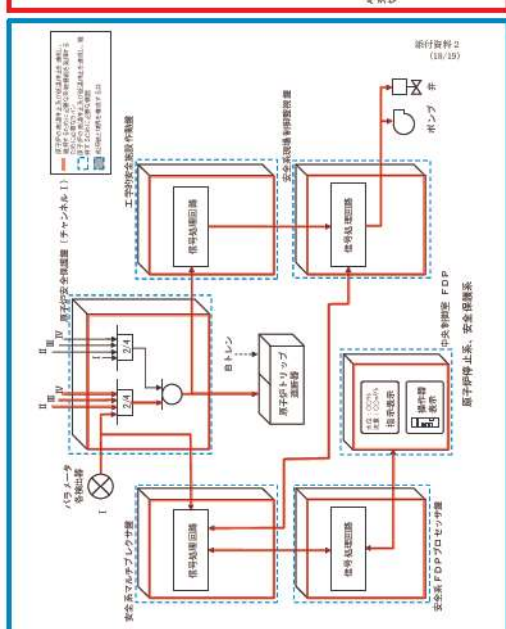
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第15図：非常用換気空調系統 (その1)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p>
	 <p>第16図：非常用換気空調系統 (その2)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>炉型及び系統、設備構成の相違</p>

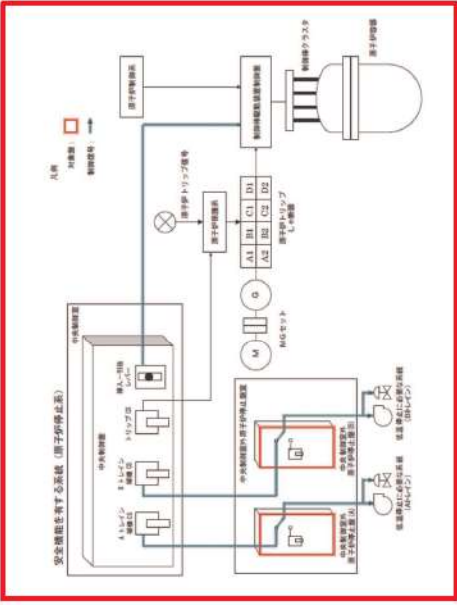
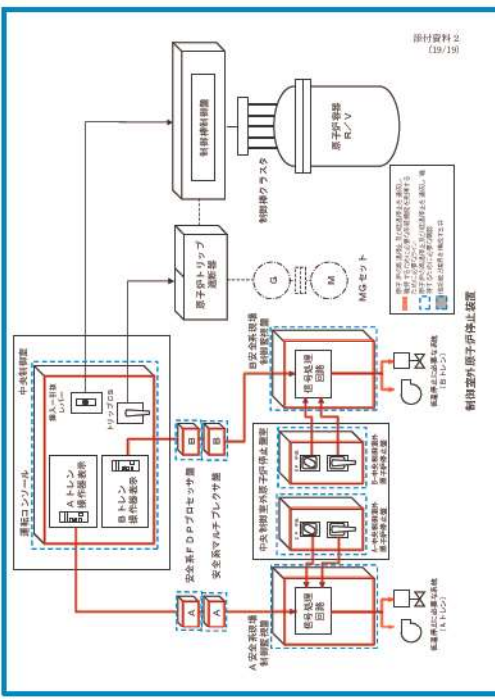
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>  <p>安全機能を有する系統 (非常用電源系統 (1/2))</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第17図：中央制御室換気空調系統</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>注：弁番号については、系統図時の記載のないものは000である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための機能を有する系統として系統図を記載していない 【女川】 ■記載表現の相違
	 <p>第18図：交流電源系統基盤図 (非常用電源系統設置)</p>	 <p>注：A、Bは、非常用電源系統の出力を監視する回路である。</p>	<p>【女川、大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 炉型及び系統、設備構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>安全機能を有する系統 (非常用電源系統 2/2)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第19図: 直流電源系統結線図 (非常用炉内電源設備)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>炉内電源系統 (非常用母線)・直流電源系 (2/2)</p>	<p>【女川, 大阪】 ■設計の相違 炉型及び系統, 設備構成の相違 【女川】 ■記載表現の相違</p>
<p>安全機能を有する系統 (情報番号系統)</p> 			<p>【大阪】 ■設計の相違 系統, 設備構成の相違 【女川】 ■記載方針の相違 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための機能を有する系統として系統図を記載していない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>系統、設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための機能を有する系統として系統図を記載していない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 添付資料3 換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について）

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>別紙1</p> <p>換気空調設備の評価</p> <p>大飯発電所3/4号炉の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」を設置しているエリアは、機器の周囲温度を設計許容温度以下とするよう、換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>このため、これら換気空調設備の停止時における「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」の設置エリアの室内温度の評価結果を以下にまとめる。</p> <th data-bbox="703 102 1339 1469"> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における換気空調設備の「原子炉の安全停止に必要な機器」への抽出について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置場所は、その室内温度が機器の設計温度以下となるように換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>単一の火災を想定した際に、換気空調設備が停止し、室内温度が機器の最高使用温度を超え、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能喪失が起り得る。</p> <p>本資料では、RCIC タービンポンプ室を対象とし換気空調設備停止時における室内温度の評価を実施することにより、換気空調設備が「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」になり得るかの評価結果を示した。</p> <th data-bbox="1339 102 1975 1469"> <p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>泊発電所 3号炉における換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉において、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置場所は、その室内温度が機器の設計温度以下となるように換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>単一の火災を想定した際に、換気空調設備が停止し、室内温度がケーブル損傷温度を超え、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能喪失が起り得る。</p> <p>本資料では、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置エリアを対象とし換気空調設備停止時における室内温度の評価を実施することにより、換気空調設備が「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」になり得るかの評価結果を示した。</p> <th data-bbox="1975 102 2172 1469"> <p>相違理由</p> <p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>（女川実績の反映：着色せず。記載項目は女川実績に合わせているが、評価内容は大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現、設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価内容の相違 <p>泊は火災影響評価と同様、ケーブルを代表機器とし、損傷温度を評価している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価対象の相違 <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。（大飯と同様）</p> </th></th></th>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における換気空調設備の「原子炉の安全停止に必要な機器」への抽出について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置場所は、その室内温度が機器の設計温度以下となるように換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>単一の火災を想定した際に、換気空調設備が停止し、室内温度が機器の最高使用温度を超え、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能喪失が起り得る。</p> <p>本資料では、RCIC タービンポンプ室を対象とし換気空調設備停止時における室内温度の評価を実施することにより、換気空調設備が「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」になり得るかの評価結果を示した。</p> <th data-bbox="1339 102 1975 1469"> <p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>泊発電所 3号炉における換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉において、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置場所は、その室内温度が機器の設計温度以下となるように換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>単一の火災を想定した際に、換気空調設備が停止し、室内温度がケーブル損傷温度を超え、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能喪失が起り得る。</p> <p>本資料では、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置エリアを対象とし換気空調設備停止時における室内温度の評価を実施することにより、換気空調設備が「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」になり得るかの評価結果を示した。</p> <th data-bbox="1975 102 2172 1469"> <p>相違理由</p> <p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>（女川実績の反映：着色せず。記載項目は女川実績に合わせているが、評価内容は大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現、設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価内容の相違 <p>泊は火災影響評価と同様、ケーブルを代表機器とし、損傷温度を評価している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価対象の相違 <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。（大飯と同様）</p> </th></th>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>泊発電所 3号炉における換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉において、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置場所は、その室内温度が機器の設計温度以下となるように換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>単一の火災を想定した際に、換気空調設備が停止し、室内温度がケーブル損傷温度を超え、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の機能喪失が起り得る。</p> <p>本資料では、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」の設置エリアを対象とし換気空調設備停止時における室内温度の評価を実施することにより、換気空調設備が「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」になり得るかの評価結果を示した。</p> <th data-bbox="1975 102 2172 1469"> <p>相違理由</p> <p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>（女川実績の反映：着色せず。記載項目は女川実績に合わせているが、評価内容は大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現、設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価内容の相違 <p>泊は火災影響評価と同様、ケーブルを代表機器とし、損傷温度を評価している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価対象の相違 <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。（大飯と同様）</p> </th>	<p>相違理由</p> <p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>（女川実績の反映：着色せず。記載項目は女川実績に合わせているが、評価内容は大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現、設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価内容の相違 <p>泊は火災影響評価と同様、ケーブルを代表機器とし、損傷温度を評価している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■評価対象の相違 <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。（大飯と同様）</p>
--	---	--	--

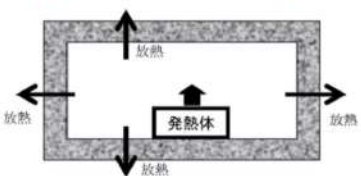

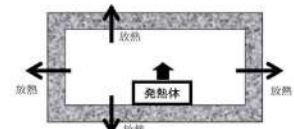
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料3 換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>(1) 対象となる換気空調設備</p> <p>大飯3 / 4号炉の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」設置エリアは、表5に示す換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>表5 原子炉の安全停止に必要な機器に対する換気空調設備について</p> <table border="1" data-bbox="103 807 667 1217"> <thead> <tr> <th>原子炉の安全停止に必要な機器</th> <th>換気空調設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全保護系 (安全保護シーケンス盤等)</td> <td>安全補機閉閉器室空調装置</td> </tr> <tr> <td>補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)</td> <td>タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御系統 (充てんポンプ等)</td> <td>補助建屋給気ファン、排気ファン ほう酸ポンプ室空調装置</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)</td> <td>— (屋外設置)</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)</td> <td>補助建屋給気ファン、排気ファン</td> </tr> <tr> <td>制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)</td> <td>制御用空気圧縮機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>非常用電源 (安全系電源盤等)</td> <td>安全補機閉閉器室空調装置</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室空調装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 評価</p> <p>表5に示す換気空調設備の停止を想定した場合の「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」設置エリアの室温評価の方法を以下に示す。</p>	原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備	安全保護系 (安全保護シーケンス盤等)	安全補機閉閉器室空調装置	補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置	化学体積制御系統 (充てんポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン ほう酸ポンプ室空調装置	高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室冷却装置	余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室冷却装置	原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)	— (屋外設置)	原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン	制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機室換気装置	非常用電源 (安全系電源盤等)	安全補機閉閉器室空調装置	非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置	中央制御室	中央制御室空調装置	<p>2. 評価対象となる換気空調設備</p> <p>RCIC タービンポンプ室においては、第1表に示す換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>第1表：原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を有する機器に対する換気空調設備</p> <table border="1" data-bbox="728 807 1314 922"> <thead> <tr> <th>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器</th> <th>換気空調設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系 (ポンプ等)</td> <td>RCIC ポンプ室空調機</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備	原子炉隔離時冷却系 (ポンプ等)	RCIC ポンプ室空調機	<p>2. 評価対象となる換気空調設備</p> <p>「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」設置エリアは、第1表に示す換気空調設備による除熱を実施している。</p> <p>第1表 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を有する機器に対する換気空調設備</p> <table border="1" data-bbox="1348 826 1953 1182"> <thead> <tr> <th>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器</th> <th>換気空調設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)</td> <td>電動補助給水ポンプ室換気装置</td> </tr> <tr> <td>補助給水系統 (タービン動補助給水ポンプ等)</td> <td>タービン動補助給水ポンプ室換気装置</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)</td> <td>安全補機室冷却装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)</td> <td>— (自然換気)</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)</td> <td>補助建屋給気ファン、排気ファン</td> </tr> <tr> <td>制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)</td> <td>制御用空気圧縮機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>安全補機閉閉器室、安全系計装盤室</td> <td>安全補機閉閉器室空調装置</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機室換気装置</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室空調装置</td> </tr> <tr> <td>安全系蓄電池</td> <td>蓄電池室換気装置</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備	補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	電動補助給水ポンプ室換気装置	補助給水系統 (タービン動補助給水ポンプ等)	タービン動補助給水ポンプ室換気装置	高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室冷却装置	余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室冷却装置	原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)	— (自然換気)	原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン	制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機室換気装置	安全補機閉閉器室、安全系計装盤室	安全補機閉閉器室空調装置	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置	中央制御室	中央制御室空調装置	安全系蓄電池	蓄電池室換気装置	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■評価対象の相違</p> <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。(大飯と同様)</p> <p>【女川】</p> <p>■評価対象の相違</p> <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p>
原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備																																																						
安全保護系 (安全保護シーケンス盤等)	安全補機閉閉器室空調装置																																																						
補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	タービン動補助給水ポンプ室換気装置 電動補助給水ポンプ室換気装置																																																						
化学体積制御系統 (充てんポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン ほう酸ポンプ室空調装置																																																						
高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室冷却装置																																																						
余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室冷却装置																																																						
原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)	— (屋外設置)																																																						
原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン																																																						
制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機室換気装置																																																						
非常用電源 (安全系電源盤等)	安全補機閉閉器室空調装置																																																						
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置																																																						
中央制御室	中央制御室空調装置																																																						
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備																																																						
原子炉隔離時冷却系 (ポンプ等)	RCIC ポンプ室空調機																																																						
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備																																																						
補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	電動補助給水ポンプ室換気装置																																																						
補助給水系統 (タービン動補助給水ポンプ等)	タービン動補助給水ポンプ室換気装置																																																						
高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室冷却装置																																																						
余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室冷却装置																																																						
原子炉補機冷却海水系統 (海水ポンプ等)	— (自然換気)																																																						
原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン																																																						
制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機室換気装置																																																						
安全補機閉閉器室、安全系計装盤室	安全補機閉閉器室空調装置																																																						
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置																																																						
中央制御室	中央制御室空調装置																																																						
安全系蓄電池	蓄電池室換気装置																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>a. 室温評価方法</p> <p>室温評価では、構造体構成情報、初期室内温度、室内発熱量、室外温度等に基づき、室内体積及び構造体への熱移動計算を繰り返し行い、一定時間後の室内温度を求めた。</p>  <p>1ステップ時間あたりの室内温度上昇 一定時間後の室内温度</p> $\Delta T_r = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V} \quad T_{rn} = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V} + T_{rn-1}$ <p>ΔT_r : 1ステップ時間あたりの室内温度変化 [°C] T_{rn} : 一定時間後の室内温度 [°C] T_{rn-1} : 前ステップの室内温度 [°C] q : 総発生熱量 [W] q_i : 室内側表面から室外へ移動する熱量 [W] ρ_a : 室内空気密度 [kg/m³] C_{pa} : 室内空気比熱 [J/kg°C] V : 室内体積 [m³] Δt : 1ステップ時間 [s]</p> <p>b. 評価条件</p> <p>上記室温評価を実施するに当たり、以下の評価条件を用いて評価を実施した。</p> <p>なお、初期室内温度、室内発熱量及び室外温度においては、温度評価結果が保守的となるよう通常運転時以上の温度を設定している。</p> <p>(a) 構造体構成情報 対象室体積及び開口部の面積、壁の厚み等を使用した。</p> <p>(b) 初期室内温度 通常時の室内熱負荷及び設計風量より、初期室内温度を求めた。</p>	<p>3. 換気空調設備停止時における室温評価結果</p> <p>3.1. 室内温度評価方法</p> <p>換気空調設備停止に伴い、室内の除熱機能が喪失するために室内温度が上昇し、最終的には室内発熱量と室外への放出熱量が平衡状態となるまで室内温度が上昇する。</p> <p>室内温度評価では、構造体構成情報、初期室内温度、室内発熱量、室外温度等に基づき、室内体積及び構造体への熱移動計算を繰り返し行い、一定時間後の室内温度を求めた。</p>  <p>T_r^{n+1} : Δt後の評価対象室の温度[°C] T_r^n : 評価対象室の温度[°C] Δt : 計算の時間刻み[sec] Q_r : 評価対象室の熱負荷[W] Q_c : 躯体熱負荷[W] C_i : 評価対象室の熱容量[J/K] α_i : 隣室 i に接する躯体との熱伝達率[W/m²C] S_i : 隣室 i に接する躯体との伝熱面積[m²] T_i : 躯体表面の温度[°C] T_a : 室温[°C]</p> $T_r^{n+1} = T_r^n + \left(\frac{Q_r + Q_c}{C_i} \right) \times \Delta t$ $Q_c = \alpha_i S_i (T_i - T_r)$ <p>3.2. 室温評価条件</p> <p>3.2.1. 室内の熱容量 保守的な観点から空気 (対象室容積) のみを考慮し、機器類等は見込まないものとした。</p> <p>3.2.2. 初期室温, 室外温度 RCIC タービンポンプ室及び隣接室の室内温度は、通常運転中の設計室温とした。また、保守的な観点から設定温度が評価対象室の初期温度と等しい隣接室側の伝熱面は常に断熱とした。</p>	<p>3. 換気空調設備停止時における室温評価結果</p> <p>3.1. 室内温度評価方法</p> <p>換気空調設備停止に伴い、室内の除熱機能が喪失するために室内温度が上昇し、最終的には室内発熱量と室外への放出熱量が平衡状態となるまで室内温度が上昇する。</p> <p>室内温度評価では、構造体構成情報、初期室内温度、室内発熱量、室外温度等に基づき、室内体積及び構造体への熱移動計算を繰り返し行い、一定時間後の室内温度を求めた。</p>  <p>第1図 熱移動のイメージ</p> <table border="1" data-bbox="1411 606 1904 702"> <thead> <tr> <th>1ステップ時間あたりの室内温度上昇</th> <th>一定時間後の室内温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$\Delta T_r = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V}$</td> <td>$T_{rn} = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V} + T_{rn-1}$</td> </tr> <tr> <td>$q_i = \alpha_i S_i \times (T_{rn} - T_a)$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1478 718 1904 941"> <tbody> <tr><td>ΔT_r</td><td>: 1ステップ時間あたりの室内温度変化 [°C]</td></tr> <tr><td>T_{rn}</td><td>: 一定時間後の室内温度 [°C]</td></tr> <tr><td>T_{rn-1}</td><td>: 前ステップの室内温度 [°C]</td></tr> <tr><td>T_a</td><td>: 室外温度 [°C]</td></tr> <tr><td>q</td><td>: 室内発熱量 [W]</td></tr> <tr><td>q_i</td><td>: 室内側表面から室外へ移動する熱量 [W]</td></tr> <tr><td>ρ_a</td><td>: 室内空気密度 [kg/m³]</td></tr> <tr><td>C_{pa}</td><td>: 室内空気比熱 [J/kg°C]</td></tr> <tr><td>V</td><td>: 室内体積 [m³]</td></tr> <tr><td>Δt</td><td>: 1ステップ時間 [s]</td></tr> <tr><td>S_i</td><td>: 構造体の伝熱面積 [m²]</td></tr> <tr><td>α_i</td><td>: 構造体の熱伝達率 [W/m²°C]</td></tr> </tbody> </table> <p>3.2. 室温評価条件</p> <p>3.2.1. 室内の熱容量 保守的な観点から空気 (対象室容積) のみを考慮し、機器類等は見込まないものとした。</p> <p>3.2.2. 初期室温, 室外温度 通常時の室内熱負荷及び設計風量より、初期室内温度を求めた。また、室外温度については、原則として保守的な設計室温を使用した。</p>	1ステップ時間あたりの室内温度上昇	一定時間後の室内温度	$\Delta T_r = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V}$	$T_{rn} = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V} + T_{rn-1}$	$q_i = \alpha_i S_i \times (T_{rn} - T_a)$		ΔT_r	: 1ステップ時間あたりの室内温度変化 [°C]	T_{rn}	: 一定時間後の室内温度 [°C]	T_{rn-1}	: 前ステップの室内温度 [°C]	T_a	: 室外温度 [°C]	q	: 室内発熱量 [W]	q_i	: 室内側表面から室外へ移動する熱量 [W]	ρ_a	: 室内空気密度 [kg/m ³]	C_{pa}	: 室内空気比熱 [J/kg°C]	V	: 室内体積 [m ³]	Δt	: 1ステップ時間 [s]	S_i	: 構造体の伝熱面積 [m ²]	α_i	: 構造体の熱伝達率 [W/m ² °C]	<p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 qi の算出方法について記載した</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■評価条件の相違 泊は初期室温は算出値を使用し、室外温度については保守的な数値を設定。(大飯と同様)</p>
1ステップ時間あたりの室内温度上昇	一定時間後の室内温度																																
$\Delta T_r = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V}$	$T_{rn} = (q - q_i) \times \frac{\Delta t}{\rho_a \times C_{pa} \times V} + T_{rn-1}$																																
$q_i = \alpha_i S_i \times (T_{rn} - T_a)$																																	
ΔT_r	: 1ステップ時間あたりの室内温度変化 [°C]																																
T_{rn}	: 一定時間後の室内温度 [°C]																																
T_{rn-1}	: 前ステップの室内温度 [°C]																																
T_a	: 室外温度 [°C]																																
q	: 室内発熱量 [W]																																
q_i	: 室内側表面から室外へ移動する熱量 [W]																																
ρ_a	: 室内空気密度 [kg/m ³]																																
C_{pa}	: 室内空気比熱 [J/kg°C]																																
V	: 室内体積 [m ³]																																
Δt	: 1ステップ時間 [s]																																
S_i	: 構造体の伝熱面積 [m ²]																																
α_i	: 構造体の熱伝達率 [W/m ² °C]																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 添付資料3 換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 室内発熱量 室内の機器発熱等を使用した。</p> <p>(d) 室外温度 原則として保守的な設計室温を使用した。</p> <p>(e) 判定基準 火災影響評価と同様に、ケーブルを代表機器として、ケーブル損傷温度 205℃を判定基準とした。</p> <p>c. 評価結果 表5のうち、「原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器」設置エリアのうち、発熱量の多いポンプや電気盤等の機器が設置されているエリアの室温を空調設備の運転が停止したと仮定して評価を実施した。 評価結果を表6に示す。</p>	<p>3.2.3. 室内発熱量 RCIC タービンポンプ室内における原子炉隔離時冷却系ポンプ運転時の原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン、原子炉隔離時冷却系タービン補機、原子炉隔離時冷却系配管からの発熱を使用した。</p> <p>3.2.4. 換気 換気空調設備停止のため、風による除熱は見込まないものとした。</p> <p>3.3. 評価結果 RCIC タービンポンプ室において、単一火災後 24 時間まで換気空調設備の運転が実施されなかった場合の室内温度と機器の最高使用温度を第2表に示す。</p>	<p>3.2.3. 室内発熱量 室内の機器発熱等を使用した。</p> <p>3.2.4. 換気 換気空調設備停止のため、風による除熱は見込まないものとした。</p> <p>3.3. 評価結果 「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」設置エリアにおいて、単一火災後 24 時間まで換気空調設備の運転が実施されなかった場合の室内温度とケーブル損傷温度を第2表に示す。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■評価対象の相違 泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。(大飯と同様)</p> <p>【女川】 ■評価内容の相違 泊は火災影響評価と同様、ケーブルを代表機器とし、損傷温度を評価している。(大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料2 添付資料3 換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表6 室温評価結果

原子炉の安全停止に必要な機器	換気空調設備	対象エリア	初期温度 (℃)	制限温度 (℃)	評価温度 (℃)	評価
安全保護系 (安全保護シークンセス監視等)	安全補機閉器室空調装置	A 1次系継電器室	24	205	40	○
		B 1次系継電器室	24	205	40	○
補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	M/D-APWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 A	33	205	73	○
	M/D-BFWP 室 換気装置	電動補助給水ポンプ室 B	33	205	66	○
	T/D-APWP 室 換気装置	タービン駆動補助給水ポンプ室	33	205	57	○
化学体積制御系等 (充てんポンプ等)	補助建屋給気ファン、排気ファン	充てんポンプ室 A	40	205	44	○
		充てんポンプ室 B	40	205	46	○
		充てんポンプ室 C	40	205	46	○
	ほう酸ポンプ室空調装置	ほう酸ポンプ室	40	205	40	○
高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	高圧注入ポンプ室 A	38	205	46	○
		高圧注入ポンプ室 B	37	205	45	○
余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室 冷却装置	余熱除去ポンプ室 A	40	205	44	○
		余熱除去ポンプ室 B	40	205	44	○
原子炉補機冷却水系統 (海水ポンプ等)		(屋外設置)				

第2表：室温評価結果

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備	対象エリア	初期室内温度 (℃)	温度制限 (℃)	評価温度 (℃)	評価
原子炉隔離時冷却系ポンプ	RCIC ポンプ室 空調機	RCIC タービンポンプ室	40	66	56	○

第2表 評価結果

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器	換気空調設備	対象エリア	初期温度 (℃)	制限温度 (℃)	評価温度 (℃)	評価
補助給水系統 (電動補助給水ポンプ等)	電動補助給水ポンプ室換気装置	電動補助給水ポンプ室は、A、Bそれぞれ独立して換気空調設備が設置されていることから、電動補助給水ポンプ室換気系が同時に機能喪失することはない。				○
補助給水系統 (タービン駆動補助給水ポンプ等)	タービン駆動補助給水ポンプ室換気装置	タービン駆動補助給水ポンプ室	30	205	50	○
高圧注入系統 (高圧注入ポンプ等)	安全補機室冷却装置	A 高圧注入ポンプ室 B 高圧注入ポンプ室	31 32	205 205	43 43	○ ○
余熱除去系統 (余熱除去ポンプ等)	安全補機室冷却装置	A 余熱除去ポンプ室 B 余熱除去ポンプ室	40 39	205 205	45 44	○ ○
制御用空気系統 (制御用空気圧縮機等)	制御用空気圧縮機室換気装置	制御用空気圧縮機室は、A、Bそれぞれ独立して換気空調設備が設置されていることから、制御用空気圧縮機換気系が同時に機能喪失することはない。				○
安全補機閉器室、安全系計装室	安全補機閉器室空調装置	安全系計装室 (A/B)	34/35	205	37/36	○
		安全系計装室 (A/B)	34/34	205	38/19	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室換気装置	ディーゼル発電機室は、A、Bそれぞれ独立して換気空調設備が設置されていることから、ディーゼル発電機換気系が同時に機能喪失することはない。				○
中央制御室	中央制御室空調装置	中央制御室	24	205	36	○
安全系蓄電池	蓄電池室換気装置	A 安全系蓄電池室 B 安全系蓄電池室	29 30	205 205	42 43	○ ○

【女川】
 ■評価対象の相違
 泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。(大飯と同様)

原子炉補機冷却水系統 (原子炉補機冷却水ポンプ等)	補助建屋 給気ファン 排気ファン	原子炉補機冷却水ポンプ室	40	205	40	○
制御用空気系統 (制御用空気圧縮機換気装置)	制御用空気圧縮機換気装置	制御用空気圧縮機室	34	205	42	○
非常用電源 (安全系電源盤等)	安全補機閉器室空調装置	A 安全補機閉器室 B 安全補機閉器室 A 蓄電池 B 蓄電池	26 25 32 32	205 205 205 205	57 49 38 38	○ ○ ○ ○
非常用ディーゼル発電機		非常用ディーゼル発電機室は、A、Bそれぞれ独立して空調設備が設置されていることから、ディーゼル発電機換気系が同時に機能喪失することはない。				○
中央制御室 (中央制御室制御盤)	中央制御室空調装置	中央制御室	24	205	37	○

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 添付資料3 換気空調設備の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」への抽出について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 結論</p> <p>評価結果により、RCIC ポンプ室空調機の停止に起因して「原子炉の安全停止に必要な機器」の機能喪失は起こり得ない。よって、RCIC ポンプ室空調機は、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」ではない。</p> <p>なお、その他の非常用炉心冷却系ポンプの設置場所にある空調機については、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器として抽出した。</p>	<p>4. 結論</p> <p>評価結果により、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための機器」を設置しているエリアの換気空調設備の停止に起因して「原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機器」の機能喪失は起こり得ない。よって、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための機器」を設置しているエリアの換気空調設備は、「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を達成するための機器」ではない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■評価対象の相違</p> <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価対象としている。(大飯と同様)</p> <p>【女川】</p> <p>■評価対象の相違</p> <p>泊は原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の設置エリアを換気している換気空調設備全てを評価し、影響がない事を確認している。(大飯と同様)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料2 添付資料4 非常用母線間の接続に対する他号炉への影響について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料4	泊発電所3号炉 添付資料4	相違理由
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 非常用母線間の接続に対する他号炉への影響について</p> <p>女川原子力発電所2号炉における、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な非常用電源系統は常用・共用母線及び予備変圧器を介して他号炉と接続されている。</p> <p>しかし、2号炉の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な非常用母線」は、他号炉と切り離す遮断器が設置されていることから分離は可能である。非常用母線の2号炉と他号炉間の接続状況を第1図に示す。</p> <p>非常用母線又は直流母線に単一の内部火災が発生しても、火災が発生していない区域の非常用母線又は直流母線は影響を受けないことを次頁以降に示す。</p> <div data-bbox="723 671 1312 1174" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第1図：非常用母線の2号及び他号炉間の接続状況</p> </div>		<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 <p>を識別する。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 <p>女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>泊3号炉の非常用電源系統は、他号炉と接続されていない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 非常用母線における火災発生時の影響について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉における「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の非常用母線（以下「非常用母線」という。）」に単一の内部火災を想定した場合においても、火災が発生していない区画の非常用母線が、影響を受けないことを以下に示す。</p> <p>2. 非常用母線における火災発生時の影響について 女川原子力発電所2号炉の非常用母線のいずれかで火災が発生した場合にも、以下のとおり系統は分離されており、機能は喪失しない。</p> <p>2.1. 耐火隔壁による分離 区分Ⅰ(A系)、区分Ⅱ(B系)、区分Ⅲ(HPCS系)の各安全系区分の補機に電源を給電する遮断器は、各々3時間の耐火能力を有する耐火隔壁によって囲まれた火災区画内に設置されており、火災の影響を受けることはない。 非常用母線の火災区画による分離を第2図に示す。</p> <p>2.2. 電気回路による分離 女川原子力発電所2号炉の区分Ⅰ(A系)、区分Ⅱ(B系)、区分Ⅲ(HPCS系)の非常用母線には、各々に起動変圧器からの受電ラインに受電遮断器が設置され、過電流による過熱防止用の保護継電器が設置されている。 いずれかの非常用母線に火災が発生し、短絡等の異常が発生した場合は、受電遮断器及び保護継電器の作動により電氣的に分離され、他の非常用母線の機能は維持される。 非常用母線の電気回路による分離を第3図に示す。</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における 非常用母線における火災発生時の影響について</p> <p>1. はじめに 泊発電所3号炉における「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の非常用母線（以下「非常用母線」という。）」に単一の内部火災を想定した場合においても、火災が発生していない区画の非常用母線が、影響を受けないことを以下に示す。</p> <p>2. 非常用母線における火災発生時の影響について 泊発電所3号炉の非常用母線のいずれかで火災が発生した場合にも、以下のとおり系統は分離されており、機能は喪失しない。</p> <p>2.1. 耐火隔壁による分離 Aトレン、Bトレンの各安全系の補機に電源を給電する遮断器は、各々3時間の耐火能力を有する耐火隔壁によって囲まれた火災区画内に設置されており、火災の影響を受けることはない。 非常用母線の火災区画による分離を第1図に示す。</p> <p>2.2. 電気回路による分離 泊発電所3号炉のAトレン、Bトレンの非常用母線には、各々に所内変圧器、予備変圧器及び後備変圧器からの受電ラインに受電遮断器が設置され、過電流による過熱防止用の保護継電器が設置されている。 いずれかの非常用母線に火災が発生し、短絡等の異常が発生した場合は、受電遮断器及び保護継電器の作動により電氣的に分離され、他の非常用母線の機能は維持される。 非常用母線の電気回路による分離を第2図に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 系統構成の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 系統構成の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 設備構成の相違</p>